

令和7年第3回（9月）坂城町議会定例会会期日程

令和7年9月1日

日次	月 日	曜日	開議時刻	内 容
1	9月 1日	月	午前10時	<ul style="list-style-type: none"> ○本会議 <ul style="list-style-type: none"> ・町長招集あいさつ ・議案上程 ・人事案等質疑 討論 採決 ・監査報告 ○委員会 <ul style="list-style-type: none"> ・社会文教
2	9月 2日	火		○休 会 （一般質問通告午前11時まで）
3	9月 3日	水		○休 会
4	9月 4日	木		○休 会
5	9月 5日	金		○休 会
6	9月 6日	土		○休 会
7	9月 7日	日		○休 会
8	9月 8日	月		○休 会
9	9月 9日	火	午前 9時	○本会議 ・一般質問
10	9月10日	水	午前 9時	○本会議 ・一般質問
11	9月11日	木	午前 9時	<ul style="list-style-type: none"> ○本会議 <ul style="list-style-type: none"> ・一般質問 ・一般会計決算案総括質疑 委員会付託 ・特別会計及び事業会計決算案総括質疑 委員会付託
12	9月12日	金	午前 9時30分	○委員会 ・総務産業、社会文教
13	9月13日	土		○休 会
14	9月14日	日		○休 会
15	9月15日	月		○休 会
16	9月16日	火	午前 9時30分	○委員会 ・総務産業、社会文教
17	9月17日	水		○休 会
18	9月18日	木		○休 会
19	9月19日	金		○休 会
20	9月20日	土		○休 会
21	9月21日	日		○休 会
22	9月22日	月	午前10時	<ul style="list-style-type: none"> ○本会議 <ul style="list-style-type: none"> ・委員長報告 質疑 討論 採決 ・条例案、補正予算案等 質疑 討論 採決

付議事件及び審議結果

9月1日上程

専決第 7号	和解及び損害賠償額の決定について	9月 1日	承認
専決第 8号	和解及び損害賠償額の決定について	9月 1日	承認
議案第33号	坂城町固定資産評価審査委員会委員の選任について	9月 1日	同意
議案第34号	千曲市・坂城町等公平委員会委員の選任について	9月 1日	同意
陳情第 1号	高額療養費の自己負担上限額の引き上げをしないことを求める陳情	9月22日	採択
議案第35号	令和6年度坂城町一般会計歳入歳出決算の認定について	9月22日	認定
議案第36号	令和6年度坂城町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について	9月22日	認定
議案第37号	令和6年度坂城町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について	9月22日	認定
議案第38号	令和6年度坂城町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について	9月22日	認定
議案第39号	令和6年度坂城町下水道事業会計決算の認定について	9月22日	認定
議案第40号	坂城町職員の勤務時間及び休暇等に関する条例の一部を改正する条例について	9月22日	可決
議案第41号	坂城町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について	9月22日	可決
議案第42号	令和7年度坂城町一般会計補正予算（第3号）について	9月22日	可決
議案第43号	令和7年度坂城町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について	9月22日	可決
議案第44号	令和7年度坂城町介護保険特別会計補正予算（第1号）について	9月22日	可決
議案第45号	令和7年度坂城町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について	9月22日	可決
議案第46号	町道路線の廃止について	9月22日	可決
議案第47号	坂城町の特定の事務を取り扱う郵便局の指定について	9月22日	可決

9月22日上程

発委第 1号	高額療養費の自己負担上限額を引き上げないことを求める意見書について	9月22日	可決
--------	-----------------------------------	-------	----

発議第 3号	地方財政の充実・強化に関する意見書について	9月22日	可決
発議第 4号	「カリキュラム・オーバーロード」の改善を求める意見書について	9月22日	可決

令和7年第3回坂城町議会定例会

目 次

第1日 9月1日(月)	
○議事日程	2
○会議録署名議員の指名	3
○会期の決定	3
○町長招集あいさつ	3
○報告第2号～議案第34号の上程、 提案理由の説明、質疑、討論、採決	1 1
○議案第35号～議案第47号の上程、提案理由の説明、詳細説明	1 3
○監査報告	4 0
第2日 9月9日(火)	
○議事日程	4 6
○一般質問 大森 茂彦 議員	4 6
大日向進也 議員	6 0
中村 忠靖 議員	6 8
第3日 9月10日(水)	
○議事日程	7 8
○一般質問 塚田 舞 議員	7 8
宮入 健誠 議員	8 5
第4日 9月11日(木)	
○議事日程	1 0 0
○一般質問 柵津 明子 議員	1 0 0
水出 康成 議員	1 1 1
○一般会計決算案総括質疑、委員会付託	1 2 1
○特別会計及び事業会計決算案総括質疑、委員会付託	1 3 1
第5日 9月22日(月)	
○議事日程	1 3 4

○陳情採決	1 3 5
○議案第 3 5 号～議案第 3 9 号の委員長報告、質疑、討論、採決	1 3 6
○議案第 4 0 号～議案第 4 7 号の質疑、討論、採決	1 5 9
○追加議案上程、提案理由の説明	1 6 1
○発委第 1 号、発議第 3 号～発議第 4 号の質疑、討論、 採決	1 6 5
○閉会中の委員会継続審査申し出について	1 6 6
○町長閉会あいさつ	1 6 7

令和7年第3回坂城町議会定例会会議録

1. 招集年月日 令和7年9月1日
2. 招集の場所 坂城町議会議場
3. 開 会 9月1日 午前10時00分
4. 応招議員 13名

1 番議員	中 嶋 登 君	8 番議員	玉 川 清 史 君
2 〃	大日向 進 也 君	9 〃	山 城 峻 一 君
3 〃	塚 田 舞 君	10 〃	祢 津 明 子 君
4 〃	水 出 康 成 君	11 〃	朝 倉 国 勝 君
5 〃	宮 入 健 誠 君	12 〃	滝 沢 幸 映 君
6 〃	中 村 忠 靖 君	13 〃	大 森 茂 彦 君
7 〃	星 哲 夫 君		
5. 不応招議員 なし
6. 出席議員 13名
7. 欠席議員 なし
8. 地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者

町 長	山 村 弘 君
教 育 長	塚 田 常 昭 君
総 務 課 長	竹 内 祐 一 君
企 画 政 策 課 長	長 崎 麻 子 君
会 計 管 理 者	竹 内 優 子 君
住 民 環 境 課 長	山 下 昌 律 君
福 祉 健 康 課 長	鳴 海 聡 子 君
商 工 農 林 課 長	北 村 一 朗 君
建 設 課 長	高 橋 卓 也 君
教 育 文 化 課 長	細 田 美 香 君
収 納 対 策 推 進 幹	北 沢 明 君
ま ち 創 生 推 進 室 長	小 河 原 秀 昭 君
D X 推 進 室 長	瀬 下 幸 二 君
総 務 課 長 補 佐	宮 下 佑 耶 君
総 務 係 長	宮 嶋 和 博 君
総 務 課 長 補 佐	宮 嶋 和 博 君
財 政 係 長	宮 原 卓 君
企 画 政 策 課 長 補 佐	宮 原 卓 君
企 画 調 整 係 長	宮 原 卓 君
保 健 セ ン タ ー 所 長	川 島 徳 夫 君
子 ども 支 援 室 長	橋 本 直 紀 君
代 表 監 査 委 員	春 日 英 次 君
9. 職務のため出席した者

議 会 事 務 局 長	大 橋 勉 君
議 会 書 記	井 上 敬 子 君

10. 議事日程

- 第 1 会議録署名議員の指名について
- 第 2 会期の決定について
- 第 3 町長招集あいさつ
- 第 4 諸報告
- 第 5 報告第 2 号 町長の専決処分事項の報告について
- 第 6 議案第 33 号 坂城町固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 第 7 議案第 34 号 千曲市・坂城町等公平委員会委員の選任について
- 第 8 議案第 35 号 令和 6 年度坂城町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 第 9 議案第 36 号 令和 6 年度坂城町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 10 議案第 37 号 令和 6 年度坂城町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 11 議案第 38 号 令和 6 年度坂城町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 12 議案第 39 号 令和 6 年度坂城町下水道事業会計決算の認定について
- 第 13 議案第 40 号 坂城町職員の勤務時間及び休暇等に関する条例の一部を改正する条例について
- 第 14 議案第 41 号 坂城町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について
- 第 15 議案第 42 号 令和 7 年度坂城町一般会計補正予算（第 3 号）について
- 第 16 議案第 43 号 令和 7 年度坂城町国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）について
- 第 17 議案第 44 号 令和 7 年度坂城町介護保険特別会計補正予算（第 1 号）について
- 第 18 議案第 45 号 令和 7 年度坂城町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）について
- 第 19 議案第 46 号 町道路線の廃止について
- 第 20 議案第 47 号 坂城町の特定の事務を取り扱う郵便局の指定について

11. 本日の会議に付した事件

前記議事日程のとおり

12. 議事の経過

議長（中嶋君） おはようございます。

定足数に達しておりますので、これより令和 7 年第 3 回坂城町議会定例会を開会いたします。
なお、会議に入る前に、臼井洋一副町長から欠席の届出がなされております。

また、会議に入る前に、カメラ等の使用の届出がなされており、これを許可してあります。
直ちに本日の会議を開きます。

地方自治法第121条第1項の規定により、出席を求めた者は、理事者をはじめ各課等の長
でございます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりでございます。

◎日程第1「会議録署名議員の指名について」

議長（中嶋君） 会議規則第127条の規定により、11番 朝倉国勝議員、12番 滝沢幸映
議員、13番 大森茂彦議員を会議録署名議員に指名いたします。

◎日程第2「会期の決定について」

議長（中嶋君） お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日から9月22日までの22日間といたしたいと思えます。
ご異議ございませんか。

（異議なしの声あり）

議長（中嶋君） 異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は、本日から9月22日までの
22日間とすることに決定いたしました。

なお、一般質問の通告は、明日2日、午前11時までといたします。質問時間は答弁を含め
1人1時間以内とし、発言順位はさきの全員協議会において決定をしたとおりであります。

また、今議会の一般質問の開議時刻は、議会運営委員会の決定により、午前9時といたしま
す。

◎日程第3「町長招集あいさつ」

議長（中嶋君） 町長から招集の挨拶があります。

町長（山村君） 改めまして、おはようございます。本日ここに、令和7年第3回坂城町議会定
例会を招集いたしましたところ、議員の皆様全員のご出席をいただき開会できますことを心か
ら感謝申し上げます。

さて、今年も日本列島は猛暑に見舞われました。7月の平均気温は平年より2.89度高く、
明治の統計開始以来、最も高温となっております。先月5日には群馬県伊勢崎市で41.8度
を観測し、国内の歴代最高気温を更新いたしました。また、この夏は大気の不安定な状態が続
き、全国各地で、激しい雷雨や活発な前線の活動に伴う大雨などで、河川の氾濫や土砂災害が
頻発し、建物の浸水や損壊、道路の冠水など、自然の驚異が日本列島に大きな被害をもたら
しております。

このような中、町では、7月1日に全区長さんにお集まりいただき、台風シーズンが本格化する夏から秋にかけ、大雨への備えがますます重要になることを踏まえ、ハザードマップや避難情報のポイント、避難行動フローなどについて説明をさせていただく「防災説明会」を開催し、日頃からの備えと災害時の行動などの再確認をお願いしたところであります。

また、鹿児島県トカラ列島近海では、6月21日から活発な地震活動が続いており、7月20日までの1か月間に、震度1以上の揺れを観測した地震が2,196回に上り、特に6月30日から7月7日までの約1週間においては、震度6弱が1回、震度5強が3回、震度5弱が4回観測されました。国内には、わかっているだけでも約2千もの活断層があり、近い将来に、大きな地震を起こす可能性が高い活断層も複数指摘されており、いつ大きな地震が起きてもおかしくない状況と言われております。

このような状況下におきまして、昨日31日には、坂城地区を対象として、坂城小学校を会場に町総合防災訓練を実施いたしました。昨年に引き続き、大型の地震を想定した情報伝達訓練と避難所設営訓練を中心に、坂城地区の自主防災会や民生児童委員、婦人消防隊、町消防団など、大勢の皆様に参加をいただきました。

災害の未然防止、被害の軽減を図るためには、住民の皆さんの日頃からの災害に対する備えが重要であります。今後も家庭や地域、関係機関と連携を図りながら、防災・減災対策に努めるとともに、命を守る行動の周知徹底を図り、「安全で住み良い、災害に強いまちづくり」を進めてまいりたいと考えております。

さて、世界の経済情勢であります。第2次トランプ政権が打ち出した関税措置は、日本を含め多くの国に衝撃を与えております。アメリカによる関税措置の発表後、米中両国間で報復関税が発動されるなど事態が複雑化しており、今後、日本の中小企業についても輸出の鈍化、設備投資や個人消費の低迷などの影響があると予測されております。

日本総研などによりますと、アメリカでは、4～6月期の実質GDP成長率は前期比年率プラス3.0%と、輸入の急減を受けてプラス成長に転化したものの、関税コストの販売価格への転嫁や低所得層の支出抑制により、先行きの個人消費は減少に転じる見通しとされております。

また、ヨーロッパにおきましては、4～6月期の実質GDP成長率は前期比年率プラス0.50%と、プラス成長は維持しているものの、前期から大幅に減速しており、その背景はアメリカによる関税賦課前の駆け込み輸出の反動によるものとしております。

一方、中国においても、4～6月期の実質GDP成長率は前期比年率プラス5.2%で、政府目標プラス5.0%を上回る伸びで推移しておりますが、アメリカの関税政策をめぐる不確実性の高まりや、ASEANなどへの駆け込み輸出の反動などにより景気は減速する見通しとなっております。

次に、国内の状況であります。内閣府による7月の「月例経済報告」では、「景気は、アメリカの通商政策等による影響が一部にみられるものの、緩やかに回復している」としており、先行きについては、「雇用・所得環境の改善や各種政策の効果が緩やかな回復を支えることが期待されるが、アメリカの通商政策の影響による景気の下振れリスクには留意が必要であり、加えて、物価上昇の継続が消費者マインドの下振れ等を通じて個人消費に及ぼす影響なども、景気を下押しするリスクとなっており、金融資本市場の変動等の影響に引き続き注意する必要がある」としております。

また、長野県内の状況につきましては、日銀松本支店が7月に発表した「長野県の金融経済動向」によりますと、個人消費は緩やかに増加しており、設備投資も一部に弱めの動きがみられるものの、堅調に推移しているとされております。また、公共投資は振れを伴いつつも横ばい圏内、生産についても横ばい圏内で、雇用・所得は緩やかに改善しているとの観測から、総論として「長野県経済は、持ち直している」としております。

また、長野財務事務所における「県内経済情勢」におきましても、個人消費は緩やかに回復しつつあり、生産活動は持ち直しつつあるとの観測で、総括判断として「県内経済は、持ち直している」としているところであります。

当町におきましては、7月に実施いたしました町内の主な製造業20社の4～6月期経営状況調査の結果では、生産量は、3か月前の比較でプラスとした企業は前回調査時と同じ8社でしたが、マイナスとした企業は3社から9社に増えております。一方、売上げについては、プラスとした企業は8社から9社に、マイナスとした企業は6社から7社となり、ほぼ横ばいで推移しておりますが、アメリカの関税措置による景気への影響など不透明な状況であり、今後の動きを注視していく必要があるものと考えております。

また、雇用につきましては、4～6月の実績が総計でプラス54人と、3か月前のマイナス48人から大幅に増加しております。来春（令和8年4月）の雇用につきましても、11社が増員予定で、8社が減員分の補充を予定するなど、全体では152人の増員予定となっており、町内企業の活発な採用姿勢がうかがえる状況となっております。

アメリカの関税措置や原材料費の高騰など不安定な状況ではありますが、国内外の経済動向を注視しつつ、今後の町内企業の発展に期待するところであります。

続きまして、令和6年度の決算状況について申し上げます。

まず、歳入につきまして、町税のうち町民税の個人分が、令和5年度と比較いたしますと、プラス17.4%、約1億3,200万円の増、法人分につきましても、プラス76.4%、約3億1,100万円の増と、それぞれ増収となった一方、固定資産税につきましては、マイナス1.5%、約1,900万円の減で、町税全体では、前年度対比プラス15.8%、約4億2,100万円の増収となりました。

また、地方特例交付金につきましては、国の定額減税による個人町民税の減収分が国から補填されたことなどにより、前年度対比プラス184.6%、約5,900万円の増額となっております。

地方交付税につきましては、普通交付税の算定基礎となる基準財政収入額の算定費目の町民税が増額算定となったことから交付額は減額となり、地方交付税全体では、前年度対比マイナス2.7%、約4,100万円の減額となっております。

また、普通交付税の算定基礎となる基準財政収入額と基準財政需要額を用いて算出される財政力指数につきましては、3か年の平均値が前年度の0.621から0.629となり、0.008ポイントの増となっておりますが、県内における順位につきましては昨年同様、77市町村中6番目、町村の中では軽井沢町に次ぐ第2位となっております。

次に、国庫支出金につきましては、定額減税や物価高騰対策に係る地方創生臨時交付金、自治体システムの標準化に伴う補助金等が交付された一方で、橋梁修繕事業等に係る社会資本整備総合交付金の減額等により、前年度と比較し、約5,400万円の減額となっております。

続いて、県支出金につきましては、令和4年度から実施しておりましたJAながのちくま果実流通センターの施設等改修に係る産地生産基盤パワーアップ事業交付金の減などにより、前年度対比マイナス9.5%、約4,600万円の減額となっております。

また、町債につきましては、文化センター、びんぐし湯さん館への太陽光発電設備整備事業に係る緊急防災・減災事業債及び脱炭素化推進事業債の増額等により、プラス3.5%、600万円の増額となっております。

以上、歳入全体の決算額は、前年度対比プラス6.9%となる82億2,021万8千円あります。

一方、歳出につきましては、継続して実施している町道A01号線道路改良事業や橋梁修繕事業に加え、繰越事業の文化センター耐震補強及び大規模改修事業の増額などにより、普通建設事業費では、前年度対比プラス99.6%、約5億4,300万円増額となる約10億8,800万円となりました。

次に、義務的経費のうち扶助費につきましては、児童手当制度の拡充に伴う増により前年度対比プラス9.1%、人件費につきましてはプラス1.9%、公債費につきましてはプラス1.1%で、義務的経費全体では、プラス3.5%、約8,800万円の増額であります。

また、その他の経費につきましては、定額減税調整給付金や物価高騰対応重点支援給付金事業などにより、補助費等が前年度対比プラス7.1%、基金積立金などの積立金につきましてはプラス119.9%で、その他の経費全体では、プラス9.0%、約3億6,900万円の増額であります。

以上、歳出全体の決算額は、前年度対比プラス14.0%となる81億5,466万1千円

となっております。

なお、令和6年度決算を受けての財政健全化法による財政指標であります実質赤字比率、連結実質赤字比率、将来負担比率につきましては、昨年度と同じくいずれもマイナス、起債発行時の制限の基準となります実質公債費比率につきましては、3か年平均で、前年度からプラス0.5ポイントの8.4%となっております。

いずれの指標につきましても、早期健全化基準及び財政再生基準に比べ健全な状況で推移をしており、引き続き、将来にわたる負担の軽減、健全な財政運営に努めてまいります。

続きまして、6月定例会以降の主な事業の進捗状況について申し上げます。

町の最上位計画である「坂城町第6次長期総合計画」の後期基本計画及び第3期坂城町まち・ひと・しごと創生総合戦略」につきましては、一体的に計画を策定することとし、現在、計画の検証や課題の洗い出しなどの作業を進めております。

先月27日には町総合計画審議会において、後期基本計画及び総合戦略について諮問させていただきましたが、今後、計画の内容などについて、審議会委員の皆様にご審議をいただき、来年3月の策定、公表に向け、作業を進めてまいります。

次に、新複合施設につきましては、今年度は、各分野の職員とのヒアリングや利用団体との協議を踏まえ、詳細な実施設計に向け事業を進めております。

7月14日に開催しました第1回新複合施設建設委員会では、委員の皆様に対する説明と意見交換を行い、設計内容や進捗状況、今後のスケジュールなどについて情報共有を図りました。委員会終了後には、当日欠席された委員も含め、追加で意見をお聴きするなど、より使いやすい施設づくりに向けて、具体的な設計作業を進めているところであります。

また、先月28日には施設建設予定地周辺の関係者を対象に説明会を開催し、認定道路の付け替えや工事に伴う交通規制等のスケジュールについてご説明させていただき、工事期間中の安全対策等について、直接ご意見をお伺いする機会を設けたところであります。

なお、建設予定地内におきましては、先月末から埋蔵文化財の発掘調査に着手し、年内を目途に調査を行う予定となっております。引き続き、令和8年度からの施設建設に向け、着実に事業を進めてまいりたいと考えております。

次に、町のDX推進につきましては、国の「新しい地域経済・生活環境創生交付金」を活用した今年度の取組といたしまして、町が提供する各種サービスやアプリを集約した「自治体統合アプリ」の構築を進めるとともに、公共施設利用者の利便性の向上及び利用率向上を目的とした「スマートロックシステム」の導入を予定しているところであります。

「自治体統合アプリ」につきましては、7月にプロポーザルによる審査会を開催し、構築事業者を決定いたしました。

また、「スマートロックシステム」につきましても、入札により決定した事業者と契約を締

結し、対象施設への導入に向けた現地調査を実施しているところであります。今後、ドアの劣化箇所など必要な修繕を行い、来年1月の運用開始を目指してまいります。

なお、運用に向けた準備が整い次第、利用方法等につきまして、広報や町ホームページ等を通じて、町民の皆様に順次お知らせしてまいりたいと考えております。

次に、びんぐし湯さん館の入館料につきましては、坂城町温泉施設条例の改正後、町温泉施設の指定管理者である株式会社坂城町振興公社において検討が行われ、10月1日からの改定料金が決定されました。

利用される皆様の負担を考慮して、条例で定める上限額までの引上げは行わず、1回券の入館料を650円とし、子ども料金については、改正前と同じ料金でご利用いただけることとなりました。

今後も、株式会社坂城町振興公社とともに地域の皆様、施設を利用される皆様に愛される温泉としてサービスの向上に努め、より一層ご満足いただける施設を目指し、連携してまいります。

次に、子育て世帯の支援策として実施しております子どもの福祉医療費につきましては、これまで医療機関や薬局の窓口においてご負担いただいていた受給者負担金500円について、8月1日以降の診療分より無料といたしました。

対象は出生時から18歳到達後の3月31日までの子どもで、約1,700名に対して新しい受給者証を交付したところであります。次代を担う子どもたちが健やかに成長できるよう、引き続き安心して子育てができる環境整備に努めてまいります。

さて、今年で48回目を迎えました夏の風物詩、町民まつり「坂城どんどん」が8月2日に横町・立町通りを会場に開催されました。昼の部ではステージ発表や特別ゲストの日用品演奏ユニットkajii（カジー）さんによるライブなど様々な催しが行われ、子ども広場やピアガーデンなども大勢の方でにぎわいました。また、坂城小学校6年生や千曲川坂城陣太鼓による太鼓演奏、坂城神輿会による神輿の練り歩きが行われたほか、夜の部では、踊り流しが行われ、各連が息の合った踊りや威勢のよいパフォーマンスを披露し、会場が熱気に包まれました。猛暑の中ではありましたが、ご参加いただいた町民の皆様や、開催にあたりご協力いただきました関係者の皆様に深く感謝申し上げます。

続いて、先月15日には文化センターを会場として、議員各位にもご列席をいただく中、「第70回坂城町二十歳のつどい」が開催され、二十歳を迎えた107名の皆さんが出席され、二十歳を祝う式典と記念撮影が行われました。

式典では、会場の大型スクリーンに当時の小中学校卒業式の様子が映し出され、懐かしさと歳月の流れの速さに歓声が上がっていました。また、実行委員の代表からは、これまで支えてくれたご家族などへの感謝とともに、人として社会に貢献していけるよう頑張りたいなどの思

いが述べられ、頼もしく思うとともに、今後それぞれの目標に向かい、大いに活躍されることを期待するところであります。

また、23日には、文化センター体育館におきまして、「坂城・千曲薪能」が開催されました。3年ぶりの開催となる今回は、坂城町と千曲市の能楽愛好団体が協力した広域連携による共同開催方式となりました。当日は、宮入小左衛門行平刀匠による奉納鍛錬や、野村裕基さんによる狂言「茶壺」、松木千俊さんによる能「船弁慶」が上演され、大勢の皆様が一夜の幽玄な舞台を堪能いたしました。

さて、今年には太平洋戦争終結から80年の節目の年にあたり、平和に関する様々な事業を展開いたしました。まず、7月24日には、さかきふれあい大学「大人と子供の社会見学会」を開催し、阿智村の満蒙開拓平和記念館に赴き、太平洋戦争時に日本から中国東北部の満州に渡った大勢の農業移民、満蒙開拓団の展示見学や、語り部による概要説明、学習講和を通して平和な社会とは何かを一緒に考える講座を実施したところであります。

また、坂木宿ふるさと歴史館では、7月26日から昨日まで、企画展「戦争とさかき」を開催いたしました。戦時中の地域社会に焦点を当て、役場から届いた通知、記念の盃、出征兵士の手紙など、明治時代から昭和時代までの戦争に関わる様々な史料を展示し、大勢の皆様にお越しいただきました。

さらに、8月6日には、長野大学坂城町講座での平和について考える特別授業を開催し、小学生が長野大学の皆さんと一緒に上田市に残る太平洋戦争での戦争遺跡をバスで巡り、当時の社会情勢や思想を学びながら、平和について考える講座を開催いたしました。戦争に係る史料や遺品、遺跡などを通して、戦争の悲惨さや平和の尊さを感じていただく貴重な機会となったものと思っております。

続きまして、町内インフラ関係の動向について申し上げます。

町道A01号線の舗装修繕事業につきましては、坂城高校南側のコンビニエンスストア付近の舗装修繕及び道路拡幅工事に今月から着手する予定であり、交通量に配慮した夜間工事や交通規制の実施を予定しているところであります。

また、昭和橋修繕工事につきましては、国道側から数えて、6連目から8連目の上流部の主構（アーチ部）の補修工事に10月から着手し、主構補修工事完了後には引き続き、照明設備補修工事に着手する予定であり、こちらも長期間にわたる交通規制を実施いたします。

工事期間中は、皆様に大変ご不便をおかけいたしますが、日程が決まり次第お知らせしてまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、水道事業広域化についてであります。県企業局と長野市、上田市、千曲市、坂城町の5団体で構成する上田長野地域水道事業広域化協議会において、事業統合による広域化を行う際の業務運営、組織体制、財政運営などに関する基本的方針や事項をまとめ、今後さらなる

検討を進める上で指針となる基本計画について、協議を重ねてきたところであります。

7月14日に開催されました第5回協議会におきましては、公表済みの基本計画（素案）を基に、これまでに意見募集等で住民の皆様から寄せられたご意見や、各構成団体からの意見等を踏まえ修正した基本計画（案）について合意がなされ、年度内には正式に基本計画の決定を目指すべく、さらに協議を進めることを確認したところであります。

町民の皆様には、引き続き丁寧な説明を行うとともに、ご意見等をお聞きしながら、今後の方向性を決定してまいりたいと考えております。

続きまして、今後の事業やイベントの予定等について申し上げます。

今週5日に、テクノさかき駅前広場を会場として、「第31回テクノさかき工業団地まつり」が開催されます。このお祭りは、工業団地内企業の従業員の皆さんのみならず、町内の小さなお子さんから高齢の方まで、大勢の方が毎年楽しみにしておられ、今年も、ステージでのお笑いライブや歌謡ステージのほか、屋台の出店、花火大会などが行われますので、多くの皆様楽しんでいただきたいと思います。

また、9月15日の敬老の日を迎えるにあたり、町内で在宅の高齢者の皆様に対しまして、長寿のお祝いと敬老の意を表し、今週6日に敬老訪問を行う予定としております。

今年度は、9月1日現在、88歳の米寿の方が98名、99歳の白寿の方が17名、100歳以上の方が13名で、合計128名の皆様が敬老慶祝事業の対象となっております。なお、当町の最高齢は大正6年生まれの108歳の方でございます。

次に、鉄の展示館では、今月6日から11月16日まで、「第18回お守り刀展」を開催いたします。この展覧会は、全国の刀匠や刀職者から出展されたコンクールの受賞作品を展示し、日本の伝統美術工芸職人による刀剣美術をご覧いただけるまたとない機会となっておりますので、多くの皆様にご来館いただきたいと思います。

さて、全国で問題となっている空き家の増加は、当町においても例外ではなく、空き家の適正な管理や解消に向けて取り組んでいるところであります。

今月6日に「空き家対策講座」を開催するほか、27日には、空き家に関する様々な困り事の解決に向け、司法書士や宅地建物取引士、解体工事業者による無料相談会を開催いたします。空き家を所有されている方、また、近く空き家になることが見込まれる方は、ぜひこの機会にご相談いただきたいと思います。

続きまして、9月補正予算の主な内容について申し上げます。

歳入につきましては、普通交付税の確定に伴う地方交付税及び物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金等の国庫支出金などを増額する一方で、基金からの繰入金を減額しております。

また、歳出につきましては、6月定例会で予算をお認めいただきました国の定額減税調整給付事業につきましては、扶養の追加、所得減少や専従者、配偶者特別控除の対象者等の状況によ

り不足が生じるため、所要の予算について計上したところであります。

福祉分野におきましては、障がい福祉施設、高齢者福祉施設、医療機関等、物価高騰による影響がある社会福祉施設等が、引き続き安定したサービスの提供ができるよう、国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用し、支援を行う経費について計上いたしております。

また、今年度から事業を開始した高齢者補聴器購入助成事業につきまして、申請件数の増加に伴い、予算を増額し対応してまいります。

学校施設の整備につきましては、村上小学校の校内の連絡手段であるインターフォンに不具合があるため、国の学校施設環境改善交付金を活用し、緊急通報装置付きインターフォンの整備に係る予算を計上したところであります。

これらのほか、冬季の降雪に備え、町道及び林道の除雪経費、燃料高騰に伴う町温泉施設の指定管理者への持続化負担金、道路及び水路改良工事費、バラ公園の施設整備に係る工事請負費などを計上するとともに、現状の職員体制に合わせた人件費の調整をいたしております。

今議会に審議をお願いする案件は、専決報告が2件、人事案件が2件、一般会計・特別会計・公営企業会計の決算認定が5件、条例の一部改正が2件、令和7年度の補正予算が4件、町道路線の廃止が1件、町の特定の事務を取り扱う郵便局の指定が1件の計17件でございます。

よろしくご審議を賜り、ご決定いただきますようお願い申し上げます。招集の挨拶とさせていただきます。

◎日程第4「諸報告」

議長（中嶋君） 地方自治法第243条の3第2項の規定により、公益財団法人さかきテクノセンター及び株式会社坂城町振興公社、味ロジック株式会社に係る令和7年3月31日現在の経営状況報告書の提出がございました。

また、監査委員から例月現金出納検査報告書が提出されております。それぞれお手元に配付のとおりであります。

次に、陳情について申し上げます。本日までに受理した陳情は、お手元に配付のとおりでございます。所管の常任委員会に審査を付託いたしましたので、報告をいたします。

議長（中嶋君） 日程第5「報告第2号 町長の専決処分事項の報告について」から日程第7「議案第34号 千曲市・坂城町等公平委員会委員の選任について」までの3件を一括議題とし、議決の運びまでいたしたいと思っております。

職員に議案を朗読させます。

(議会事務局長朗読)

議長（中嶋君） 朗読が終わりました。

引き続き、提案理由の説明を求めます。

町長（山村君） それでは、専決第8号から議案第34号まで、ご説明申し上げます。

まず、専決第8号「和解及び損害賠償額の決定について」ご説明申し上げます。

本件は、令和7年6月3日、松本市内の駐車場において、職員が公用車を駐車し、降車する際、公用車のドアが隣に駐車していた相手方車両に接触し、損傷させた事故につきまして、相手方へ損害賠償を支払うことで示談成立の合意を得ましたので、専決処分をいたしたものでございます。

次に、専決第9号「和解及び損害賠償額の決定について」ご説明申し上げます。

本件は、令和7年6月6日、大字上平の旧久保家住宅駐車場内において、相手方車両が通行中、水量計の柵にかぶせてあった鉄板が跳ね上がり、相手方車両の燃料タンク等を損傷した事故につきまして、相手方へ損害賠償を支払うことで示談成立の合意を得ましたので、専決処分をいたしたものでございます。

以上、専決処分事項についてご報告いたします。

次に、議案第33号「坂城町固定資産評価審査委員会委員の選任について」ご説明申し上げます。

本案は、9月30日をもって中澤恵子委員の3年間の任期満了にあたり、その後任として、見識も高く、地域の信望も厚い西澤豊子氏が適任と存じ、選任いたしたく、地方税法第423号第3項の規定により、議会の同意をお願いするものであります。

なお、任期は令和7年10月1日から3年間であります。

中澤委員には8期24年間にわたってご尽力いただきましたことに、心より感謝と御礼を申し上げます。

最後に、議案第34号「千曲市・坂城町等公平委員会委員の選任について」ご説明申し上げます。

本案は、当町を含む1市1町3組合で共同設置している、千曲市・坂城町等公平委員会の委員のうち、本年11月20日をもって任期が満了となる山崎典久委員について、同氏が経験豊富で人格、識見ともに優れていることから、引き続き委員として再任いたしたく、議会の同意をお願いするものであります。

なお、任期は令和7年11月21日から令和11年11月20日までの4年間であります。

以上であります。

議長（中嶋君） 提案理由の説明が終わりました。

ここで、議案調査のため10分間休憩いたします。

（休憩 午前10時38分～再開 午前10時48分）

議長（中嶋君） 再開いたします。

◎日程第5「報告第2号 町長の専決処分事項の報告について」

専決第8号「和解及び損害賠償額の決定について」

「質疑、討論なく（原案賛成、電子採決、全員賛成により）承認」

専決第9号「和解及び損害賠償額の決定について」

「質疑、討論なく（原案賛成、電子採決、全員賛成により）承認」

◎日程第6「議案第33号 坂城町固定資産評価審査委員会委員の選任について」

「質疑、討論なく（原案賛成、電子採決、全員賛成により）同意」

◎日程第7「議案第34号 千曲市・坂城町等公平委員会委員の選任について」

「質疑、討論なく（原案賛成、電子採決、全員賛成により）同意」

議長（中嶋君） 次に、日程第8「議案第35号 令和6年度坂城町一般会計歳入歳出決算の認定について」から日程第20「議案第47号 坂城町の特定の事務を取り扱う郵便局の指定について」までの13件を一括議題として、提案理由の説明を行います。

職員に議案を朗読させます。

（議会事務局長朗読）

議長（中嶋君） 朗読が終わりました。

次に、提案理由の説明を求めます。

町長（山村君） それでは、議案第35号から第47号まで、順次ご説明申し上げます。

まず、議案第35号「令和6年度坂城町一般会計歳入歳出決算の認定について」ご説明申し上げます。

令和6年度坂城町一般会計歳入歳出決算につきましては、歳入総額82億2,021万8千円、歳出総額81億5,466万1千円、歳入歳出差引額6,555万7千円となりました。

実質収支額につきましては、歳入歳出差引額から、事業の実施時期や工期の関係で令和7年度へ繰り越した、物価高騰対策に係る国及び県の給付金支給事業、町道A01号線等の道路改良事業などの繰越事業等の充当財源となる3,626万8千円を除いた2,928万9千円があります。

この実質収支額から財政調整基金に繰り入れた1,500万円を除く1,428万9千円が、令和7年度への繰越金であります。

まず、歳入の主な内容といたしまして、自主財源のおよそ6割を占める町税につきましては、

法人町民税の増収等により、令和5年度と比較しプラス15.8%、約4億2,100万円の増額となりました。

また、地方特例交付金につきましては、国の定額減税による減収分が補填されたことから、約5,900万円の増額となりました。

地方交付税につきましては、普通交付税の算定基礎となる基準財政収入額が前年度より増額算定となったことから交付額は減額となり、マイナス2.7%、約4,100万円の減額となりました。

国庫支出金につきましては、自治体システムの標準化に係る補助金等が交付されましたが、橋梁修繕事業等に係る社会資本整備総合交付金の減額等により、約5,400万円の減額となりました。

続いて、歳出の主な内容につきましては、保健センターと老人福祉センターを複合化し、幅広い世代が集う健康・福祉・子育て等の新たな拠点となる複合施設建設事業において、5年度に策定した基本構想・基本計画を基に基本設計をまとめました。今年度は実施設計を行い、8年度からの建設に向け準備を進めているところであります。

その他、ハード事業といたしましては、文化センター耐震補強及び大規模改修事業に約5億1,300万円、昭和橋等の橋梁修繕事業に約5,800万円、水門の自動化を進める農業水路等長寿命化防災減災事業に約4,200万円などを支出したところであります。

デジタル化事業といたしましては、住民サービスの向上を図るため、公共施設予約管理システム等を導入いたしました。また、テクノセンターの施設ZEB化改修事業や小学校150周年記念事業への支援を実施いたしました。

決算の詳細につきましては、決算書の事項別明細書及びお手元にお配りいたしました主要施策の成果及び実績報告書のとおりであります。

また、内容の詳細につきましては、後ほど担当課長から説明をいたします。

次に、議案第36号「令和6年度坂城町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について」ご説明申し上げます。

令和6年度本特別会計歳入歳出決算は、歳入総額12億2,996万円、歳出総額12億2,445万2千円で、歳入歳出差引残額は550万8千円となり、このうち280万円を国民健康保険基金に積み立て、270万8千円を令和7年度に繰り越したところであります。

歳入の主な内容といたしましては、国民健康保険税2億5,465万7千円、県支出金8億8,206万3千円、一般会計繰入金7,960万3千円であります。

歳出の主な内容といたしましては、保険給付費8億6,822万5千円、事業費納付金3億1,664万5千円、保健事業費1,443万円であります。

療養給付費、療養費、高額療養費を合わせた支払額は、前年度と比較しますと1.7%の減

となっております。

次に、議案第37号「令和6年度坂城町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について」ご説明申し上げます。

令和6年度本特別会計歳入歳出決算は、歳入総額13億6,002万9千円、歳出総額13億5,876万7千円で、歳入歳出差引残額は126万2千円となり、このうち15万円を支払準備基金に積み立て、111万2千円を令和7年度に繰り越したところであります。

歳入の主な内容といたしましては、介護保険料2億9,858万2千円、国庫支出金3億1,830万4千円、支払基金交付金3億5,109万8千円、県支出金1億8,937万7千円、一般会計繰入金1億9,674万8千円であります。

歳出の主な内容といたしましては、保険給付費12億5,940万3千円、基金積立金825万5千円、地域支援事業費6,672万6千円であります。

前年度と比較し、保険給付費、地域支援事業費とも2.5%の増でありました。

次に、議案第38号「令和6年度坂城町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について」ご説明申し上げます。

令和6年度本特別会計歳入歳出決算は、歳入総額2億8,562万7千円、歳出総額2億8,532万7千円で、歳入歳出差引残額は30万円となり、全額を令和7年度に繰り越したところであります。

歳入の主な内容といたしましては、後期高齢者医療保険料2億3,143万6千円、一般会計繰入金5,383万9千円であります。

歳出の主な内容といたしましては、後期高齢者医療広域連合納付金2億8,312万5千円、総務費186万5千円であります。

次に、議案第39号「令和6年度坂城町下水道事業会計決算の認定について」ご説明申し上げます。

公共下水道の整備は、主に中之条・上平地区の舗装本復旧及び坂城更埴バイパス関連で既設下水道管路の移設工事を実施し、令和6年度末で供用面積は573ヘクタールに達し、整備面積の進捗率は95%となりました。

収益的収入の内容といたしましては、下水道事業収益6億156万3千円のうち営業収益1億8,718万4千円、営業外収益4億1,437万9千円であり、収益的支出の内容につきましては、下水道事業費用5億4,540万3千円のうち営業費用5億223万2千円、営業外費用3,751万8千円、特別損失565万3千円であります。

次に、資本的収入の内容といたしましては、資本的収入1億8,184万7千円のうち、企業債1億5,510万円、補助金1,040万円、負担金等1,634万7千円であり、資本的支出の内容につきましては、資本的支出4億2,991万7千円のうち建設改良費

7, 784万9千円、企業債償還金3億5,206万8千円であります。

なお、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額2億4,807万円につきましては、当年度分消費税資本的収支調整額707万7千円、損益勘定留保資金等2億4,099万3千円で補填しております。

次に、議案第40号「坂城町職員の勤務時間及び休暇等に関する条例の一部を改正する条例について」ご説明申し上げます。

本案は、仕事と生活の両立支援のため、民間労働法制の改正及び国における人事院規則の改正が行われることから、地方公務員法の趣旨に沿い、町においても対応する条例に関して所要の改正を行うものであります。

改正の主な内容といたしましては、職員から妊娠、出産等についての申出があった場合、職員の子が3歳になるまでの適切な時期に、職員に対して、仕事と育児の両立に資する制度等の情報提供を行うなど、必要な措置を講ずることを規定するものであります。

次に、議案第41号「坂城町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について」ご説明申し上げます。

本案は、地方公務員の育児休業等に関する法律が改正されたことに伴い、本条例に関して所要の改正を行うものであります。

改正の主な内容といたしましては、子を養育するための部分休業について、現行の1日につき2時間を超えない範囲内での取得形態に加え、1年につき条例で定める時間（10日相当）を超えない範囲内での取得形態を設けるなど、取得方法の拡充を図るものであります。

次に、議案第42号「令和7年度坂城町一般会計補正予算（第3号）について」ご説明申し上げます。

本案は、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ5,595万8千円を増額し、歳入歳出予算の総額を76億2,047万3千円とするものであります。

歳入の主な内容といたしましては、地方交付税3億5,219万9千円、国庫支出金8,991万9千円、前年度繰越金428万8千円、町債630万円をそれぞれ増額し、基金繰入金3億9,947万6千円を減額するものであります。

一方、歳出の主な内容につきましては、温泉施設持続化負担金1,400万円、定額減税調整給付事業費3,445万9千円、社会福祉施設等物価高騰対策支援金285万8千円、道路維持工事費600万円、町道及び林道の除雪に要する費用1,300万円、64号橋道路改良に係る橋梁修繕事業600万円、水路改良工事費554万円、村上小学校緊急通報付き校内インターフォン整備事業453万9千円をそれぞれ増額し、人件費につきまして、現在の職員配置に合わせた調整等を行うものであります。

次に、議案第43号「令和7年度坂城町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）につい

て」ご説明申し上げます。

本案は、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ595万6千円を増額し、歳入歳出予算の総額を13億2,702万3千円とするものであります。

歳入の内容といたしましては、国庫補助金332万4千円、他会計繰入金42万5千円、繰越金220万7千円をそれぞれ増額するものであります。

歳出の内容につきましては、基金積立金220万7千円と、令和8年度から開始される子ども・子育て支援納付金は、保険税と併せて徴収するため、そのシステム改修に係る経費として総務管理費42万5千円、徴税費332万4千円をそれぞれ増額するものであります。

次に、議案第44号「令和7年度坂城町介護保険特別会計補正予算（第1号）について」ご説明申し上げます。

本案は、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ111万円を増額し、歳入歳出予算の総額を14億3,301万2千円とするものであります。

歳入の内容といたしましては、前年度繰越金111万円を増額し、歳出の主な内容につきましては、国庫支出金返還金64万6千円、県費支出金返還金32万2千円をそれぞれ増額するほか、事業の実施状況に応じ、一部予算の組替えを行うものであります。

次に、議案第45号「令和7年度坂城町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について」ご説明申し上げます。

本案は、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ131万5千円を追加し、歳入歳出予算の総額を2億9,687万6千円とするものであります。

歳入の内容といたしましては、国庫支出金101万7千円、前年度繰越金29万8千円をそれぞれ増額し、歳出の内容といたしましては、徴収費101万7千円、後期高齢者医療広域連合納付金29万8千円をそれぞれ増額するものであります。

次に、議案第46号「町道路線の廃止について」ご説明申し上げます。

本案は、1件の町道路線の廃止に係るもので、新複合施設建設に伴い、建設用地内にある町道0294号線を廃止するものであります。

最後に、議案第47号「坂城町の特定の事務を取り扱う郵便局の指定について」ご説明申し上げます。

本案は、住民サービスの拠点を増やし、利便性の向上を図るため、地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する法律に基づき、今後増加が見込まれる、マイナンバーカードの電子証明書の更新などの手続を行う町内2か所の郵便局の指定について、議会の議決をお願いするものであります。

以上、よろしくご審議の上、適切なるご決定を賜りますようお願い申し上げます。

議長（中嶋君） 続いて、各課長等に、議案第35号「令和6年度坂城町一般会計歳入歳出決算

の認定について」詳細説明を求めます。

初めに、歳入について説明を求めます。

財政係長（宮嶋君） 令和6年度坂城町一般会計歳入歳出決算の内容につきまして、順次ご説明申し上げます。

初めに、歳入全般について歳入歳出決算事項別明細書の13ページから、また、資料、主要施策の成果及び実績報告書3ページ及び4ページの内訳表により款別にご説明申し上げます。

歳入歳出決算事項別明細書13ページから14ページにかけての款1町税につきましては、収入総額が30億9,083万1千円で、前年度と比較しまして、率にしてプラス15.8%、金額で4億2,097万2千円の増収となりました。

内訳でございますが、町民税のうち個人分につきましては、税制改正による令和6年度分個人住民税において、定額減税が実施されたことにより減収があった一方で、株式譲渡による所得割額が大幅に増収したことにより、前年度対比プラス17.4%、法人分では、売上げが増加し、企業の業績が好調に推移したことにより、プラス76.4%、町民税全体ではプラス38.0%、4億4,267万5千円の増、固定資産税につきましては、3年に一度の評価替えによる土地の下落率の影響により、マイナス1.5%、軽自動車税はプラス1.0%、町たばこ税はマイナス2.8%、入湯税につきましては、入館者数の増により、プラス6.2%という状況でございました。

続いて、款2地方譲与税につきましては、令和元年度から交付されている森林環境譲与税のほか、地方揮発油譲与税、自動車重量譲与税が交付され、決算額は6,969万円、前年度対比プラス2.3%となりました。

次に、交付金関係では、款3利子割交付金につきましては、決算額85万1千円で、前年度に対し22万1千円の増、款4配当割交付金は、決算額1,532万2千円で377万2千円の増、15ページにかけての款5株式等譲渡所得割交付金は、決算額2,034万1千円で、885万7千円の増となっております。

款6法人事業税交付金につきましては、法人事業税の収入額の一部を、県が市町村の従業員数に応じて交付され、当町の交付額は4,580万8千円で、前年度に対し346万7千円の増となっております。

款7地方消費税交付金につきましては、決算額は3億9,513万3千円で、前年度対比プラス1.6%、634万9千円の増でございます。

続きまして、款8環境性能割交付金につきましては、自動車購入時に自動車の環境性能に応じ賦課される税金を財源として、その一部が県から交付され、決算額は711万7千円で、前年度に対し151万6千円の増となっております。

次に、16ページにかけての款9地方特例交付金につきましては、住宅借入金等特別税額控

除に係る減収分や、固定資産税の軽減に係る減収分を補填する新型コロナウイルス感染症対策
地方税減収補填特別交付金に加え、6年度は国の定額減税による個人町民税の減収分を補填す
る交付金が交付され、地方特例交付金全体の決算額は9,087万1千円で、前年度に対し
5,893万8千円の増となっております。

款10地方交付税につきましては、6年度の普通交付税は、基準財政需要額に新たな算定費
目こども子育て費が創設され、基準財政需要額は増額となりましたが、基準財政収入額の算定
費目町民税所得割が大幅に増額算定となり、交付額は減額となったことから、前年度対比マイ
ナス2.4%、3,396万6千円の減となりました。

また、特別交付税につきましては、前年度に対し686万9千円の減額となり、地方交付税
全体の決算額は14億7,538万2千円で、前年度対比マイナス2.7%、4,083万
5千円の減となっております。

款11交通安全対策特別交付金につきましては、決算額156万1千円で、前年度に対し
14万円の増でございます。

次に、17ページにかけての款12分担金及び負担金につきましては、決算額3,375万
8千円、前年度に対し110万4千円の減、19ページにかけての款13使用料及び手数料に
つきましては、決算額6,415万6千円、前年度に対し52万5千円の減でございます。

続きまして、22ページにかけての款14国庫支出金につきましては、自治体システムの標
準化に係るデジタル基盤改革支援補助金や公共施設予約管理システムの導入等、デジタル化事
業に係るデジタル田園都市国家構想交付金、物価高騰への支援に係る地方創生臨時交付金等が
交付されましたが、橋梁修繕事業等に係る社会資本整備総合交付金等の減額により、前年度に
対し5,369万1千円減少し、決算額は7億2,716万1千円でございます。

次に、26ページにかけての款15県支出金につきましては、決算額4億3,192万円で、
保全松林健全化整備事業補助金等は増額となりましたが、5年度に実施したJAながのちくま
果実流通センター改修に係る産地生産基盤パワーアップ事業の減などにより、前年度対比マイ
ナス9.5%、4,557万7千円の減となっております。

27ページにかけての款16財産収入につきましては、普通財産の貸付けや公有財産の土地
の売払い、基金積立金利子が主なものであり、決算額は3,577万6千円で、前年度に対し
908万円の増となっております。

続きまして、款17寄附金につきましては、ふるさと寄附金などにより、決算額は1億
2,469万9千円、前年度に対し2,500万5千円の減となっております。

次に、28ページにかけての款18繰入金につきましては、ふるさとまちづくり基金や広域
行政事業基金など、事業の目的に応じた特定目的基金からの繰入れが主なもので、決算額4億
4,105万8千円で、前年度に対し2億6,478万7千円の減、款19繰越金につきまし

ては、決算額5億1,686万6千円で、文化センター耐震補強・大規模改修事業等の繰越しに伴い、前年度に対し4億3,198万8千円の増となっております。

31ページにかけての款20諸収入につきましては、主なものは町税延滞金、町預金利子、中小企業振興資金貸付金元利収入等で、決算額は4億4,741万9千円、前年度対比プラス1.9%、854万9千円の増となっております。

歳入の最後になりますが、32ページにかけての款21町債につきましては、決算額1億8,449万8千円で、道路改良事業や橋梁修繕事業などに係る公共事業等債、文化センターやびんぐし湯さん館に設置した太陽光発電設備整備事業に係る緊急防災・減災事業債及び脱炭素化推進事業債、地方交付税の代替財源である臨時財政対策債などの起債発行を行いました。

借入額は、前年度対比プラス3.5%、623万3千円の増となっております。

以上、歳入総額は82億2,021万7,670円で、前年度対比プラス6.9%、5億3,011万3千円の増となりました。なお、調定額に対する収納率は、全体で98.3%でございます。

以上で歳入の詳細説明を終わらせていただきます。

議長（中嶋君） お疲れさまでした。次に、歳出について説明を求めます。なお、議会費は省略いたします。

総務課長（竹内君） 歳出につきまして、順次ご説明を申し上げます。事業ごとの詳細説明につきましては、「令和6年度主要施策の成果及び実績報告書」をご覧ください。

それでは、36ページをご覧ください。36ページから39ページにかけての款2総務費、項1総務管理費、目1一般管理費は、特別職及び職員の人件費等、経常的経費でございます。

38ページ、健康スクリーニング検診委託は、人間ドックを受診していない職員や会計年度任用職員が受診し、職員が何らかの健診を受けることで健康管理に努めているところでございます。

39ページにかけての職員研修事業では、人事評価研修やDX推進研修などのほか、階層別研修、専門研修等を実施いたしました。職員厚生事業につきまして、市町村職員互助会の負担金などがございます。

次に、目2文書費につきましては、役場全体の文書発送用の通信費、コピー機の賃借料、例規集のデータベースシステム等の使用料が主なものでございます。

40ページにかけての目3財政管理費は、基金への積立金が主なもので、財政調整基金、減債基金、広域行政事業基金への積立てを行いました。

なお、決算状況につきましては、「広報さかき」に掲載するとともに、主要施策の成果及び実績報告書につきましては、町ホームページで公開をしております。

会計管理者（竹内さん） 続きまして、40ページ、目4会計管理費につきましては、節10需

用費のうち印刷製本費は、決算書、封筒などの印刷、節11 役務費は、口座振込、公金収納、派出業務等の手数料が主なものでございます。

企画政策課長（長崎さん） 続きます、目5 財産管理費は、町の普通財産の管理等に係る樹木の伐採や草刈り等の委託経費が主なものでございます。

次に、目6 企画費ですが、41 ページにかけての企画政策推進経費では、長野・上田両広域連合への負担金のほか、町内在住または町内在校の高校生を対象としたタイ国研修の補助金や、移住定住人口の増加を目指して、町内に住宅を新築された方などへの移住定住促進事業補助金が主なものでございます。

42 ページにかけての温泉管理事業は、町の温泉施設であるびんぐし湯さん館の維持管理に係る経費で、浴槽用ろ過機循環装置オーバーホール工事や源泉中継ポンプの更新工事のほか、総エネルギーの推進のための太陽光発電設備の設置に係る設計監理委託及び工事を行いました。また、燃料費の高騰などによる経営への影響を考慮して、指定管理者である町振興公社に対し、持続化負担金のほか、びんぐし湯さん館施設等基金への積立てを行いました。

43 ページにかけてのまちづくり推進事業では、行政協力員への謝礼や文書配布などの行政事務委託、地域づくり活動の支援として、地域が行うコミュニティ活動に助成を行ったほか、DXの推進を図るため、県などとの共同調達による入札参加資格受付審査システムの導入に係る負担金や、国のデジタル田園都市国家構想交付金を活用した書かない窓口、公共施設予約システムなどの導入委託費が主なものでございます。また、多くの皆さんから頂いた信州さかきふるさと寄附金をふるさとまちづくり基金へ積立てを行いました。

続きます、国際交流事業では、長野地域連携中枢都市圏事業として、外国人向けの日本語教室の実施に係る負担金や、諸外国などと民間交流を進めている国際交流協会への補助金のほか、新型コロナウイルス感染症の影響で延期となっておりました、ポーランドの自治体ツェレスティヌフ郡などとのフレンドシップ協定締結に係る海外交流負担金などが主なものでございます。

44 ページにかけてのスマートタウン構想事業は、脱炭素化を推進するため、住宅用太陽光発電システムや家庭用定置型蓄電システムなどを対象に、家庭におけるエネルギー利用の効率化を図る補助を行いました。

次に、ふるさと納税事業につきましては、ふるさと寄附金をされた方への返礼品に係る経費のほか、寄附者の利便性向上と全国から寄附を受けやすい体制整備のため、インターネット活用などに係る業務委託が主なものでございます。

次に、複合施設建設事業につきましては、保健・福祉・子育て分野を中心とする複合施設の建設に向けた建設委員の報酬のほか、基本設計等の委託料、設計業者の選定に係る謝礼などが主なものでございます。

続きまして、目7広報広聴費です。45ページにかけての広報広聴一般経費は、町からの情報発信や効率的な情報収集を行うために必要な行政情報システムの運用・管理に係る経費で、主なものはインターネット系のサーバーや端末などの保守委託料及びリース料などでございます。

広報発行事業につきましては、「広報さかき」発行に要する印刷製本のほか、ホームページ管理システムに係るインターネットサービス料や、ハードウェアリース料が主なものでございます。

続きまして、電子自治体事業は、行政間の専用回線である総合行政ネットワーク（LGWAN）を通じ、国・地方公共団体間での電子メールや電子文書を交換するための経費で、機器保守料や賃借料、ソフトウェアの使用料、回線利用に係る県への負担金、システムの共同調達に係る自治振興組合への負担金などが主なものでございます。

次に、46ページにかけての目8電算費は、行政事務等の電算化に伴う経費で、国が進める自治体システムの標準化などに伴うシステム改修委託や機器などの保守料、ソフトウェアの使用料、ハードウェアのリース料、また社会保障・税番号制度の運用に必要な中間サーバーの負担金などが主なものでございます。

総務課長（竹内君） 続きまして、46ページから47ページにかけての目10業務管理費は、役場庁舎全般に係る光熱水費、冷暖房空調機械設備等の保守点検料、修繕料、総務課管理の庁用車に係る燃料費等でございます。工事請負費にて、隣接する町道の拡幅工事に伴う役場駐車場の改修工事を、備品購入費にて庁用車の更新を行いました。

また、繰越業務管理一般経費においては、ダンプの更新を行っております。

住民環境課長（山下君） 続きまして、47ページ、款2総務費、項1総務管理費のうち目11防犯対策費の主なものにつきましては、防犯灯の蛍光灯の購入や防犯灯の電気料、防犯灯の設置工事費、それから更埴防犯協会連合会、町防犯協会などの関係団体への負担金や補助金でございます。

同じく47ページから48ページにかけての目12交通安全対策費の主なものにつきましては、交通指導員の報酬や、毎年新入学児童に配付しております交通安全ヘルメット等の消耗品費、東北信交通災害共済の加入申込書の郵送料や千曲交通安全協会坂城支部への補助金でございます。

48ページ、目13消費生活費の主なものは、町文化祭等に係る消費生活ブース展示に係る謝礼や、高齢者の特殊詐欺や悪質商法の被害防止のための特殊詐欺防止装置取付費補助金でございます。

企画政策課長（長崎さん） 続きまして、49ページにかけての目14男女共同参画推進費の主なものは、女性専門相談員の謝礼及び女（ひと）と男（ひと）ふれあいさかきの講師謝礼、町

女性団体連絡会や男女共同みんなの会への活動補助のほか、男女共同参画センター大会議室の壁の塗装工事を行いました。

収納対策推進幹（北沢君） 49ページ目の続きでございます。目18定額減税調整給付事業、こちらにつきましては、令和6年分の所得税、個人住民税所得割の定額減税にかかる調整給付金の事業費でございます。節12委託料については、繰越しさせていただきましたシステム改修委託及び処理業務委託で、令和7年度に実施する不足給付に係るシステム改修の委託料を計上したもののについては、最終のプログラムリリースが翌年度に持ち越されたことから、繰越しさせていただきましたものでございます。

次に、50ページの項2徴税费、目1税務総務費、こちらにつきましては、主に職員の人件費等経常的経費に係るものです。節18負担金補助及び交付金、こちらにつきましては、長野県地方税滞納整理機構等の負担金となっております。

次に、51ページ目の目2賦課徴収費、こちらにつきましては、節10需用費の印刷製本費、町税に係る申告書、納税通知書等、印刷に係る費用となっております。節11役務費の通信運搬費、こちらは納税通知書等の送付に係るものでございます。節12委託料は住民税等の課税に係る電算処理業務委託、令和9年度に向けました固定資産税評価替えについての固定資産評価基礎資料整備の基礎資料整備に係る委託料等になっております。節22償還金・利子及び割引料、こちらは個人住民税、法人町民税等の税額の更正や税額の確定によるものの過年度分課税による過誤納納付金の還付金及び還付加算金となっております。以上です。

住民環境課長（山下君） 52ページから53ページにかけての款2総務費、項3戸籍住民基本台帳費、目1戸籍住民基本台帳費の主なものにつきましては、職員の人件費などの経常的経費や、住民票などコンビニ交付の際の手数料、住民基本台帳システムや戸籍総合システム等の保守に係る委託費、また、住民基本台帳システムや戸籍総合システムの機器等に係ります使用料でございます。

繰越しの戸籍住民基本台帳一般経費でございますが、氏名の振り仮名法制化対応のための住民基本台帳システム、戸籍附票システム等のシステム改修に係る委託料となっております。

総務課長（竹内君） 次に、53ページの項4選挙費、目1選挙管理委員会費は、選挙管理委員の報酬が主なものでございます。

54ページにかけての目8衆議院議員選挙費につきましては、令和6年10月27日執行の衆議院議員総選挙に要した経費で、職員手当のほか、ポスター掲示場の設置に係る委託費等でございます。

企画政策課長（長崎さん） 続きまして、項5統計調査費、目1統計調査総務費につきましては、県民手帳の購入費でございます。

次に、55ページにかけての目2委託統計調査費は、学校基本調査、世界農林業センサスに

おける調査を実施するとともに、今年の10月1日を基準日として実施される国勢調査の準備作業を行いました。

総務課長（竹内君） 同じく55ページの項6監査委員費、目1監査委員費は、監査委員さんの報酬等でございます。

議長（中嶋君） 詳細説明の途中でございますが、昼食のため午後1時30分まで休憩をいたします。

（休憩 午前11時46分～再開 午後 1時30分）

議長（中嶋君） 再開いたします。

引き続き、詳細説明を求めます。

福祉健康課長（鳴海さん） 午前に続きまして、決算書55ページ、款3民生費、項1社会福祉費、目1社会福祉総務費からご説明いたします。56ページにかけての社会福祉一般経費は、福祉委員の報酬や職員、会計年度任用職員に係る人件費のほか、民生委員活動費交付金、また保健福祉等複合施設整備基金に積立てを行いました。

57ページにかけての社会福祉協議会補助事業は、地域福祉を推進する社会福祉協議会の円滑な運営を支援する補助金が主なものでございます。

国民健康保険特別会計繰出金事業は、所得の低い方の保険料軽減に係る保険基盤安定負担金など、国保特別会計への繰り出しを行ったものでございます。

住民環境課長（山下君） 続いて57ページ、目2国民年金事務費の主なものは印刷製本費で、二十歳のつどいの対象者に啓発物品を作成し、配布、啓発いたしました。

福祉健康課長（鳴海さん） 続きまして、目3老人福祉費でございます。老人福祉一般経費は、主に長野広域連合及び更埴地域シルバー人材センター、老人クラブ等への負担金、補助金を支出いたしました。

58ページにかけての老人福祉町単事業は、各地区での高齢者祝賀行事への補助、敬老祝金事業が主なものでございます。

高齢者生活支援事業は、車椅子等を利用する移動が困難な高齢者等に対し、医療機関などへ送迎する外出支援サービスが主なものでございます。

介護保険特別会計繰出金事業は、介護保険給付に係る町の負担分や、住民税非課税世帯である第1段階から第3段階の被保険者の保険料軽減に係る公費負担分などを特別会計へ繰り出したものでございます。

後期高齢者医療保険事業は、医療費等に係る長野県後期高齢者医療広域連合への負担金、保険料軽減に係る特別会計への繰出金などでございます。

59ページにかけての介護予防施設管理等運営事業は、ふれあいセンターの管理運営に係る経費で、施設管理及び委託経費のほか、工事費で新たにオストメイトを設置いたしました。

次に、目4心身障がい者福祉費でございます。60ページにかけての心身障がい者福祉一般経費は、障がい支援区分の認定審査会に係る長野広域連合負担金のほか、障がい福祉サービス事業の開所にあたり、補助金を交付いたしました。

重度障がい者介護慰労金支給事業は、65歳未満の重度障がいがある方を在宅で介護されているご家族などに慰労金を支給いたしました。

福祉タクシー委託事業は、重度障がい者の外出等の負担軽減のため、タクシー利用券を交付したものでございます。

心身障がい者町単事業は、精神障がい者の入院医療費の助成のほか、腎臓機能障がい者の通院費や障がい施設等への通所費の補助、重度心身障がい者の福祉年金など、町単独で実施した事業経費でございます。

61ページにかけての福祉医療給付事業は、福祉医療費の給付について、国保連等審査に係る事務手数料のほか、重度障がい者の福祉医療費の給付が主なものでございます。

自立支援給付一般事業費は、障がい者の自立支援給付に係る審査手数料やシステム委託などの事務的な経費でございます。

介護・訓練等給付事業費は、障がい者の居宅介護や生活介護、また就労移行や就労継続に係る支援など、法定の障がい福祉サービス給付費のほか、令和5年度の実績に伴う国庫返還金が主なものでございます。

62ページにかけての自立支援医療事業費では、身体障がい者の障がいの除去・軽減を図るための更生医療や療養介護に対する給付と、令和5年度実績に基づく障がい者医療費国庫負担金返還金が主なものでございます。

補装具支給等支援事業費は、車椅子や補聴器等、身体機能を補う装具についての購入及び修理費に対し給付を行ったものでございます。

63ページにかけての地域生活支援事業費は、障害者総合支援法に基づき、市町村が実施することとされている地域活動支援センターの運営委託や日常生活用具の支給など、障がい者が自立した日常生活や社会生活を営むための支援を行ったものでございます。

企画政策課長（長崎さん） 続きまして、目5人権同和推進費は、同和对策集会所の管理委託及び部落解放同盟町協議会などへの補助金が主なものでございます。

次に、65ページにかけての目6隣保館運営費は、職員の人件費と隣保館の運営、維持管理に係る経常的な経費が主なもので、隣保館ふれあい交流フェスティバルを開催したほか、教養娯楽室のエアコン改修工事を実施いたしました。

福祉健康課長（鳴海さん） 続きまして、目7高齢者対策費は、養護老人ホームへの入所措置費が主な経費でございます。

次に、目8地域包括支援センター費でございます。66ページにかけての地域包括支援セン

ター一般経費は、会計年度任用職員の人件費と介護予防に係るケアマネジメント業務委託が主な経費でございます。

老人福祉センター管理等事業は、老人福祉センターの管理運営を社会福祉協議会へ委託したものでございます。

住宅整備事業は、重度障がいの方が日常生活における居住環境の整備に要した経費の一部を補助いたしました。

高齢者在宅生活支援事業は、高齢者の健康維持、交流、認知症予防などを目的とした生きがい活動支援通所事業の委託のほか、判断能力の十分でない高齢者の権利擁護に関し成年後見支援センターの運營業務を上田市及び坂城町社会福祉協議会に委託し実施いたしました。

67ページにかけての家族介護支援事業は、在宅介護者の支援として、介護者慰労金の支給のほか介護用品購入費の補助などを行い、福祉の向上に努めたところでございます。

緊急通報体制整備事業は、ひとり暮らし高齢者の方が安心して過ごしていただけるよう、緊急通報システム、あんしん電話の設置と運用に要する経費が主なものでございます。

続いて、目10電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金給付事業は、令和5年度に実施した価格高騰による家計への影響が大きい低所得世帯の支援給付事業で、事業確定に伴い、国庫補助を返還いたしました。

68ページにかけての目11物価高騰対応重点支援給付金給付費は、価格高騰により家計への影響が大きい低所得世帯に対し実施した事業で、1世帯につき10万円の給付を行いました。

物価高騰対応重点支援給付金給付費は、価格高騰による負担増の軽減として、低所得世帯に対し実施する支援で、給付に係る事務的経費が主なものでございます。

69ページにかけての繰越物価高騰対応重点支援給付金給付費は、令和5年度からの繰越事業で、価格高騰による家計への影響が大きい低所得世帯に対し、負担軽減のため給付を行いました。

次に、項2児童福祉費、目1児童福祉総務費でございます。児童手当は、昨年10月より制度改正に伴い支給期間の延長や所得制限の撤廃等が拡充され、対象となる子どもを養育する保護者等に児童手当を支給したものでございます。

子ども医療給付事業は、18歳までの子どもの医療費の自己負担分について助成をしたものでございます。

出産祝金事業は、出産のお祝いとして、親御さんに対し町の商品券を支給いたしました。

70ページにかけての障がい児通所等支援事業は、障がい児の利用施設、通所等に係る法定のサービス給付費が主なものでございます。

子ども支援室長（橋本君） 同じく70ページ、目1児童福祉総務費のうち、子ども・子育て支援事業でございます。これは第3期坂城町子ども・子育て支援事業計画の策定に係る経費がそ

の内容でございます。

福祉健康課長（鳴海さん） 続きまして、低所得の子育て世帯生活支援特別給付金支給事業は、令和5年度に実施した低所得の子育て世帯の生活支援給付金で、事業確定に伴い国庫補助金を返還いたしました。

子育て世帯物価高騰対応重点支援給付金給付費は、価格高騰による家計への影響が大きい低所得の子育て世帯の支援として、児童1人につき5万円を支給いたしました。

71ページにかけての子育て世帯物価高騰対応重点支援給付金給付費は、低所得の子育て世帯に対する支援で、給付に係る事務的経費を支出いたしました。

繰越 子育て世帯物価高騰対応重点支援給付金給付費は、令和5年度からの繰越事業で、エネルギーや食料品等の価格高騰の折、家計への影響が大きい低所得の子育て世帯の支援として、児童1人につき5万円を支給いたしました。

次に、目2母子父子等福祉費でございます。母子父子等福祉事業費は、母子父子家庭等の児童生徒に対し、小中学校の入学時、中学、高校の卒業時に激励祝金の支給を行ったものでございます。

母子・父子医療給付事業は、母子父子家庭等の医療費について、福祉医療費を給付したものでございます。

子ども支援室長（橋本君） 続きまして、71ページから73ページにかけての目3保育園総務費でございますが、人件費をはじめ、節10の3園分の賄材料費、節12の給食調理業務委託料など、経常的経費が主なものでございます。

73ページから78ページにかけての目4南条保育園費、目6坂城保育園費、目7村上保育園費は、それぞれの保育園の運営に係る経費でございます。主なものとしましては、需用費では、ガス代や灯油代等の燃料費、電気代・水道料等の光熱水費、また委託料では、施設や機械類の保守管理料でございます。また、坂城保育園では水路等改修工事、村上保育園では下水道接続工事等を行っております。

78ページから79ページにかけての目8児童館運営費は、3児童館の運営に係る経費で、館長、補助員の人件費、その他経常的な経費が主なものでございます。坂城児童館におきまして、遊戯室床の改修工事を行っております。

続きまして、79ページの目9放課後児童健全育成費は、3児童館の支援員、補助員の人件費のほか、児童館運営に係る消耗品、児童図書等の備品の購入費でございます。

79ページから81ページにかけての目10子育て支援センター事業費は、支援センター職員等の人件費をはじめ、子育て支援センターの運営に関わる経常的経費でございます。子育てに関する総合相談窓口として専門職である公認心理師や家庭児童相談員、保育士を配置し、相談体制の充実に努めたほか、行事やイベントの実施、子育てに関する講座などを行いました。

続きまして、81ページの目11出産・子育て応援交付金事業は、全ての妊婦と子育て家庭に対し必要な支援につなぐ伴走型の相談支援と併せて経済的支援を実施することで、妊娠期から出産・子育てまで一貫して相談に応じ、安心して出産・子育てができる環境を整える事業でございます。

福祉健康課長（鳴海さん） 続きまして、項3災害救助費、目1災害救助費でございますが、町の災害見舞金支給制度等に基づき、火災等の発生により被災した方へ見舞金を支給いたしました。

保健センター所長（川島君） 続きまして、款4衛生費、項1保健衛生費、目1保健衛生総務費でございます。81ページから83ページにかけての保健衛生一般経費は、人件費などの経常的な経費でございます。

精神保健福祉等事業は、精神障がい者を支援するためのこころのリハビリ教室やこころの健康相談の開催に係る経費が主なものでございます。

続きまして、目2予防費でございます。84ページにかけての予防費一般経費は、休日における医療体制を千曲医師会等へ委託するとともに、二次救急医療体制として長野地域における輪番制病院運営事業を実施いたしました。また、上田地域と共同で行う上田市内科・小児科初期救急センター負担金、信州上田医療センター医療従事者確保事業補助金のほか、鹿教湯三才山リハビリテーションセンター再編成事業に対する補助金が主なものでございます。

結核関係一般経費は、結核の感染予防を図るため、65歳以上の町民を対象に結核レントゲン検診を実施した経費でございます。

85ページにかけての乳幼児健診事業は、乳幼児健診に係る人件費のほか、妊産婦健康診査の委託料、不妊治療等を受けたご夫婦に治療費を助成する不妊・不育治療費助成金が主なものでございます。

86ページにかけての予防接種事業は、感染の発生及び蔓延を予防するため、予防接種法に基づき各種予防接種を実施したもので、ワクチンの購入等に係る医薬材料費、医療機関への予防接種委託料が主なものでございます。

新型コロナウイルス予防接種事業は、令和5年度に実施しました新型コロナウイルス予防接種事業の国庫負担金及び補助金の確定に伴う返還金でございます。

続きまして、目4健康増進事業費でございます。87ページにかけての健康増進事業は、疾病の予防と早期発見を目的に行った一般健康診査及び各種がん検診、歯周疾患検診などの委託料が主なものでございます。

後期高齢者健康推進事業は、75歳以上の高齢者を対象とした一般健康診査の実施及び人間ドックの費用への助成のほか、介護予防のための保健指導などを実施した経費でございます。

88ページにかけての食育・健康づくり推進事業は、食育や健康づくりのための教室などの

開催に係る経費が主なものでございます。

目5保健センター管理費、保健センター管理一般経費は、保健センターの管理に要した経常的な経費でございます。

住民環境課長（山下君） 続いて、88ページ、目6環境衛生費でございますが、環境衛生一般経費の主なものは環境衛生委員の報酬で、雑排水浄化槽汚泥処理委託事業は、家庭用雑排水浄化槽の汚泥収集、中間処理などの委託が主なものでございます。自治区環境整備補助事業は、自治区環境整備事業に対する補助金で、89ページの不法投棄ごみ撤去事業は、主要道路、河川、山林等の公共用地における不法投棄防止パトロール及びごみ撤去の委託になります。狂犬病予防事業は、獣医師会への狂犬病予防注射の委託費が主なものでございます。

89ページのみ8環境保全対策費でございますが、環境保全対策一般経費の主なものは、町内の主要河川及び地下水の水質調査に係る委託費でございます。

建設課長（高橋君） 同じく、89ページ、目9上水道費につきましては、水道事業広域化による事業統合について検討する県企業局と長野市、上田市、千曲市、坂城町の5団体で構成された上田長野地域水道事業広域化協議会への負担金でございます。

90ページにかけてのみ10合併処理浄化槽設置費につきましては、浄化槽の普及促進及び維持管理の適正化を図るため、県内市町村で組織された長野県浄化槽推進協議会への負担金のほか、合併処理浄化槽設置に係る補助金を1件支出いたしました。

住民環境課長（山下君） 90ページの項2清掃費、目1清掃総務費でございますが、清掃総務一般経費の主なものは、毎年全戸配布しておりますごみ・資源物分別収集カレンダーの印刷製本費、ごみ指定袋あっせんに伴う自治区への手数料となっております。ごみ危険物収集所整備補助事業は、区が実施したごみ収集所の整備に対する補助金でございます。

続きまして、90ページ、目2塵芥処理費でございますが、塵芥処理一般経費の主なものは、可燃ごみ、不燃ごみ、事業系ごみの指定袋の購入。また、可燃ごみ、不燃ごみ、資源物等の収集運搬処理に係る委託料と、長野広域連合及び葛尾組合への負担金でございます。

91ページ、資源物回収奨励事業につきましては、PTA等の非営利団体が実施した資源物回収事業への奨励金となっております。

ごみ減量化容器等設置補助事業は、個人で購入した生ごみ処理機やコンポスト等に対する補助でございます。

続きまして、目3し尿処理費のし尿処理一般経費は、千曲衛生施設組合の負担金とし尿投入手数料に係る負担金でございます。

商工農林課長（北村君） 続きまして、款5労働費、項1労働諸費、目1労政費からご説明いたします。91ページから92ページにかけての労政一般経費は、職員の人件費のほか、テクノハート坂城協同組合への補助が主なものでございます。

勤労者福祉対策事業では、節18で更埴地域勤労者共済会への補助を行ったほか、節20の貸付金では、勤労者生活資金の貸付預託金として、県労働金庫に500万円を預託したものが主なものでございます。

また、勤労者総合福祉センター管理一般経費では、勤労者総合福祉センターの施設管理を委託している更埴地域勤労者共済会への委託料でございます。

次に、款6農林水産業費、項1農業費、目1農業委員会費でございますが、93ページにかけての農業委員会一般経費は、農業委員の報酬及び職員の人件費が主なもので、94ページにかけての農業者年金業務は、農業者年金への加入手続等の事務及び加入推進のための経費でございます。

目2農業総務費、農業総務一般経費は、職員の人件費などの経常経費でございます。

95ページにかけての目3農業振興費、農業振興一般経費では、主なものとして節18において入横尾、上平島、小野沢の3集落を対象とした中山間地域直接支払事業への補助や、49歳以下の認定新規就農者への支援として、新規就農者育成総合対策事業補助金を1名に交付、また、新規就農者支援補助金として1名への補助、農地活性化奨励金では、認定農業者及び認定新規就農者を対象として、農地集積の状況に応じて6名に奨励金を交付いたしました。

96ページにかけての地域営農推進事業では、節12で農機具保管庫の管理を農業支援センターに委託したほか、節18で農業支援センターへの補助や、さかき地場産直売所への補助を行いました。

需給調整推進対策事業では、直接支払推進事業費補助金により、坂城町農業再生協議会において水田における転作状況の現地確認や台帳作成などの事務のほか、需給調整を行う農家に対して転作推進補助金を交付いたしました。

農振地域整備促進事業では、町の農業振興地域整備計画の総合見直しに向け、協議会の開催や県との協議を行いました。

農地銀行活動促進事業では、町内6か所のファミリー農園の用地借上料を支出し、97ページにかけての農産物加工施設管理費では、農産物加工センターの光熱水費などの施設管理費のほか、節14で加工室床の防水塗装工事を行いました。

さかきブランド推進事業では、町のマスコットキャラクターねずこんによる情報発信のほか、節18でさかきブランドづくり事業採択者への補助を行いました。

さかきワイン文化推進事業につきましては、千曲川ワインバレー特区連絡協議会への負担金のほか、坂城駅前葡萄酒祭の開催に対して補助金を交付いたしました。なお、坂城駅前葡萄酒祭には町内外から多くの皆様にご参加いただきました。

98ページにかけての有害鳥獣対策事業では、節12で有害鳥獣駆除を猟友会に委託したほか、節15で金井区へ侵入防止柵等の資材を支給し、節18では農産物を守る電気柵等の設置

補助金を交付いたしました。

繰越 農振地域整備促進事業では、節 1 2 において農業振興地域整備計画策定業務を委託し、3 月に坂城農業振興地域整備計画を策定いたしました。

目 5 農地費、農地一般経費では、節 1 8 でこれまでに実施した土地改良事業に係る農林漁業資金などの償還を行い、また六ヶ郷用水組合や各土地改良団体の負担金などを支出いたしました。

9 9 ページにかけての農道等基盤整備町単事業では、主に農道や水路の改修工事を行い、町単補助事業では、自治区等からの要望を受け、1 2 地区に対し原材料の支給や工事に対する補助を行いました。

多面的機能支払交付金事業では、上平緑の里、南条中之条農業資源維持向上管理機構など合計 7 団体が行う農地、農業用水の保全管理や、水路・農道等の長寿命化のための補修・更新活動に対する補助金を交付いたしました。

農業水路等長寿命化防災減災事業では、南条地区の中之条用水排水門及び塚田用水中堰分水門の自動化工事を行いました。

繰越 農道等基盤整備町単事業では、前田用水、入田川等放流ゲート及び役場遠隔監視制御装置に無停電装置の設置工事を行いました。

1 0 0 ページにかけての繰越 農地一般経費では、県営かんがい排水水事業六ヶ郷地区の町負担分を支出し、繰越 農村地域防災減災事業では、防災重点農業用ため池 3 か所の耐性評価を実施し、堤体の安全性と貯水機能確保のための調査を行いました。

繰越 農業水路等長寿命化防災減災事業では、会地排水門の自動化工事を行いました。

次に、項 2 林業費、目 1 林業総務費でございますが、1 0 1 ページにかけての林業総務一般経費では、職員の人件費のほか節 1 2 において木工体験による森林教育を行い、節 1 8 においては間伐などの森林造成事業に対する補助を行いました。

目 2 林業振興費、松くい虫防除対策事業では、総合的な松くい虫防除対策として伐倒駆除及び枯損木処理のほか、有人及び無人のヘリコプターによる薬剤散布を実施いたしました。また、空中散布の実施にあたっては、住民説明会の開催など、リスクコミュニケーションの実施や薬剤の安全確認調査を行いました。

1 0 2 ページにかけての町有林管理事業では、林業委員の報酬や下草刈り、除伐・間伐作業に係る経費のほか、びんぐし山においてアカマツ 6 0 0 本を植樹いたしました。

特用林産振興事業では、五里ヶ峯トンネル横坑前の特用林産物生産施設に係る光熱水費のほか、「お〜い原木会」へ補助金を交付いたしました。

目 3 林道事業費、林道事業一般経費は、林道の維持管理に伴う作業員報酬のほか、節 1 3 及び節 1 5 では、地域発元気づくり支援金事業を活用し、地域住民が林道の舗装補修等を行う際

の重機借上料や補修用材料の支援を行い、節14では林道等の補修工事を実施いたしました。

103ページにかけての目4森林環境整備推進事業では、節12において森林経営管理制度に基づく対象森林の調査及び森林所有者への意向調査を行ったほか、節18で森林所有者への意向調査に基づき、三者協定を締結した森林整備に対する補助を行い、節24において今後の対象森林整備に向け森林づくり基金に積立てを行いました。

次に、款7商工費、項1商工費、目1商工総務費でございますが、104ページにかけての商工総務一般経費では、職員の人件費のほか節18において中小企業能力開発学院への補助、また職員を派遣しております公益財団法人に補助金を交付いたしました。

目2商工振興費、商工振興一般経費では、節18で商工業振興補助金を21社に対して支出したほか、商工会による経営改善普及事業、まちづくり事業、また商業店舗等のリフォームに対する補助を1件行いました。

105ページにかけての中小企業対策事業では、節18で融資に係る保証料の補給を53件、新型コロナウイルス対策に係る融資の利子補給を263件実施したほか、町内企業の受注機会、販路拡大などを行うため、坂城町出品者協会に補助金を交付いたしました。

また、節20の貸付金では、中小企業振興資金の貸付預託金3億5千万円を町内金融機関4行に支出いたしました。

中心市街地活性化事業では、中心市街地コミュニティセンター及び商業インキュベータ施設に係る維持管理経費のほか、節12でコミュニティセンターの管理業務を株式会社まちづくり坂城へ委託したほか、節14で令和4年度に取得した旧児玉邸の竹木等伐根工事及び中心市街地コミュニティセンターの冷暖房改修工事を行いました。

106ページにかけての目3観光費、観光一般経費では、節12でレンタサイクル事業をステキさかき観光協会に委託し、新たに電動アシスト付自転車を10台導入いたしました。節18では、各種観光団体等へ負担金を支出いたしました。

町民まつり事業では、町民まつり運営のため、実行委員会へ補助を行いました。

107ページにかけての目4商工企画費、商工企画一般経費では、B. Iプラザの光熱水費の支出のほか、節18では工業関係の各種団体へ負担金、補助金を交付し、工業団地整備事業では、節12でテクノさかき工業団地内樹木伐採などの環境整備を行いました。

坂城テクノセンター支援事業では、同センターへの運営補助のほか、マイクロピッカーズ硬度計の更新、試験検査機器の点検に対する補助を行いました。

また、地域企業のクリーンエネルギー化、脱炭素化を先導的に推進、支援するため、坂城テクノセンターの建物をNearlly ZEB化するための改修工事に対し、補助を行いました。

108ページにかけての鉄の展示館管理一般経費では、鉄の展示館の管理に係る経費のほか、節12で株式会社まちづくり坂城に施設管理の業務委託、また、「第14回新作日本刀研磨外

装刀職技術展覧会」や「坂城に華ひらく能装束」などの特別展の開催に伴う経費などを支出いたしました。

建設課長（高橋君） 同じく108ページから110ページにかけての款8土木費、項1土木管理費、目1土木総務費の土木総務一般経費につきましては、職員の人件費のほか、町で管理する草刈り機の購入費、河川協会等関係団体への負担金が主なものでございます。

項2道路橋梁費、目1道路橋梁総務費のうち道路橋梁総務一般経費につきましては、道路・橋梁の照明の電気料、道路台帳の整備に係る委託料が主なものでございます。

町単補助事業につきましては、町内21区が実施した24か所の土木工事に係る補助、交通安全施設整備事業は、カーブミラー、転落防止柵などの交通安全施設13か所の整備に要した経費等でございます。

111ページの目2道路維持費の道路維持一般経費は、節12において町道の街路樹の剪定・除草、町内主要幹線道路の除雪対応、融雪剤散布の委託、節14では道路・側溝等の維持補修工事、節15の道路補修用材料や冬季の融雪剤などの購入が主なものでございます。

次に、112ページにかけての目3道路新設改良費のうち道路改良事業（A01号線）につきましては、節12では金井工区、保地工区における補償算定業務等委託や、節14の金井工区の道路改良工事及び交通安全通学路緊急対策工事として、通学路のカラー舗装3か所のほか、節16の用地代が主なものでございます。

道路改良事業（舗装修繕）につきましては、町道A01号線御所沢地区の舗装修繕工事に伴う用地測量設計及び一部拡幅部分の用地買収を実施いたしました。

続きまして、112ページにかけての繰越 道路改良事業A01号線につきましては、令和5年度から繰り越した金井工区、保地工区の工事費、繰越 道路新設改良一般事業は、町道A06号線の道路改良工事を繰越しにより実施したほか、繰越 道路改良事業（舗装修繕）では、令和5年度から繰り越した町道A01号線御所沢地区の舗装修繕工事に伴う調査等委託でございます。

続きまして、目4橋梁新設改良費のうち橋梁修繕事業につきましては、節12において昭和橋、64号橋の設計・施工監理及び65号橋の詳細調査業務を実施したほか、節14では昭和橋、64号橋の修繕工事及び65号橋の応急修繕工事を行ったものでございます。

繰越 橋梁修繕事業につきましては、節12において昭和橋修繕工事に伴う河川占用協議に必要な調査測量及び図面の作成などを実施したほか、節14では、昭和橋140号橋の修繕工事及び64号橋道路改良工事を実施いたしました。

続きまして、項3河川費、目1河川総務費、河川総務一般経費につきましては、河川愛護活動を行う19団体への補助金の交付を行いました。

113ページにかけての目2河川改良費、河川改良一般経費につきましては、節14の水路

しゅんせつ工事及び水路改良工事などが主なもので、繰越 河川改良一般経費では、令和5年度から繰り越した水路しゅんせつ工事を実施いたしました。

次に、114ページにかけての項4住宅費、目1住宅管理費のうち住宅管理一般経費につきましては、職員の人件費と町営住宅及び改良住宅に係る維持管理修繕のほか、中之条団地D棟の給湯器更新に係る経費が主なものでございます。

空家活用事業につきましては、坂城町空き家バンクの専用ホームページの保守委託料、空家の片づけ及びリフォームに要する経費の一部を補助する空き家バンク利用促進補助金を1件交付いたしました。

次に、目3住宅・建築物耐震改修事業費のうち、住宅・建築物耐震改修事業では、県の建築士事務所協会へ耐震診断士の派遣を委託し、一般木造住宅12戸の精密耐震診断を実施いたしました。

また、住宅リフォーム補助事業では、住環境の向上を図るため、19件に住宅リフォーム補助金を交付いたしました。

続きまして、115ページにかけての項5都市計画費、目1都市計画総務費、都市計画総務一般経費につきましては、職員の人件費と都市計画審議会に係る経費、また都市計画等策定業務として都市計画用途地域及び都市計画道路見直しに伴う委託料が主なものでございます。

目3下水道費は、下水道事業会計への繰出金でございます。

116ページにかけての目4公園管理費のうち公園管理一般経費につきましては、都市公園などの公園緑地の管理経費で、主なものとして節12では、びんぐしの里公園、和平公園の管理業務を指定管理者の株式会社坂城町振興公社に委託したほか、各公園の施設や遊具、和平公園の貯水槽の保守点検などの委託料、節14ではびんぐしの里公園の遊具等の修繕工事及び老朽化したバラ公園のトイレ改築工事に伴う前金払いを実施し、節24では公園整備基金への積立てを行いました。

117ページにかけての花と緑のまちづくり事業につきましては、さかき千曲川バラ公園の維持管理と都市緑化事業が主なもので、節12においてバラ公園及び町内のバラを植栽した花壇等の管理委託、節14ではバラ公園の駐車場整備工事のほか、公園内の通路整備やイベント広場の舗装などの工事を、節18ではばら祭りの開催に係る実行委員会等への補助を実施いたしました。

項6高速交通対策費のうち目1高速交通総務費の高速交通対策一般経費の主なものは、節12の坂城駅及びテクノさかき駅等の管理業務や循環バスの運行事業委託のほか、デマンド交通の実証実験による乗り合いタクシー運行業務に係る委託料、節13では循環バス2台分の賃借料などで、節18の主なものは、しなの鉄道鉄道軌道安全輸送設備等整備負担金として沿線市町で負担し、車両更新などを実施いたしました。

118ページにかけての目2高速交通対策整備事業費の湧水対策事業の主なものは、節10の町内8か所の湧水対策用井戸ポンプの電気代が主なものでございます。

項7地籍調査費、目1地籍調査事業費のうち地籍調査事業の主なものは、調査中の地区であります田町、四ツ屋、御所沢、込山地区、こちらに係る能登半島地震の影響による検証測量などの委託のほか、地籍調査に係るシステムの保守等委託料及び使用料について支出したものでございます。

繰越 地籍調査事業につきましては、込山地区の地籍調査に係る図根点の設置及び測量、一筆地立会調査と一筆ごとの測量業務を行いました。

住民環境課長（山下君） 118ページの款9消防費、項1消防費、目1常設消防費につきましては、千曲坂城消防組合及び消防防災航空隊への負担金でございます。

続きまして、119ページ、目2非常備消防費の主なものは消防団員の退職報償金、埴科消防協会などの関係団体への負担金、消防団員退職報償金支給責任共済等の共済負担金のほか、分団運営補助金、消防団員出動交付金などでございます。

続きまして、119ページから121ページにかけての目3消防施設費、消防施設一般経費の主なものは、消防団の詰所、ポンプ車、可搬ポンプ積載車等の機械器具や消火栓・防火水槽の維持管理等に係る経費で、町移動系防災行政無線に係る保守等の委託料、第1分団のホース乾燥塔の設置工事及び防火水槽の撤去工事、各分団の消防用ホースの購入、また第5分団の小型動力ポンプ、第10分団の軽積載車の購入や消火栓5基の修繕改修に係る上田水道管理事務所への工事負担金でございます。

建設課長（高橋君） 同じく121ページのみ4水防費、水防一般経費につきましては、土のう袋や砂などの水防用備蓄材の購入費が主なものでございます。

企画政策課長（長崎さん） 続きまして、目5防災費、防災行政無線（同報系）管理事業につきましては、同報系防災行政無線の運用に係る維持管理費用として、各操作端末などを結ぶ通信回線の通信費、設備の保守点検、委託料、転入・転出・転居などに対応するための戸別受信機の設置工事などが主なものでございます。

教育文化課長（細田さん） 続きまして、121ページからの款10教育費についてご説明いたします。同じく、121ページから122ページにかけての項1教育総務費、目1教育委員会費は、教育委員の報酬をはじめ委員会運営のための経常的経費でございます。

123ページにかけての目2事務局費、事務局一般経費は、特別職、一般職の人件費のほか、教育支援委員会の運営、教育相談に係る教育コーディネーター、教育・心理カウンセラーの人件費、校務用パソコン等の使用料、児童生徒が加入する災害共済掛金等の負担金などが主なものでございます。

124ページの教育振興事業は、町奨学金、特色ある学校づくり交付金や坂城高校振興補助

金及び小中学校の学校給食費無償化に伴う給食費等補助金のほか、150周年を迎えた3小学校への記念事業補助金などが主なものでございます。

小中学生国際交流事業は、豊かな国際感覚を養うとともに、国際社会を生きる心豊かな人間形成を図ることを目的に、坂城中学校を対象とする中学生海外派遣事業や、小中学生を対象に、文化センター体育館を会場として、外国の方々とのレクリエーションを楽しみながら国際感覚や英語を身につけるEnglish Dayを開催いたしました。

125ページにかけての私立幼稚園補助事業は、私立幼稚園への施設型給付補助金及び町内に住所を有し、町外の私立幼稚園に通園する園児の特定教育・保育の無償化に伴う給付費などが主なものでございます。

教員住宅管理事業は、南日名教員住宅の修繕料でございます。

学力向上事業は、小学2年生以上中学3年生までの児童生徒を対象に相対評価テストを実施し、テスト結果を分析する中で学力向上を図りました。また、小学4年生以上の小中学生の体力テストを実施し、バランスのよい体力づくりの指導等を行いました。

126ページにかけての大峰教室等自立支援事業は、様々な事情により登校が困難な小中学生を対象として、学校敷地外にある大峰教室に指導員や補助指導員を配置し、学習支援、相談事業などを行いました。

児童生徒支援事業は、小中学校の状況に合わせ、教室で授業を受けることが困難な児童生徒や外国籍児童生徒などへの支援を行いました。

GIGAスクール構想推進事業につきましては、国の掲げる児童生徒用の1人1台端末を軸としたGIGAスクール構想を推進するための高速大容量の通信ネットワーク環境整備に係る保守委託のほか、デジタル教材の使用料などが主なものでございます。

次に、127ページにかけての項2小学校費、目1小学校総務費、小学校総務一般経費は、図書館司書の人件費、外国語指導講師の委託料などのほか、小学校体育館トイレ洋式化工事、村上小学校昇降口前舗装工事などの工事を行いました。

建設課長（高橋君） 同じく127ページの災害用マンホールトイレ整備事業につきましては、中核避難所に位置づけられている村上小学校に災害用マンホールトイレを整備いたしました。

教育文化課長（細田さん） 続きまして、128ページから129ページにかけての目2南条小学校管理費は、学校運営及び校舎設備の維持管理のための経常的経費が主なものでございます。主なものは学校医、薬剤師の報酬、燃料費、光熱水費、修繕料など校舎管理に関わる経費、そして警備業務委託、電気保安等の設備管理や学校庁務の業務委託等の経常的経費などでございます。

小学校管理費につきましては、129ページから130ページにかけての目4坂城小学校管理費、131ページから132ページにかけての目6村上小学校管理費につきましても南条小

学校と同様に学校運営及び校舎設備の維持管理のための経常的経費などがございます。

次に、ページを戻りまして129ページの目3南条小学校教育振興費です。教育振興費は教科学習に関わる費用が主なもので、教科学習用などの消耗品や児童用図書や理科実験用などの教科用備品の購入、就学援助費等でございます。教育振興費につきましても、130ページから131ページにかけての目5坂城小学校教育振興費、132ページの目7村上小学校教育振興費につきましては、ほぼ同じ内容でございます。

次に、132ページまでお進みいただき、132ページから133ページにかけての項3中学校費、目1中学校総務費、中学校総務一般経費は、外国語指導講師や校務支援システムの委託料のほか、中学校テニスコートの改修工事、中学校体育館トイレの洋式化及び給食室エアコン設置工事などを行いました。

続きまして、134ページにかけての目2学校管理費は、小学校同様、中学校の運営、校舎設備管理のための経常的経費で、図書館司書及び事務員の人件費のほか、需用費として消耗品、光熱水費などの経常的経費、委託料として設備等管理委託、学校庁務の業務委託等が主な内容でございます。

135ページにかけての目3教育振興費は、中学校の教科学習の消耗品の購入や各教科で使用する教材用品等の購入、就学援助費等が主なものでございます。

次に、136ページにかけての項4社会教育費、目1社会教育総務費、社会教育総務一般経費の主なものは、社会教育委員、生涯学習審議会委員の報酬、職員の人件費のほか、休日の中学校部活動の地域移行に係る負担金及び文化協会などへの補助金が主なものでございます。

137ページにかけての文化の館事業につきましては、光熱水費や警備委託などの施設管理に係る経常的な経費のほか、文化の館野立て用生け垣修繕工事等を行いました。

続きまして、138ページにかけての目2公民館費、公民館一般経費は、公民館長への報酬、分館役員の謝礼、分館活動費の補助などが主なものでございます。

各種公民館事業は、公民館報の発行や公民館講座等の講師謝礼等で、文化講座をはじめ納涼音楽会、二十歳のつどい、文化祭の開催などの各種事業を開催し、大勢の皆さんのご参加をいただきました。

分館施設整備補助事業は、分館活動の基盤となる地区公民館の改修・修繕に関わる補助を行いました。

140ページにかけての目3図書館費、図書館一般経費につきましては、図書館長の報酬、会計年度任用職員の人件費のほか、「としょかん講座」等に係る講師等謝礼、図書の購入費のほか、光熱水費や館内清掃等委託、電気保安点検等、施設の維持管理に係るものが主なものでございます。

図書館ネットワークシステム事業は、ネットワークシステムの保守委託、共通経費の負担金

が主なもので、2市2町1村1大学の図書館及び学校図書館との連携により、図書の検索、予約、貸出し等の充実を図りました。

141ページにかけての目4文化財保護費、文化財保護一般経費は、文化財保護審議会委員の報酬、会計年度任用職員の人件費、文化財の保護、伝統芸能の保存継承のための保存団体等への補助、旧久保家住宅の警備委託などの維持管理に係る経費のほか、旧久保家住宅に関して歴史的建造物としての調査を行いました。また、史料室備品として古文書等撮影機材などを購入いたしました。

142ページにかけての坂木宿ふるさと歴史館管理一般経費は、施設の管理運営に係るもので、村上義清や坂木宿を主体とした常設展示や、「第10回坂城のお雛さま」展を開催いたしました。

続きまして、埋蔵文化財発掘調査事業は、開発行為等に伴う立会い調査、試掘調査に係る重機借り上げなどの経費が主なものでございます。

次に、143ページにかけての目5資料館管理費、資料館管理一般経費は、格致学校歴史民俗資料館の管理運営に係る経常的な経費のほか、格致学校自動火災報知設備の修繕を行いました。

続きまして、144ページにかけての目6文化センター管理費、文化センター管理一般経費は、施設の光熱水費や宿日直業務の委託料など、維持管理に係る経常的な経費のほか、文化センター駐車場区画線設置などの工事を行いました。

繰越 文化センター管理一般経費は、施設の長寿命化と利用者の利便性の向上を図るための文化センター耐震補強・大規模改修工事に係る設計監理委託料、工事請負費などがございます。昨年6月に竣工となり、多くの町民の皆様にご利用いただいております。

続きまして、目7青少年育成費、青少年育成一般経費につきましては、青少年を育む町民会議への補助や、各地区で管理している遊具の点検等に係る遊園地遊具管理等補助金などが主なものでございます。

次に、145ページにかけての目9生涯学習振興費、生涯学習推進事業では、さかきふれあい大学を運営し、生涯学習の推進に努め、専門講座の講師等謝礼、ふれあい大学教養講座等の開催に係る経費が主なものであります。また、人権を尊重し、豊かな福祉の心を育む町民集会において、「泥かぶら」の公演を行いました。

次に、項5保健体育費、目1保健体育総務費、保健体育総務一般経費は、スポーツ推進委員等への報酬や競技審判員、競技役員への謝礼、町体育協会、スポーツ少年団等への補助を行いました。

146ページにかけての各種スポーツ教室開設事業は、キッズスポーツ教室、スキー・スノーボード教室の開催に係る経費が主なものでございます。

体育施設整備事業は、グラウンドやマレットゴルフ場などの体育施設の整備委託、体育施設用地の借上料などが主なものでございます。

147ページにかけての目2 武道館管理費、武道館管理一般経費は、指導員への報酬のほか、施設の管理に係る光熱水費などの経常的な経費のほか、武道館の漏水の修繕等を行いました。

次に、148ページにかけての目3 食育・給食センター運営費、食育・給食センター運営事業につきましては、職員の人件費のほか、賄材料費、調理業務委託、ボイラー管理や給食配送委託、修繕料などの施設維持管理に係る経費が主なものでございます。

財政係長（宮嶋君） 続きまして、148ページから149ページにかけての款12 公債費につきましても、長期債の償還元金とその利子の支出でございます。

款14 予備費につきましては、町循環バスの車両修繕料186万1,145円ほか2件、300万6,145円について、急を要するため予備費から充当しております。

次に、「令和6年度主要施策の成果及び実績報告書」の2ページでご報告いたしております、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく財政指標である財政健全化判断比率につきましてご説明申し上げます。

令和6年度実質赤字比率、連結実質赤字比率につきましては、一般会計、特別会計及び公営企業会計において、いずれも黒字のため数値は入っておりませんが、括弧書きで黒字を示すマイナスの比率を参考にお示ししてございます。

次に、実質公債費比率につきましては、町の一般会計等で負担する元利償還金に一部事務組合等が起こした起債に対する町の負担分を含めた額が、町の標準財政規模の額に対し占める割合を過去3か年の平均で表したもので、前年度から0.5ポイント増の8.4%となっております。

最後に、将来負担比率につきましては、一般会計等の借入金など、将来支払っていく可能性のある負担等の重さを表したもので、昨年度に引き続きマイナスでございます。

財政の健全化判断の基準となる四つの指標につきましては、いずれの指標も健全な状況で推移いたしているところでございます。

また、下水道事業に係る資金不足比率については、資金が充足されているため、こちらも数値は入っておりません。

以上、歳出総額は81億5,466万631円で、前年度対比プラス14.0%、9億9,942万2千円の増となりました。なお、予算に対する執行率は、全体で97.5%でございます。

以上で令和6年度坂城町一般会計歳入歳出決算の詳細説明を終わらせていただきます。

議長（中嶋君） 以上で、各課長等による詳細説明が終わりました。

会議の途中でございますが、ここで10分間休憩をいたします。

(休憩 午後 2時33分～再開 午後 2時43分)

議長（中嶋君） 再開いたします。

次に、日程第8「議案第35号」から日程第12「議案第39号」までの5件は、令和6年度一般会計、各特別会計及び企業会計の決算認定案であります。

これらについては、地方自治法第233条第2項、第241条第5項及び地方公営企業法第30条第2項の規定により決算審査が実施されましたので、監査委員の審査所見を求めます。

代表監査委員（春日君） それでは、過日実施いたしました決算審査の結果について、ご報告を申し上げます。

お手元に配付されております、令和6年度坂城町一般会計・特別会計・公営企業会計決算及び財政健全化判断比率に関する審査意見書として取りまとめてあります。

この意見書は、8月28日に地方自治法第199条第9項の規定に基づき町長に報告し、議長に提出してございます。監査はこの意見書の18ページ以降につづられております坂城町監査基準に基づいて実施されております。

最初に審査の概要につきまして、審査期間は7月22日から7月31日まで及び8月18日に坂城町役場庁舎内において実施いたしました。審査の対象は地方自治法第233条第2項の規定による歳入歳出決算及び地方公営企業法第30条第2項の規定による決算で、町長より審査に付されました令和6年度坂城町一般会計歳入歳出決算、坂城町国民健康保険特別会計歳入歳出決算、坂城町介護保険特別会計歳入歳出決算、坂城町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算、坂城町下水道事業会計決算でございます。

また、地方自治法第241条第5項の規定による基金の運用状況、地方自治法第199条第5項の規定による令和6年度に施工した工事、地方自治法第199条第7項の規定による財政援助団体として、本年度は坂城町商工会、坂城町中小企業能力開発学院の令和6年度歳入歳出決算を対象といたしました。

また、地方公共団体の財政の健全化に関する法律の規定による健全化判断比率の審査は8月18日に実施いたしました。

次に、審査の対象となる法律及び政令で定める決算附属書類は、記載のとおりであります。歳入歳出決算事項別明細書、公営企業会計に係る決算書、実質収支に関する調書、財産に関する調書、基金の運用状況に関する資料、令和6年度に施工した工事に関する資料、地方公共団体の財政健全化判断比率の算定書類であります。

審査の方法は、坂城町一般会計、特別会計並びに公営企業会計の歳入歳出決算書類等を基に会計管理者所管の関係諸帳簿と照合するとともに計数の正確性を確認し、関係各課等からの主要施策の成果及び実績報告書を基に事業内容等について説明を聴取し、審査を行いました。基金の運用状況の審査につきましては、決算審査に関連しておりますので、その折々に取り上げ

て実施しております。また、例月監査におきましても毎月基金残高を確認しているところでもあります。

また、町が補助金を交付している団体として坂城町商工会、坂城町中小企業能力開発学院についても関係書類を持参していただき、担当者から説明を聴取し、町が補助している金額について、その使途を確認し、全体の運営状況について審査いたしました。

また、地方公共団体の財政の健全化に関する法律の規定による財政健全化判断比率の審査につきましても、担当者から説明を聴取し、その比率の算定の基礎となる書類を基に計数の正確性を確認いたしました。

審査の結果でございます。

審査に付された各会計の歳入歳出決算及び附属書類は、いずれも関係法令の定める様式に従って作成されており、決算の計数は諸帳簿と符合して正確であることを認めました。また、坂城町商工会、坂城町中小企業能力開発学院につきましても正確に処理されており、適正であると認めました。財政健全化判断比率及び算定書類は、関係法令の定める様式に従って作成されており、比率の計数は算定書類と符合して正確であることを認めました。

以上が審査の概要と結果の報告であります。

次に、決算の概要について取りまとめてございます。

まず総括として、令和6年度の決算について一覧にさせていただきます。一般会計の歳入総額は82億2,021万7,670円、前年比5億3,011万3,042円、率で6.9%の増。歳出総額は81億5,466万631円、前年比9億9,942万2,061円、率で14%の増、歳入歳出差引残額は6,555万7,039円、前年比4億6,930万9,019円の減となりました。

特別会計につきましても、下水道事業特別会計が公営企業会計に移行したことにより、国民健康保険、介護保険、後期高齢者医療の三つの特別会計の合計として計上してございます。歳入総額は28億7,561万5,787円、歳出総額は28億6,854万6,689円、前年比228万6,931円の増となっております。なお、下水道事業会計の歳入総額は7億8,340万9,862円、歳出総額は9億7,532万173円となりました。

次に、4ページになりますが、財政指標について取りまとめてございます。主要な四つの指標ではありますが、いずれも比率をもって評価するものであります。一つの目安として受け止めていただきたい数値であります。

まず、経常収支比率は79.9%です。比率が高いほど財政の硬直化が進んでいるという見方になります。昨年より2.3ポイントの減となっております。引き続き、抑制に向けて留意していただきたいと思っております。

次に、財政力指数ですが、0.629であります。数値が1に近いほど財源に余裕があると

言われますが、3年平均で前年より0.008上昇しております。引き続き財政の健全化に向けて努めていただきたいと思います。

公債費比率は5.1%、実質公債費比率は8.4%であります。公債費比率は地方債元利償還金の標準財政規模に対する割合であります。また、実質公債費比率は下水道事業等を含めて計算した数値であります。起債事業は将来の負担を負うものですから、運用にあたっては十分留意され、引き続き健全な財政運営に努めていただくようお願いいたします。

次に、5ページから8ページにかけて、一般会計の詳細についてまとめてございます。決算額は歳入総額が82億2,021万7,670円、歳出総額が81億5,466万631円、歳入歳出差引残高は6,555万7,039円となり、そのうち1,500万円を地方自治法第233条の2の規定により基金として積み立て、残額の5,055万7,039円は翌年度に繰越しとしております。

歳入につきましては、収入済額は前年度と比較して5億3,011万3,042円の増となっております。令和6年度の款別の収入状況は、表のとおりでございます。

次に、6ページには町税の税目別収入状況を一覧にしております。町税、町民税、固定資産税、軽自動車税、町たばこ税、入湯税、全体の収入済額は30億9,083万825円で、前年と比較した額で4億2,097万2,703円、率で15.8%の増となっております。このうち町民税の収入済額は16億690万1,905円で、前年比4億4,267万5,288円、率で38%の増となっております。そのうち個人町民税は17.4%の増、法人町民税は額で3億1,108万1,400円、率で76.4%の増となりました。固定資産税については1.5%の減。

また、収入率ですが、現年課税分は99.5%となり、前年と同率、滞納繰越分を含めた町税全体では96.7%と、前年比0.5ポイント改善されております。

一方、収入未済額全体の残額は、収納率の増加、滞納処分が行われたこともありまして、前年より74万4,719円の減少となっております。未納額の解消には大変ご苦労されているところではありますが、引き続き徴収率の向上に努めてください。

なお、不納欠損の処理については、地方税法の規定に基づくものでありまして、やむを得ないものとして認めました。

歳出の状況については、8ページにまとめてございます。歳出額は前年度に比較して9億9,942万2,061円の増となっております。支出状況を款別を表にしてあります。また、表の下にまとめてありますが、令和6年度は、町民まつり等の町行事の開催や、中高校生を対象とする海外研修事業の実施、物価高騰による負担を軽減するため、低所得世帯を支援する給付金支給事業等、多くの事業が実施されました。

ハード面では、文化センター耐震補強・大規模改修工事に併せて、太陽光発電、蓄電設備が

整備されたほか、村上小学校には災害用マンホールトイレを整備し、災害に強く環境に優しいまちづくりが進められました。また、町道A01号線の道路改良工事や昭和橋等の橋梁修繕事業など、生活基盤に係る事業も継続して実施されました。また、老朽化が進む保健センター、老人福祉センターを統合して、子育て支援機能を併せ持つ新複合施設の建設に向けて基本設計がまとめられました。

ソフト面では、住民サービスの向上と業務の効率化を図るため、公共施設予約管理システム、デジタル観光マップ、書かない窓口などを導入し、デジタル化の推進事業が実施されました。

今後も住みよいまちづくりを進め、住民、企業、行政が連携して活力ある地域づくりに積極的に取り組む中で、予算の適正かつ効率的な執行をお願いいたします。

次に、特別会計並びに公営企業会計の詳細ですが、各会計について歳入歳出の決算額、収納の状況等を9ページから11ページにまとめてあります。お目通しいただき、説明のほうは省略させていただきます。

11ページ下段になりますが、実質収支に関する調書についてご報告いたします。決算書のそれぞれの会計の末尾のページに記載されておりますが、いずれも適法に作成されており、計数は正確であるものと認めました。

12ページから13ページは、基金の運用状況について計上してございます。一般会計18基金、特別会計2基金となっております。各基金の設置目的に合った活用がなされ、その処理は適正であると認めました。

次に、工事検査であります。7月31日に本年度施工された工事のうち、14ページ記載の3か所について調書としてまとめてあります。いずれも計画どおり執行されていることを確認しました。

次に、指摘事項であります。一般会計は各課ごと、特別会計は会計ごとにまとめてあります。過日の決算審査において、関係各課より事業内容を聴取する中で、今後の課題として認識するものについて取りまとめました。各課におかれましては、実現に向けて取り組んでいただきたいと思っております。

なお、この記述に至らなかった指摘事項につきましては、その場でその都度口頭にて検討をお願いをしています。

また、財政支援団体については、監査の折にその内容を伝えてあります。個々の内容については省略しますが、お目通しいただきたいと思っております。

最後になりましたが、財政健全化法に基づく健全化判断比率であります。この法律は地方公共団体の財政状況について客観的に算定し、財政の早期健全化や再生の必要性を判断するものとして定められております。その中で、実質赤字比率及び連結実質赤字比率については、当町では決算が黒字でありますので数値が入ってきません。実質公債費比率は8.4%になりまし

たが、早期健全化の基準が25%でありますので、健全な財政運営がなされているものと言えます。

将来負担比率は一般会計などの地方債残高のほか、下水道事業会計や葛尾組合等の一部事務組合、広域連合などに対する債務を含めた自治体が背負っている実質的な債務を標準財政規模で割った比率で、将来的な負担の重さを示すもので、黒字であったので数字が入りません。

また、資金不足比率は公営企業会計としての下水道事業の資金が充足されているため、数値が入りません。

坂城町の数値は全てにおいて早期健全化を必要とする基準値の範囲内にあります。引き続き将来に向けて健全な財政運営を期待しております。

以上をもちまして令和6年度の決算審査のご報告とさせていただきます。

議長（中嶋君） 以上で提案理由の説明及び決算認定案に対する代表監査委員のご報告が終わりました。

以上で、本日の議事日程は終了いたしました。

お諮りいたします。明日2日から9月8日までの7日間は、議案調査等のため休会といたしたいと思います。

ご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議長（中嶋君） 異議なしと認めます。

よって、明日2日から9月8日までの7日間は、議案調査等のため休会とすることに決定いたしました。

次回は9月9日、午前9時より会議を開き、一般質問を行います。

本日はこれにて散会いたします。

ご苦労さまでございました。

(散会 午後 3時02分)

9月9日本会議再開（第2日目）

1. 出席議員 13名

1番議員	中嶋登君	8番議員	玉川清史君
2 "	大日向進也君	9 "	山城峻一君
3 "	塚田舞君	10 "	柰津明子君
4 "	水出康成君	11 "	朝倉国勝君
5 "	宮入健誠君	12 "	滝沢幸映君
6 "	中村忠靖君	13 "	大森茂彦君
7 "	星哲夫君		

2. 欠席議員 なし

3. 地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者

町長	山村弘君
副町長	臼井洋一君
教育長	塚田常昭君
総務課長	竹内祐一君
企画政策課長	長崎麻子君
会計管理者	竹内優子君
住民環境課長	山下昌律君
福祉健康課長	鳴海聡子君
商工農林課長	北村一朗君
建設課長	高橋卓也君
教育文化課長	細田美香君
収納対策推進幹	北沢明君
まち創生推進室長	小河原秀昭君
D X推進室長	瀬下幸二君
総務課長補佐	宮下佑耶君
総務係長	宮嶋和博君
総務課長補佐	宮原卓君
財政係長	川島徳夫君
企画政策課長補佐	橋本直紀君
企画調整係長	
保健センター所長	
子ども支援室長	

4. 職務のため出席した者

議会事務局長	大橋勉君
議会書記	井上敬子君

5. 開 議 午前9時00分

6. 議事日程

第 1 一般質問

- | | |
|--------------------------|------------|
| (1) 町民の命を守るためにほか | 大 森 茂 彦 議員 |
| (2) 防災力強化について | 大日向 進 也 議員 |
| (3) 2025 さかきモノづくり展についてほか | 中 村 忠 靖 議員 |

7. 本日の会議に付した事件

前記議事日程のとおり

8. 議事の経過

議長（中嶋君） おはようございます。

定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

なお、会議に入る前に、本日から一般質問の期間中、カメラ等の使用の届出がなされており、これを許可してあります。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎日程第1「一般質問」

議長（中嶋君） 質問者は、お手元に配付したとおり7名であります。質問時間は、答弁を含めて1人1時間以内でありますので、理事者等は通告されている案件について、簡明に答弁されるようお願いいたします。

なお、通告者も、これには格段のご協力をお願いいたします。

それでは順番によりまして、最初に13番 大森茂彦議員の質問を許します。

13番（大森君） おはようございます。議長より発言の許可をいただきましたので、一般質問を行います。

先日、坂城地区で開催されました町総合防災訓練は大変ご苦労さまでした。今回は参加者を限定した訓練だったようであります。区によっては区内に回覧板を回さないところがあったり、また回覧板を回したところでも、参加者は自主防災会の役員だけですというふうな文書で回しました。担当者の説明では、坂城地区の全ての人に参加してもらっても、統制が取れないような状況にある。私もそれもそうだなというふうに思います。それに代わる防災訓練が必要ではないかというふうにも思っております。この質問の中で具体的な提案をしていきたいと思しますので、よろしく願います。それでは質問に入ります。

1. 町民の命を守るために

イ. 自主防災会の強化育成は

1、坂城町地域防災計画の中に、「積極的に自主防災組織の強化育成を図る」と書かれております。この間どんな取組をされてきたのか。

そして、提案であります、毎年全ての区を回りまして、自主防災会強化育成の指導、これを行うことが必要ではないかと思いますが、そのお考えについてお尋ねいたします。

2といたしまして、各防災会で毎年安心カプセルの書換え等が実施されていると思います。これについてどのようになっているのでしょうか。安心カプセルは、町民の多くの方が書換えをされているのでしょうか。その点についてお尋ねします。

ロといたしまして、避難所の安全対策は。

昨年の能登半島地震の教訓として、避難所の安全確保や女性の着替えや洗濯物の干し場の問題など、いろんな課題が浮かび上がってきております。一つは、ジェンダーの問題やLGBTQ、あるいはマイノリティーの問題、これらについて検討されているのかどうかお尋ねします。

二つ目に、マンホールトイレにテントが設置されます。このマンホールトイレも男女別にすべきではないかと考えますが、その対応についてお尋ねします。

3といたしまして、坂城小学校のマンホールトイレは、体育館から一定の距離があります。この道中の安全確保はどう考えていらっしゃるのでしょうか。例えば夜間に利用する場合あるいは明かりはどういうふうにつくとか、パーティションなど、これらについての対応はどうされるかお尋ねします。

ハといたしまして、危機管理部署の設置を。

過去の災害について、被害状況の写真や町民の証言などをまとめ、誰もが検証できるようになっているのかどうか。これについてもお答え願います。

2といたしまして、女性を含む数人の危機管理部署の設置が必要と考えますが、そのお考えについてお尋ねします。

以上、町民の命を守るための1回目の質問といたします。

町長（山村君） ただいま大森議員さんから、1としまして町民の命を守るためにということで7項目にわたりましてご質問をいただきました。イ、ロ、ハにつきまして、順次お答え申し上げます。

今お話がありましたように、先月31日、防災の日の前日に、町の中核避難所の一つであります坂城小学校を会場として、総合防災訓練を実施いたしました。

令和2年度から5年度までは、令和元年東日本台風を教訓として、風水害を想定した防災訓練を町内4か所の会場で開催いたしましたが、昨年度からは、令和6年能登半島地震を教訓として、大地震を想定した防災訓練を実施しております。

大規模な災害時におきましては、建物の倒壊や火災、道路・橋梁等の損壊が同時多発的に発生するおそれがあるほか、電話の不通や電気、ガス、上下水道等のライフラインの途絶に加え、消防機関や行政等の活動が著しく制限され、対応が遅れることが想定されます。

特に、地震のように突発的に発生する災害に関しましては、初動から一定の間は、出火の防

止や初期消火、災害情報の収集伝達、避難誘導、被災者の救出救護、応急手当、給食給水の実施等、地域単位の自主的防災活動が求められるところであり、自主防災組織が迅速かつ効果的に活動することで、被害を最小限に抑えることができるものと考えております。

町では、町、関係機関、町民等がその全機能を発揮し、相互に有機的な関連を持って、災害予防、災害応急対策及び災害復旧を実施することによって、町域における土地の保全と町民の生命、身体及び財産を保護することを目的として、災害対策基本法第42条の規定に基づき、坂城町地域防災計画を策定し、第2章災害予防計画において、自主防災組織等の育成に関する計画を定め、災害発生時の被害の防止または軽減のために、自主防災組織の強化育成を図ることとしております。

ご質問のイ．自主防災会の強化育成はとして、これまでの取組といたしましては、自主防災組織の活動内容の周知と促進を図るため、各区からの要請による出前講座や、区長さんを対象とした防災学習会を開催するとともに、総合防災訓練の際には、各自主防災会との移動系防災行政無線による情報伝達訓練や、各地区において避難所を開設することを想定した避難所設営訓練、応急手当訓練、水防訓練などを実践しております。

また、各区における防災備品の充実や、防災訓練の実施に努めていただけるよう、助成事業等の情報提供を行っております。

さらに、地域のリーダー研修として、毎年区長さんにお集まりいただき、防災説明会を開催し、避難情報の発令基準や避難場所、地域で行う防災訓練への助言、防災ハザードマップの見方、同報系防災行政無線や移動系防災行政無線の使用方法などについて、ご説明をしてきたところであります。

各自主防災会の育成につきましては、総合防災訓練のように、他地区の自主防災会や関係機関と協働することにより、各地区の自主防災会長が集まり、情報交換を行う場を設けることで、多くの気づきの機会を得ることができ、強化・育成が図られるものと考えております。

毎年全ての区を回り、強化育成の指導が必要ではないかのご質問でございますが、町では、4年ごと全ての自主防災会に総合防災訓練に参加いただき、区長だけでなく、各区民にも自助・共助の知識を得ていただいているほか、地域の防災リーダーである各区長さんにお集まりいただき、防災学習会や説明会を通して、知識を深めていただくとともに、他地区との情報交換を行うことで、自主防災会の運営にあたっての困り事などの解決や好事例の横展開につながり、町内自主防災会全体の強化育成につながるものと考えております。

次に、安心カプセルの書き換えの実施についてお答えいたします。

安心カプセルは、住所・名前・緊急連絡先・かかりつけ医・持病などの救急医療情報を記入した安心カードが入ったカプセルで、冷蔵庫に保管するとともに、目印となるステッカーを冷蔵庫の外側及び玄関内側に貼っておくことで、救急搬送や災害時に救急隊員がカードの情報を

確認し、その後の適切な処置に役立てるものであります。

そのため、安心カードの情報は、常に新しい情報に刷新していただく必要があることから、いつでも記載内容の更新ができるよう、町ホームページに安心カードの記入用紙を掲載するとともに、毎年「広報さかき」にも掲載しているほか、区長会や防災説明会などを通じて、安心カードの記載内容を更新していただくようお願いしているところであります。

また、転入された方などについては、区長さんをはじめ、民生児童委員さんを通じて安心カプセルの配布をお願いしているところであります。

また、本年10月1日からは、全国一斉にマイナ救急が開始されます。マイナ救急とは、119番通報により駆けつけた救急隊員が、傷病者の健康保険証として利用登録したマイナンバーカード、いわゆる「マイナ保険証」を活用し、病歴や常用薬などの医療情報を把握することで、救急活動の円滑化や傷病者への適切な医療提供を目指す取組で、傷病者が会話困難な状況でも正確な情報を伝えられるだけでなく、救急隊による適切な病院の選定や、医療機関における治療の事前準備が期待されるところであります。

マイナンバーカードの健康保険証利用登録については、福祉健康課窓口においてサポートも実施しておりますので、町民の皆様におかれましては、安心カプセルの設置のほか、お出かけ先での救急事案に備え、マイナ保険証の登録をされますようお願いいたします。

次に、ロ. 避難所の安全対策はについてお答えします。

災害によって避難所生活を余儀なくされる場合、被災者は慣れない環境で生活を行うことになり、生活空間やトイレの問題など、様々なことが制限され、さらに大規模な災害によって長期間の滞在となった場合、大変大きな不安とストレスを抱えることが想定されます。

そうした中で、避難所でのプライバシーの確保は重要な課題と捉えており、ジェンダー等様々な配慮ができるよう、町では、プライバシーを確保できるパーティションやテント等、備品の整備に努めております。

また、避難所における居住スペースや授乳スペース、高齢世帯、妊産婦、障がい者用専用スペースを設け、その配置についても、プライバシーの確保に配慮するよう、レイアウトイメージ図の例を挙げ、防災訓練などにおいて、ご説明しているところであります。

次に、マンホールトイレについてのご質問であります。町では、令和6年度に村上小学校に、今年度は坂城小学校に災害用マンホールトイレを整備しており、来年度は南条小学校へ、令和9年度は坂城中学校への整備を予定し、さらに来年着工予定である新複合施設へも整備する計画であります。

整備にあたっては、避難所となる学校体育館、接続する下水道管及び取水する「安心の蛇口」のいずれにも近い場所を選定しております。

また、マンホールトイレは、町内のいずれの避難所においても、先ほど男女別にすべきとお

話しでありましたけれども、もともとこれは男性用小便器が4か所、便座が1基、3メートルほど離れて女性用便座が2基と障がい者用便座が1基あり、テント型ではなく、便座1基ごとにパネル素材の壁で覆われており、完全個室化しており、男女別に分かれております。

また、坂城小学校のマンホールトイレと体育館の間の安全確保としましては、導線の表示や投光器、夜間照明などの設置により対応してまいりたいと考えております。

続いて、ハの危機管理部署の設置をのご質問にお答えします。

まず、過去の災害についての資料等取りまとめ状況であります。これまでも建設課において、豪雨時の気象情報、降雨状況や河川の越水、浸水箇所での職員・水防団の対応、被害状況などを事項別に整理するとともに、被災現場については写真により記録し、関係各課で確認し、共有化を図った後保存しております。

また、台風接近などに伴う配備検討会による活動や、令和元年の東日本台風のように災害対策本部が設置された際は、本部及び各部による活動や、避難所関係の対応状況、そして被害状況の取りまとめを総務課で行っておりますが、災害復旧、被害対応などは各部署で進めておりますので、それら関係資料につきましては、所管課で整理をしているところであります。

こうした町保存資料につきましては、町情報公開条例に基づき、どなたでも開示請求をしていただくことができるものとなっております。

次に、女性を含む数人の危機管理部署の設置をのご質問にお答えいたします。

これまで異常気象と言われた事象が異常ではなくなっている近年において、当町におきましても、いつ大規模な災害が発生してもおかしくないものと警戒を強めております。

また、全国においては、毎年のように新たな災害想定や対応への課題が見つかり、各自治体においては、都度、情報のアップデートや新たな対策への対応が求められており、防災・減災に関する業務は、ますますその重要性を増しているところであります。

当町におきましては、令和元年東日本台風への対応のとおり、災害対策本部を中心に各部が連携して対応しているところであり、情報伝達、避難所運営、道路、用水路の現場対応や災害後の被害調査や復旧対応につきましても、現在の組織体制で機能が果たせるものと考えております。

また、こうした全庁対応といった状況において、当町の防災に関する総合調整を行っている住民環境課、避難所運営を行う福祉健康課、災害対策本部を運営する総務課においては、各課に女性職員が配属されているとともに、婦人消防隊や女性消防団員などの活躍などもあり、女性ならではの視点なども取り入れられる状況にあるものと考えております。

組織の見直しにあたっては、当町の職員規模において、課にするのか、室にするのか、あるいは係で対応できるのか、また、所掌事務の見直しや人員配置、そして、現行の各課連携による組織体制をさらに強固な体制として構築できるのかも含めて慎重に検討してまいりたいと考

えております。

議長（中嶋君） 大森議員、すみませんが、マイクをつけてやっていただければ。少々声が小さくて。

13番（大森君） 2回目の質問に入りたいわけですが、これだけでやり取りすると、もう1時間使ってしまいます。要望も入れてですね、お話ししたいというふうに思うんですが、自主防災会は、各区それぞれ状況はあると思うんですが、ほとんどの区では毎年入れ替わってくるということと、今回、坂城小学校で訓練に参加した役員の方は替わるだけですね。来年度は新しくなる。そういうことをやっていってもなかなか積み重ねになってこないということになります。私が提案したいのは、担当課あるいは先ほど提案したような危機管理担当の方が各区へ回って、段ボールベッドの作り方をゆっくりと区民の皆さんを集めて組んでいただく。そうすれば、今後誰でもできるようになるわけです。役員だけにやらない。

小学校へそういう方も全部、区民の人をみんな集めるのは大変なことです。各区を回ってそういう組立ての練習をしていく。これはやっぱりどうしても必要だと思います。それを積み重ねて、例えば20人、30人参加されれば、将来役員になる方々は段ボールベッドの作り方がわかってくるわけです。そういうことを提案していきたいというふうに思います。

あと危機管理のところですが、各課で担当しているやり方というか、避難所設営は福祉健康課だとかいろいろとされています。あるいは土木関係では、建設課だということになっているんですが、それを1か所にまとめて、私がこれまでいろいろ提案してきた内容について、どこがそういうものをメモ書きして、次の町の地域防災計画の中に織り込んでいくかということをやったりどこまで考えているかということが非常に気になるところです。やっぱり気がついたところでどんどん書き入れて保存していくということで新しい地域防災計画の中に織り込んでいくことをぜひやっていただきたいと思います。時間もありませんので、要望としておきます。

次の質問です。安心して子育てをするためにということで、産後ケアの点についてお尋ねします。

産後ケアの目的として、2019年11月に制定した母子保健法の一部を改正する法案の中で決められました。自治体も実施するようにということで、産後ケアに特化した宿泊施設もつくられてきました。

産後ケアは、出産後の母親と赤ちゃんの心身の健康を支援し、育児に伴う不安や負担を軽減することを目的としております。心身のケアだとか育児サポート、孤立感の軽減、情報提供と相談支援等々いろんな相談ができる制度であります。そういう内容についてお尋ねいたします。

まず一つ、イといたしまして、坂城町の産後ケアの現状はどうなっているのかということで、この5年間の対象者数と宿泊、通所、訪問、それぞれの利用件数についてお尋ねします。

2といたしまして、産後ケアの周知はどのようにされているのかお尋ねします。

3といたしまして、上田市では、7回のうち5回まで軽減制度があります。ほぼ坂城町の半分以下の利用料で設定してあります。町の産後ケアの個人負担はどのように決めているのか、お尋ねします。

四つ目、本人からの利用希望があれば、7回を過ぎても利用が認められるのかどうか、これについてご答弁をお願いします。

保健センター所長（川島君） 安心して子育てをするために、イ、産後ケアの現状はのご質問に順次お答えいたします。

産後ケアとは、出産後の母親の心身の不調や育児の不安を軽減させるもので、産後も安心して子育てできる支援体制を確保するものとして、町では令和元年度から出産後1年を経過しない母子に対して、心身のケアや育児のサポート等を行う産後ケア事業を実施しております。

内容としましては、心身の状態に応じた保健指導、生活面や育児に関する指導及び相談などの支援を行うもので、医療機関等に宿泊して助産師等によりケアを受ける短期入所型と、助産師等が産婦の自宅を訪問する居宅訪問型に加え、令和5年度から開始しました産婦が助産師等のいる施設に出向く通所型の三つの形態があります。

それぞれの利用できる日数と回数については、短期入所型は7日間以内で、母子の状況等により引き続き利用する必要があると認める場合には、さらに7日間まで延長することができ、居宅訪問型と通所型は合わせて7回以内で、こちらも必要と認めた場合に、さらに7回まで追加することができるものとなっております。

また、産後ケアについては、今年度から県助産師会との委託契約により、県内50か所以上の助産所で利用が可能となり、里帰り先で利用される方などの利便性が向上されたところでもあります。

ご質問の過去5年間の産後ケアの対象者数であります。令和2年度は72人、3年度61人、4年度58人、5年度57人、6年度56人です。

また、利用者数につきましては、短期入所型は2年度は2人、3年度5人、5年度2人であり、4年度と6年度は利用がなく、居宅訪問型は2年度は1人、3年度5人、4年度6人、5年度11人、6年度8人、通所型は5年度は4人、6年度は4人です。

次に、産後ケアの周知についてのご質問ですが、保健センターでは妊娠後8か月頃の妊婦の方に、産後ケアの支援内容や利用方法、利用できる医療機関・助産所などをまとめたリーフレットを送付しております。

また、出生届を提出に来庁された際に、改めてご案内するとともに、実家が遠くご家族等から援助が得られないといった方などには、直接事業の内容を説明しております。

このほかに出産後1か月から2か月頃に行う保健師の乳児訪問の際に、産後の心身の状況等

お話をお聞きする中で、産後ケアが必要な場合には利用を勧めており、加えて子育て支援アプリや町のホームページにおいても、事業の周知を図っているところであります。

続きまして、産後ケアの自己負担はどのように決めているかのご質問にお答えいたします。

町が産後ケアを行う医療機関や助産所の利用に応じて支払う利用料金については、一部を利用者にご負担いただいております。利用者負担額については、産後ケア事業を行う医療機関や助産所と町が直接契約により決めております。

利用負担額の契約の基準は、町の産後ケア実施要綱により生活保護受給者と住民税非課税世帯の方は無料とし、住民税課税世帯の方は、短期入所型では利用料金の2割、居宅訪問型と通所型では利用料金の3割としており、これら利用者の自己負担額は令和6年度から引き下げ、より利用しやすくなるよう努めたところであります。

また、産後ケア事業については、長野地域の市町村や長野保健福祉事務所の母子保健担当者間において行う、定期開催の会議の中でも情報交換が行われているところであり、利用者負担額の設定につきましては、近隣市町村の状況なども参考にしているところであります。

次に、本人からの利用希望があれば、利用を認めているかのご質問であります。産後ケアの実施にあたりましては、町の実施要綱に基づき実施しており、その対象者は、町内に住所を有する出産後1年を経過しない産婦であり、医療提供の必要はないものの、産後身体の回復や育児不安などから保健指導が必要な者としておりますので、これらの要件に該当する方には希望により利用を認めております。

産婦が安心して子育てができるよう、身近な相談先である保健センターの保健師等が、お困りの内容に合わせた産後ケアの選択などを支援し、母子の心身のケアや育児のサポートに努めてまいりたいと考えております。

13番（大森君） 答弁をいただきました。令和6年度は56名の方が対象者になっていて、利用した方が居宅で8名、通所が4名ということです。これは多いか少ないかよくわかりませんが、これは保健師が必要だからということでの指示、それとも相談してもこの程度は受けられませんよと、この判断はどんなふうにされているんですか。本人の希望があつて、ぜひ受けたいんですといった場合に、どうぞとなるのか、それとも状況をよく聞いて、この程度でしたらという話になるのか。それぞれどんなふう判断されているんでしょうか。

保健センター所長（川島君） 再質問にお答えいたします。

産後ケアの利用の判断につきましては、保健師が産婦の方からご相談を受ける中で、必要と認める場合には全て認めているところであります。

13番（大森君） ちょっと余談になりますが、私はBSテレビの「いいいじゅー!!」という番組があつて見ていましたら、北海道に移住した方が助産師をやられていて、今は産後ケアの仕事をやっているという話をいろいろとお聞きしたら、その町は酪農家が多い町で、出産して

も家族はみんな酪農、朝から働いて、お嫁さんはゆっくりと体を休められない。昼寝のために来て、一日ゆっくり寝ていく。そういう産婦さんもいらっしゃるんですという話をされました。そういう説明はされていますか。細かく言い出したら切りがないと思いますが、そこまでやっぱりきちっと話して。というのは、核家族になって、ご主人が出社されます。すると奥さんは、母親は赤ちゃんが寝ているときだけしか休めないんです。もう寝不足になる、体が疲れる、精神的にもダメージを受けるという状況があるわけですね。だから、ご本人がそういうふうには産後ケアの手助けが欲しいという気持ちがあれば、ぜひ受けてくださいというのが本筋じゃないか。それも制限が7回までなんです。そういう対応もぜひお願いしたいというふうに思います。

それから、これは要望にしておきますけれども、料金の件ですが、上田市では7回中5回まで軽減策があるんです。例えば4時間の半日を利用すると、坂城町は2,400円負担です。上田市では7回中5回までの軽減策で1,100円で産後ケアを受けることができます。上田市は、あと2回残っていますね。その軽減策がなくなった場合でも、1,600円で受けることができます。これを来年度の予算を組む上でぜひ検討していただきたい。これはぜひ町長に要望しておきたいと思います。よろしくお願いします。

議長（中嶋君） 要望でいいですね。

13番（大森君） 要望いたしまして、次の質問に入ります。

3といたしまして、高齢者がいつまでも元気に。

6月議会で同僚議員から高齢者の現状について質問がありました。全体の内容については、課長の答弁を読ませていただいておりますので、状況はわかりました。私は、この答弁を踏まえて具体策について質問していきたいと思います。

イ.といたしまして、シニアクラブの現状はどうなっているのでしょうか。国は介護予防事業の公的支援を徐々に減らし、ボランティアの皆さんの活動に重きを置いてきています。ボランティア活動としての地域支援、シニアクラブの活動はとても大切な活動であります。しかし、解散する地域や町連合会に参加しない地域もあります。

そこでお尋ねするわけですが、1、老人クラブ（シニアクラブ）は、現在9団体あると答弁がありました。会員数は824人。町連合会の参加団体は、今年度1団体が脱退して、今では4団体となっております。脱退した理由や、元気に活動しているほかの5団体が加入しない理由は一体何か聞いていらっしゃるでしょうか。お尋ねします。

2といたしまして、さきの6月議会での答弁では、町はシニアクラブと懇談しているとのことですが、連合会との懇談会だったのではないかと思います。懇談では連合会役員からどんな要望が出されていますか。それについてお尋ねします。また、加盟していないクラブとは懇談していないと思うんですが、その理由は何かお答え願います。

3といたしまして、冒頭に述べましたように、国は介護予防事業の公的支援を徐々に減らし、ボランティア活動に重きを置いています。こうした今、今後ますます介護予防が重要になってきております。

一つ要望ですが、温泉設置条例の目的を生かすために、湯さん館で介護予防事業を実施したり、お湯につかってお湯仲間の友好を深めることは介護予防となるのではないのでしょうか。高齢者が湯さん館に足を運ぶ楽しさ、遊びに来ることが介護予防につながるのではないかと思います。高齢者に対し月当たり2枚、年間24枚の無料券の配布はできないか、お尋ねいたします。

以上、高齢者がいつまでも元気にの1回目の質問といたします。

福祉健康課長（鳴海さん） 3. 高齢者がいつまでも元気に、イ. シニアクラブの現状はのご質問にお答えいたします。

日本における高齢者人口は増加を続ける一方、全国の老人クラブ数及び会員数は減少している状況にあり、当町のシニアクラブ数や会員数においても同様に減少傾向となっております。

シニアクラブは、高齢者の生きがい・健康づくりや活力ある地域づくりを推進するため、各地区単位で高齢者が集まって活動する組織であり、現在、町内では9クラブが活動しております。

また、町シニアクラブ連合会は、町内のシニアクラブが合同で合唱や踊りなどの活動発表を行ったり、マレットゴルフやカラオケ大会を行うなど、ほかの地区との交流を図る様々な事業を行うことで、明るく楽しい地域づくり、仲間づくりを推進しており、4クラブが連合会に加入しているところであります。

ご質問の、今年度シニアクラブ1団体が町連合会から脱退した理由や、地区で活動するシニアクラブ5団体が連合会に加入しない理由についてであります。それぞれに共通する理由として、会員の減少に加え、連合会では各クラブから役員を選出し運営しており、連合会の役員となるのが負担であることが主な理由であるとお聞きしております。

次に、町連合会との懇談会で役員からの要望といたしましては、今年4月の懇談会において、新たにシニアクラブに加入する人が減っている状況から、会員数を増やしたいとのご相談をいただきました。

相談会の中で、クラブに加入していない人も参加できるイベントを開催し新規加入につなげられないかのご提案があり、今年度連合会開催のイベントについて、クラブに未加入の方も参加できる形態に変更し、「広報さかき」で広く周知を行ったところであります。これをきっかけに新規加入者が増え、クラブの活動が活発になることを期待しているところであります。

また、連合会に加入していないクラブとの懇談についてであります。各地区のシニアクラブからは、毎年、活動目的を明確にした事業内容や実施計画を提出していただいております。

報告を受ける際には、その年の活動内容や会員数についてもお話をお聞きし、シニアクラブの活動において、要望や困っていることがあれば相談に応じていることから、改めて懇談の機会は設けていない状況であります。

次に、介護予防事業の実施についてであります。町では、高齢者が家庭や地域、企業等社会の各分野で、豊かな経験と知識を活かし、高齢者の生きがいと社会参加を促進することを目的に、元気高齢者の生きがいと健康づくり推進事業を実施しております。

この事業はシニアクラブを中心に、家に閉じ籠もりがちな高齢者等に対し、様々な施設を活用し、介護予防と社会的孤立の解消を図るため、健康講座の開催やスポーツ、カラオケ大会などを実施し、参加者同士の交流から生きがいづくり、仲間づくりにつながるよう取り組んでいるものであります。

町の介護予防の取組といたしましては、65歳以上の要介護認定を受けていない方を対象とする体操や運動、様々なレクリエーションを通じた健康づくりをはじめ、参加者同士が施設の行事を楽しむなど交流の場に通っていただく生きがい活動や、加齢による筋力低下・運動機能の衰えに伴う要介護状態の予防として、ストレッチ・ヨガ教室を開催しているところであります。

ご質問のびんぐし湯さん館を利用した介護予防事業についてであります。湯さん館は、様々な目的を持って町内外から多くの方が利用する施設となっていることから、町として湯さん館を利用した高齢者の介護予防事業の実施については、現段階では考えておりませんが、湯さん館では、健康増進の取組として水中ウォーキングやいきいき・水中健康教室が実施されております。

参加年齢に枠はありませんが、60歳以上の方が多く参加されているとのことで、体力の維持向上だけでなく、教室終了後は施設内でくつろぎ、仲間との団らんの場として利用されているとお聞きしており、介護予防に資する教室であると認識しております。

また、高齢者への入館無料券配布に関しましては、毎年町内全戸を対象に年2回配布しております。入館割引券のほか、毎月11日と26日のいい風呂の日には、70歳以上の方の入館料割引など、高齢者の割引がありますので有効にご活用いただければと考えております。

今後、地域で暮らす高齢者の方々が、いつまでも健康で、多くの仲間と楽しく生きがいのある生活を送れるよう、介護予防の取組に加え、シニアクラブの活動支援に努めてまいりたいと考えております。

13番（大森君） シニアクラブの町連合会、やはりここも活発に組織していくというところが理由ではないかと思えます。町内のシニアクラブの情報交換をしていくということで、今のご答弁では、各区のいろんな取組、補助金の関係の申請等でいろんなお話をされているということで、それぞれの活動されているシニアクラブの状況について把握されているわけですけど

も、でも、そのクラブの悩みとか、あるいは大変さとか、そういう話はお聞きになっていないんですよね。たまたまお話の中でそういうふうに出てくることもあるかもしれませんが、そういうのはどうですかというような質問をするとかいうことが必要ではないかというふうに思います。

せっかく参加された団体が今年度1団体脱退されるということだから、何かよくわかりませんが、何か参加しにくい、できない、あるいは大変さ、あるいは困難さ、あるいは役員を出せない、そのようなことがあるかもしれない。その脱退された団体の状況については、お話を伺っているのでしょうか。まずそれをお尋ねいたします。

福祉健康課長（鳴海さん） ただいまの脱退されたクラブからのご意見、ご相談をお受けしていたかというご質問にお答えいたします。今年度、7年度からシニアクラブ連合会から1団体が脱退したということで、そちらのクラブについては、その理由について直接的なご相談ですとか、脱退の理由というものはお聞きしておりませんが、定期的に町のほうにお見えになる際にご相談をお受けする中で、今後またそれらの取組、実際のクラブの状況等をお聞きしてまいりたいと考えております。

13番（大森君） ぜひですね、それぞれの各区のシニアクラブが再結成されて、そして町の連合会にも参加されるという本当に生き生きとした高齢者が坂城町で生活できていると、こういう坂城町にぜひしていく必要があると思います。今までのご労苦、ご努力もお認めいただけますけれども、やはりもう少し高齢者の気持ちになったところまでちょっと入って、話を聞いていただくということもお願いしたいというふうに思います。時間も大分なくなってきましたので、今までのことについては要望といたします。

次に、4番目に、子どもの権利条約についてお話ししたいと思います。子ども権利条約に触れてということで、全面的に議論するという内容にはなっておりません。本当にさわり程度しかお話しできませんが、質問させていただきます。

子ども権利条約は、1989年、国連総会において採択されました。この条約は196の締結国、地域となっています。世界で最も広く受け入れられている人権条約です。日本は1990年、109番目で署名、1994年4月、158番目の締結国となりました。

今、子どもの権利に関する各自治体の条例などを制定するところが増えてきております。町にもこのような条例が必要と考えます。今後、当町においても議論を深めていかなければならないと思います。

今回は、全面的な議論はできませんので、表題に触れてということになっております。その点で、私は第12条の意見を表す権利、表明権についてお尋ねいたします。

イ. 子どもの意見表明の尊重を

一つは、町は子どもの意見表明をどのように保障されているのか、お尋ねいたします。

2といたしまして、坂城中学校の制服が今年の1年生から新しくなりました。検討過程において生徒の参加はあったのでしょうか。

三つ目に、中学校の校則はどのようにつくられているのか。子どもの参加があったのか、なかったのか。

4番目に、模擬議会で子どもたちの質問に対し、町の対応はどのようにされているのか。

以上4点について、1回目の質問といたします。

教育文化課長（細田さん） 4. 子どもの権利条約に触れて、イ. 子どもの意見表明の尊重をについて順次お答えいたします。

初めに、町は、子どもの意見表明をどのように保障しているかのご質問でございますが、子どもの意見表明の権利につきましては、1989年、平成元年に国連総会で採択され、日本においても1994年、平成6年に批准し発効された児童の権利に関する条約、いわゆる子どもの権利条約において、「自己の意見を形成する能力のある児童がその児童に影響を及ぼす全ての事項において自由に自己の意見を表明する権利を確保する」とされているところであります。

また、国において令和5年4月に施行されたこども基本法においても、基本理念として「全てのこどもについて、その年齢及び発達の段階に応じて、自己の直接関係する全ての事項に関して意見を表明する機会が確保されること。」とされていることから、子どもの意見表明については、既に保障されていると考えております。

町におきましても、これらの趣旨に沿った形での様々な取組を行っており、これまでも坂城中学校3年生が実際の議会の形式にのっとり模擬議会を実施し、町と生徒の意見交換を行ったほか、令和6年度からは、生徒が坂城町について学習した中から、疑問や意見について町の担当者と質疑や意見交換をする授業が行われております。

また、町の計画の策定や見直しの際に、子どもたちへアンケート調査を実施し意見等の収集を行っているほか、納涼音楽会や坂城どんどん、町文化祭、坂城千曲薪能などにおけるステージ発表など、子どもたちの意見表明や参画の機会となる、表現の場の確保も大切であると考えているところであります。

続きまして、坂城中学校の新制服の検討過程での生徒の参加についてのご質問でございますが、新しい制服につきましては、中学校で制服検討委員会を組織する中で検討し、決定されたものであります。

新制服の検討にあたっては、中学生や小学生高学年にデザインやシルエット、かっこいい・かわいい、動きやすいなど配慮してほしい項目や、スーツやブレザーなどの制服のタイプについてのアンケートを実施し、その考慮した複数の候補を挙げ、再度アンケートを実施した上で決定されており、十分に生徒の意見が反映されたものであると認識しております。

次に、中学校の校則はどのようにつくられているかの質問についてでございますが、校則は、

学校が教育目的を実現としていく過程において、生徒が遵守すべき学習上、生活上の規律として定められるもので、生徒会活動に関する規則のほか、服装等の生活の決まり、長期休業の決まりなど様々なものが含まれております。

坂城中学校の校則の一つである生徒会活動について定めた生徒会会則では、昭和37年4月6日より実施とされており、当時どのようにつくられたかは不明であります。会則の変更にあたっては、別に定めている委員会や選挙等についての細則も含めて、各学級の正副学級長で構成された代議員会の過半数の賛成を得た後、生徒総会にかけると会則で定められており、生徒の意見によりつくられていく形となっているところであります。

続きまして、模擬機会での質問に対する町の対応についての質問であります。令和4年度に実施した模擬機会において、切れ目のない総合的な子育て支援の取り組みについて、どのような取組があるのかといった質問があり、これまでの町の取組をお答えしたほか、安心して子育てができる体制づくりに取り組んでまいりたいとお答えしたところであります。

その後の町の対応としましては、保健センターと連携し、妊娠届出時や出産後の妊婦に寄り添った伴走型の相談支援や給付金の支給による経済的支援の実施、産後ケア事業として通所型を追加しサービスの拡充を図ったほか、小中学校の給食費の無償化や、この8月からは病院や薬局で支払う子どもの医療費を無料とするなど、安心した子育ての体制づくりに取り組んでいるところであります。

また、同じく4年度の中学生の海外派遣研修の質問に対し、5年度以降、アメリカへの中学生海外派遣事業を実施し、今年度においても準備を進めているところであります。

今後におきましても、こども基本法等を踏まえる中で、当事者である子どもの意見表明や参画の場を増やしていくとともに、施策に反映できればと考えているところであります。

13番（大森君） いろいろ答弁いただきました。子どもが参加した形で、制服だとかあるいは校則等が決められているということで、わかりました。

あと、模擬議会での質問ですね、例えば以前、インター先線が完成したときに、町はどのような形になるのかという、たしかそういうような質問なんかもあったと思うんですが、いずれにしてもほかの質問でもそうですけれども、答弁された内容で終わってしまっているんじゃないかなと。やはり、できることは何か一つやってあげる。例えばインター先線が完成した場合には、バイパスと県道、国道、高速道路、それから町内の主要道路の全体の町の道路網がこんなふうになりますということで、物流とかあるいは生活の交通等が楽になるとか、そういう全体の構想がわかるように模造紙にも作って、中学生の生徒みんなが見えるところへ貼ってあげると。私の質問がこういう形になって出てきたという、そういう喜びもやっぱり必要ではないかというふうに思います。何か一つそういうことをやるべきではないかなと思うんですが、この間、そんな質問の中で実現されたことはあるでしょうか。

議長（中嶋君） 大変失礼ですが、手短かにひとつお願いいたします。

教育文化課長（細田さん） 再質問にお答えいたします。

先ほどのインター先線の件に関しましては、答弁の中で十分、今後の町の方向性とかをお答えさせていただいたところでございます。

あと、現実的に実施したものとしましては、質問の中ではこういった仕組みはどんなものかとか、そういった質問が多かったので、こういうことをしてほしいとか、そういった質問がちょっと少なかったものですから、先ほど答弁いたしましたように、子どもに関する施策とか、一番は中学生の海外派遣研修をぜひ続けてほしいというところで続けているところでございます。

13番（大森君） 特別な要望でなくても、質問の中ではこんなふうに答弁しましたという形にしてあげることが大事じゃないかというふうに思います。ぜひ今後そんなことの検討もお願いしたいと思います。

時間もありません。産後ケアのところはですね、割愛して相当進んでしまいました。そこで要望としてお願いするわけですが、特に来年度予算編成、先ほども一部お願いしましたけれども、来年度予算編成に次の内容を具体化していただきたいと思います。

一つが妊婦が出産し、退院2週間後に健診が始まります。やはりこのときから助産師に相談できるように。今はなっているかと思うんですが、ぜひそれをお願いしたいということです。

二つ目に、子どもが1歳に近づくと離乳食が始まります。そのため、子どもは母乳を飲む量が少なくなり、母親の乳房が張ってきます。そのためのマッサージなどのケアが必要だと思います。やはり1歳を過ぎても、そういう方に対しての数回のケアを受ける、そういう段取りをぜひつくっていただきたい。

三つ目に、上田市のように軽減策が相当、坂城町の半額以上安く受けられるということで、やはり産後ケアを受ける、そういう産婦さんがぜひ増えていただくようにということと、やはり体を休めるという、そういうことだけでも使えるんだよということも、これまでも説明されていると思うんですが、そこのところもしっかりと寄り添った対応をしていただくということをお願いしまして、私の一般質問を終わります。

議長（中嶋君） ここで10分間休憩をいたします。

（休憩 午前10時00分～再開 午前10時10分）

議長（中嶋君） 再開いたします。

次に、2番 大日向進也議員の質問を許します。

2番（大日向君） ただいま、議長より発言の許可を得ましたので、通告に従い一般質問を行います。

さて、今夏は過去に例がないほどの猛暑となり、全国各地で観測史上最高気温を記録するな

ど、9月に入っても35度以上の猛暑日となる日が続いております。

また、全国各地にて大雨や雷雨等による天災が多数起きており、被害の情報を耳にすることも増えております。

9月、10月は、例年ですと台風のシーズンに入ります。当町でも2019年の19号台風の際に少なからず被害を受けました。災害は忘れた頃にやってくると申します。そこで、9月は防災月間となりますので、町の防災についての質問を行ってまいりたいと思います。

防災力強化について。イ、3点についてお聞きいたします。

1点目、町として防災訓練を行う目的は。

2点目、本年の訓練は坂城地区が担当であったが、どのような災害を想定した訓練であったのか。また、その内容は。

3点目、毎年町内4地区が輪番にて防災訓練を行っているが、各地区において災害予想はどのように行われているか。

ロ、各自治区の強化と支援について、2点についてお聞きいたします。

1点目、各自治区の自主防災会の役割は。

2点目、各自治区に対し、町では防災についてどのような支援があるのでしょうか。

ハ、災害時の連携について、3点についてお聞きいたします。

1点目、災害発生時、各地区における自主防災会との連携はどのように行われるか。

2点目、企業と災害発生時避難等を想定した連携は行われているか。

3点目、学校について、備蓄品や蓄電池、トイレや冷暖房などの整備状況は。

ニ、自主避難について、3点お聞きいたします。

1点目、自主的に避難を行った者に、町としてはどのような対応を行うのでしょうか。

2点目、支え合いマップというものがあるが、これはどのような内容のものなのでしょうか。

3点目、町内で支え合いマップの作成を行っている地区はあるのでしょうか。

以上質問いたします。

町長（山村君） ただいま、大日向議員さんから防災力強化についてのご質問を、イ、ロ、ハ、ニといただきました。私からは、イの防災訓練についてお答えし、そのほかの質問につきましては担当課長から答弁いたします。

まず、防災訓練を行う目的であります。国では、1923年（大正12年）9月1日に発生した関東大震災を教訓として、国民の防災意識の高揚を目的に、閣議了解により9月1日を防災の日と決めました。

また、台風シーズンを迎える時期でもあり、災害についての認識を深めるとともに、災害に対する備えを強化することにより、災害の未然防止と被害の軽減に資するため、防災の日を含む8月30日から9月5日までの1週間を防災週間とし、全国的に防災知識の普及のための講

演会、展示会等の開催、防災訓練の実施等がなされております。

町といたしましても、災害対策基本法及び坂城町地域防災計画に基づき、防災関係機関と自主防災組織や地域住民の皆様が相互に連携し、災害時に即応できる体制を確立するとともに、広く防災意識の普及・高揚を図ることを目的に、総合防災訓練を毎年実施しており、今年は8月31日に坂城小学校にて実施いたしました。

災害時は、自らが自ら守る自助、地域住民相互による援助である共助、公共機関による公助がそれぞれ独立した役割でありながらもお互いに補完し合い、適切な取組をすることで、より強固な防災体制が構築されます。

これらを踏まえ、訓練内容といたしましても、地域住民参加による各種訓練を実施いたしました。想定災害といたしましては、令和6年に発生しました能登半島地震を踏まえた地震災害を想定し、電話等の通信回線不通時における同報系防災行政無線を使用した全町への情報伝達や、移動系防災行政無線による各区自主防災組織と災害対策本部との情報伝達訓練のほか、自宅の倒壊等による避難者の受入れ体制を整えるための避難所設営訓練や、地震によるため池や堤防の決壊を防ぐことを目的とした水防訓練の実施、また、AEDを使用した救急救命や災害時の基本的な応急手当方法の実践訓練、建物等の瓦礫からの人命救助訓練、断水時における飲料水や生活用水の供給訓練などを行ったところであります。

また、実際にペットとの同行避難訓練を実施し、避難の際に必要な用品の確認や知識の共有を図ったほか、地域住民の皆様が避難を迅速に行えるよう、消防団による消防車両からの避難誘導広報や、火災による2次災害を想定した消火訓練、災害時における情報通信手段確保のための災害時公衆無線LAN開設訓練、臨時災害放送局の開設訓練を行ったところであります。

続きまして、町内4地区それぞれにおける災害想定のご質問であります。町総合防災訓練につきましては、町内4地区を1単位として、同様の災害想定による訓練を実施し、町内における防災体制の確立に努めているところであります。

昨年の村上地区と今年の坂城地区においては、令和6年に発生した能登半島地震を踏まえ、地震災害を想定した訓練を実施しており、来年、再来年の中之条地区、南条地区においても地震災害想定による実施を予定しております。

なお、令和5年までの総合防災訓練では、令和元年に発生した東日本台風を踏まえた、大雨による水害・土砂災害を想定した訓練を令和2年から町内4地区で実施したところであります。

町といたしましては、各自主防災組織や関係機関と連携し、総合防災訓練を継続して実施することで、地域住民の皆様が自助及び共助の意識を持っていただき、災害への備えを促してまいりますと考えております。

住民環境課長（山下君） 私からは、ロ. 各自治区の強化と支援についてと、ハ. 災害時の連携についてのご質問にお答えいたします。

まず、ロ. 各自治区の強化と支援についての各自治区の役割についてであります。町内27の全自治区では災害対策基本法に基づき、地域住民の皆様による自発的な防災組織として、自主防災会が設置されております。

自主防災会は、地域住民が主体となって災害に備え、被害を最小限に抑えるための組織とされており、町内各自主防災会においては、初期消火訓練、避難誘導訓練などが実施されており、自助、共助における非常に重要な役割を担っていただいているところであります。

次に、各自治区に対し、町ではどのような支援策があるかのご質問にお答えします。

町といたしましては、災害に強い安心・安全の地域づくりのため、全区長を対象に防災説明会を実施し、災害発生時における町からの避難情報発令のタイミングや避難方法、町ハザードマップによる危険地域及び避難経路の確認、町と区との連絡方法など、防災に係る知識の共有を図っております。

また、災害時の心得を学んでいく場として、区から要望がある際には出前講座を実施しており、災害発生時における区や自主防災会としての役割や対応について再認識をしていただいております。

各区・各自主防災会が行う防災訓練における支援といたしましては、初期消火訓練で使用した消火器の薬剤補充や、消火栓を使用する際における上田水道管理事務所への使用届提出等の支援を実施しております。

また、各自治区の創意工夫により行う地域づくり活動を支援する町の地域づくり活動支援事業は、地域の防災対策にもご活用いただいております。

特に近年は、災害に対する危機感の高まりもあり、本支援事業を活用した防災訓練や炊き出し訓練の実施を含めた防災用品の導入及び備蓄、危険箇所や集合場所などを加味したハザードマップの作成、さらには要支援者情報を反映した支え合いマップ整備などが実施され、自治区における災害時の共助の体制が強化されていると感じております。

制度といたしましては、自治区が実施主体となる事業に対し、予算の範囲内で補助上限額30万円、補助率10分の10により交付されるものであり、各自治区からの申請を選考会において審査後、補助金の交付が決定される形となっております。

このほかにも、一般財団法人自治総合センターで実施しているコミュニティ助成事業や、公益財団法人長野県市町村振興協会の地域活動助成事業では、自主防災組織が行う事業に対して、30万円から200万円の範囲で助成を実施しており、町では申請に係る支援を行っております。

町といたしましては、自主的に取り組む地域防災活動やその体制づくりに向け、今後も支援してまいりたいと考えております。

続いて、ハ. 災害時の連携について、まず、災害発生時、各地区における自主防災会との連

携についてお答えいたします。

各自主防災会の災害発生時の役割としては、火災が発生した際の初期消火や、町が避難所を開設した場合における地域住民の避難誘導のほか、必要に応じて、応急避難所として指定している各区公民館での避難所の開設等があります。

各自主防災会と町との連携といたしましては、各自主防災会から地域で実施した災害に対する活動や、避難状況・被害状況等の情報を町へ伝達いただくことにより、現地情報を町と共有することで、町や各自主防災会における迅速な災害対応につなげていけるものと考えております。

次に、企業と災害発生時避難等を想定した連携は行われているかについてお答えいたします。

町では、災害発生時の避難者対策を向上させていくためには、民間企業や各種団体との連携も重要であると考えており、町内外の関係機関や民間企業等との間で、災害時における応援・協力協定を締結し、災害時に備えているところであります。

企業との連携といたしましては、災害時における町民生活の早期安定を図ることを目的として、パンや果物、レトルト食品・飲料水等の飲食物、トイレトペーパーや石けん、タオル等の生活物資、仮設住宅の供給を行う内容の協定のほか、公共施設における損壊箇所への応急処置や、災害現場での応急対策の実施、その際に使用する建設機械等の提供といった内容の協定を締結しているところであります。

今後も、企業との情報交換などをはじめ、地域防災力の向上のため、新たな企業連携について研究してまいりたいと考えております。

続いて、学校における備蓄品や蓄電池、トイレや冷暖房などの整備状況についてお答えいたします。

中核避難所として位置づけられている町内各小中学校に整備した備蓄庫には、クラッカー・おかゆを1,100食のほか保存水1,800リットルを備蓄食料品として備蓄しており、備蓄資材といたしましては、段ボールベッドや毛布のほか、プライバシー確保のためのパーティション等を備蓄しております。

さらに、各小学校においては太陽光発電、蓄電池が設置されており、有事の際の停電においても避難所運営が可能となっているところであります。

また、各小中学校では、下水道に直結した災害用マンホールトイレの整備を進めており、令和6年度は村上小学校に、本年度は坂城小学校に整備し、8年度は南条小学校、9年度は坂城中学校へ、さらに令和8年度着工予定の新複合施設へも整備を進める計画となっております。

なお、トイレ関係につきましては、各地区に設置されている防災備蓄庫に簡易トイレ、排せつ物凝固剤、トイレ用テントを備蓄しており、学校をはじめとする各避難所での使用を想定しております。

また、備蓄品には、学校のほかに、防災センターや南条と村上に備蓄庫があり、食料については、おかゆやベーカリー、クッキー、乳幼児用ミルクなどを備えており、紙おむつや女性用生理用品、発電機、簡易トイレ用品、ブルーシートなど、資機材についても備蓄しております。これらの備蓄用品につきましては、避難所開設の際には、備蓄庫から避難所へ速やかに輸送することとなっております。

学校体育館の冷暖房の状況につきましては、夏はスポットクーラーや大型扇風機、冬場はジェットヒーター等で対応しているところであります。

町といたしましては、避難所の環境整備につきまして、有事の際にも避難者が安心・安全に身を置けるよう、関係各課と研究を進めてまいりたいと考えております。

福祉健康課長（鳴海さん） 私からは、二．自主避難についてのご質問にお答えいたします。

自主避難とは、市町村が避難指示などの避難情報を発令する前に、住民自らの判断で危険な場所から安全な場所へ避難することを言い、住民一人一人の災害時の避難への備えとしては、事前にハザードマップで地域の危険性を確認しておくことや、避難に必要な物資の準備のほか、あらかじめ親戚や知人宅など避難先を確保していただくことも重要となっております。

ご質問の自主的に避難を行った者にどのような対応を行うかについてであります。各区自主防災会等と連携し、自主避難されている方の把握に努めるとともに、避難者に対しては最新情報を伝え、食料など必要な物資の提供等の対応を図ってまいります。

次に、支え合いマップについてのご質問にお答えいたします。

高齢者や障がい者、外国人、乳幼児等、災害時に自らを守るために安全な場所に避難することが困難な要援護者の避難支援について、国においては、自助と地域の共助を基本とし、迅速・確実な伝達体制の整備が不可欠であることから、平成17年に災害時要援護者の避難支援ガイドラインを策定し、市町村等に対しては要援護者の情報収集・共有など避難支援体制の整備に向けた取組が示されました。

また、災害はいつどこで発生するかがわからず、いざ災害が発生したときには、特に地域で暮らす要援護者にとって、頼りになるのは近隣の住民であることから、地域での住民同士の支え合い活動・地域福祉活動が進められることを目標に、平成17年度より、長野県と長野県社会福祉協議会が協働して、災害時住民支え合いマップ作りが始められました。

この災害時住民支え合いマップは、地震や大雨などの災害時における避難過程において、支援が必要となる高齢者や障がい者等の要配慮者及びその支援者、避難所や危険箇所などを表記した地図のことを言い、災害時の人的被害を最小限にするため、自力での避難が困難な方などの安否確認や避難誘導を安全かつ迅速に行うために作成するものとなっております。

具体的には、支援が必要な高齢者や障がいのある方など、要配慮者について、マップ上に色分けしたシールで表示をし、地域における支援者、大雨や地震など災害の種類による避難場所、

また、避難所までのルートや危険箇所、消火栓の位置など、それぞれ地域の状況に応じた方法でマップ上に示すものであります。

当町におきましても、町社会福祉協議会が各地区における支え合いマップの作成にあたって、その作成方法、また、マップ作成後の周知方法など、相談内容に応じたサポートを行っており、昨年度においても、新たに1地区が支援を受けてマップの作成を行い、これまでに6地区において支え合いマップが作成されております。

そして、マップの作成後におきましても、各地区において自主的にマップの更新を行うとともに、相談があった場合には、町社会福祉協議会において更新作業の支援をしております。

これまでの大規模災害において、住民活動が活発な地区や日頃から見守り活動に取り組まれている地域では、被害が最小限に食い止められたことや、安否確認や避難誘導が迅速に行われたことから、平常時からの住民同士の支え合いが重要であるとされています。

災害時住民支え合いマップの作成を通じて、地域住民の情報共有や課題の整理が図られるとともに、災害時はもちろん、平常時においても要配慮者への声かけや見守り活動にマップを活用するなど、地域住民同士の支え合い活動が推進されるものと考えております。

2番（大日向君） ただいま、町長、担当課より答弁がありました。本年の防災訓練にも多数の方に参加いただくことができおり、防災に対する町民の意識の高さがうかがえたと思います。町としても引き続き町民意識が低下することのないよう、様々なアプローチを今後も行っていたきたいと思っております。

また、各地区における自主防災会においても、防災の備えに対する重要性が浸透してきていることがわかりました。これからも途切れることのない要支援を含めて、継続していただきたいと思っております。既に高齢化社会となっております。災害時に避難の取りこぼしが起こらない町として、これからも自助、共助、公助を大切にしていきたいと思っております。

そこでですが、何点か再質問を行いたいと思っております。まず1点目として、7月1日に区長会において、防災説明会が開催されたとお聞きしております。その内容については、どのようなものだったのでしょうか。また、各地区にはそれほどのように落とし込まれるのでしょうか。

2点目として、防災訓練の各地区役員以外の参加状況の把握というものは行っているのでしょうか。

3点目として、各家庭での災害時における備蓄品の管理が推奨されていると思うんですが、公共で準備するものと各家庭で準備するものに違いはあるのでしょうか。

最後に4点目として、支え合いマップについて、これをより多く自治会のほうに推奨していったらと思うのですが、お考えはいかがなのでしょうか。

以上、再質問いたします。

住民環境課長（山下君） 私からは、ただいまの防災説明会の内容とどのように落とし込まれて

いるか、防災訓練の各地区役員以外の参加状況の把握、それから各家庭での災害時における備蓄品の管理が推奨されているが、公共で準備するものと各家庭について準備するものの違いはあるかとの3点についてお答えいたします。

1点目の7月1日の防災説明会の内容と、各地区にはどのように落とし込まれているかについてお答えいたします。7月1日に全区長さんにお集まりいただき、建設課からはハザードマップの見方について、住民環境課からは避難情報のポイント、移動系防災行政無線の使用方法について、総務課からは避難情報発令のタイミングと放送内容について、企画政策課からは同報系防災行政無線の使用方法和安心カプセルについて、福祉健康課からは避難行動要支援者名簿の提供についてをご説明させていただきました。

各区長さんには、8月31日に実施された町総合防災訓練において、移動系・同報系防災行政無線を実際に使用した訓練を行っており、その使用方法を確認いただいております。

また、ハザードマップや避難情報については、各地区において実施される防災訓練などの機会に区民の皆様にお伝えいただき、ハザードマップにより、ご自分の家がどの区域に該当しているかを把握し、災害の未然防止や避難のタイミングに役立てていただきたいと考えております。

また、安心カプセルの更新や要支援者の避難行動の計画につきましては、各地区において取り組んでいただきますようお願いしているところでございます。

次に、防災訓練の各地区の参加状況の把握は行っているのかとのご質問でございますが、8月31日に実施いたしました町総合防災訓練は、坂城地区を対象としており、坂城地区13区に参加いただいております。今回は13区が参加されており、各地区には民生児童委員、婦人消防隊、日赤奉仕団のほか、10名の方に訓練に参加していただくようお願いをいたしております。

訓練当日、各自主防災会長より参加人数の報告を受けており、民生児童委員、婦人消防隊、日赤奉仕団を含む各自主防災会の参加が170名ほど、消防団、水防団、消防署職員が合わせて150名ほど、町職員、ご来賓などが40名ほどで、総計360名ほどが今回の訓練に参加しております。

次に、各家庭での災害時における備蓄品の管理が推奨されているが、公共で準備するものと各家庭にて準備するものの違いはあるかとのご質問でございますが、各家庭で備えておいていただきたいものには、保存食、飲料水など食料と携帯用トイレや防寒シートのほか、ヘルメットや懐中電灯など、災害から身を守るものを備えていただきたいと考えております。

また、各家庭で備えるものにつきましては、避難所などへ移動する際、持ち運ぶことを考えて、なるべくコンパクトに収納できるものがよいかと考えております。

福祉健康課長（鳴海さん） 支え合いマップについて、各自治会への推奨についての再質問にお

答えいたします。

支え合いマップの作成は、日常的に地域福祉活動を進める上でも活用でき、要配慮者の把握や避難時の支援だけでなく、地域の結びつきや住民同士の助け合いを深めるなど、重要なものと捉えております。また、マップ作成後は、自治会等の代表者のほか消防団、民生児童委員と共有するとともに、地域の住民に周知しておくことも必要となります。

町といたしましては、支え合いマップの作成は、災害時の要配慮者の避難支援及び安否確認などを迅速に行うための手段ともなることから、区長会や防災説明会などの機会を通じて周知を図り、多くの地区において取り組まれるよう、社会福祉協議会と連携を図ってまいりたいと考えております。

2番（大日向君） ただいま、再質問にお答えいただきました。私の地区においては、支え合いマップを作成しております。地区で行う防災訓練の際に活用し、避難誘導等をスムーズに進めることができました。また、避難所の開設にあたり、何が必要かの判断を事前に把握することができていたため、大きな混乱が生じることなく対処できました。他地区でも作成されている地区はありますので、そういった優位性などを発信していただけると災害に強い町になるのではないかと考えます。

様々な状況において多様性の時代と言われて久しくなります。しかし、災害においてはどのような環境、人も等しく罹災いたします。待つてはくれない災害に対し、我々町民の一人一人がどのように向き合うべきなのか、また、実際に発生したときにどのような対処ができるのか、未知の出来事に対し準備を怠ることはあってはならないと考えます。どのような状況であっても避難取りこぼしが起こることのないよう、災害に強い町として、あるべき危機感を常に問うていただきたいと思います。

以上で、私の一般質問を終わります。

議長（中嶋君） ここで10分間休憩いたします。

（休憩 午前10時43分～再開 午前10時53分）

議長（中嶋君） 再開いたします。

次に、6番 中村忠靖議員の質問を許します。

6番（中村君） ただいま、議長より発言の許可をいただきましたので、通告に従い私の一般質問を行います。

近年は、気象異常化が顕著になっており、今年の夏は例年以上の猛暑に見舞われています。また、大気的不安定化により、1か所に集中的に雨を降らせる線状降水帯により、全国の各地域でも河川の氾濫、土砂崩れなどの豪雨災害が頻発しております。

さらに、先週の9月1日には、アフガニスタン東部を震源とするマグニチュード6.0の地震が発生し、2,200人を超える死亡、3,640人以上が負傷されました。死亡された皆

様のお悔やみを申し上げるとともに、被災された皆様方に心よりお見舞いを申し上げます。

一刻も早く復旧が進み、日常生活に戻れることを願っています。

例年、防災の日を機に坂城町の防災訓練でも、各種の展示や地震災害を想定した避難時の連絡体制の対応、避難所設営体制などの確認をいたしました。日頃から対策強化とともに災害に対する心構え、準備と自分の命は自分で守るとの自助の意識徹底が欠かせません。

今回の質問では、一つ目に「2025 さかきモノづくり展」について、6点質問させていただきます。そして2点目は、「ユースセンター」について、2点質問させていただきます。それでは、順次質問に移ります。

1. 2025 さかきモノづくり展について

坂城町は工業の町として全国に知られております。その象徴的なイベントが、さかきモノづくり展であります。今回開催されるさかきモノづくり展のチラシには、「さかきで沸く・わく

リアル企業体験」、「モノづくりのまち・坂城が描く未来 次世代の技術と人が集う2日間」とありました。この展示会は、町内の企業・団体や連携する大学などが集まり、最先端の技術や製品を紹介するとともに、町の工業を広く発信する重要な機会となっております。

特に、射出成形や3Dプリント、ロボット操作などの実演や体験を通じて坂城町の企業の高度な技術に触れることは、次世代の人材育成や住民が坂城町のモノづくりに親しむことができる場となっております。

一方で、8年ぶりにリアル開催されるさかきモノづくり展を成功させるためには、第1に工業関係者はもちろんですが、町内の若年層の皆様の多くの参加が望まれます。それには、町民の皆様方への働きかけを強める余地があると考えます。

第2に、オンライン発信やSNS活用によって、町内外の皆様の多くの参加を呼び込むことが可能と思われます。

第3に、人材確保への結びつきです。町内企業の課題の一つは、若者の採用と定着です。モノづくり展を通じて企業説明会などを組み合わせれば、採用活動やキャリア教育の場として大きな力を発揮できると考えます。

そこで、以下の質問について町の見解をお聞きします。

イ. 2025 さかきモノづくり展の目的や取り組みなどについて、6点お聞きします。

1、開催の目的と内容は。また、特に力を入れている点は。

2、今回の出展企業数は。

3、来場者を増やすための工夫・取り組みは。

4、坂城町の子どもたちが学べるような企画を考えているのか。

5、町内事業では人手不足・人材不足が課題であるとお聞きしている。今回、さかきモノづくり展を開催するにあたり、こうした課題への検討・対応は。

最後に6点目として、次回開催へ向けての展望は。

以上6点について答弁をお願いいたします。

町長（山村君） ただいま中村議員さんから2025さかきモノづくり展についての質問をいただきました。答弁申し上げます。

このさかきモノづくり展は、昭和60年から計6回の開催を重ねました「坂城町工業展」を継承し、平成26年当時、開館20周年を迎えた、さかきテクノセンターの記念事業として実施され、以後おおむね3年に一度の開催を目安として継続されている、ものづくりのまち坂城を象徴する事業であります。

10月3日金曜日から4日土曜日の2日間にわたって開催されます、2025さかきモノづくり展につきましては、2017年（平成29年）の開催からコロナ禍を挟み、ウェブでの開催もありましたけれども、リアル展示会としては実に8年ぶりの開催となります。私としても大いに期待しているところであります。

ご案内のように、公益財団法人さかきテクノセンターが主催し、坂城町商工会、テクノハート坂城協同組合、坂城町の3者が共催しております。

町としては、共催者ということ、また、私としましても、モノづくり展実行委員会の委員を拝命しておりますので、その中で伺った内容を基に、順次ご質問にお答えさせていただきたいと思っております。

まず最初に、開催の目的といたしましては、工業の集積地・ものづくりのまち坂城が誇る町内製造業企業の高度な技術力・生産力・魅力を広くPRし、ビジネスチャンスを拡大するとともに、住民の皆さんや子どもたちに、坂城町の製造業とモノづくりへの興味を育て、親しみを持っていただくこと、そして近隣の高校生・大学生と企業をつなげ、人材確保の機会とすることを目的とし、出展企業によるブース展示や講演会、プログラミング教室などが計画されています。

特に力を入れている点といたしましては、会期初日となります10月3日金曜日に、町内3小学校の6年生全員と坂城中学校2年生全員、また、坂城高校の生徒を招待し、町内企業とモノづくりへの関心を培い、将来の製造業を支える人材を育てていくこと、そして町内企業への就職につながっていくきっかけづくりの場としていくことと伺っております。

なお、今回のモノづくり展の開催に合わせまして、町商工会工業部会を中心とした実行委員会主催の事業として、さかきオープンファクトリーの開催も計画されております。

こちらは、十数社の町内企業が参加し、各社の工場を会場とし、工場見学やワークショップなどの体験を行う企画で、さきに申しあげました小学6年生、中学2年生はモノづくり展の見学と併せ、このオープンファクトリーの見学もバスツアーのように行うものであります。

モノづくり展とオープンファクトリーを通じて、子どもたちが見て、触れて、楽しみ、将来

まで思い出に残るものづくり体験を提供し、さきに申しあげました将来の人材育成・人材確保をより強固にしていくという意図と伺っております。

なお、オープンファクトリーについては、10月3日は町内小学校6年生、中学2年生限定のイベントとして、2日目の10月4日については、一部の企業が一般参加者を対象として見学を受け入れると伺っておりますので、モノづくり展と併せてぜひ大勢の皆様にご参加いただきたいと思っております。

続きまして、今回の出展企業数はとのご質問ですが、企業数としては23社、また、町と連携協定を結ぶ信州大学、長野大学、金沢工業大学、埼玉工業大学の4大学と、町内の工業関係3団体が出展し、合計30の企業、大学、団体の参加となっております。

次に、来場者を増やすための工夫・取り組みはとのご質問ですが、今回はPR・広報の方法として、地元紙1紙と、経済・工業の専門紙2紙への新聞広告掲載や、さかきモノづくり展の特設サイトでの情報発信に加え、若年ユーザーの利用数が多いSNSやウェブ広告、また携帯電話の位置情報を活用しての広告掲載など、多岐にわたる広報活動が予定されております。

なお、「広報さかき」9月号とともにチラシを配布したほか、町内の小中学校・高校では全校児童・生徒にチラシの配布や校内へのポスターの掲示も行われると伺っております。

また、県内の高校や近隣県及び首都圏の工業系大学、研究機関、支援機関、しなの鉄道各駅にもチラシの配布やポスターの掲示を依頼されていると伺っておりますので、ビジネス関係者だけでなく、若年層にも広くPRされるものと期待するところであります。

次に、坂城の子どもたちが学べるような企画といたしましては、さきに申しあげました町内小中学校の見学と併せ、ブース展示につきましても各出展者が工夫を凝らし、建設機械や超小型EV車、競技用小型飛行機の実物の展示のほか、記念メダルへの金メッキの実演、プラスチック製品から再生材を作る工程を経て、これを材料にしたプラスチック製品の成形という一連の作業の実演、ゲーム用のコントローラーによるロボット操作や、モノづくり展会場から町内の工場にある機械のリアルタイムリモート操作、また、木製スプーンの実演など、多岐にわたる実演・体験が準備されると伺っております。

また、テクノセンター所蔵の金属3Dプリンターの実演や、長野県工科短期大学の学生の皆さんによるプログラミング教室もあり、さらには、見学に訪れた来場者、子どもたちに向けた出展者のプレゼンテーションも行われるとお聞きしておりますので、子どもたちにとっても、楽しみながら学びを深めてもらえるものと期待しております。

続いて、町内企業の人手不足・人材不足の課題への対応につきましても、まず、町内企業の高度な技術力、生産力、魅力を大勢の皆様にご紹介いただくことが大事であると考えております。

さきに申しあげましたとおり、広く若年層、学生にモノづくり展の開催をPRするため、新聞広告やホームページ掲載に加えて、SNSやウェブ広告、携帯電話の位置情報を活用しての広告掲載などに取り組んでおります。

また、今回実施いたします小学6年生、中学2年生の見学招待につきましても、モノづくり展やオープンファクトリーで町内の企業の現場を見学した子どもたちが、その体験が基になり、将来、町内企業への就職につながるよう期待するものであります。

さらに、モノづくり展関連企画として、明日9月10日水曜日に、大学生向けの町内企業見学会をテクノハート坂城協同組合と坂城町との共催により開催いたします。大学生24名が参加し、町内の製造業企業8社を2班に分け見学していただく予定でありますので、こうした取組を通して、町内企業の人手不足・人材不足に対する支援に努めてまいりたいと考えております。

最後に、次回開催への今後の展望はのご質問についてお答えいたします。今後、このモノづくり展、また同時に開催されるオープンファクトリーの取組が継続されていくことは、当町がものづくりのまちとして、さらに発展を遂げていくための重要な活動・事業であると考えております。

当町の子どもたちが、自ら生まれ育った町が、ものづくりのまちであるという自信や誇りを持つこと、それを我々大人たちが示せるということ、これは将来の人材確保といった、課題の一つに対する対応というだけでなく、非常に大切な教育のテーマでもあり、モノづくりの町のウェルビーイングへとつながる大きな役割を持つものでございます。

こうした観点からも、町といたしましては、主催者であるさかきテクノセンター、そして共催者である坂城町商工会、テクノハート坂城協同組合と連携し、さかきモノづくり展の開催に対して、協力と支援を継続してまいりたいと考えているところでございます。

6番（中村君） ただいまは、町長より答弁をいただきました。詳細な説明について理解いたしました。説明にもありましたとおり、町内在住の若い世代、中学生や高校生などには、機会のあるごとに様々な情報の発信、提供を行うことは大変重要であると考えます。

さらに、今回の開催目的にもあった坂城町の工業関係団体や支援機関の連携、町内企業が持つ高い技術力や強み、環境への取組など環境に優しいモノづくりのまちの魅力を町内外に広く発信し、ビジネスチャンスの創出を行うとともに、次代を担う子どもたちへのさかきモノづくり体験を推進し、モノづくりと町内企業への興味を育て、将来の進学や就業選択のきっかけづくりを実践するとありました。

そして、近い将来、その子どもたちがこのさかきモノづくり展を一つの契機とし、坂城町に戻り、町内の各企業で主要な人材として活躍され、坂城町の工業のさらなる発展につながっていくものと切に願っております。

それでは、次の質問に移ります。

2. 「ユースセンター」について

まず、ユースセンターについて簡単に説明します。長野県では、高校生などの若者が主体的に関わる第三の居場所をユースセンターと位置づけ、地域ごとにその設置を促進しています。ユースセンターは、家庭や学校以外に若者が安心して活動できる居場所であり、地域に影響力を発揮できることが特徴です。

そのような中、長野県はユースセンター設置や若者の居場所づくりに関心のある高校生や大学生、若手社会人（30代以下）を対象に意見交換会の場を設けています。例として以下のような構成で実施されています。両角達平氏（社会福祉学部専任講師）や長野県知事らによる講演、CHUKOらんどチノチノ（茅野市）、c o t o²（コトコト）（須坂市）の実践事例の紹介、トークセッション、グループディスカッションなどの参加型プログラム。

その先進事例では、一つ目にCHUKOらんどチノチノ（茅野市）では、中高生と市民の意見交換会から生まれた施設で、高校生を中心のこども運営委員会が主体的にイベントなどを企画し、運営しています。

二つ目に、c o t o²（須坂市）では、地元高校生が古民家を改修し、学習スペースやオープンカフェとして利用できる若者の居場所を運営。

また、長野県は、ユースセンター設置・活動を支援するため、地域発元気づくり支援金の令和7年度重点支援対象事業として位置づけ、補助率を引き上げて支援する施策をしております。

ここで、令和7年度採択状況の主なものを3点紹介いたします。

一つ目に、特定非営利活動法人こどもの未来をかんがえる会では、中高生の居場所づくりや大人との交流の場を創出することを目的として、ユースセンターまるいちを立ち上げ、利用する学生の支援強化を狙い、ユースワーカーの育成研修や滞在環境改善を目指した断熱改修及び備品の購入を行う。

二つ目に、一般社団法人信州古民家再生プロジェクト（長野）では、若者（10代）の自己啓発や興味関心を発掘するため、ワークショップや地域で活躍する企業経営者との交流会を開催する。また、ユースワーカーとなる人材の発掘・育成を目的にユースワーカー育成研修プログラムを実施し、若者の活動をより支援可能な体制を整備する。

三つ目に、一般社団法人世界マザーサロン（長野）では、居場所をなくした子どもたちに対し、居場所・学びの場提供だけでなく、新たな就労機会の提供を目的とし、拠点施設の整備や就労支援に向けた製造販売のための設備導入を行い、持続可能なユースセンターとしての機能を確保するなどがあります。

以上のように、県としてこうした支援策と意識啓発を通じて、地域に根づいた若者主体の居場所づくりを各地で推進しようとする施策の流れがあります。具体的な支援金申請の方法や、

他地域での取組事例も紹介できるとされております。ユースセンターは、若者の居場所づくり、地域活性化、人口流出防止に直結すると考えます。

既に、茅野市のCHUKOらんどチノチノ、須坂市のc o t o²などの事例もあるが、町には若者が気軽に集まり、主体的に活動できる場が不足しています。町の将来を考えたとき、若者が地域に関わり続けられる仕組みづくりは急務であります。ユースセンターは、その拠点として大きな役割を果たす可能性を持っております。

また、高齢者や若者が自ら運営に参画することで町への愛着が深くなり、地域活動の担い手にも直結します。さらに、不登校支援、学習支援、空き家活用や多世代交流と結びつけることで、町の課題解決にも広がり期待されるなど、地域につながる居場所は重要であると考えます。

そこで、以下の質問について町の見解をお聞きします。

イ. 「ユースセンター」の設置について、2点お聞きします。

一つ目に、長野県では、ユースセンターを高校生や若者の居場所として位置づけ、令和7年度から地域発元気づくり支援金の重点支援対象に指定し、設置を促進しています。町内子どもたちの居場所の現状は。

二つ目に、ユースセンターについて、設置の考えは。

以上の2点について答弁をお願いいたします。

子ども支援室長（橋本君） 2. 「ユースセンター」について、イ. 「ユースセンター」の設置についてのご質問にお答えいたします。

初めに、町内の子どもたちの居場所の現状についてであります。社会や経済の構造変化により、子どもが安心して過ごせる居場所を持ちにくくなっていることから、近年、子どもの居場所の必要性が様々な場で議論されております。

町といたしましては、子どもが家庭以外にも安心、安全に過ごせる場があることは、それらの居場所で多様な体験をすることなどを通じて、子どもの自己肯定感や自己有用感を高めるとともに、社会で生き抜くための様々な力を獲得していくことにもつながるなど、子どもの健全な成長にとって重要であると考えているところであります。

そうした町内の子どもの居場所といたしましては、保育園や幼稚園、児童館、町立図書館、さかきテクノセンターのエントランスロビーをはじめ、小学校のクラブ活動や中学校の放課後学習、部活動や千曲坂城クラブ、スポーツ少年団をはじめ、町社会福祉協議会で実施しているこども食堂や、近隣の社会福祉法人が町内の二つの寺院を会場として、町内小中学生を対象に学習と自由遊びの場を提供している、わくわくスペースなども地域の重要な子どもの居場所として捉えているところであります。

さらに、今後、整備を予定している老人福祉センターと保健センターを統合し、子育て支援

センターや図書館機能などを併せ持つ新複合施設においても、赤ちゃんからお年寄りまであらゆる世代の健康・福祉・交流の拠点となることから、新たな子どもの居場所として大きく期待しているところであります。

いずれも、子育て支援や子どもの健全育成を促進する場としての役割のみならず、共働き家庭の増加や、地域のつながりの希薄化、家庭の貧困が昨今の課題として挙げられる中、そうした課題に対応するための受皿としても機能しているほか、それぞれの居場所や地域に関わる大人たちにとっても地域の活性化につながる場合があるなど、大きな意味があるものと認識しているところであります。

続きまして、ユースセンター設置の考えについてお答えいたします。

かねてより、県こども若者局では、人口戦略の策定に向けて、子ども・若者との意見交換を行っており、その意見交換の中で、子ども・若者同士が交流する場が欲しい、子ども・若者自身が声を上げ行動することが必要との意見があったことを踏まえ、子ども・若者が自由な意思や希望を実現し、社会とつながれる地域活動の拠点を県内に増やしていくことは重要であるとの考えから、県において昨年12月に策定された「信州未来共創戦略～みんなでつくる2050年のNAGANO～」における今後検討すべき具体的取組例で、地域ごとのユースセンターの設置が明記されております。

また、地域の元気を生み出す事業を支援する県の地域発元気づくり支援金につきましても、ユースセンターの設置について重点支援対象事業として、補助率をかき上げし支援しているところであります。

ユースセンターの特徴といたしましては、子ども・若者自身が主体的に地域活動等を行う場所として、家庭や学校ではない第三の居場所とされております。

町といたしましては、子ども・若者が主体的に地域活動等を行う居場所が増えることは、子ども・若者が意見表明や社会参画をする機会を設けることにもつながり、地域活性化の一助になると考えるところではありますが、茅野市のこども館CHUKOらんどチノチノや須坂市の高校生の自習学習スペースc o t o²等の事例を見る中で、ユースセンターの運営には、子どもたちのやってみたいという気持ちが必須であると考えております。

まずは、現在ある町内の居場所を確保する中で、地域の活性化にもつながるとされているユースセンターの設置については、今後研究をしてまいりたいと考えているところでございます。

6番（中村君） ただいまは、子ども支援室長より答弁をいただきました。詳細な説明をありがとうございました。

結びに、ユースセンターは、単なる若者の居場所にとどまらず、町の将来を担う若者世代と地域をつなぐ重要な仕組みであると考えます。本町でも他市町村の好事例などを参考にして、

一步踏み出した検討を進めていただくことを念願して、私の一般質問を終わります。

議長（中嶋君） 以上で、本日の議事日程は終了いたしました。

明日10日は午前9時から会議を開き、引き続き一般質問を行います。

本日はこれにて散会いたします。

お疲れさまでございました。

(散会 午前11時22分)

9月10日本会議再開（第3日目）

1. 出席議員 13名

1番議員	中嶋登君	8番議員	玉川清史君
2 "	大日向進也君	9 "	山城峻一君
3 "	塚田舞君	10 "	柰津明子君
4 "	水出康成君	11 "	朝倉国勝君
5 "	宮入健誠君	12 "	滝沢幸映君
6 "	中村忠靖君	13 "	大森茂彦君
7 "	星哲夫君		

2. 欠席議員 なし

3. 地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者

町長	山村弘君
副町長	臼井洋一君
教育長	塚田常昭君
総務課長	竹内祐一君
企画政策課長	長崎麻子君
会計管理者	竹内優子君
住民環境課長	山下昌律君
福祉健康課長	鳴海聡子君
商工農林課長	北村一朗君
建設課長	高橋卓也君
教育文化課長	細田美香君
収納対策推進幹	北沢明君
まち創生推進室長	小河原秀昭君
D X推進室長	瀬下幸二君
総務課長補佐	宮下佑耶君
総務係長	宮嶋和博君
総務課長補佐	宮原卓君
財政係長	川島徳夫君
企画政策課長補佐	橋本直紀君
企画調整係長	
保健センター所長	
子ども支援室長	

4. 職務のため出席した者

議会事務局長	大橋勉君
議会書記	井上敬子君

5. 開 議 午前9時00分

6. 議事日程

第 1 一般質問

(1) ヤングケアラー支援について 塚 田 舞 議員

(2) 熱中症対策についてほか 宮 入 健 誠 議員

7. 本日の会議に付した事件

前記議事日程のとおり

8. 議事の経過

議長（中嶋君） おはようございます。

定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎日程第1「一般質問」

議長（中嶋君） 最初に、3番 塚田 舞議員の質問を許します。

3番（塚田さん） おはようございます。ただいま、議長より発言の許可をいただきましたので、通告に従い一般質問を始めます。

2025年は、全ての団塊の世代が後期高齢者となる年であり、これに伴う介護需要の急増は、家庭や職場、地域社会など、あらゆる分野へ大きな影響を及ぼすことが懸念されています。

国では、2030年には家族を介護する人が833万人に達し、そのうち約4割が仕事をしながら介護を担うビジネスケアラーとなると推計しており、経済的な損失額は9兆円を超えるとも言われています。

このように、介護需要の急増は誰もがケアラーとなり得る社会を現実のものとしており、家庭や地域における介護の負担は、今後ますます大きな社会課題となっていくことが予想されます。そして、その中には大人のケアラーだけではなく、家庭の事情により子どもが介護や世話を担わざるを得ないヤングケアラーも含まれています。

近年、子どもたちの生活をめぐる環境の中でヤングケアラーという課題が社会的に注目を集め始めています。本来学びや遊びに時間を使うべき子どもたちが、家族の介護や世話を日常的に担い、学習や進学、友人関係に影響を受けているという現実があります。特に2025年問題のただ中にある今、介護や支援を必要とする高齢者が増加し、家庭での介護負担がさらに高まることが見込まれています。

こうした状況は、坂城町においても例外ではなく、ヤングケアラーが存在する可能性は十分に考えられます。しかし、その存在は周囲から気づかれにくく、子どもたち自身も声を上げづらいという特徴があり、行政としての積極的な関わりが求められる課題です。

本日は、この問題について、町の現状の把握、町や学校における認識、そして今後の支援の

方向性について伺ってまいります。

ヤングケアラーとは、18歳未満で家族の介護や世話を日常的に担っている子どもを指します。国が初めてヤングケアラーに関する全国調査を行ったのは2021年4月です。その結果によると、家族の世話をしていると回答した小学生は15人に1人にあたる6.5%、中学2年生では約17人に1人にあたる5.7%、全日制高校2年生では約24人に1人に当たる4.1%が家族の世話をしていると答えています。つまり、どの学校にも一定数のヤングケアラーがいる規模だということです。

世話を必要としている家族としては、兄弟が最も多く71%、次いで母親が19.8%でした。また、ケアの頻度については、ほぼ毎日が4割強で、平日1日当たりの平均ケア時間は4時間、さらに約1割の子どもが7時間以上と答えています。これは、学校に通いながら大人と同じような介護や世話を日常的に担っている子どもが決して少なくないことを示しています。

この調査結果は、ヤングケアラーはどこにでも一定割合で存在するという認識を社会に広める大きな契機となりました。

続いて、長野県が2022年に実施したヤングケアラー実態調査に目を向けますと、全国調査よりも高く、小学生の11.6%、中学生の6.3%が家族の世話をしていると回答しており、全国調査と同様に決して少なくない割合であることを示しています。

調査報告には、学校から帰ると祖父母の介護で宿題ができない、親が病気がちで弟の送り迎えを毎日しているなどといった声が記されており、子どもたちの時間や学びが犠牲になっている実態が浮かび上がっています。

坂城町に置き換えてみますと、小中学生の総数がおよそ1千人、県の割合を当てはめても十数人規模のヤングケアラーが存在する可能性があります。これは統計上の話ではなく、町内の学校に通う子どもたちの中に、既にこうした状況に置かれている子どもがいることを意味します。さらに、子どもたち自身が声を上げることは難しく、周囲から気づかれにくい存在であるため、潜在的にさらに多くの子どもがヤングケアラーである可能性も否定できません。

加えて、2025年問題に触れたいと思います。2022年から団塊の世代が75歳以上の後期高齢者となり始め、2023年の要介護・要支援認定者数は全国で710万人と、前年度の696万人から、僅か1年で14万人増加しました。

後期高齢者になると、1人当たりの医療費や介護費は急増します。こうしたことから、団塊の世代が全員75歳以上となる2025年は、介護・医療の需要がこれまでにない水準に達すると見込まれています。

さらに、介護人材の不足や社会的な支援の限界により家庭での介護負担が増大し、その結果、子どもへの負担が及ぶリスクも高まります。長野県においても、要介護・要支援者認定数の割

合は増加傾向にあり、坂城町も例外ではありません。

このように、ヤングケアラーの問題は、子どもや教育現場の課題であると同時に社会全体の課題と切り離せないテーマです。このような背景を踏まえて、坂城町におけるヤングケアラーの現状と今後の対応について伺います。

ヤングケアラーは、定義上18歳未満を指しますが、坂城町の場合、直接関わるのは主に小中学生になります。そのため、今回は小中学生を中心とした視点で伺います。

イ. 町の現状について

ヤングケアラーの支援を考える上で、まず大切なのは、実態をどれだけ町として把握できているのかという点です。実態が見えなければ必要な支援も打ち出せません。そこで、一つ目として、2022年に長野県が実施したヤングケアラー実態調査における坂城町の現状及びその結果を町としてどのように受け止めているのかお聞きします。

次に、二つ目として、町として学校の現場を通じてヤングケアラーをどのように把握しているのかについてお聞きします。

ロ. 認識について

ヤングケアラーは、見えにくい存在であると指摘されています。町や学校、関係機関における認識の広がりがないとすれば、子どもたちが抱える困難は表面化しません。町としてこの課題をどのように共有し、周知や啓発を進めているのかお聞きします。

ハ. 今後について

ヤングケアラーの支援においては、まず気づきや発見の体制を整えることが不可欠です。そして、発見された後にどのような支援につなげていくのかも重要な課題となります。

そこで、一つ目として発見・気づきの体制を町としてどのように構築していくのかについてお聞きします。

次に、二つ目として、発見後の支援につなげる仕組みを町としてどのように整備していくのかお聞きします。

町長（山村君） ただいまヤングケアラーにつきまして、塚田議員さんからイ、ロ、ハとご質問をいただきました。私からは、全般的に町としてのヤングケアラーの把握方法と支援につながる仕組みについてお答え申し上げまして、そのほかにつきましては子ども支援室長より答弁いたします。

まず、ヤングケアラーにつきましては、これまでも国や地方公共団体などでそれぞれ支援体制の強化等の対策を進めてきておりましたが、支援についての明確な根拠規定がありませんでした。

そうしたことから、昨年6月に施行されました改正子ども・若者育成支援推進法におきまして、「家族の介護その他の日常生活上の世話を過度に行っていると認められる子ども・若者に

対しては、その困難の内容及び程度に応じ、当該子ども・若者の意思を十分に尊重しつつ、必要な支援を行うよう努める」と定められ、いわゆるヤングケアラーへの支援等が規定されたところであります。

子どもが家族の一員として行う家族へのケアや手伝いの範囲は、子どもの年齢や成熟度のほか、時代・文化・地域などによっても異なりますが、先ほど申し上げましたヤングケアラーの定義中の過度にとは、子どもが家族の介護そのほかの日常生活上の世話をを行うことにより、社会生活を円滑に営む上での困難を有する状態に至っている場合、すなわち、子どもにおいて、子どもとしての健やかな成長に必要な遊びや勉強の時間を奪われたり、ケアに伴い身体的・精神的負荷がかかったりすることによって、負担が重い状態になっている場合を指すものであります。

子どもの年齢や成熟度に合った家族へのケアなどは、子どもの思いやりや責任感を育むことから、大人へと成長するための大切なプロセスの一つであると考えられますが、一方で、子どもの年齢や成長に見合わない重過ぎる責任や過度な負担を抱える子どもは、勉強に取り組むことや友達と遊ぶこと、文化芸術活動や行事へ参加することなど、子どもらしい情緒的な関わりができず、学習面での遅れなどによる進学や就職への影響のみだけでなく、家族のケアが長期化することで自立が遅くなるなど、子どもの将来にわたっての影響が懸念される場所でもあります。

町としてのヤングケアラーの把握方法についてのご質問ですが、ヤングケアラーは、家庭内におけるデリケートな問題であることからなかなか表面化しにくく、また本人や家族に自覚がないこともあり、自らサポートを求めることは難しいとされていることから、現在、町では、子どもたちと関わることが多い学校等において、教職員やスクールカウンセラーなどの専門職がヤングケアラーも含めた総合的な視点を持ち、個別面談や子どもの生活面、学習面での変化などから早期に発見できるよう状況把握に努めているところでもあります。

続きまして、ヤングケアラーの支援につながる仕組みといたしましては、町子育て支援センターがヤングケアラーの支援相談先と位置づけられていることから、学校や保育園などから関連した情報が、まず子育て支援センターに寄せられることになっております。子育て支援センターでは、必要に応じて保護者や児童生徒との面談などにより事実確認を行い、支援の仕方を検討していくということとなります。

ヤングケアラーは、「家族の介護その他の日常の世話を過度に行っていると認められる子ども」と定義されていることから、子ども本人というよりも、家族の病気のケアや障がいがある家族のケアなど福祉部門や介護部門、保健部門等が行う支援との連携が不可欠となります。そのため、支援にあたっては、家族の置かれた状況を整理し、日頃から関係機関と連絡を取り、必要に応じて速やかに適切な関係機関につなげることができるよう支援体制の構築を図ってい

るところであります。

先ほど申し上げましたとおり、ヤングケアラーが直面する問題としまして、勉強の時間が取れないなど学業への影響や友人などとのコミュニケーションを取れる時間が少なくなるなどの友人関係の影響などが懸念されております。

町といたしましては、今後とも全ての子どもたちが心身ともに成長し、充実した人生を歩んでいかれるよう、日頃から子どもが置かれている状況把握に努めるとともに、子ども自身がSOSの発信や相談ができるよう、ヤングケアラーについての普及啓発を図ってまいりたいと考えているところであります。

子ども支援室長（橋本君） ヤングケアラー支援についてのご質問に順次お答えいたします。

初めに、イ．町の現状について、2022年に長野県が実施したヤングケアラー実態調査における坂城町の状況及びその結果に対する町の受け止めについてですが、最初に、この調査の概要といたしましては、県内の児童生徒における家族の世話の状況や、それに伴う日常生活への支障、支援のニーズ等を把握し、ヤングケアラーの早期把握と支援策の検討資料とすることを目的として行われた無記名式のウェブ環境でのアンケート調査でありまして、小学5、6年生及び中学生、大学・短期大学生約10万9千人を対象として行われ、約7万8千人から回答があったものであります。

調査結果における町内の主な状況といたしましては、まず小学生につきまして、世話をしている家族がいると回答した児童は10.4%と県全体の調査結果であります11.6%よりも低い結果となりました。また、世話をしていることによる家や学校生活に対する影響につきましては、特にないと回答した児童が最も多く、68.2%との結果となりました。

また、家族の世話をしていると答えた児童のうち、自分がヤングケアラーであると自覚しているかとの調査におきましては、4.5%が当てはまると回答しており、ヤングケアラーの認知度につきましては、68.2%が聞いたことがない、4.5%が聞いたこともあり、内容も知っているとは回答しております。

続いて、町内の中学生についての調査結果の主な状況といたしましては、世話をしている家族がいると回答した生徒は4.8%と、県全体の調査結果であります6.3%よりも低い結果となりました。また、世話をしていることによる家や学校生活に対する影響につきましては、無回答とした生徒が最も多く47.1%、次いで自分の時間が取れない、特にないと回答した生徒がそれぞれ17.6%との結果となりました。

自分がヤングケアラーであると自覚しているかとの調査におきましては、2.0%が当てはまると回答しており、ヤングケアラーの認知度につきましては、38.5%が聞いたことがない、37.9%が聞いたこともあり、内容も知っているとは回答しております。

それら実態調査の結果に対する町の受け止めといたしましては、当該調査が無記名のウェブ

環境で行われたということもあり、質問や回答に関し、ヤングケアラーについて子どもたちの認識の正確性がどれほどあったかという課題はありますが、世話をしている家族がいると回答した子どもが一定数いた状況につきましては、現状として認識する必要があるものと考えております。また、世話をしていることによる家や学校生活に対する影響につきましては、町内の小学生では特にないとの回答が最も多い結果ではありましたが、学校を休んでしまうや友達と遊ぶことができないとの回答もあり、町内の中学生でも自分の時間が取れないや睡眠が十分に取れないとの回答が僅かながらあったことは、そうした子どもに対して、生活のあらゆる面で課題や困難を抱え込まないよう、適切な対応を行う必要性を感じているところであります。

また、ヤングケアラーであることの自覚につながるヤングケアラーの認知度につきましては、学校を通じた啓発チラシの配布などにより、町内の中学生全体で約4割が内容も含め認知しているということで、県全体の結果よりも10ポイント以上高い結果となっておりますが、一方で、聞いたことがないとの回答も約4割あったことから、ヤングケアラーについての周知や啓発は引き続き行っていく必要があると受け止めているところであります。

続いて、ロ．認識についての周知・啓発の取組についてですが、町としての周知・啓発の具体的な取組といたしましては、町内小中学校の児童・生徒に対し、ヤングケアラーの内容と相談先を掲載したチラシを各学校を通じて配布したほか、町子ども・子育て支援事業計画策定の際の、小中学生本人に対するニーズ調査の中でもヤングケアラーの認知度を聞く設問に合わせてヤングケアラーとはどのようなものかという解説も併せて掲載したところであります。

また、先生方に対しましても、職員会等で校長からの指示伝達や生徒指導主事からの注意喚起の実施、また、文部科学省や長野県教育委員会からの調査結果について、教員間での情報共有のほか、町教育委員会においても町内小中学校の校長会や教頭会、幼稚園・保育園の園長会において、ヤングケアラーの把握について改めて各学校に依頼し、意識の向上を図っているところであります。

また、さかきふれあい大学長野大学坂城町講座の中でヤングケアラーに関する講座を開催し、学校などの専門職だけでなく、広く地域住民を対象として普及啓発を図ったところであります。

さらに、今年12月に開催を予定しています「人権を尊重し豊かな福祉の心を育む町民会議」におきましては、坂城小学校の児童による人権学習発表に加え、講師に美容師で障がいのあるご両親を支えてこられた高橋美江さんをお迎えし、「わたしのヤングケアラー」と題し、高橋さんの実体験を踏まえたヤングケアラーについての講演会を実施し、広く町民にヤングケアラーについての普及啓発を図っていくこととしております。

続きまして、発見・気づきの体制の構築についてですが、町内小中学校では担任をはじめとした教職員が、子どもの遅刻・早退・欠席の状況や宿題などの提出物の遅れ、また子どもの服装や生活リズム等の子どもの変化への気づきからヤングケアラーに当てはまる子どもの把握が

できるなど、日頃からの見守りにより、子どもの置かれている生活実態の把握に努めているところでもあります。また、スクールカウンセラーや教育・心理カウンセラーによる児童生徒との面談において、子どもの困り事や気持ちの変化を聞き取ることで、生活実態を把握したり、教育コーディネーターによる教育相談などから、気になる子どもについての情報を把握するなど、早期発見へとつないでいるところでもあります。

また、保育園におきましても、子どもの様子や発する言動に耳を傾け、子どもの生活に変化がないかを常に心がけ、保育にあたっております。

さらに、子どもや保護者の総合的な支援機関であります子育て支援センターにおきましても、直接の相談はもとより、町福祉部局や保健部局、社会福祉協議会など関係機関との連携や民生児童委員さんの協力などにより、総合的に子どもを取り巻く家庭環境等の把握に努めているところでもあります。

また、子ども自身が自分の置かれている状況がヤングケアラーかもしれないと気づき相談できるよう、学校を通じたチラシの配布等により周知し、早期発見につなげる手だてとしているところでもあります。

今後も、子育て支援センターや小中学校を中心に、関係機関との連携に努めるとともに、子どもを含む町民や地域への啓発に努め、ヤングケアラーと言われる子どもたちの状況把握と状況の改善に向け、支援に取り組んでまいりたいと考えております。

3番（塚田さん） 答弁いただきました。ここで、2点再質問いたします。

発見・気づきの体制についてご答弁いただきましたが、町としては誰が最初に気づき、どこに相談し、どう支援につなげるか、この流れを具体的に示すことが必要だと考えます。また、支援の仕組みとしては、既存の窓口を活用するだけでなく、ヤングケアラー専用の相談窓口を設けるなど、工夫も考えられるのではないのでしょうか。

以上の点についてお願いいたします。

子ども支援室長（橋本君） 再質問にお答えいたします。

まず、誰が最初に気づき、どこに相談し、どう支援につなげるかを具体的に示すことについてであります。ヤングケアラーの支援につきましては、早期の把握が最も重要であると考えております。子どもに一番近い教職員や保育士が子どもの異変に気づくことがヤングケアラーを支援する第一歩となるため、引き続き、その早期把握について、学校現場や保育現場において、教職員や保育士への意識の向上に向けた取組に加え、子ども自身と保護者への周知としましては、相談先を含めたヤングケアラーに関するチラシの配布を行い、子育て支援センターを中心に関係機関と連携して支援につなげてまいりたいと考えております。

続いて、ヤングケアラー専用の相談窓口を設けてはとのご提案であります。町といたしましては、ヤングケアラーについての悩みを含め、子どもたちが悩みや不安を1人で抱え込むこ

とがないよう、まずはどこに相談したらよいか分かることが最も重要であると考えており、子どもに関する総合的相談窓口を町子育て支援センターと位置づけ、町ホームページをはじめ学校だよりや学年・学級だよりなどで周知を図っているところであり、今後も引き続き周知を図ってまいりたいと考えているところであります。

一方で、悩みの種別に応じた専用の相談窓口については、総合的な相談窓口よりも明確で相談しやすいといった特徴もあると考えられることから、県で行っているヤングケアラーの専用相談窓口などの周知も検討していきたいと考えております。

3番（塚田さん） ただいま、再質問に対してご答弁いただきました。ヤングケアラーの支援は、制度を整えるだけでは十分ではなく、実際に子どもや家庭にとって使いやすい仕組みであることが何より重要です。誰が最初に気づき、どこへ相談し、どのような支援につなげるのか、その流れを町として明確にさせていただくことが、現場で子どもたちを支える先生方や地域の大人たちにとって大きな安心につながります。

また、既存の窓口に加え、気軽にアクセスできる仕組みや子ども自身が声を上げやすい環境づくりも検討いただきたいと考えます。こうした取組を一つ一つ積み重ねていくことで潜在的なヤングケアラーを早期に発見し、適切な支援へとつなげることが可能になると考えます。

ヤングケアラーは、特別な一部の子どもの問題ではなく、どこにでも一定割合で存在すると認識されつつあります。一人一人の子どもが安心して学び、将来に希望を持てるようにするためには、早期の発見と適切な支援の仕組みづくりが欠かせません。坂城町においても、教育や福祉の枠を超えて関係機関が連携し、子どもたちを守り、必要な支援につなげることを期待します。

以上で私の質問を終わります。

議長（中嶋君） ここで10分間休憩いたします。

（休憩 午前 9時28分～再開 午前 9時38分）

議長（中嶋君） 再開いたします。

次に、5番 宮入健誠議員の質問を許します。

5番（宮入君） おはようございます。ただいま、議長より発言の許可をいただきましたので、これより通告に従いまして一般質問をいたします。

6月の定例会が終わり、7月に入りますと参議院選挙、アメリカとの関税交渉と慌ただしい日々が続く、特に関税問題については、アメリカへの輸出関連が多い町内企業においては、業績の見直しの必要性に迫られております。

さて、昨年と同様に暑い夏を迎えるに際し、企業においては2025年6月、昨今の気温上昇から命を守るために、WBGT値（暑さ指数）に基づく職場における熱中症対策が義務化されました。気温だけでなく、湿度や輻射熱から算出されるWBGT値がこれからの職場の安全

を守る指数となります。

そして、7月も後半になりますと、連日のようにニュース等にて気候異変と題して国内各地の最高気温について報道がなされ始め、40度を超える表現として、酷暑との言葉も頻繁に使われるようになりました。主な内容として、7月31日付の信濃毎日新聞には、兵庫県丹波市において7月30日に41.2度を観測し、長野市は11日連続の猛暑日を記録、隣接する上田市においては、熱中症の疑いで86歳の男性がお亡くなりになったと報じました。

さらに、1週間後の8月6日付の信濃毎日新聞には、8月5日に群馬県伊勢崎市で41.8度を計測し、国内最高記録を更新したと報じました。なお、この日は全国914の観測地点のうち、最高気温35度以上の猛暑日は280を超え、地点として史上最高となったのは25地点であったと報じました。

また、7月31日付の信濃毎日新聞は、7月30日にカムチャッカ半島付近にてマグニチュード8.7の地震が発生し、遠く1,500キロ先からの津波に対して、気象庁は太平洋側を中心に北海道から岡山県に至るまでの広範囲にて津波警報を発表した。津波に対する避難は、2011年3月11日の東日本大震災での教訓が生かされ、高台への避難は迅速に行われた一方で、猛暑下において避難所における熱中症対策として、空調設備等に対する課題が浮き彫りになったと報じました。

そのような状況下、7月25日に坂城町農業委員会において、農林水産省技術普及課の監修により「熱中症対策研修テキスト」が配布され、熱中症の危険性として、死亡事故と救急搬送が増加傾向にあること、さらに熱中症による後遺症について、農業における熱中症に関するデータ、農作業中の熱中症対策、熱中症になったときの応急処置、熱中症になりやすい人の特徴に至るまで、事細かく説明が書かれておりました。私自身も農作業を行う身として、改めて熱中症に対する注意を深めました。

また、今回の一般質問に熱中症に対する質問を行う上で、千曲坂城消防本部に協力をお願いして、熱中症における救急搬送に関する件数等について、ここ2年、直近3か月の資料を頂きましたので、この場にて説明したいと思います。

熱中症における救急搬送の状況について、以下申し上げる数値はいずれも速報値でございます。

1. 救急搬送件数。令和6年6月6件、うち坂城2件。7月17件、坂城2件。8月23件、坂城4件、計46件、坂城が8件。令和7年6月12件、うち坂城5件。7月28件、坂城5件、8月21件、坂城3件、計61件、うち坂城13件であります。

男女の構成比として、令和6年男性34人、女性12人。令和7年男性34人、女性27人。年齢区分としましては、令和6年は乳幼児が1名、少年が3名、成人が18名、高齢者が24名。令和7年は少年が8名、成人が18名、高齢者が35名です。

重症度につきまして、令和6年は重症1名、中等症15名、軽症30名。令和7年は重症1名、中等症15名、軽症45名であります。

最後に、熱中症の発生時間帯ですが、令和6年は零時から6時まで1名、坂城ゼロ。6時から12時まで13名、坂城5名。12時から18時まで24名、坂城2名。18時から24時まで8名、坂城1名。令和7年は、零時から6時まで1名、坂城ゼロ。6時から12時14名、坂城2名、12時から18時32名、坂城8名。18時から24時、坂城3名。

熱中症とは、暑い環境にいて体温が上昇し、重要な臓器が高温にさらされることにより起きる障がい総称とされております。以上のことから、ここからは命にも関わる熱中症に関する一般質問をいたします。

1. 熱中症対策について

イ. 住民への対策について

- 1、熱中症と思われる主な症状は。
- 2、緊急搬送を要請する目安は。
- 3、現在取り組んでいる施策は。

ロ. 学校（小・中学校）での対策について。

- 1、6月から8月までの月別の熱中症の状況とその主な要因について。
- 2、本年度から新たに取り組んでいる対策について。
- 3、緊急時に避難所として指定されている体育館への冷暖房装置の研究状況は。

2につきましては、冒頭に農林水産省の監修によります「熱中症対策研修テキスト」についてお話をしましたが、学校向けとして、今年度は文部科学省からの対策テキスト等の配布はなされているのかの確認もお願いしたいと思います。

また、3につきましては、昨年9月の第3回定例会において、同僚議員から熱中症アラートに関する質問が取り上げられ、以下の内容の答弁をいただいております。「小中学校の体育館につきましては、学校活動だけでなく、社会開放によりスポーツや地域コミュニティーの場でもありますので、気温上昇の続く中、児童生徒や地域利用者の熱中症の予防と安全を確保する観点から、冷暖房の設置は望ましいものと認識しております。しかしながら、ご指摘のとおり、体育館に冷房設備を設置するためには、設備費用だけでなく、電気料金などランニングコストを含め、多額の経費が見込まれます。また、体育館への冷房設備導入にあたっては、冷房効果の面において既存体育館建物が十分な断熱性能を有するかどうかという点も大きな課題でございます。体育館建物の断熱性につきましては、冷房設置後の省電力化・電気料金の削減の観点から重要であるとともに、国の補助事業として普通教室・特別教室のエアコンの導入時に活用した学校施設環境改善交付金においては、体育館建物が断熱性能を有することが補助要件の一つとされており、体育館が断熱性能に欠ける場合、冷房の設置と併せて断熱改善も必要となり

ます。冷房設置に加えて、断熱改修となりますと、相当大がかりな工事となりますので、今後、学校施設全体の長寿命化を計画的に進めていく中で、国の支援施策の活用、財源確保を含め、設置について研究を進めてまいりたいと考えております。」以下省略。

猛暑・酷暑が続く中で、上記答弁において、その後、国の見解にも変更が見られたとお聞きしますが、その変更内容と変更内容に伴う現在の町としての研究状況等の取組について、説明をお願いします。

以上の質問について答弁をお願いします。

保健センター所長（川島君） 私からは、1. 熱中症対策についてのうち、イ. 住民への対策についてのご質問に順次お答えいたします。

近年は、気候変動の影響により平均気温が上昇し、夏期における暑さは年々厳しくなっております。本年も暑い日が続き、日本の6月から8月の平均気温は、平年と比べて2.36度高く、気象庁が明治31年に統計を取り始めてから最高となり、また、8月5日には群馬県伊勢崎市で最高気温41.8度を観測し、国内における観測史上1位の最高気温を記録いたしました。

熱中症は、暑い環境にいることで体温が上昇し、重要な臓器が高温にさらされることにより、体内の水分や塩分のバランスが崩れたり、体温の調節機能が働かなくなることから起きる障がい総称であり、死に至るおそれもある危険な症状でもあります。

厚生労働省の人口動態統計によりますと、令和6年中の熱中症による死亡者数は2,033人でありました。近年では全国でほぼ毎年1千人を超える方が熱中症で亡くなっており、8割以上の方は、65歳以上の高齢者でありました。

熱中症は適切な予防法を知り、対策を実践することで発症を防ぐことができます。また、暑い環境にいるときや、その後に体調が悪くなった場合には、熱中症を発症している可能性があります。速やかに適切な応急処置をすることで、症状を軽減することが可能となります。

ご質問の熱中症と思われる症状についてではありますが、軽度の熱中症の場合は、大量の発汗、めまい、立ちくらみ、筋肉痛や筋肉のこむら返りといった症状を発症いたします。その後、症状が進みますと、頭痛、嘔吐、倦怠感、虚脱感、判断力や集中力の低下などを引き起こす症状に変化します。

また、熱中症によって体温が高くなると脳がダメージを受け、後遺症が残ることもあります。軽い後遺症の場合は、倦怠感やめまいなどが数週間から半年程度続くことがありますが、重い後遺症としては、記憶や思考、注意などの認知機能が低下する高次脳機能障がいや嚥下障がい、失語症など日常生活に大きな影響を及ぼす場合もあります。

続きまして、緊急搬送を要請する目安についてのご質問ではありますが、総務省消防庁の資料によりますと、全国では毎年数万人の方が熱中症により救急搬送をされており、令和6年に救

急搬送された方は、過去最高となる9万7,579人でありました。

熱中症は、対応が遅れると死に至る危険を伴うものであるため、必要な場合はためらわず、救急搬送を要請することが重要となります。その目安としては、重度の熱中症を発症し、意識障がいを起こしていたり、意識を失い昏睡状態で会話ができなかつたり、呼びかけても反応がない、また、自力で水を飲むことができないといった症状が生じている場合はとても危険ですので、直ちに救急搬送を要請する必要があります。

このような危険な状態にならないために、今年6月、改正労働安全衛生規則の施行により、職場においては熱中症のおそれがある者を早期に見つけ、迅速かつ適切に対処することにより、熱中症の重篤化を防止するための体制整備・手順作成・関係者への周知が事業者には義務づけられました。

また、職場以外にも家庭等での対応として、暑さを避け、体を冷やすために屋内では適切にエアコンなどを使用し、涼しい環境で過ごすことや、外出時には、直接日光を遮る日傘の使用や帽子を着用することで体温の上昇を抑える効果が期待できます。また、定期的に水分や塩分を補給することや、屋外で作業するときは小まめに休憩を取ることも重要とされています。

特に熱中症になりやすく注意が必要な人としては、体内の水分量が少なく、暑さに対する感覚機能や体温の調節機能が低下している高齢者や、体温の調節能力が十分に発達していない乳幼児などの子どものほか、障がいのある方や持病のある方などと言われており、周囲からの熱中症予防の呼びかけや見守りなどの配慮が必要であります。

次に、現在取り組んでいる施策についてのご質問ですが、まず、熱中症に対する注意喚起として、熱中症の危険性が極めて高い暑熱環境になると予想される場合に、気象庁と環境省が共同で発表する熱中症警戒アラートが県内に発表された際は、千曲坂城消防本部と保健センターの連名で、坂城町「すぐメール」の配信を行うほか、町ホームページに熱中症の症状などについて掲載をし、熱中症に対する注意喚起を行っております。

また、熱中症になりやすい方への対策としましては、4か月児から3歳児を対象に行っている乳幼児健診や健康相談の際、保護者に対し子どもが熱中症にならないための日常生活の過ごし方について、保健師や栄養士により指導を行っているほか、持病のある方に対しては、健康診査の結果に基づいて行う保健指導や、様々な学習会・教室の開講に合わせ、食事を含めた水分補給や休憩の取り方など、ふだんの生活に基づいた熱中症予防の指導をしております。

このほかにも、見守りや支援を要する高齢者や障がいのある方に対しては、直接関わりのあるケアマネジャーやホームヘルパーだけでなく、地域で活動する民生児童委員さんにも訪問の際に声かけを行っていただいているところであります。

さらに、町では夏期の家庭消費電力を抑えながら、身近な涼しい環境において快適に過ごしていただく取組として、毎年、町立図書館や文化センターなど、町内9か所の公共施設をクー

ルシェアスポットとして開放しており、暑さを避ける涼みどころとしてご利用いただいているところでもあります。

今後も、夏期における厳しい暑さは続く予想されるところでありますので、町民の熱中症による健康被害を防止するため、引き続き注意喚起を行うとともに、熱中症に関する情報提供に努めてまいりたいと考えております。

教育文化課長（細田さん） 1. 熱中症対策について、ロ. 学校（小・中学校）での対策についてお答えいたします。

初めに、本年6月から8月における町内小中学校の熱中症の状況と主な要因についてであります。小学校において、6月にグラウンドで運動中、吐き気・倦怠感といった熱中症と思われる症状を訴えた児童が1名報告されております。

この児童については、保健室で休養し回復したところであり、そのほかの事例報告はなく、日頃の教職員の適切な対応により熱中症を防いでいるところでもあります。

続いて、本年度から新たに取り組んでいる対策につきましては、例年5月頃、文部科学省から熱中症事故の防止について通知がされておりますが、本年におきましても「学校教育活動等における熱中症事故の防止について」として、熱中症事故を防止するための環境整備や活動実施に関する判断等について詳しく記載された通知が発出され、当町におきましても各小中学校への通知の配布と併せ、毎月行っている町教育委員会と各校の校長、教頭との打合せ会である校長会・教頭会において注意喚起と予防対策の依頼を行ったところでもあります。

各学校の対策といたしましては、昨年度から大きく変わった点はございませんが、これまでも体育館では大型扇風機を使用するほか、教室では窓を開けたり、室温が28度を超える場合は冷房を使用するなど校内環境に注意し、適切な水分補給の時間を設け児童の体調にも気を配っているところでもあります。

また、全ての小中学校において、暑さ指数を計測する機器を設置し、その指数により授業や活動内容を調整しております。具体的には、暑さ指数が31以上となった場合は、屋外運動や体育館での活動を中止し、休み時間の外遊びも制限する対応を取っております。

そのほか、村上小学校では保健室前に暑さ指数に応じた警戒レベルを掲示し、児童や職員が一目で状況を把握できるようになっており、坂城小学校では、今年度から携帯型の暑さ指数計測器を導入し、体育授業時に担任が現場で計測して判断するなど、各校工夫する中で、それぞれきめ細やかな予防措置を行っております。

続いて、学校体育館への冷暖房設備についてであります。町内小中学校4校の体育館はいずれも冷暖房装置は未設置であり、体育館使用時は、夏場はスポットクーラーや大型扇風機、冬場はジェットヒーター等で対応しております。

学校体育館は、学校活動に加え、社会開放により地域住民のスポーツ・集会等にも利用され

る場であり、また、災害時の中核避難所として指定されていることから、熱中症予防の観点からの冷房設置は望ましいと認識しているところではあります、設置にあたっては多額の初期費用や電気料金といった継続的な費用負担が見込まれます。

全国の学校体育館への冷房設備の設置は、国の調査によると令和6年9月1日時点で18.9%、長野県では4.6%と全国平均よりも低い状況であり、費用面等から各自治体において整備が進まない状況であることから、国において令和6年度補正予算で避難所に指定されている学校体育館についてであります、新たに空調設備整備臨時特例交付金を創設したところでもあります。

今までの国の補助事業においては、体育館への空調設置について、当該建物に断熱性が確保されていることが要件とされ、断熱工事も補助対象となるものの、同年度での断熱工事が必須とされておりましたが、新たな交付金においては、柔軟に交付金を活用できるよう、断熱改修は空調設置より後年度に実施しても補助対象となる仕組みとされたほか、今までより有利な起債の借入れができることから、単年度での費用負担が緩和されたところでもあります。

体育館の冷暖房設備設置につきましては、断熱工事と併せた空調設備工事にかかるインシヤルコストと空調設備設置後のランニングコストも含めた経済性に配慮しながら、小中学校全体の長寿命化計画と併せ、計画的な設置について検討を進めてまいりたいと考えております。

5番（宮入君） ただいまは、各項目につきまして丁寧な答弁をいただきました。熱中症対策の結びとして、改めて千曲坂城消防本部からの注意喚起をお伝えしたいと思えます。

熱中症については、どのようなときに、どのような人が熱中症になりやすいか、熱中症予防のために何をすればよいか、熱中症になってしまったら何をすればよいかなどの知識を常に持ち、熱中症にならないための工夫をすることが、熱中症予防や仮に発症した場合の発症時の症状の軽減につながります。

今年も連日のように熱中症アラートが環境省より発表されましたが、熱中症アラートは、外気の気温、湿度、照り返しなどの輻射熱などによる暑さから導き出される数値であり、アラート発令中は、屋外での運動は原則的に中止することなどが求められております。皆様におかれましても、猛暑・酷暑に対する気構えを十分にいただき、ご自身やご家族、地域の皆様にも熱中症対策をしっかりと心がけていただきたいとのことであります。

8月19日に、気象庁は長野県内を含む関東甲信越地方の9月から11月までの3か月予報を発表しました。全国的に暖かい空気に覆われやすく、気温は高いところで30度を優に超える日も多くあるとのことであります。特に9月以降は、稲刈り、脱穀等、農作業等が多忙な時期を迎えますが、体調管理には留意することを願って次の質問に移ります。

2. DX推進について

昨年、令和6年4月1日付をもってDX推進室が新設されました。長い坂城町の歴史におい

て、初めて部署名にアルファベットが用いられたかと思います。そのことから、町民に対し広く仕事内容と状況を理解していただく上で今回の質問を行います。

参考になるかどうかわかりませんが、一般的に企業におけるDX（デジタルトランスフォーメーション）の概要としては、1、定義はデジタル技術を駆使して、企業がビジネス環境の変化に対応し、新たな価値を創造すること。2、目的は、競争力を高め、成長を実現すること。3、範囲は業務プロセス、製品、サービス、ビジネスモデル、組織、企業文化など企業全体に及ぶ。4、背景は、変化の激しいビジネス環境、技術の進化、顧客ニーズの多様化にあるとされております。

また、DXの推進が強く求められる理由としては、1、2025年の壁、既存システムの老朽化やブラックボックス化による経済損失を回避するため。2、競争優位性の確立、デジタル技術を活用して新たなビジネスチャンスを創出し、競合他社との差別化を図る。3、顧客体験の向上、顧客ニーズの変化に対応し、よりよい顧客体験を提供するためとされております。

以上のことから、民間と行政との取り組み違いはあるかと思いますが、町としてのDXについてお聞きします。

イ. これまでの事業について

- 1、DX推進室設置の経緯は。
- 2、これまでの主な取組内容は。

ロ. 現在の事業について

- 1、現在（今年度）取り組んでいる内容は。

ハ. 今後の事業計画について

- 1、中長期計画は作成されているか。
- 2、今後取り組むべき事業の内容は。

以上の質問について答弁をお願いします。

町長（山村君） ただいま、宮入議員さんからDX推進についてのご質問をいただきました。イ、ロ、ハのご質問いただきましたけれども、順次お答え申し上げます。

今、宮入議員さんから企業サイドから見たDXの目的ということでお話がありましたけれども、行政で行うものについても基本的に同じですけれども、一言で言えば、坂城町におけるwell beingの実現をさらに向上させるということでもあります。

それでは、今までの経緯も含めましてお答え申し上げます。まず初めに、行政事務のデジタル化などにつきましては、基幹業務のシステム化やLGWAN、これはLocal Government Wide Area Networkということでもありますけれども、といった専用回線の開設など、以前より庁内業務における取組を進めてまいりましたが、特に近年は、様々なサービスでDX（デジタルトランスフォーメーション）が推し進められるようになって

まいりました。

その背景としましては、令和元年以降、世界的に猛威を振るった新型コロナウイルス感染症の影響により、様々な行動が制限され、従来の生活様式が見直されたということで、ウェブ会議ですとかテレワークなどICTの活用の機会が急増し、日常生活や社会経済活動におけるデジタル技術のニーズが急速に高まるとともに、国におきましてもデジタル庁が創設され、社会全体におけるDXの推進と浸透を図る大きな契機となったところであります。

国におきましては、デジタルの活用により、一人一人のニーズに合ったサービスを選択でき、多様な幸せを実現できる社会として、「誰一人取り残さない、人にやさしいデジタル社会の実現」というビジョンを掲げております。

人口減少や少子高齢化、東京圏への一極集中、産業空洞化など、地方が直面する様々な課題に対して、地域の個性を活かしつつ、デジタル技術による活性化と課題解決を加速させることが重要であり、町におきましても、デジタル技術やデータを活用した住民の利便性向上と業務の効率化による、行政サービスのさらなる向上が求められております。

ご質問のDX推進室の設置の経緯でありますけれども、国を挙げてDXを推進する中で、町においても各分野のデジタル化を推進する必要があることから、令和3年度から12年度までの第6次長期総合計画において、共通テーマとして「デジタル変革への取組」を掲げ、この取組を確実に推進するため、令和6年4月、企画政策課内にDX推進室を設置し、町政各分野でのデジタル技術を活用した施策を進めているところであります。これによって、見える化を進めたいということでもあります。

続きまして、今までの主な取組内容であります。国ではデジタル社会の実現に向けデジタル田園都市国家構想を掲げ、デジタル技術の活用によって、地方の社会課題の解決を実現し、地域の活性化を加速・深化させるため、令和4年度に地方公共団体の意欲的な取組を支援する、デジタル田園都市国家構想交付金が設けられました。

当町におきましても、昨年度、この交付金のうち事業の立ち上げ経費を支援するデジタル実装タイプに三つの事業が採択され、事業を進めてきたところであります。

まず一つは、書かない窓口導入事業として、役場窓口での手続において、マイナンバーカードなどの本人確認書類を窓口に設置する機器で読み取ることで、個人情報申請書に自動で印字されるシステムを導入いたしました。

来庁者の負担軽減とともに、カメラによる顔認証が同時に行われ、第三者のなりすましを防止できることから、職員の業務の負担軽減にもつながっているところであります。

二つ目は、公共施設予約システム導入事業で、利用者が直接施設の窓口、または電話により予約していた町の公共施設の利用について、希望する日時の空き状況や予約をウェブ上で行うことを可能としました。

これまでに多くの皆様にシステムをご利用いただいております。インターネット環境があればいつでも予約ができることから、大変ご好評をいただいております。また、このシステムにより、予約管理を紙の台帳からシステム上で行うことができるようになり、業務の効率化とペーパーレスにも寄与しているところであります。

三つ目としまして、観光・文化デジタル化事業であります。この事業は、町内の観光や文化財施設に加え、飲食店などの情報を一体的にデジタル化し、来町される方の目的に応じて検索していただくと、該当する案内が表示されるもので、GPS機能も搭載しており、マップ上で位置情報が表示されますので、町内を周遊していただく際などの利便性の向上につながるものであります。

さらに、町内トレッキングクラブの皆さんが、各コースの特徴やそこに群生する植物、碑文などの史跡等を詳細にまとめたトレッキングマップもデジタル化し、スマートフォンなどで手軽にご覧いただきながら、初心者の方でも安心してトレッキングを楽しんでいただける紙とデジタルを融合させた特徴的な事例であると考えております。

このデジタルマップを町ホームページで常時ご案内しており、また、飲食店などにもチラシを配布することで、さらに多くの方にご利用いただけるよう周知を図り、観光・文化の振興や、にぎわいの創出につなげてまいりたいと考えております。

続いて、今の現在の事業についてのご質問であります。今年度、政府はこれまでの地方創生施策を見直し、従来のデジタル田園都市国家構想交付金を発展させた新しい地域経済・生活環境創生交付金を創設いたしました。

この交付金は、デジタル技術を活用した地域の課題解決や魅力向上に資する取組に関しても、引き続き支援することとされ、デジタル実装型として地域連携の推進など、地方の取組を強力に後押ししていくこととしております。

町におきましても、国の交付金を引き続き活用しながら、今年度も新たな分野におけるDX推進と既存事業のブラッシュアップを進めてまいりたいと考えております。

今年度、進めている主な事業の一つといたしましては、町が提供する様々な行政サービスや情報を一つにまとめて利用できるスマートフォン用アプリの運用に向けた自治体統合アプリ構築事業であります。

これまで町から町民の皆様への情報提供につきましては、町ホームページ、「広報さかき」、防災行政無線など様々な媒体を通じて行ってまいりましたが、情報量が多く、探しにくいといった声もありました。

こうした課題に対しまして、このアプリの構築により、それぞれのニーズに応じた情報の提供など、ご利用いただく皆様一人一人に寄り添った情報を提供し、生活の質の向上と利便性の向上につなげてまいりたいと考えており、来年3月中の運用開始を目指して構築作業を進めて

おります。

もう一つは、昨年度導入いたしました公共施設予約システムと連動するスマートロックシステム導入事業であります。このシステムは、施設の予約時に発行される暗証番号を利用施設に設置された電子キーに入力することで施設ドアの開閉を可能にするもので、これまでのように窓口での鍵の受渡しが必要になることから、利用される皆様の利便性の向上につながるものと考えております。

このシステムにつきましては、各小中学校の体育館と、文化センター体育館やグラウンド、びんぐしの里公園のテニスコートなど町内10か所以上への導入を予定しており、来年1月中旬の運用開始に向けて現在準備を進めているところであります。

次に、ハの今後の事業計画についてお答えします。

まず、中長期計画は作成されているのかというご質問でございますが、先ほども申し上げましたとおり、計画期間が令和3年度から12年度までの第6次長期総合計画において、計画の全てに共通するテーマとしてデジタル変革への取組を掲げております。

この計画に基づき、各課等において様々な課題解決に向けて、デジタル技術を取り入れた事業化の検討を行っており、実際に開始している事業も数多くございますので、改めてDX推進に向けた個別の計画の策定は、予定しておりません。

最後に、今後取り組むべき事業はとのご質問であります。町では、子育てや福祉、保健、図書館機能などを一体的に備えた新複合施設について、来年度からの着工を予定しているところであります。

この施設は、あらゆる世代の皆さんが集い、快適にご利用いただける町の新たなシンボルとして、長年にわたり町民の皆様にご利用いただく施設とするため、新複合施設から役場の窓口への遠隔手続や、相談業務を行えるようにするなど、デジタル技術やサービスを活用した窓口のDX化等についても検討しているところであります。

また、今後におきましても、新たに組織したDX推進室を中心として、これまで実施されているデジタル化事業の事業効果を検証し、総合的な評価と定期的な見直しを行い、新たな分野への取組につきまして、さらに推進してまいりたいと考えております。

5番（宮入君） 2点ほど再質問をお願いしたいと思います。

- 1、DXの推進と現在取り組んでいるSDGsとの関連性について。
- 2、今後、事業を推進する上での課題は。

特に、2につきましては、少し古くなりますが、2月3日の信濃毎日新聞に、DX人材確保し、市町村への派遣との見出しで、政府は、デジタル技術で自治体の組織や業務を改革するDX推進に向け、国と都道府県が連携して人材を確保し、市町村と共有する制度づくりに乗り出す。

デジタル人材の奪い合いは近年加速し、市町村単独での採用は困難との声が多い。企業の協力も得て、全国で500人を目標に確保し、市町村に継続的に派遣できるようにする、との記事がありました。町としての考え方についてお聞きします。

以上の質問について答弁をお願いします。

企画政策課長（長崎さん） 再質問にお答えいたします。

初めに、DXとSDGsの関連についてのご質問ですが、DXは、デジタル技術やデータの活用により社会課題の解決を図るもので、持続可能な社会の実現を目指すSDGsとも深く結びついております。

政府は、SDGs実現に向けて定めているSDGsアクションプランにおいて、成長と分配を共に高める人への投資や科学技術・イノベーションへの投資などとともに、DXへの投資を柱とする新しい資本主義の下、民間の力を活用した社会課題解決に向けた取組を推進することとしております。

このような国の施策を受け、町においても、これまでDX施策を推進することでSDGs達成に向けた取組を進めてまいりました。

一例を申し上げますと、あらゆる人々が活躍する社会・ジェンダー平等の実現に向け、デジタルデバイド対策として、町内各地域の公共施設でスマホ教室を開催し、高齢者や障がい者を含む誰もがICTの恩恵を享受できる情報バリアフリー社会の実現を目指して、デジタル格差の解消に努めております。

このほかにも、各分野でのデジタル変革を通じて、SDGs達成に向けて取り組んでおり、引き続きSDGs達成を意識しながら、DXを推進してまいりたいと考えております。

次に、DXを推進する上での課題についてでありますけれど、デジタル技術は日々進化し、生成AIなど新たな技術も出てくる中、限られた職員体制では対応に限界があることから、専門的な知識や経験がある人材の確保が課題であると考えております。

こうした課題は、当町に限らず、小規模な町村に共通する課題で、国や県においては専門員派遣など様々な支援事業が行われているところでございます。

当町におきましても、人材の不足を補うため、昨年度、国の支援事業を活用し、専門のコンサルティング会社による支援を受け、地域課題の整理や課題解決に向けたソリューションの検討や、マイルストーンの策定などを行ったところでございます。

また、DX推進に向け、長野・上田の両広域連携や、長野県先端技術活用推進協議会などにおいて情報の共有や、先端技術の導入に向けた検討を共同で進めているところでございます。

今後におきましても、国・県の様々な支援事業を活用するとともに、各広域連携による情報共有や意見交換などを重ね、必要に応じて民間活力を活用するなど、当町におけるDXを推進してまいりたいと考えております。

5番（宮入君） ただいまは、各項目・再質問について、町長、担当課長より丁寧な答弁をいただきました。

結びとしまして、また先ほどと重複しますが、一般的に企業におけるDXを成功させるポイントとして、1、明確な戦略。目的を明確にし、具体的な戦略を立てること。2、トップのコミットメント。経営層のリーダーシップとコミットメントが不可欠。3、組織文化の変革。従業員の意識改革、新しい働き方への適応を促すこと。4、人材育成。先ほど国・県からの派遣についても述べましたが、町としてもデジタル技術に精通した人材の育成。5、継続的な改善。DXは一度切りの取組ではなく、継続的な改善が必要とされております。などが挙げられます。

先ほども、民間と行政との違いはあると申し上げましたが、反面、共通した取組も考えられます。

以上、町民に業務内容における理解をさらに深めていただく上でも、特に新設された部署については、広報等を活用した継続的な活動状況の説明をお願いして、私の一般質問を終わります。

議長（中嶋君） 以上で、本日の議事日程は終了いたしました。

明日11日は午前9時から会議を開きます。一般質問及び一般会計決算案総括質疑、各特別会計決算案及び事業会計決算案総括質疑を行います。

本日はこれにて散会いたします。

お疲れさまでございました。

（散会 午前10時32分）

9月11日本会議再開（第4日目）

1. 出席議員 13名

1番議員	中嶋 登 君	8番議員	玉川 清史 君
2 "	大日向 進也 君	9 "	山城 峻一 君
3 "	塚田 舞 君	10 "	柘津 明子 君
4 "	水出 康成 君	11 "	朝倉 国勝 君
5 "	宮入 健誠 君	12 "	滝沢 幸映 君
6 "	中村 忠靖 君	13 "	大森 茂彦 君
7 "	星 哲夫 君		

2. 欠席議員 なし

3. 地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者

町 長	山村 弘 君
副 町 長	臼井 洋一 君
教 育 長	塚田 常昭 君
総 務 課 長	竹内 祐一 君
企画政策課長	長崎 麻子 君
会計管理者	竹内 優子 君
住民環境課長	山下 昌律 君
福祉健康課長	鳴海 聡子 君
商工農林課長	北村 一朗 君
建設 課 長	高橋 卓也 君
教育文化課長	細田 美香 君
収納対策推進幹	北沢 明 君
まち創生推進室長	小河原 秀昭 君
D X 推進室長	瀬下 幸二 君
総務課長補佐	宮下 佑耶 君
総務係長	宮嶋 和博 君
総務課長補佐	宮原 卓 君
財政係長	川島 徳夫 君
企画政策課長補佐	橋本 直紀 君
企画調整係長	春日 英次 君
保健センター所長	
子ども支援室長	
代表監査委員	

4. 職務のため出席した者

議会事務局長	大橋 勉 君
議会書記	井上 敬子 君

5. 開 議 午前9時00分

6. 議事日程

第 1 一般質問

(1) 教育についてほか 柘津明子議員

(2) 健康保持増進についてほか 水出康成議員

第 2 議案第35号 令和6年度坂城町一般会計歳入歳出決算の認定について

第 3 議案第36号 令和6年度坂城町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について

第 4 議案第37号 令和6年度坂城町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について

第 5 議案第38号 令和6年度坂城町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について

第 6 議案第39号 令和6年度坂城町下水道事業会計決算の認定について

7. 本日の会議に付した事件

前記議事日程のとおり

8. 議事の経過

議長（中嶋君） おはようございます。

定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎日程第1「一般質問」

議長（中嶋君） 最初に、10番 柘津明子議員の質問を許します。

10番（柘津さん） おはようございます。ただいま、議長より発言の許可をいただきましたので、通告に従い一般質問をいたします。

教育の目的は、子どもたち一人一人が自分らしく生き、社会の中で安心して成長していくことだと考えます。学びとは、生きることの再発見であり、日々の経験を通して、子どもたちは人との関わり方や自分自身を学び直していきます。しかし、現実には教育の仕組みが十分に機能しておらず、子どもたちが自分らしく生き、安心して成長することを十分に支え切れていません。その結果、不登校や自死、いじめなど、子どもを取り巻く厳しい環境はむしろ深刻化しています。

本来であれば、教育は子どもを守り、支えるはずですが、にもかかわらず、状況は改善されず、危機感は一層高まっています。この現実こそ、私たちが立ち止まり、問い直さなければならない課題だと考えます。今こそ教育を守る仕組みから未来をつくる力へと転換すべきときです。その核心となるのが、クリエイティビティ（創造性）とエージェンシー（主体的に行動する力）を育む教育です。

私たちは、これまで知識を教え、正解を導き出すことを重視してきました。しかし、AI時代を迎えた今、知識の暗記やパターン化された問題解決能力だけでは、子どもたちが未来を切り拓いていくことは困難です。これからの教育で本当に大切なのは、ただ知識を覚えることではありません。知識を土台にして自分で問いを立て、考え、答えを探す力、これがクリエイティビティ、創造性です。そして、その力を活かして自分の人生や社会をよりよく変えていく行動力、これがエージェンシー、主体的に行動する力です。

子どもたちが生きることの再発見を通して自ら考えて行動し、新しい未来を創造する力を身につけられるよう、私たちはどのように教育の在り方を変えていくべきかを踏まえ、順次質問していきます。

イ. 子どもの権利と町の理念について

今申し上げたエージェンシーやクリエイティビティを育む教育の基盤となるのが、子どもたちの権利の尊重です。坂城町は、「坂城の子は坂城で育てる」というスローガンを掲げています。しかし、その土台となる子どもの権利の位置づけが明確でなければ、理念は絵に描いた餅になりかねません。

既に多くの自治体では子どもの権利条例を制定し、子どもの声を聴き、権利を保障する仕組みを整えています。坂城町がこの制度を整えない限り、他市町村に比べて取組が遅れ、子どもの声を受け止める力を弱めるのではないかと考えます。その懸念を踏まえ、以下4点お伺いします。

1点目として、坂城町は「坂城の子は坂城で育てる」というスローガンを掲げていますが、その基盤となる子どもの権利を町としてどのように捉えているのでしょうか。

2点目として、これまでの答弁で、現状において坂城町子ども権利条例を制定することは考えていないとしていますが、その理由をお伺いします。

3点目として、「子どもの権利条約やこども基本法、長野県の未来を担う子どもの支援に関する条例の趣旨に沿って施策を展開している」との過去の答弁がありましたが、それだけでは町独自のスローガンである「坂城の子は坂城で育てる」との整合性が見えにくいのでしょうか。町の子どもの関する施策の方向性は、どのように示されているのでしょうか。

4点目として、全国の自治体では独自に子ども権利条例を制定し、教育や児童福祉政策の基盤としています。坂城町として、この潮流などをどのように受け止めているのでしょうか。

次に、ロ. 教育大綱について。

教育大綱は、町の教育をどうしていくかという大きな方向性を町長が示す基本文書です。しかし、坂城町の教育大綱は、令和3年度から令和7年度を期間として策定されたものであり、策定当時には、まだ子ども家庭庁の設置やこども基本法の制定は行われておらず、国が示す子ども主体という考え方が十分に反映されていません。

今後、町として国の動きに歩調を合わせ、教育大綱に理念や方向性を組み込ませなければ、せつかくの政策も一過性に終わるおそれがあると考えます。そこで2点お伺いします。

1点目として、坂城町教育大綱において目指す子どもの姿とはどのような姿でしょうか。

2点目として、坂城町教育大綱の改定後に、国においてこども基本法やこども大綱が施行され、子どもの権利や子ども主体とする新たな視点が示されました。これを町の改定する教育大綱に反映させていくのでしょうか。

以上、イ、ロについてご見解をお尋ねいたします。

教育長（塚田君） 1. 教育についてのご質問に順次お答えいたします。

初めに、イ. 子どもの権利と町の理念について。「坂城の子は坂城で育てる」というスローガンを掲げているが、その基盤となる子どもの権利を町としてどのように捉えているかについてであります。

子どもの権利につきましては、児童の権利に関する条約、いわゆる権利条約として、日本は1994年（平成6年）に批准、発効となりました。この条約は、子どもの基本的人権を国際的に保障するために定められた条約で、子どもが保護されるだけの存在ではなく、権利の主体であることを明確にし、大人と同様、一人の人間としての人権を認めるとともに、成長の過程で特別な保護や配慮が必要な子どもならではの権利も定めています。

この条約には基本的な考え方として、差別されない権利、子どもの最善が第一に考えられる権利、生命・生存及び発達に対する権利、意見を表明し参加できる権利といった、いわゆる4原則が定められております。

また、日本国憲法及び子どもの権利条約の精神にのっとり、全ての子どもが、その権利の擁護が図られ、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指し、国や地方公共団体が子ども施策を総合的に推進することを目的とし、令和5年4月に施行されたこども基本法においても、子どもの権利条約のいわゆる4原則が法の基本理念として規定されているところであります。

そうした子どもの権利につきましては、かねてから町の全ての子ども施策を推進する上での基本的な視点として捉えているところであります。

町では、「坂城の子は坂城で育てる」との町の教育理念の下、学校、家庭、地域が一体となり、妊娠・周産期から就学期前、小中学校、高校、そして就労までと、子どもの成長過程に合わせた切れ目のない一貫した様々な子育て支援施策を進めております。それらの様々な子育て支援施策の取組を行っていく上では、常に子ども一人一人の権利を尊重し、子どもの最善の利益が実現されることを目指して取り組んでいるところであります。

続きまして、現状において、坂城町子ども権利条例を制定することは考えていない理由であります。他自治体が制定している、いわゆる子ども権利条例を拝見しますと、自治体によって

内容に差はありますが、基本的な内容といたしましては、子どもの権利の尊重、自治体の役割、保護者の役割、住民の役割などが規定され、子どもに関する施策を進めていく上での理念条例となっております。

それらの子どもの権利の尊重、自治体の役割、保護者の役割、住民の役割につきましては、冒頭で申し上げました子どもの権利条約や国のこども基本法、長野県の未来を担う子どもの支援に関する条例に規定されており、町といたしましても、それらの規定の趣旨に沿った常に子どもの視点に立った施策を展開してきたところであります。

今後も、まずは、それらの現行の条約や法律、県条例に定めるところにより、着実に子ども施策を推進することが重要であると考えていることから、現状において、子ども権利条例を制定することは考えていないところであります。

続きまして、町の子どもに関する施策の方向性はどのように示されているかについてであります。

町の子どもに関する施策の方向性につきましては、坂城町第6次長期総合計画に示しているところであります。具体的には、計画の第5章未来へつなぐ子育てと学びのまちづくりに位置づけております。

第6次長期総合計画の第5章、第2節におきましては、次代を担う子どもたちが健やかに成長できるよう、多様なニーズに応じ、保育や幼児教育、就学期まで、教育コーディネーターや教育・心理カウンセラーなどの専門職の関わりにより、切れ目のない総合的な子育て支援に取り組むとともに、地域における子育てネットワークづくりを進め、「坂城の子は坂城で育てる」の町の教育理念の下、地域全体で安心して子育てができる環境づくりを推進しますといった、町の子育て施策の方向性をはじめ、それらを実現するための具体的な施策の内容を示しているところであります。

子どもの権利条約やこども基本法、長野県の未来を担う子どもの支援に関する条例の趣旨と町の長期総合計画において「坂城の子は坂城で育てる」の教育理念の下、位置づけた、町の子育て支援に関する施策の方向性と具体的な施策につきましては、いずれも子どもの最善の利益が実現される社会を目指すためのものであり、その方向性は同一のものであります。町といたしましても、今後も、子どもの最善の利益が実現される社会を目指し、様々な子どもに関する施策を推進していきたいと考えております。

次に、全国の自治体の子どもの権利条例を制定していることに対する町の受け止めであります。

町といたしましては、独自に子どもの権利に関する条例を制定している自治体や、制定しようとしている自治体があることは承知しております。そうした条例の内容の先進的な部分については、町の子育て施策を進める上で参考にできるところは参考にさせていただくなど、常に

研究は続けてまいりたいと考えているところであります。

次に、ロ．教育大綱についてのご質問にお答えいたします。

初めに、教育大綱につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律が平成27年4月に施行され、「地方公共団体の長は、教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱を定めるものとする」とされたことにより、当町においても、教育施策の方向性を示すものとして教育大綱を策定しているところであります。

教育大綱は、首長が策定するもので、策定にあたっては、国の教育振興計画を参酌し、町の将来像や長期総合計画とも整合性を図り策定しており、首長と教育委員会で構成される総合教育会議において協議・検討を行っているところであります。

教育大綱において目指す子どもの姿につきましては、当町の教育大綱における教育グランドデザインにおいて、「坂城の良さに気づき、坂城を愛し、坂城を誇れる元気な子ども」としております。

坂城は、子どもたちのふるさとであります。ふるさとは、一般的には生まれ育った土地や地域を指しますが、それだけにとどまらず、自分が愛着や思い入れのある場所、心のよりどころとなる場所も指し、子どもたち自身が深く関わっています。

「坂城の良さに気づき、坂城を愛し、坂城を誇れる元気な子ども」のベースとなるのは、自分の良さに気づき、自分を愛し、自分を誇れる元気な子どもではないかと考えております。自分のふるさとを肯定的に捉えるには、自分のことを肯定的に捉えることが大切であると考えます。このような子どもの姿は、現在、町内小中学校において学びの改革リーディング校として目指している自己肯定感を高めることと一致しております。

そのために、町内小中学校において、個別最適な学びとともに、子どもが選択し、考え、表現する協働的な学びを実践しています。子どもが選択し、考え、表現する協働的な学びを実践することは、子どもの権利として重要と考えられている子どもが意見を表明し参加できるための土台となる力を育てることにつながると考えています。「自分で課題を見つけ、自ら学び、主体的に判断し、行動し、よりよく問題解決をする」そのことを通して自己肯定感を高め、坂城の良さに気づき、坂城を愛し、坂城を誇れる元気な子どもの育成を目指していきたいと考えています。

次に、国における子どもの権利、子ども主体とする新たな視点について、町の改定する教育大綱に反映させるかについてであります。

当町の教育大綱は、平成28年4月からの5年間を期間とする第1次の教育大綱を策定し、令和3年3月に今年度末までを期間とする第2次の教育大綱を策定、現在は次期大綱策定に向け作業を進めているところであります。

この間、国においては、こどもまんなか社会を実現するために、令和5年4月にはこども家

庭庁を創設し、こども基本法を制定、さらに令和5年12月にはこども大綱を定めるなど、子どもたちを取り巻く社会環境や支援体制などが変化してきております。

こうした国の動きや社会環境の変化を踏まえ、子ども主体、子どもの権利を尊重する理念は、今後も教育施策を進める上で重要な視点であると認識しております。

今後、具体的にどのような形で次期育大綱に盛り込むかなどにつきましては、現行教育大綱の成果や課題の検証を行うとともに、首長や教育委員会において協議を検討していく必要があると考えております。

町といたしましても、子どもたちが自分らしく成長し、地域とともに未来を築いていけるよう、子どもの権利、子ども主体の理念について十分に意識し、常に子ども一人一人の権利を尊重し、子どもの最善の利益が実現されることを目指して、次期教育大綱の策定を進めてまいりたいと考えております。

10番（衞津さん） ご答弁いただきました。ただいまの答弁では、今後検討していくというお話でした。しかし、こども基本法により、子どもが意見を表明する権利などは既に保障されています。にもかかわらず、学校や家庭、地域においては依然として大人が決めることが多く、子どもの声が十分に反映されていないのが現実です。

実際に子どもたちからは、経済的理由で部活ができない、暑いからランドセルよりリュックがよい、夏休みはご飯が食べられないからこども食堂を増やしてほしいなど、大人だけでは想像しにくい切実な声が上がっています。

そこで、改めて質問させていただきます。1点目として、子どもの権利がまだ十分に知られていない現状を踏まえ、その認知度を町としてどのように高めていくのでしょうか。

2点目として、理念を掲げるだけでは不十分だと考えます。教育大綱の改定にあたって、子どもの声を聴き、反映する仕組み、例えば子ども会議やアンケート、対話の場などを制度的に設ける考えはあるのでしょうか。

以上、2点について再質問いたします。

教育文化課長（細田さん） それでは、再質問にお答えいたします。

初めに、子どもの権利の認知度をどのように高めていくかについてですが、まず、子どもたちにとっては、保育園や幼稚園、学校における遊びや学びを通じて、友達と仲よく交流し、お互いの人権を尊重し、自由に意見を言える関係になることなどが子どもの権利を学ぶ第一歩となると考えております。そのため、ふだん子どもと接している保育士や教職員については、県などが実施する子どもの人権教育に関する研修に参加し、子どもの権利についての理解を深めているところです。

また、広く町民を対象として毎年行っている人権を尊重し豊かな福祉の心を育む町民集会におきましても、人権に関する子どもたちの発表や様々なテーマでの講演により、子どもの権利

を含めた人権の尊重について、理解を深めていただいているところであります。

町といたしましては、ただいま申し上げましたような取組を引き続き行っていくほか、子どもの権利条約やこども基本法の趣旨や内容などについて、引き続き広く普及啓発を図ってまいりたいと考えているところであります。

続いて、教育大綱の改定にあたり、子どもの声を聞き反映する仕組みを制度的に設ける考えはについてにお答えいたします。

教育大綱は、町の上位計画である坂城町第6次長期総合計画と整合性を取りながら、長期的な視点で教育の方向性を示す役割があり、施策の根幹となる根本方針を示すものであるとの認識をしております。次期教育大綱については、これから協議・検討を進めていくところでありますけれども、ご質問の詳細な施策等を含めることは難しいことかと考えているところであります。

そのほかの子どもの意見を反映する仕組みづくりにつきましては、子どもの年齢による発達段階の違いや学校教育活動との調整など、運営面に課題があります。そのため、子ども会議の設置、アンケートの実施、意見交換の場の在り方などについては、今後、他市町村の事例等を参考にすることで、関係機関とも協議しながら、町としての適切な方法を研究してまいりたいと思います。

いずれにいたしましても、子どもたちの思いや考えを子ども施策に活かせるよう努めてまいりたいと考えております。

10番（柘津さん） ご答弁いただきました。町長が子育て日本一を目指すために掲げた「坂城の子は坂城で育てる」という力強いスローガン。この言葉を単なるキャッチフレーズではなく、町の未来を照らす実効性あるビジョンへと高めていく必要があります。

しかし、現状では、町全体で子どもたちをどのように育て、どのような子どもに育ててほしいのか、その全体像がはっきりと見えていません。このスローガンを真のものとするためには、子ども、保護者、地域、そして行政がそれぞれ果たすべき役割と責任を明確にすることが不可欠です。その第一歩として、子どもの声を正面から聴き、それを町の施策に反映させる仕組みなどを整えることが大切だと考えます。

杉並区では、9月1日から子どもの権利相談・救済窓口もスタートしています。また、岐阜県本巣市では、子ども自身が熟議しこども憲章を定め、その理念を行政や地域全体で尊重することを本巣市こどもの権利条例で明確にしています。

さらに、こども会議を制度化し、子どもが直接市政に意見を届ける仕組みを整えています。これは、国連の子ども権利条約が掲げる「子どもは社会の主体である」という理念をまちづくりに活かした優れた実践例です。

坂城町でもこうした実践を学び、子どもを支えられる存在から共につくる存在へと位置づけ

し直すことが求められているのではないのでしょうか。坂城町においても、子どもを町づくりの対等なパートナーと位置づけることが必要です。そうすることで私たちは「坂城の子は坂城で育てる」という言葉の真の意味を問い直し、子どもたちが自分らしく安心して育つことができる町を築いていけるのです。

教育もまた時代の転換に応えるものでなければなりません。これまでの自主性・同質性を重んじる教育から、主体性・多様性を尊重する教育へとかじを切ること、そこにこそこれからの子どもたちが未来を切り拓く力を身につけられる道があります。未来を担う子どもたちのために、今こそ坂城町がその第一歩を踏み出してほしいと切に願います。

次に、2. 教室の断熱改修について。

各種新聞報道によりますと、ここ数年、地球温暖化は既に新たな段階に入り、地球沸騰化と表現されるほど深刻な状況にあるとされています。この地球沸騰化の時代にあって、子どもたちが日々を過ごす教育環境をどう守るのかは、もはや先送りできない喫緊の課題です。

未来を担う子どもたちの健康と学習を守るだけでなく、2030年までに実現を目指すSDGs（持続可能な開発目標）の観点からも重要な取組であると考えます。

そこで、イ. 学びの場として。

近年の猛暑や寒波は、子どもたちの学びや健康、そして教育環境そのものに直接的な影響を及ぼしています。暑くて授業に集中できない、冬は教室が寒過ぎて体調を崩すといった声は、全国的に子どもや教職員から多く上がっています。冷暖房の設置だけでは限界があり、根本的な断熱性能の改善に取り組まなければ本当に安心して学べる環境は実現できません。

坂城町でも太陽光発電や蓄電池の導入など、エネルギー施策は進められてきました。しかし、肝心の建物の断熱性能が十分でなければ、その効果は限定的です。断熱改修は、子どもたちの学びの環境を守るとともに、省エネルギー、防災の観点からも欠かせない取組です。こうした問題意識から、教室の断熱改修について、以下3点お伺いします。

1点目として、町内の学校施設における断熱性能の現状はどうでしょうか。

2点目として、近年の猛暑や寒波の中で、児童生徒や教職員からの環境改善要望はどの程度寄せられているのでしょうか。

3点目として、坂城町では、既に太陽光発電や蓄電池などが学校に整備されています。次の段階として、断熱改修がエネルギー効率や快適性の向上につながると考えますが、町はどのようにお考えでしょうか。

次に、ロ. 避難所として。

日本各地で災害が頻発する中、避難所環境の在り方は全国的な課題となっています。特に体育館や教室の寒さ、暑さが原因で体調を崩す災害関連死や、長期避難生活での健康被害が指摘されています。

坂城町においても、学校施設は災害時に地域住民が身を寄せる最も身近な避難所です。とりわけ高齢者や障がいのある方、妊婦や小さな子どもなど、配慮を必要とする方々にとって、断熱や冷暖房の整備は命に直結する課題です。体育館の環境改善と併せ、教室についても避難所基準の視点から改修を進めていく必要があります。そこで1点お伺いします。

災害時の避難所として、高齢者や障がい者、妊婦、小さな子どもなど、特別な配慮を必要とする人が教室を利用することが想定されます。災害時に体育館の断熱、冷暖房環境など、避難所基準と並行して教室も安心して利用できる環境を整備することが重要と考えますが、今後どのように取り組んでいくのでしょうか。

町長（山村君） ただいま祢津議員さんから、2番目の質問としまして教室の断熱改修についてのご質問がありました。私からは伊の学びの場としてのご質問にお答えしまして、口につきましては担当課長より答弁いたします。

初めに、町内の学校施設における断熱性能の現状についてであります。町内小中学校の4校の校舎はいずれも鉄筋コンクリート造りであり、木造校舎に比べると外気温の変化による影響は緩やかであると考えております。

しかしながら、平成27年に新校舎を建築した南条小学校については、一定の断熱性能が確保できているものの、平成4年建築の坂城中学校校舎や、昭和52年建築の坂城小学校、村上小学校の校舎につきましては、建築から時間が経過しており、近年の断熱性能と比較すると十分とは言えないと考えるところであります。

続いて、児童生徒や教職員からの環境改善要望は寄せられているかのご質問でありますけれども、各小中学校におきましては、既に全ての普通教室、特別教室にエアコンを設置しており、FFストーブ等の暖房設備も整っていることから、学習環境はおおむね良好であります。

また、児童生徒や教職員等の学校側からも特段の改善要望を寄せられておらず、児童生徒は年間を通じて快適な環境で学習できていると考えているところであります。

次に、教室の断熱改修に係る町の考えについてであります。断熱改修は外からの熱気や冷気を遮断し、室内の快適な空気を逃がさないよう改修するもので、方法としては、教室の壁や天井へ断熱材を隙間なく敷き詰めたり、既存の窓枠に内窓を取り付け二重窓構造にするほか、簡単なものとしては、窓への日射調整フィルムの貼付けや、遮熱カーテンの取付けなどがあります。

断熱改修を実施することは、教室内の温度を一定に保ち、快適な学習環境を維持するとともに、省エネルギーの観点からも、冷暖房による光熱費の削減や、CO₂排出量の削減といった効果が期待できるところであります。

しかしながら、現状においては、普通教室、特別教室に冷暖房設備が整備されている状況や、児童生徒にすぐに危険が及ぶ内容ではないことなどを踏まえると、断熱改修は緊急性が低いと

考えております。

また、学校全体における教育環境の整備につきましては、緊急性や必要性、費用対効果等を考慮しつつ、体育館などの冷暖房も含めてでありますけれども、これから実施計画などに計画的に取り組んでまいりたいと考えているところであります。

住民環境課長（山下君） 私からは、2. 教室の断熱改修についてのうち、口の避難所としてのご質問にお答えいたします。

東日本大震災の際、地震や津波など激甚な被害を受けた東北地方の多くの自治体では、学校体育館だけでなく、教室も避難所として利用されておりました。

町地域防災計画においては、避難の受入れ活動計画の中で、「町は学校を指定避難所として指定する場合には、学校が教育の場であることに配慮する。また、指定避難所としての機能は応急的なものであることを確認の上、指定避難所となる施設の利用方法等について、事前に教育委員会等の関係部局や地域住民等の関係者と調整を図る。」とあります。

町では、地域の中核避難所として、学校の体育館を指定しており、子どもたちの教育の場を確保するため、教室等の避難所の指定は行っておりませんが、大規模な災害が発生した場合など、教室等を活用せざるを得ない場合も想定されるところであります。

災害時の避難所として、断熱・冷暖房環境など学校の教室も安心して利用できる環境整備が重要と考えるが、今後どのように取り組むかのご質問でございますが、町内小中学校においては、学校施設環境改善交付金を活用して特別教室と普通教室にエアコンが整備されており、暑さ寒さへの対応はできるものと考えております。

断熱改修については、先ほどの町長からの答弁にもありましたが、教室に空調の整備ができていない現状においては、かかる経費や効果などから、学校施設全体の優先度を図る中で検討していくものと考えております。

10番（裯津さん） ご答弁いただきました。1点再質問させていただきます。長野県のゼロカーボン社会共創プラットフォーム、くらしふと信州では、気候変動に対するアクションの一つとして、長野県の教室から始めるSDGs、教室断熱ワークショップの普及促進をしています。このような教室断熱ワークショップなどを積極的に活用し、断熱改修計画を策定したらどうでしょうか。

教育文化課長（細田さん） それでは、再質問にお答えいたします。

ご質問にありました、長野県の教室から始めるSDGs、教室断熱ワークショップにつきましては、教室の断熱改修を工務店からアドバイスを受けながら、児童生徒自らが改修を計画、実行するもので、脱炭素の観点から県立高校を中心に利用実績が報告されています。

学校教育につきましては、学習指導要領で必要な学習時間が定められています。そのため、新たに教室の断熱改修を児童生徒が主体となって計画的に進めることは難しいかと思われ

が、環境教育の有効な取組の一つであることから、学校へワークショップについて情報提供をしていきたいと考えております。

10番（柁津さん） ご答弁いただきました。今回の質問では、地球沸騰化という新たな段階に入った気候変動が、子どもたちの学びと健康に直接的な影響を与えている現状と災害時の避難所としての課題に焦点を当てました。

太陽光発電や蓄電池の導入は、エネルギー政策として重要です。しかし、そもそもの断熱性能が不十分であれば、その効果は限定的です。冷暖房の効率が下がり、消費電力が増えるだけでなく、子どもたちの体調不良や集中力低下につながります。教室の断熱改修は、単なる省エネ対策だけでなく、子どもたちの学習環境を守るために必要不可欠な投資です。

また、災害時の避難所として学校施設を利用する際、災害関連死の原因となる体育館や教室の過酷な環境を改善することは喫緊の課題です。特に高齢者や障がいのある方、妊婦など特別な配慮を必要とする方々にとって、断熱や冷暖房の整備は命を守る上で極めて重要です。教室を避難所基準に沿って整備することは、地域全体の防災力向上に直結します。

ご答弁の中で、教室断熱改修の必要性は認識されていると伺いました。太陽光発電や蓄電池の導入に続く、次の段階としての断熱改修を具体的に進めるために、教室断熱ワークショップなど、既存の枠組みを活用することで計画の策定をより円滑に進められるのではないのでしょうか。

子どもたちの学びの環境と住民の命を守る避難環境、この二つの視点から、断熱改修はもはや待ったなしの課題です。町の将来を担う子どもたちのために、そして住民の安心を守るため、教室の断熱改修という課題に対し、今こそ町がリーダーシップを発揮し、断熱改修の次の一歩として具体的に進めることを強く求めます。

最後に、長野県には「長野の子ども白書」という冊子があります。子どもたちの声を集め、権利の実現を可視化し、課題や実践を共有してきた貴重な白書です。今年で本としての発行が休止となりましたが、教育の変革を考える上で大切な示唆を与えていただきました。

今、私たちは、この現状を踏まえ、どのような未来を子どもたちに手渡すのかを真剣に描かなければいけません。その鍵となるのが現状から延長線を追うフォアキャストではなく、理想の未来から逆算するバックキャストの視点です。そして大切なのは、人間がつくった制度や仕組みは、人間の手で必ず変えられるという確信を持つことです。

元広島県教育長の平川理恵さんの言葉を借りれば、まさに「人間が決めたものは、人間によって変えられる」のです。教育もまた、私たちの意思でよりよいものへと変えていくことができます。

子どもたちが社会の出来事を自分事として捉え、多様な価値観に触れ、対話を重ねながら、自ら考え行動できる教育こそが民主主義を次世代に引き継ぐ礎です。戦後80年を迎えた今こ

そ、真の民主主義とは何かを子どもたちとともに問い直し、未来を描くときです。教育を変えることは、町の未来を変えることです。「子どもが輝けば町の未来も輝く」、この言葉を胸に坂城町が未来への一步を踏み出すことを強く求めます。

以上で、私の一般質問を終わります。

議長（中嶋君） ここで10分間休憩をいたします。

（休憩 午前 9時44分～再開 午前 9時54分）

議長（中嶋君） 再開いたします。

次に、4番 水出康成議員の質問を許します。

4番（水出君） ただいま、議長より発言の許可をいただきましたので、通告に従い一般質問を行います。9月定例会一般質問、最終登壇者となります。よろしくお願いします。

毎年9月1日は防災の日と定められ、自然災害への備えを促進するための重要な日です。当町におきましても、去る8月31日に令和7年度坂城町総合防災訓練が行われました。訓練を通じて災害避難時の行動や関する情報について新たに学んだり、思い出されたりと、参加された皆様それぞれが防災知識の更新や防災意識を高め、自然災害への心を育てていただける機会になったのではと思います。

また、年1回自分の体の点検として、6月2日から来年2月28日までの期間で個別健診が始まり、3か月が過ぎました。多くの方は、毎年ほぼ同時期に健診を受けていることと思います。

防災活動において、自分の命は自分で守ると、よく耳にされていると思いますが、個別健診を受診して、健康の改善や保持増進に役立てて自分の命を自分で守っていただきたいと思います。

さて、今回の一般質問は、質問表題として一つ目に、健康保持増進について。本定例会でも防災にまつわる質問が多くありましたが、二つ目に福祉避難所について行います。

初めに、健康保持増進について。

イとして、小中学生の生活習慣病予防について。

「広報さかき」6月号、保健センターミニ講座より、「健康でいるために知っておきたいこと！」の掲載記事がありました。令和6年度町内小中学生の生活習慣病予防健診結果において、長野県平均を悪化方向に超える結果が紹介されておりました。

広報では、子どもだからといって油断禁物として、町内の小学5年生、中学2年生を対象に実施している生活習慣病予防健診の結果として、高血糖、中性脂肪、LDLコレステロールにおいて、小学生の結果は、高血糖基準値ヘモグロビンA1c5.6%以上に対し基準値を超えた割合は、県平均33.6%、当町は36.5%と多く、中性脂肪基準値150ミリグラムパーデシリットル以上に対し基準値を超えた割合は、県平均10.5%、当町は17.7%と

多く、LDLコレステロール基準値120ミリグラムパーデシリットル以上に対し基準値を超えた割合は、県平均12.4%に対し当町9.4%と、こちらは下回っています。

中学生について、基準値は同じため省略します。高血糖の基準値を超えた割合は、県平均27.8%に対し24.8%と下回っています。中性脂肪の基準値を超えた割合は、県平均5.7%に対して6.7%と多く、LDLコレステロールの基準値を超えた割合は、県平均8.6%に対して10.5%と多く、以上の結果が紹介されていました。

子どもたちの生活は、近年、ゲームやスマホの進展、脂肪や塩分の多いスナック菓子の間食により、生活リズムに乱れが生じています。結果として不規則な食事や欠食、睡眠不足により肥満となり、生活習慣病の懸念が高まりつつあります。

また、小児肥満の子どもは、その約70%が成人肥満に移行すると考えられ、高度の小児肥満は、高血圧、糖尿病、脂質異常症などの生活習慣病を合併する可能性が高くなるため、子どもの頃から肥満予防が大事だと考えられています。

ちなみに、睡眠不足が肥満を引き起こす原因はホルモンバランスの乱れを引き起こし、その一環として、ストレスホルモンであるコルチゾールの分泌が増加します。コルチゾールは脂肪の蓄積を促進する性質があるため、体重増加を引き起こしやすくなります。また、成長ホルモンの分泌量も減少します。成長ホルモンは代謝を活性化させる役割を持っているため、インスリンの生成が抑制され、血糖値の調整が不足し脂肪が燃焼しにくくなるのです。これらの要因が組み合わさり、肥満のリスクが高まります。

代謝速度も遅くなり、代謝速度が低下することで、体はエネルギーを効率的に消費できなくなり、脂肪として蓄積しやすくなります。最終的には肥満につながるということが関連書等で紹介されています。このように大切な睡眠ですが、子どもの睡眠に関することで私が着目した内容がありましたので紹介させていただきます。

令和7年3月18日、睡眠の日に合わせ、公益財団法人博報堂教育財団の調査研究機関、子ども研究所では、全国の小学4年生から中学3年生を対象に、子どもを取り巻く様々なトピックスについて、子どもたち自身がどう感じ、考えているのかを明らかにすることを目的とした調査結果が発表されていました。

多岐にわたる調査結果が報告されていますが、その中の睡眠時間に関して、平均睡眠時間は、小学生の推奨時間9時間から12時間に対し8時間56分、中学生が8時間から10時間に対し7時間57分。厚生労働省の推奨睡眠時間を僅かに下回る結果でした。

私は、もっと大幅に下がる結果を予測していました。しかし、家庭のしつけやルールがないとして、理想の夜の過ごし方を尋ねると、家族と話すよりもゲームや動画などを楽しむになるそうです。小学生の3割、中学生の半数以上が布団の中にスマホ等を持ち込んでいる。睡眠の重要性は認識しながらも、もっと夜遅くまで起きていたいのが6割を超える。7割強の子どもた

ちが昼間に眠気を感じているそうです。小学生の5割、中学生の6割が学校で昼寝時間があるとうれしいとコメントされていました。

睡眠時間の数値回答の信憑性はともかく、子どもたちの実際は意識回答にあるように、睡眠不足の状況が多いと推察してよいのではと考えます。現在の社会環境を受け、子どもたちは健康増進とは相反する方向の考えを持ち、生活していることを理解する中、子どもたちの健康保持増進を進めていく大切さを改めて認識したところです。

まずは、町内小中学生の生活習慣病予防健診の内容について、3点を質問いたします。

一つ目に、小中学生生活習慣病予防健診の開始時期から現在に至る健診結果の状況について伺います。

二つ目に、健診結果に対して、対象者へのケア状況について伺います。

三つ目に、町として県平均を悪化方向に超える結果を受け、今後の取組への考えについて伺います。

続きまして、ロ. 保健事業の推進状況について。

先ほど小中学生の生活習慣病予防に関する質問をさせていただきましたが、保健事業に関する質問となります。

冒頭、個別健診が開始された話に触れましたが、保険者については、勤務先を含め複数ありますが、健康診断を受診され、健康状況を把握し、結果により再検査や改善に向け対応されていることと思います。

生活習慣病に該当する主な病気としては、例えば高血圧、脂質異常症、2型糖尿病、慢性腎臓病、高尿酸血症、痛風、肥満症、メタボリックシンドローム、脂肪肝、非アルコール性脂肪性肝疾患、非アルコール性肝炎、アルコール性肝炎、慢性閉塞性肺疾患、肺気腫や慢性気管支炎、肺がん、大腸がん、歯周病などが挙げられます。

少しでも個人が自身の健康に関心を持ち、健康改善が必要な場合、取り組みやすい環境を向上させていくことは行政として必要なことと考えます。

健康増進法に基づき、健康推進事業実施者は、住民の健康増進のため保健事業を実施するよう定義されています。現在は、標準的な健診保健指導プログラム（令和6年度）に準じて展開されているところですが、保険者である町の国民健康保険の保健事業について、推進状況を伺います。

一つ目に、平成30年度当初の保健事業（健診・保健指導）の計画について伺います。

二つ目に、令和5年度までの最終年度の評価状況を伺います。

三つ目に、令和5年度の評価結果を受けて、令和6年度から始まった保健事業計画へ反映した取組内容について伺います。

以上3点について答弁をお願いいたします。

町長（山村君） ただいま、水出議員さんから1番目の質問としまして健康保持増進について、イ、ロとご質問をいただきました。私からは、ロの保健事業の推進状況についてお答えしまして、イの小中学生の生活習慣病予防については保健センター所長より答弁いたします。

現在、国民健康保険の保健事業は、平成26年3月に厚生労働省が策定した国民健康保険法に基づく保健事業の実施等に関する指針により、健康・医療情報を活用して、効果的かつ効率的な保健事業の実施を図るための保健事業実施計画を策定し、事業の実施・評価・改善等を行うこととされております。

また、計画の策定にあたっては、厚生労働省が生活習慣病対策を推進するために、健診や保健指導の基本的な考え方や留意点を示した標準的な健診・保健指導プログラムに基づくこととされております。

町では、平成26年度に27年度から29年度までの3年間を計画期間とする国民健康保険第1期保健事業実施計画を策定し、特定健診の受診率の向上や、特定保健指導終了者の増加に努めるとともに、脳血管疾患、虚血性心疾患、慢性腎不全の3疾患の重症化の予防に重点を置き取り組んでまいりました。

ご質問いただきました平成30年度当初の保健事業計画の内容につきましては、30年度から令和5年度までの6年間を計画期間とする第2期保健事業実施計画の内容ということになります。

第2期計画では、人工透析の原因疾患である慢性腎不全と糖尿病による死亡率の増加や、医療費の割合の増加など、当時の課題を捉え、生活習慣病の重症化に伴う糖尿病性腎症、虚血性心疾患、脳血管疾患に対して、それぞれの共通リスクとなる糖尿病、高血圧、脂質異常症、メタボリックシンドローム等の該当者の減少を目標としたところであります。

生活習慣病が重症化すると、合併症の発症や入院など高額な医療費にもつながることから、進行の抑制にも重点を置き、健診結果から医療受診が必要な方には受診勧奨を行い、治療中の方には医療との連携を行うほか、個別訪問等により保健指導を行うなど、疾病の重症化予防に取り組んでまいったところであります。

次に、令和5年度までの最終年度評価についてのご質問であります。第2期計画の期間において、40歳から74歳の方に実施した特定健診結果から、生活習慣病のリスクが高いと判定された方に対して実施する特定保健指導の実施率を90%以上とした目標に対し、当町における令和4年度特定保健指導実施率は、全国の町村の中で10位以内となる94.8%で、目標を大きく上回り、厚生労働大臣より感謝状が贈られる好成績となりました。なお、長野県内の市町村国保の町の中では、長野県では1位ということになっております。

このほか、健診受診者のうち高血糖、高血圧、脂質異常に該当する方の割合の減少や、生活習慣病の重症化予防・進行を抑制するための医療機関受診率の増加の目標についても達成した

ところであります。

一方、目標が達成できなかった項目といたしましては、メタボリックシンドローム該当者数及び脳血管疾患、虚血性心疾患、慢性腎不全等の総医療費に占める割合などであります。

また、特定健診の受診率は、目標の65%には届きませんでした。30年度の54.2%から令和5年度は60.1%と向上し、国の目標である60%を初めて上回る結果となりました。

第2期計画全体の評価といたしましては、目標項目のおおむね半数は目標達成となりましたが、未達成の項目も半数あったことから、現状把握やデータ収集を行い、引き続き保健指導に力を入れて取り組む必要があると捉えたところであります。

次に、令和6年度から始まった保健事業計画へ反映した取組のご質問であります。令和6年度から11年度までの6年間の計画期間とする第3期保健事業実施計画は、町内の医師・薬剤師等により構成される国民健康保険運営協議会における、第2期計画の検証結果に基づき策定いたしました。

第3期計画では、引き続き、生活習慣病の重症化予防のための保健指導の実施に努めるとともに、新たな取組として、自分の健康と照らし合わせたり、生活との関連性を考える健康教育を事業に加えたところであります。

その具体的な取組の内容は、血流改善の効果や高血圧が及ぼす影響、心臓の働きなど、日頃の疑問を解決する場を増やすことで、自分の体と健康を身近なものとして認識していただき、日常生活においてできることを実践する教室や学習会の実施を計画したところであります。

生活習慣病の重症化は、生活の質の低下に大きく影響することから、生活習慣病の発症予防と重症化予防に取り組み、健康寿命の延伸を図ることを目標に、引き続き、町民の皆さんの健康増進に努めてまいりたいと考えております。

保健センター所長（川島君） 私からは、小中学生の生活習慣病予防についてのご質問に順次お答えいたします。

生活習慣病は、食習慣、運動習慣、休養、喫煙、飲酒などの生活習慣がその発症や進行に関与する疾患の総称であり、がん、心疾患、脳血管疾患などの病気が含まれ、かつては成人病とも言われておりましたが、現在では未成年であっても発症の可能性があることがわかってきております。

生活習慣病の多くは、発症してもかなり進行するまで自覚症状がなく、発症の有無については、血液検査等を実施しなければわからないことに加え、疾患の原因となる生活習慣の基本は小児期に身につくこととされており、早期から正しい生活習慣に心がけることが大切であるとされております。

町では、小学5年生及び中学2年生を対象に、平成15年度から生活習慣病予防健診を実施

しており、24年度以降は保健センターも連携する中、健診結果で発症リスクの高い子どもに対して相談会を開始しましたが、現在では、健診を受診した全ての子どもの保護者に相談会を案内しております。

ご質問の小中学生生活習慣病予防健診の開始時期から現在までの健診結果の状況についてありますが、保健センターが相談会を開始した24年度から令和6年度までの13年間の健診結果の状況は、肥満に該当する小中学生の割合は、小学5年生が5%から15%程度で、中学2年生は5%から10%程度でありました。

相談会の開始当初である24年度と25年度は、高血圧に該当する子どもはいませんでしたが、26年度以降は小中学生を合わせて、毎年四、五人が高血圧に該当しており、LDLコレステロールについては、当初から高い数値の小中学生は、毎年六、七人存在している状況でありました。

コレステロールは体の細胞をつくる材料であり、糖や脂肪を基に体内で合成されますが、糖や脂肪を取り過ぎるとLDLコレステロール値は高くなります。

さらに、小中学生の頃から肥満や高LDLコレステロールの状態が続くと、生活習慣病である糖尿病や脂質異常症を早期に発症する可能性が高いことから、令和6年度から血糖値や中性脂肪の検査を追加し実施しているところであります。

この検査結果から、血糖値については、小学5年生では36.5%、中学2年生では24.8%とそれぞれ高い状態にあることがわかり、小学5年生については県内実施市町村の平均値を上回っている状況でありました。

次に、健診結果に対する対象者へのケア状況についてのご質問ですが、健診結果の数値が基準値を外れ、指導を要する児童・生徒に対しては、毎年12月に学校で行われている個別懇談会に合わせ、希望者には保健師や管理栄養士による健診結果の相談会を実施しております。

相談会では、食や運動・日常生活との関連が大きいことなどをお伝えし、相談会後も学校の養護教諭との連携により、保護者と個別に面談するなど、その後の受診状況や生活状況の変化を確認しております。

次に、今後の取組への考えについてのご質問ですが、医療機関を受診している子どもについては、定期検査の結果により、その後の経過を確認できますが、医療機関の受診までに至らない状態の子どもの経過観察を行える仕組みとして、翌年度の検査実施等を検討しているところであります。

「広報さかき」で掲載しました生活習慣病について、血管の病気を引き起こすリスクや早期発見の重要性などを小中学生の保護者だけでなく、住民の皆様にも周知を行うとともに、引き続き学校と連携を取りながら、生活習慣病予防健診の充実を図り、早期からの発症予防に取り

組んでまいりたいと考えております。

4番（水出君） ただいまは、町長、保健センター所長より答弁いただきました。まずは、本当に現代の子どもたちが、早期からやっぱり生活習慣病にかからないことを大人たちが全員でもって協力し合っていくというは大変必要なことと思います。現代の子どもたちが関わる生活環境は、健康的な生活習慣と相反する環境が多くなり、保護者としても不安な状況と思います。町長招集挨拶では、次世代を担う子どもたちが健やかに成長できるよう、引き続き安心して子育てができる環境整備に努めてまいりたいとありました。

子どもたちをより健やかに成長させていくことは、その保護者や周りの大人たちも一緒に健康改善に取り組み、健やかに成長した子どもたちは、やがて健全な大人となり、その子どもたちをまた健やかに成長させていく。町民全体の健康増進の好循環につながることを期待します。子どもたちが健やかに過ごせる環境づくりを今後もますます力を入れていただけることをお願いして次の質問といたします。

次の質問は、福祉避難所についてです。令和元年度の台風19号により、当町も災害を被りました。令和3年3月定例会において、その後の復旧や取組に関する一般質問がなされ、問いの一つとして、今後の検討課題について質問が行われました。

当時の福祉健康課長の答弁より関係するところを抜粋します。「総合防災訓練での取り組みのうち、避難所開設訓練の取り組みについてお答えいたします。昨年の台風において町では、高齢の方や障がいのある方など特に配慮を要する方のうち、一般の避難所での生活が困難な方の受入れを行うための二次的避難所、いわゆる福祉避難所を老人福祉センターに開設いたしましたが、当然ながら全ての要配慮者を収容できるわけではありません。こうしたことから、一般の避難所においても、例えば情報の取得が難しい聴覚や視覚に障がいがある方などは、運営本部の近くに避難スペースを設け情報を取得しやすくすることや、情報の伝達も音声だけでなく掲示板等による伝達の実施、移動に時間を要する方にはトイレなどへの移動が容易な場所へのスペース確保など、細やかな点にも配慮した避難所運営も求められると考えております。総合防災訓練における避難所開設訓練は、時間も限られ、全てを取り入れてというわけにはいかない状況もございますが、実際の避難所開設を通しての課題を踏まえ、まずは庁内で訓練内容について検討を進めてまいりたいと考えております。」と答弁がありました。

令和3年当時に福祉避難所の対応に関して課題を意識共有できたところと思います。

また、国の中央防災会議、防災対策実行会議に属するワーキンググループ等からの提言がまとめられ、災害対策基本法が令和3年5月に災害対策基本法等の一部を改正する法律（令和3年法律第30号）にて改正されたこと等を受け、市町村が事務を行う際の参考とするため、これまでの福祉避難所の確保・運営ガイドライン、以後はガイドラインと言います。が改定、公表されました。

主な改定内容は、指定福祉避難所の指定及びその受入れ対象の公示、指定福祉避難所への直接の避難の促進、避難所の感染症・熱中症、衛生環境対策、緊急防災・減災事業等を活用した指定避難所の機能強化となっています。

また、前回の6月定例会において、同僚議員の一般質問において、新複合施設に関して福祉避難所としての活用が問われ、福祉避難所としての役割が期待できると答弁されており、行政として福祉避難所に関する検討意識が継続されていることがうかがえます。

そして、令和6年1月の能登半島地震及びその後の豪雨洪水災害等の教訓により、要配慮者を福祉避難所へ直接避難させることを推進する活動が加速しています。

そこで、町の対応状況について、3点の質問をお願いします。

一つ目に、要配慮者が災害時避難可能な町内の避難所について伺います。

二つ目に、警戒情報の警戒レベルによる要配慮者の受入れ公示方法について伺います。

三つ目に、要配慮者が福祉施設へ直接避難を可能とする取組について、考えを伺います。

以上について答弁をお願いします。

福祉健康課長（鳴海さん） 2. 福祉避難所について、イ. 町内要配慮者の避難所についてのご質問に順次お答えいたします。

東日本大震災においては、犠牲者の過半数を高齢者が占め、障がい者の割合についても、高い状況であったことに加え、令和元年東日本台風等の状況や被災者の声などをも踏まえ、指定福祉避難所の指定及び災害時の直接避難等を促進するため、国において、令和3年に福祉避難所の確保・運営ガイドラインが改定され、要配慮者への支援が強化されたところであります。

ご質問の、要配慮者が災害時に避難可能な町内の避難所についてであります。町では、老人福祉センターとふれあいセンターを要援護者収容施設として、町地域防災計画に位置づけ、避難対応を可能としており、令和元年東日本台風時においても、町老人福祉センターを避難所として開設し、配慮を要する方の受入れを行いました。

このほか、町内に高齢者福祉施設及び障がい者福祉施設がある社会福祉法人と災害時における要配慮者の緊急受入れに関する協定を締結しており、避難先の確保に努めております。

しかしながら、災害が発生するおそれがあり、危険が迫っている状況におきましては、命を守る行動が必要であり、まずは安全な場所に避難していただくことが重要となります。

町内には、小中学校を含む10か所の中核避難所と、各公民館等32か所の応急避難所があり、災害のおそれがある際は、町で避難所を開設し避難情報を発信してまいりますので、町の発信する情報に留意していただくとともに、情報の聞き逃しなどの不安があればご相談いただき、自らの命を守るため、状況に応じた判断と行動を取っていただきたいと考えております。

次に、警戒情報の警戒レベルによる要配慮者の受入れ公示方法についてのご質問にお答えいたします。

市町村が災害対策基本法等の基準に適合する施設を指定福祉避難所として指定し、受入れ対象者を特定する場合は、町において公示することとされておりますが、現在指定する施設はなく、公示は行っていないところであります。

今後、福祉避難所を指定する際は、受入れ対象者の特定についても検討し、特定した際には、町掲示板等への公示のほか、「広報さかき」や町ホームページ、今年度構築を進めている自治体情報アプリなど、様々な手段で周知してまいりたいと考えております。

なお、町では災害が発生し、または発生のおそれがある場合で、土砂災害や洪水など警戒レベル3の状態にある場合は、高齢者等要配慮者に避難行動を取っていただく高齢者等避難を発令する目安としており、そうした際には必要な避難所の開設を行い、防災行政無線等よりお知らせしてまいります。

次に、要配慮者が福祉施設へ直接避難を可能とする取組についてのご質問にお答えいたします。

災害時等危険が迫っている状況においては、一般の避難所から福祉避難所への移動は困難であり、心身に係る負担も大きいことから、直接避難の有効性については感じているところであります。

しかし、町では指定福祉避難所はなく、受入れ者の特定をしていないことに加え、町と協定を結ぶ福祉施設におきましても、入所し生活されている方がいるため、受入れできる人数には限りがある中、事前の把握もないまま直接避難がされますと、施設の容量を超えて配慮を要しない方までが避難することも考えられることから、現状では直接避難は難しいと考えております。

避難される方の状態や要配慮者の特性などにより、開設する避難所や用意する備品、配置するスタッフについても変わることが想定されるため、事前にご相談いただくことで各施設との連携を行い、受入れ体制を整え安全な避難につなげてまいりたいと考えております。

また、ガイドラインにおいては、一般の避難所の一部区画に福祉避難所として必要な要件を配備し、福祉避難所とすることも考えられるとしているように、町においても状況に応じて避難された配慮を要する方に対応してまいります。

今後といたしましては、現在計画している複合施設を福祉避難所として指定することも検討しており、そのほか町内で福祉避難所を指定し、受入れ対象者を特定する際には、直接避難の運用も可能になると考えているところであります。

いずれにしましても、危険が迫っている状況におきましては、まず、命を守る行動をとっていただくことが重要となります。

特別な配慮や設備が必要な方におかれましては、平時から医療や環境など、どのような対応が必要なのかを確認し、関係者に相談することで避難に備えていただきたいと考えております。

4番（水出君） ただいま答弁いただきました。福祉避難所の指定は、今、町ではしていないということでございまして、全国でも福祉避難所と指定されているところは、あるにはあっても、なかなかそれが機能どおり運営されていないとか、そういう問題もあるようです。これは指定すればいいという問題ではなくて、一番はやっぱり災害が起きたときに、要配慮者の方はやっぱり避難するのに時間がかかります。それに対して、災害は非常に速いスピードで起き始めると迫ってきます。そのときに、例えばそういった方を案内するにしても、どこに避難させるとかいう確認が、その災害時に確認していて本当に対応が取れるのかなというところは疑問があるんです。

取りあえず、今は町の一次避難所に避難していただいて、それで恐らく要配慮者だとか障がいのある方などは、そのときの状況によってそれぞれの対応がまた考えられるのかと思いますけれども、やはりそういうときに、今の町にある福祉施設だとか、そういったところの機能・能力、その辺をあらかじめ知っておくことは必要かなと思っておるんですけれども、先ほどの答弁の中にも数に限りがあるというようなお話もありました。

再質問ですけれども、それらの施設で今避難するときに受入れ可能人数とか、そういった内容について、行政側として何か確認した行為とか、そういう実績はございますか。

以上お願いします。

福祉健康課長（鳴海さん） 再質問にお答えいたします。

緊急時の受入れ施設といたしまして、町内にある福祉施設が考えられるわけですが、実際の受入れ人数につきましては、そのときの状況に応じて、避難されてきた要配慮者の人数ですとか、避難期間というものを検討する中で、実際に受け入れていただける人数をこちらのほうと事業所とで協議いたしまして、決定いたします。というところでありますので、現時点では受入れ人数についての調整はまだ図っておりません。

4番（水出君） 再質問について答弁いただきました。令和3年のときから福祉避難についての課題というところは、行政側としても意識しているところです。そして、今既に三、四年たとうとしております。そのときに、やはりあまり改善が進んでいないというところが、私としては素直な感想であります。非常に今は日常茶飯事となるくらい、豪雨を含めて、地震を含めて災害が多くなってきております。そういったときに、このような今のスピード感でやっているのかなというところは疑問に思うところがあります。

まとめますけれども、災害情報が発令される際、町の指定避難所がどのタイミングでどのような手段で公示されるかというのは、一般の我々健常者にとっても非常に気になるところです。要配慮者、高齢者や障がいのある方、もしくは避難に時間がかかる方等は、災害時の防災情報の警戒レベル3の発令により避難に取りかかる必要があります。あらかじめ自身が避難できる避難先に関して、どのような手段があり、誰と避難するのか、平時より検討し、シミュレー

ションしておくことが必要です。災害から命を守ることは、平時にどれだけ多くの避難のケースを想定できるか、自助として大切なことと思っております。

災害本部が机上で災害時行動を起こすことが可能と見込んでいても、訓練していないことはまずできません。訓練していてもできないことは多いです。もしくは想定外も起こります。そして災害時には、役場職員の方も被災者となり得ます。災害が差し迫る状況下で住民の混乱をさばき、的確な情報を発信しながら適切に誘導することはかなり難しいことでしょう。

現在、福祉避難所として利用できそうな福祉施設に対し、施設の機能、受入れ能力、施設支援者のスキル、受入れ対象者について、事前に施設側と確認しておくことは、指定福祉避難所でなくとも災害時に利用協力をいただく上でも必要です。

ガイドラインでは、自治体の補助金活用の幅も広がり、不足があれば以前より機能強化の支援がしやすい状況になったと考えます。行政支援が広がることで、より施設側の協力も得られやすくなります。町民の命を守るための環境が向上するものと思います。要配慮者の方も安心して暮らせる町となることを期待して、私の一切の質問を終わりとさせていただきます。

議長（中嶋君） 以上で、通告のありました7名の一般質問は終了いたしました。

ここで10分間休憩をいたします。

（休憩 午前10時40分～再開 午前10時50分）

議長（中嶋君） 再開いたします。

議長（中嶋君） 次に、日程に掲げた議案につきましては、去る9月1日の会議において提案理由の説明を終えております。

◎日程第2「議案第35号 令和6年度坂城町一般会計歳入歳出決算の認定について」

議長（中嶋君） 決算案の提案理由及び詳細説明は済んでおりますので、直ちに総括質疑を行います。

質疑にあたっては、自己の委員会の所管に属する事項については、各委員会においてお願いいたします。

また、質疑に際しましては、決算書のページ及び科目を明確に示して質疑をされますようお願いいたします。

まず、歳入について総括質疑に入ります。質疑をお願いいたします。

2番（大日向君） 決算書14ページ、款5項1目1株式等譲渡所得割交付金、これは当初予算で490万円となっていて、1,500万円ほど増額となっておりますが、この要因について。

それと15ページ、款7項1目1地方消費税交付金、これも7,500万増額となっておりますが、これについての要因もお願いします。

それと同じく15ページ、款8項1目1環境性能割交付金、これはこういった要件で町に交

付されるものなのでしょうか。

それと16ページ、款11項1目1交通安全対策交付金、これも同じくどのような内容で町に交付されるのでしょうか。

それと27ページ、款16財産収入、項1財産売払収入、目1不動産売払収入、これ75万7千円とありますが、これは場所と売払先とかはわかっているのでしょうか。

以上。

収納対策推進幹（北沢君） 款5株式等譲渡所得割交付金、項1株式等譲渡所得割交付金、目1株式等譲渡所得割交付金、こちらの交付金につきましては、株式譲渡所得のうち、国・県で県税分の一部が交付基準額によって個人県民税の収入の割合で案分し、交付されるものです。

当初との比較で、令和6年度はこちらの県への収入が多かったため交付基準額が増加し、交付額が増加したものでございます。

財政係長（宮嶋君） 決算書15ページ、款7項1目1地方消費税交付金についてのご質問についてお答えいたします。

消費税は、税額10%のうち国税が7.8%、地方消費税は2.2%であり、地方消費税交付金は、県が徴収した地方消費税の2分の1に相当する額を人口と従業者数で案分して県から市町村に交付されるものであります。

なお、平成26年4月からの引上げ分については、社会保障の経費に充てるとされており、使途の状況につきましては、決算資料、主要施策の成果及び実績報告書の11ページに記載のとおりであります。増額した要因といたしましては、消費税額の増収に伴いまして交付金額が増額となりました。

続いて、同じく15ページ、款8項1目1環境性能割交付金についてのご質問にお答えいたします。

環境性能割交付金は、自動車の取得時に環境性能に応じて課税される税金のうち、その収入の40.85%を、町道の延長及び面積に応じて県から交付されるものであります。

最後に16ページ、款11項1目1交通安全対策特別交付金についてのご質問にお答えいたします。

交通安全対策特別交付金は、道路交通法に定める反則金を財源に、防護柵やカーブミラーなどの交通安全施設の設置や管理の費用として、交通事故発生件数、人口集中地区人口及び改良済み道路延長を指標として国から交付されるものであります。

まち創生推進室長（小河原君） それでは27ページ、款16項2目1不動産受払収入土地売払収入の内訳につきまして、お答えいたします。

こちらは、町所有の普通財産の売却に伴う収入でございます。昨年度は2件の実績がございまして、内訳といたしますと、小網におけます約49平米の土地を住宅メーカーに売却したも

のでありますほか、もう1件につきましては、立町の約34平米の土地を隣接する町内企業の土地と交換したときの交換差金、これの合計金額ということになります。

議長（中嶋君） ほかに質疑はございませんか。

13番（大森君） ページ18ページ、款13項1目7総務使用料、有線放送電話の滞納の件でございしますが、決算では1円も入っていないということについて、どういう対応をされたのか。

それから、他の町税との関係の滞納等についてはどんな関係になっているのか、ご答弁願います。

もう1点、ページ29ページ、款20項3目1同和地区住宅新築資金、これは滞納者数が何件、そして歳入といいますか、収入があったのが19万7千円ということで、これは何人分でしょうか。それから最高額は幾ら残っているのでしょうか。

それと、これは以前からずっともう、貸し付けたときから保証人がついているわけですが、この保証人との関係はどうなっているのか。また、当時のやり取りの中では、町解放同盟が責任を持って保証人等も一緒にして解決していくという答弁をずっと言われているのですが、町の解放同盟がどういう対応を今されているのか。

この2点についてお尋ねいたします。

まち創生推進室長（小河原君） 18ページ、款13項1目7の有線放送電話の使用料滞納繰越金、こちらについてお答えいたします。

こちらは平成29年度に事業を開始いたしました有線放送電話、その使用料の滞納繰越分でございます。令和6年度におきましては、未納者13名、161件の滞納繰越分が残っているという状況でございました。これにつきまして、引き続き滞納整理の関係の納付通知等を送る中で徴収に努めましたが、収納の実績が上がらなかったということでございます。以上であります。

企画政策課長（長崎さん） 決算書29ページ、款20諸収入、項3貸付金元利収入、目1貸付金元利収入のうち節2同和対策住宅新築資金等貸付金元利収入につきましてのご質問でございますが、収入済額につきましては19万7,123円で、こちらにつきましては2名の方からの納入ということになっております。

また、未収入金の人数でございますけれども、現在未納となっている方は5名でございます。

それから、滞納の回収見込みということでございますけれども、滞納者の方、また保証人の方々もそれぞれ高齢の方が多くなってきております。そういった部分でも折衝に関しては難しい面もございますけれども、基本的には直接お話をしたり、電話をしたりなど、粘り強く納入のお願いをしているところでございます。また、部落解放同盟との関わりということでございますけれども、滞納者の状況ですとか、そういったお話を確認させていただくなどしているところでございます。

すみません、最高額でございますけれども、最高額につきましては1,026万2,412円が最高額ということでございます。

13番（大森君） 1回目の質問のところですね、有線放送の件で、他の町税等の滞納状況はどうかということについて質問しているのですが、この答弁がなかったんです。これはまだ1回目の中身ですから。

まち創生推進室長（小河原君） ただいまの他の徴収税目との連携というところでございます。こちらにつきましては、有線放送の使用料につきましては使用料という項目、その他税目につきましても、庁舎内で収納推進対策会議、当時の実施する中で、滞納者の情報共有等はさせていただいている中で、可能な限り臨戸訪問等に努める中で徴収可能なお宅に、できるだけ情報を共有する中で可能性を探って徴収に努めているという状況であります。以上です。

13番（大森君） では、2回目の確認ですけれども、徴収可能な方ということですが、可能とか可能じゃないんじゃないかと。滞納についてはきちっと収めていただくという立場での収納が必要だというふうに思います。その件についていかがか。

それから、同和地区の住宅新築資金等についてでありますけれども、保証人の皆さんも高齢化しているということですが、これは改善の余地あるんですか、回収の余地の。では、来年度はこういう形で、今度はもう少し徴収は多く徴収できるようになりますという、そういう保証はあるのでしょうか。

これは、当然保証人が保証できなければ、次の保証人の方をお願いしていくということじゃないでしょうか。あるいは金融機関でいけば、すぐ差押えということも行っています。これは税じゃなくて貸し付けたものですから、その点についてはきちっとした姿勢を示すべきだというふうに思うんですが、その点についてご答弁願いたいと思います。

まち創生推進室長（小河原君） ご質問いただいた趣旨につきましては、大変理解できる所かと思えます。使用料ということで皆さんが公平に使われた対価として納めていただく、そういった性格のものでございます。引き続き使用料の徴収に努めることに邁進してまいりたいと思います。よろしく申し上げます。

企画政策課長（長崎さん） 再質問にお答えいたします。

繰り返しとなりますけれども、それぞれ厳しい状況にはございますけれども、定期的に電話連絡を取るですとか、保証人さんを含めて粘り強く交渉させていただき、未収金の回収に努めてまいりたいと考えております。

収入の見込みにつきましては、粘り強い折衝交渉で何とか納入につなげられるよう折衝をしていきたいと考えております。

議長（中嶋君） ほかに質疑はございますか。

（進行の声あり）

議長（中嶋君） これにて歳入の総括質疑を終結いたします。

次に、歳出について総括質疑に入ります。

9番（山城君） 先ほどは失礼いたしました。ページですが38ページ、項目ですが職員研修事業というところですが、大きく3点質問いたします。

研修をいろいろやられていると思うんですが、前年度、令和6年度にDX推進研修というのが研修種別にありました。これはどんな研修をされたのか。また、対象者は決まっていたのか。また、対象者について、希望する人も行けたのかどうかということが二つ目になります。三つ目ですが、全体の研修としてですけれど、いわゆる課長級、管理者側の研修というものがあるのかどうか。これは必須のものがあったのかどうかと、あと希望すれば行くことができた、研修があれば受けることができた、お聞き願います。お願いします。

DX推進室長（瀬下君） 私からは、DX推進研修のご質問にお答えいたします。ページ39ページ、款2項1目1職員研修事業のうちDX推進研修につきまして、ご質問にお答えいたします。

こちらは、昨年10月に日本経営協会に依頼をいたしまして実施したものでございます。こちらは全職員を対象といたしまして受講していただいたということで、希望者も含めて全職員という形になっております。

こちらの内容といたしましては、そもそもDXとはといった基本的な部分から、DXを成功させるための政策の形成、手法等について、行政におけます自治体DXの機運情勢、それから推進、こちらを目的として開催したものでございます。

総務係長（宮下君） 同じく職員研修事業の課長級を対象とした研修はということでございますけれども、課長級としましては人事評価を評価する側ということで人事評価評価者研修というものを必須として行っております。そのほか課長級職員につきましては、講演会など見識を広めるような研修への参加、また情報セキュリティー、個人情報保護、デジタルリテラシーなどの研修、またメンタルヘルス研修、こういったところには希望者という形での研修の受講をしていただいたところでございます。

議長（中嶋君） お待たせをいたしました。

8番（玉川君） 数点お伺いします。47ページの款2総務費、項1総務管理費、目11の防犯対策費ですが、これの防犯対策一般経費。防犯等についてですが、防犯灯の新設数と交換等があります。それと、今までもう既にできている防犯灯もありますので、新設数とそれを加えた全体の町内の数、それと全てのLED化率について一つ。

それと52ページ、款2総務費、項3戸籍住民基本台帳費、目1戸籍住民基本台帳費の戸籍住民基本台帳一般経費についてなんです、マイナンバーカード、これの交付率の変化についてお尋ねします。

続きまして89ページ、款4衛生費、項1保健衛生費、目8環境保全対策費、負担金補助及び交付金ですが、地域猫不妊去勢手術費補助金のところなんです、これの実績は主要施策の報告に書いてあるんですが、これは、ほぼふくねこさかきさんが中心になってやっていると思うんですが、区のほうでもやった実績はあるのかということでお伺いします。

それと90ページ、款4衛生費、項2清掃費、目1清掃総務費、これのごみ危険物収集所整備補助事業ですが、この補助の条件。例えば区でお願いしても、ほかの区とのバランスがあるからというような条件はあるのでしょうか。

続きまして、56ページの款3民生費、項1社会福祉費、目1社会福祉総務費、これの負担金補助及び交付金で、更埴地区保護司会の負担金、それと民生委員さんの活動費交付金があるんですが、町内保護司さんの人数、それと募集方法。それと民生委員については、交付金の説明をお願いします。

それと、67ページの款3民生費、項1社会福祉費、目8の地域包括支援センター費の中の緊急通報体制整備事業に訪問員さんという項目があるんですが、これが20名。活動内容と選ばれる条件はどんなものでしょうか。

あと二つあります。124ページ、款10教育費、項1教育総務費、目2の事務局費、これの教育振興事業の給食費等補助金なんです、これの基になる具体的な給食費の金額、これも実績表に書いてありますが、それと支払いのタイミングというのはいつなんでしょうか。

最後になります。135ページの款10教育費、項4の社会教育費、目1の社会教育総務費の社会教育総務一般経費、社会教育委員さんが7名、生涯学習審議会委員さんが9名ありますが、この説明を活動内容を含めてをお願いします。

以上です。

住民環境課長（山下君） 私からは、4点だったと思いますが、まず47ページ、款2項1目11の防犯対策費、防犯対策一般経費のうち防犯灯の新規の設置数と全体の数、LED化についてということですが、まず令和6年度につきましては、町単事業において新設を10か所、改修が4か所で、計14か所対応してございます。これによりまして、町の防犯灯の総数が1,636本となり、LED化率は14.4%となっております。

続いて52ページ、款2項3目1の戸籍住民基本台帳費のうちの戸籍住民基本台帳一般経費につきまして、マイナンバーカードの交付率の変化ということでございますが、令和6年度末において、マイナンバーカードの交付率96.79%となっております。マイナンバーカードにつきましては、令和2年度から5年度にかけて急激に伸びておりましたが、以降これにつきましては、緩やかに上昇しているといったような状況でございます。

続きまして89ページ、款4項1目8の環境保全対策費のうちの負担金補助及び交付金、地域猫の不妊去勢手術費の補助金のところでございますが、実績につきましては、令和5年1月

より実施しておりまして、令和5年度につきましては、不妊手術が74頭、去勢手術が60頭の計134頭、令和6年度におきましては、不妊手術が45頭、去勢手術が39頭の計84頭手術を対応しております。これらにつきましては、ふくねこさかきさんのTNR活動、いわゆる捕獲から手術、それから元に戻すというところまでの事業についての補助金でありまして、各地区と連携はしてございますが、やはりノウハウを持っているふくねこさかきが中心となり、区と連携をする中で事業を実施してございます。

それから90ページ、款4項2目1の清掃総務費のごみ危険物収集所整備補助事業でございますが、こちらについては、補助の条件にございましては、各区に現在設置されております可燃・不燃のごみ収集所の修繕、それから新規に係る経費のうち3分の2、上限を15万円としました3分の2を補助対象とするもので、令和6年度については7か所に交付してございます。

設置の条件につきましては、区の事情や設置場所の事情などによりまして各区一律ではございませんが、新設については、ご相談の上、場所等の確保について各区にお願いをして、条件が整った際には収集業者に依頼を受けますかと話しまして、対応可能かどうかという中で新設についての対応は設置しているところでございます。

福祉健康課長（鳴海さん） 決算書56ページ、款3民生費、項1社会福祉費、目1社会福祉総務費の更埴地区保護司会負担金のご質問にお答えいたします。

町内の保護司の人数と募集方法はということでございますけれども、現在、町で活動される保護司は7名で、坂城地区2名、南条地区2名、中之条地区1名、村上地区2名となっております。新たに保護司になる方の募集につきましては、広く募集はかけておりませんが、保護司の皆さんの中で候補者を挙げていただく中で決定されております。

次に、民生委員活動費交付金についてでございますが、こちらにつきましては、地域の見守りや相談支援等を行う民生児童委員の活動費及び民生児童委員協議会の運営費として、民生児童委員個人及び民生児童委員協議会へそれぞれお支払いをしているものとなります。

続きまして、ページ67ページ、項1社会福祉費、目8地域包括支援センター費の緊急通報体制整備事業の訪問員のご質問であります。こちらにつきましては、活動内容と選ばれる条件はということで、事業といたしますとひとり暮らし訪問員とは、町にひとり暮らし高齢者の登録をいただいている方に対して、日々の見守りや声かけなどを行っていただいております。選ばれる条件につきましては特に決まりはございませんが、ご本人の依頼と訪問員の協力により実施されておりまして、6年度末の訪問員は、20名の方が独居高齢者のお宅へ訪問して日々の様子などをお伺いしているという事業になります。

教育文化課長（細田さん） それでは決算書124ページ、款10教育費、項1教育総務費、目2事務局費のうち、教育振興事業費の中の18負担金補助及び交付金のうち給食費等補助金についてお答えしてまいります。

こちら給食費等の補助金でありますけれども、学校の給食費無償化に伴いまして、町内に住所を有する町外に通う就学者に対して補助するものとなっております。就学する学校において納付した給食費または給食提供日数に、町の1日当たりの給食費、小学校だと315円、中学校だと360円を乗じた額のどちらか低い額を補助するものです。また、アレルギー等のある小中学生に対しまして、例えばアレルギーで主菜のみ食べられないとなると、その相当額について補助するものであります。支払いのタイミングといたしましては、年度末に申請書を提出してもらい、支払うこととなっております。

続きまして、決算書135ページ、款10教育費、項4社会教育費、目1社会教育総務費の社会教育総務一般経費のところの、まず社会教育委員の活動内容でございますけれども、社会教育委員は、社会教育法に基づき、町条例により設置をされている者です。社会教育に関する意見を聞きまして、行事等の提案や参加をいただいております。令和6年度におきましては、青少年事業、企業見学会、リーダー研修等を一緒に実施いたしました。

続きまして、生涯学習審議会委員でございます。こちらは生涯学習事業を推進するにあたりまして、こちらのほうを設置しております。委員につきましては、学校教育及び社会教育関係者、学校教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験者から教育委員会が委嘱する者となっております。教育関係の各種団体の長の方に主に委嘱しておりまして、それぞれの団体の立場から意見や提言をいただいているところであります。こちらにおきましては、年1回会議を開催し、生涯学習の基本方針、ふれあい大学、公民館事業、図書館業務等の審議をお願いしているところであります。

議長（中嶋君） 4番、水出議員。

4番（水出君） 質問は5点あります。質問の性質は皆同じなので、科目を5点読み上げさせていただきます。そして、数字の読み上げについては、決算書の繰越予算額に表記されている数値を読み上げますのでお願いいたします。

まず1点目。52から53ページにかけて、款2項3目1戸籍住民基本台帳費698万7,200円。

次に、67から68ページ、款3項1目11物価高騰対応重点支援給付金給付費90万3千円。

次が69ページ、款3項2目1児童福祉総務費328万円。

次が款3項2目6坂城保育園費286万5千円。

最後です。143ページ、款10項4目6文化センター管理費5億1,310万円。

町の会計事業については単年度決算ということですが、都合やら相手事情やらいろいろ含めて繰越しされることは当然あることかなと思います。6年度に繰り越されて、実施されたわけでございますが、これらの予算内容、繰り越した予算について、繰り越した理由と何に

ついてなのか、明細について理由をお尋ねいたします。

住民環境課長（山下君） 私からは、款2項3目1の戸籍住民基本台帳費のうち、繰越しの戸籍住民基本台帳一般経費についてお答えいたします。

こちらの事業につきましては、戸籍振り仮名法制化に伴うシステム改修事業でありまして、そのうちの社会保障・税番号制度システム整備、総務省の所管する補助金の対象事業でございます。

こちらにつきましては、当初、総務省、国の提示する仕様書に基づき各システムの改修を予定しておりましたが、国からの仕様書の提示が予定時期より遅延し、それに伴いベンダーシステムの構築作業も遅延となったために繰り越しいたしております。

予算額698万7,200円に対しまして決算額563万4,200円につきましては、当初旧字及び振り仮名の記載に係る戸籍附票改修が補助対象という見込みで予算のほうを立てていたところ、遅れてきた仕様書等によりまして、こちらが補助対象外ということになったために、こちらの金額を減額しているというような状況でございます。

福祉健康課長（鳴海さん） 私からは、ページ67ページ、款3民生費、項1社会福祉費、目11物価高騰対応重点支援給付金給付費の繰越事業費繰越額90万3千円と、69ページの項2児童福祉費、目1児童福祉総務費の繰越事業費繰越額328万円について、関連がございますので併せてご説明させていただきます。

いずれの事業におきましても、令和5年度に実施いたしました、国のデフレ完全脱却のための総合経済対策において低所得者を対象に支援を行ったもので、繰越しとなりました理由は、給付対象者の基準日が令和5年12月1日であり、申請の提出期限は6年の4月15日だったため、年度内において事業が完了しないことから、6年度に繰越しを行ったものであります。

6年度における決算額は、68ページになります。事業名、繰越 物価高騰対応重点支援給付金給付費として48万4,055円は、低所得の世帯に対して給付を行ったものであり、71ページの事業名、繰越 子育て世帯物価高騰対応重点支援給付金給付費の決算額167万1,587円は、さきの事業で給付対象となりました世帯において、児童1人当たりに対し加算給付を行ったものであります。

この二つの事業につきましては、給付の対象に所得要件が設けられており、所得の申告がない方や、また転入されてきた方の所得の把握が難しいという状況で給付の対象となるかの判断ができないため、繰越予算額との差が生じたものであります。

それぞれの決算内容についてであります。世帯に対しての給付は10万円の給付を3世帯に、児童1人当たりの加算給付は5万円を30名分支給したものであり、このほかには給付に係る事務的経費となっております。

子ども支援室長（橋本君） 決算書75ページ、款3民生費、項2児童福祉費、目6坂城保育園

費の繰越額286万5千円につきましては、園舎の水路改修工事についてのもので、繰越しの理由につきましては、一部工事材料の納期の遅延によるものであります。

工事について275万円を支出しており、差額の11万5千円につきましては、工事实績に伴う精算により不用になったものでございます。

教育文化課長（細田さん） 決算書143ページ、款10教育費、項4、目6文化センター管理費、繰越額5億1,310万円についてでございますけれども、こちらは決算書144ページ、繰越文化センター管理一般経費に係るもので、文化センターの耐震補強大規模改修工事に係るものとなっております。

繰越しの理由といたしましては、耐震補強のコンクリート基礎工事において、雨水等の浸透による老朽化により増嵩が必要となり、施工法の検討と基礎コンクリート養生に期間を要したこと、電気工事のキュービクル式高圧受電設備で工事に係る一部機器調達が遅延し納品が令和6年5月となったため、6月までに工期を延長し、併せて予算の繰越しを行ったものでございます。

内訳といたしましては、本体工事に係る設計監理費が1,199万円、文化センターの耐震改修及び太陽光パネル・蓄電池設置を含む大規模改修工事費が4億9,665万円、その他外構を含む附帯工事で334万5,980円、館内の机や椅子等の備品購入で110万円となっております。

繰越額との差額でございますけれども、予算額として繰り越しますので端数が不用額となったものであります。

議長（中嶋君） ほかにございませんか。

（進行の声あり）

議長（中嶋君） これにて歳出の総括質疑を終結いたします。

本案につきましては、歳入及び歳出の款1議会費、款2総務費のうち項1総務管理費中、目11防犯対策費、目12交通安全対策費、目13消費生活費、項3戸籍住民基本台帳費を除く総務費、款3民生費のうち項1社会福祉費中、目5人権同和推進費、目6隣保館運営費、款4衛生費のうち項1保健衛生費中、目9上水道費、目10合併処理浄化槽設置費、款5労働費、款6農林水産業費、款7商工費、款8土木費、款9消防費のうち項1消防費中、目4水防費、目5防災費、款10教育費のうち項2小学校費、目1小学校総務費中、災害用マンホールトイレ整備事業、款12公債費、款14予備費の各事項を総務産業常任委員会に審査を付託いたします。

次に、歳出の款2総務費のうち項1総務管理費中、目11防犯対策費、目12交通安全対策費、目13消費生活費、項3戸籍住民基本台帳費、款3民生費のうち項1社会福祉費中、目5人権同和推進費、目6隣保館運営費を除く民生費、款4衛生費のうち項1保健衛生費中、目

9 上水道費、目 10 合併処理浄化槽設置費を除く衛生費、款 9 消防費のうち項 1 消防費中、目 4 水防費、目 5 防災費を除く消防費、款 10 教育費のうち項 2 小学校費、目 1 小学校総務費中、災害用マンホールトイレ整備事業を除く教育費の各事項を社会文教常任委員会に審査を付託いたします。

お諮りいたします。日程第 3 「議案第 36 号」から日程第 6 「議案第 39 号」までの 4 議案、各特別会計及び事業会計決算案につきましては、担当課長からの詳細説明は省略をしたいと思います。

ご異議ありますか。

(異議なしの声あり)

議長(中嶋君) 異議なしと認めます。よって、担当課長からの詳細説明は省略することに決定いたしました。

◎日程第 3 「議案第 36 号 令和 6 年度坂城町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について」

議長(中嶋君) これより総括質疑に入ります。

質疑は歳入歳出一括して行います。質疑はございますか。

(進行の声あり)

議長(中嶋君) これにて総括質疑を終結いたします。

本件については、社会文教常任委員会に審査を付託いたします。

◎日程第 4 「議案第 37 号 令和 6 年度坂城町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について」

議長(中嶋君) これより総括質疑に入ります。

質疑は歳入歳出一括して行います。質疑はございますか。

(進行の声あり)

議長(中嶋君) これにて総括質疑を終結いたします。

本件については、社会文教常任委員会に審査を付託いたします。

◎日程第 5 「議案第 38 号 令和 6 年度坂城町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について」

議長(中嶋君) これより総括質疑に入ります。

質疑は歳入歳出一括して行います。質疑はございますでしょうか。

(進行の声あり)

議長（中嶋君） これにて総括質疑を終結いたします。

本件については、社会文教常任委員会に審査を付託いたします。

◎日程第6「議案第39号 令和6年度坂城町下水道事業会計決算の認定について」

議長（中嶋君） これより総括質疑に入ります。

質疑は歳入歳出一括して行います。質疑はございますでしょうか。

（進行の声あり）

議長（中嶋君） これにて総括質疑を終結いたします。

本件については、総務産業常任委員会に審査を付託いたします。

ただいま各常任委員会に審査を付託いたしました日程第2「議案第35号」から日程第6「議案第39号」までの5件については、次回の会議において審査結果の報告をお願いいたします。

以上で、本日の議事日程は終了いたしました。

お諮りいたします。明日12日から9月21日までの10日間は、委員会審査等のため休会といたしたいと思っております。ご異議ございますか。

（異議なしの声あり）

議長（中嶋君） 異議なしと認めます。よって、明日12日から9月21日までの10日間は、各委員会審査等のため休会とすることに決定いたしました。

次回は9月22日午前10時から会議を開き、決算案の委員長報告、討論、条例案、補正予算案等の審議を行います。

本日は、これにて散会いたします。

お疲れさまでございました。

（散会 午前11時47分）

9月22日本会議再開（第5日目）

1. 出席議員 12名
- | | | | |
|------|--------|------|-------|
| 1番議員 | 中嶋登君 | 7番議員 | 星哲夫君 |
| 2 〃 | 大日向進也君 | 8 〃 | 玉川清史君 |
| 3 〃 | 塚田舞君 | 10 〃 | 柘津明子君 |
| 4 〃 | 水出康成君 | 11 〃 | 朝倉国勝君 |
| 5 〃 | 宮入健誠君 | 12 〃 | 滝沢幸映君 |
| 6 〃 | 中村忠靖君 | 13 〃 | 大森茂彦君 |
2. 欠席議員 9番議員 山城峻一君
3. 地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者
- | | |
|----------|--------|
| 町長 | 山村弘君 |
| 副町長 | 臼井洋一君 |
| 教育長 | 塚田常昭君 |
| 総務課長 | 竹内祐一君 |
| 企画政策課長 | 長崎麻子君 |
| 会計管理者 | 竹内優子君 |
| 住民環境課長 | 山下昌律君 |
| 福祉健康課長 | 鳴海聡子君 |
| 商工農林課長 | 北村一朗君 |
| 建設課長 | 高橋卓也君 |
| 教育文化課長 | 細田美香君 |
| 収納対策推進幹事 | 北沢明君 |
| まち創生推進室長 | 小河原秀昭君 |
| D X推進室長 | 瀬下幸二君 |
| 総務課長補佐 | 宮下佑耶君 |
| 総務係長補佐 | 宮嶋和博君 |
| 財政係長補佐 | 宮原卓君 |
| 企画政策課長補佐 | 川島徳夫君 |
| 企画調整係長 | 橋本直紀君 |
| 保健センター所長 | 春日英次君 |
| 子ども支援室長 | |
| 代表監査委員 | |
4. 職務のため出席した者
- | | |
|--------|-------|
| 議会事務局長 | 大橋勉君 |
| 議会書記 | 井上敬子君 |
5. 開 議 午前10時00分

6. 議事日程

- 第 1 陳情について
- 第 2 議案第 35号 令和6年度坂城町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 第 3 議案第 36号 令和6年度坂城町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 4 議案第 37号 令和6年度坂城町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 5 議案第 38号 令和6年度坂城町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 6 議案第 39号 令和6年度坂城町下水道事業会計決算の認定について
- 第 7 議案第 40号 坂城町職員の勤務時間及び休暇等に関する条例の一部を改正する条例について
- 第 8 議案第 41号 坂城町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について
- 第 9 議案第 42号 令和7年度坂城町一般会計補正予算（第3号）について
- 第10 議案第 43号 令和7年度坂城町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について
- 第11 議案第 44号 令和7年度坂城町介護保険特別会計補正予算（第1号）について
- 第12 議案第 45号 令和7年度坂城町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について
- 第13 議案第 46号 町道路線の廃止について
- 第14 議案第 47号 坂城町の特定の事務を取り扱う郵便局の指定について
- 追加第 1 発委第 1号 高額療養費の自己負担上限額を引き上げないことを求める意見書について
- 追加第 2 発議第 3号 地方財政の充実・強化に関する意見書について
- 追加第 3 発議第 4号 「カリキュラム・オーバーロード」の改善を求める意見書について
- 追加第 4 閉会中の委員会継続審査申し出について

7. 本日の会議に付した事件

前記議事日程のとおり

8. 議事の経過

議長（中嶋君） おはようございます。

定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

なお、会議に入る前に、9番 山城峻一議員から欠席の届出がなされております。

また、カメラ等の使用の届出がなされており、これを許可してあります。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

なお、お手元に追加議案の提出がありました。

お諮りいたします。ただいま提出された議案を日程に追加いたしたいと思っております。ご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議長（中嶋君） 異議なしと認め、日程に追加することに決定いたしました。

◎日程第1「陳情について」

議長（中嶋君） 所管の常任委員会に審査を付託いたしました陳情について、委員長から審査結果の報告がなされております。

お手元に配付のとおりであります。

「陳情第1号 高額療養費の自己負担上限額の引き上げをしないことを求める陳情」

議長（中嶋君） この陳情に関する委員長報告は採択でありました。これより質疑に入ります。

(進行の声あり)

議長（中嶋君） これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対の方の発言を許します。

6番（中村君） ただいまの高額療養費自己負担上限額の引き上げをしないことを求める陳情に対して、反対の意見を討論いたします。

ただいまの陳情におきまして、私は賛成できない立場からの理由を述べます。まず、高額療養費制度は、国民皆保険を支える重要な仕組みであります。医療費の高騰が続く中、この制度を持続可能なものとするために一定の見直しは避けられません。今回の自己負担上限額の引き上げも、その一環であると理解しております。

次に、引き上げの対象は一律ではなく、主に高所得者層に限られております。低所得者や一般的な所得者層に対しては、従来どおりの救済措置が維持されており、生活が直ちに脅かされるものではありません。応能負担の考え方に基づき、より負担能力のある方にご協力をお願いすることは、制度の公平性にかなうものと考えます。

また、社会保障全体を見渡せば、医療だけでなく、介護や年金、子育てなど多方面にわたる財源需要が増大しております。その中で医療分野だけ特別に負担増を抑えることは、全体のバランスを欠くことにつながりかねません。

以上の理由から、今回の陳情趣旨に賛同することはできないと考えます。

議長（中嶋君） それでは、次に、原案に賛成の方の発言を許します。

(進行の声あり)

議長（中嶋君） 次に、原案に反対の方の発言を許します。

(進行の声あり)

議長（中嶋君） 次に、原案に賛成の方の発言を許します。

(進行の声あり)

議長（中嶋君） これにて討論を終結いたします。

これより採決いたします。

陳情第1号を採択することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンをそれぞれ押してください。押し忘れはございませんか。

押し忘れなしと見て、これにて採決を確定いたします。

賛成多数。よって、陳情第1号は採択とすることに決定いたしました。

議長（中嶋君） 日程第2「議案第35号」から日程第6「議案第39号」までの令和6年度一般会計及び各特別会計及び事業会計決算認定案については、去る9月11日の会議において各常任委員会に審査を付託した案件であります。

その審査結果について各委員長から報告がなされております。

◎日程第2「議案第35号 令和6年度坂城町一般会計歳入歳出決算の認定について」

議長（中嶋君） 最初に総務産業常任委員長の審査報告を求めます。

総務産業常任委員長（玉川君） 総務産業常任委員会の審査報告を申し上げます。

去る9月11日の本会議において総務産業常任委員会に審査を付託されました議案第35号「令和6年度坂城町一般会計歳入歳出決算」のうち、歳入及び歳出の款1議会費、款2総務費のうち項1総務管理費中、目11防犯対策費、目12交通安全対策費、目13消費生活費及び項3戸籍住民基本台帳費を除く総務費、款3民生費のうち項1社会福祉費中、目5人権同和推進費、目6隣保館運営費、款4衛生費のうち項1保健衛生費中、目9上水道費、目10合併処理浄化槽設置費、款5労働費、款6農林水産業費、款7商工費、款8土木費、款9消防費のうち項1消防費中、目4水防費、目5防災費、款10教育費のうち項2小学校費中、目1小学校総務費の中の災害用マンホールトイレ整備事業、款12公債費、款14予備費の各事項について、9月12日、16日の2日間にわたり、委員全員の出席の下、委員会を開き、審査にあたっては、町長、副町長の出席を得て、説明員として総務課長、企画政策課長、会計管理者、商工農林課長、建設課長、収納対策推進幹、まち創生推進室長、隣保館長、議会事務局長及び各担当の係長等の出席を求めて、所管による関係資料を得る中で、慎重かつ詳細に審査を実施いたしました。

以下、委員会において審査された概要について、ご報告申し上げます。

〈歳入〉

(総務課)

- 法人の町民税が前年比76.5%増加しているが、その内容は。
- △ 1社が全体の約68%の納税。上位5社で全体の約81%を納めている。大きく伸びている事業所もあるが、多くの事業所が業績良好だったためである。
- 長野県地方税滞納整理機構への移管件数とその費用は。
- △ 滞納整理機構への移管件数は12件。負担金は162万4千円。均等割・件数割・前々年度の徴収実績により算出される。
- 個人住民税の滞納について、滞納者254名で1,547件というのは、1人が数年にわたって滞納しているのか。また、固定資産税の収入未済額の影響と軽自動車税の徴収事務の効率化はどう図られているか。
- △ 個人住民税について、数年にわたって滞納しているケースもある。固定資産税に限らず、未済分については、町の収入に影響する。軽自動車税は、現金、口座に加え、コンビニエンスストア、QRコードを使用した納め方など納入方法が増え、効率化につながっている。
- 新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特例交付金の内容は。
- △ 令和3年度から8年度までの時限の交付金となっており、新たに設備投資を行う中小企業への支援をするため、償却資産等に係る固定資産税の軽減分を補填する交付金である。
- 消防費寄附金の内容は。
- △ 坂城消防署へ配備する救急車両購入に対して、2名の方から、町へ寄附金3,500万円を頂いたものである。

〈歳出〉

- 職員採用試験の応募者数と採用者数、委託先は。
- △ 令和6年度の職員採用試験への応募者数17名、採用者数7名である。委託先は、長野県町村会である。
- 庁用バス使用料について契約方法は。
- △ 町財務規則の定めに従い2者以上から見積りを徴し契約している。
- 繰越 業務管理一般経費の内容は。
- △ 公用車ダンプの購入である。
- 繰越 定額減税調整給付事業費の内容は。
- △ 定額減税調整給付金を算出するためのシステム構築に時間を要し、69万800円繰り越したものである。

(会計室)

○ 町税に係るコンビニ収納の件数と推移は。

△ 6年度の件数は1万323件であり、前年度より58件の微増である。

(企画政策課)

○ 移住定住促進補助金の交付件数と交付額は。また、町外からの転入者はいるか。

△ 令和6年度の交付件数は23件で、そのうち9件22人が町外からの転入者である。また、移住定住促進補助金の交付額は1件当たり10万円である。

○ 長野広域連合負担金の内容は。

△ 長野広域連合の人件費やシステム費用などに係る負担金である。

○ スマートエネルギー設備設置補助金の内訳は。

△ 太陽光発電システム23件211万1千円、蓄電システム23件460万円、電気自動車等給電設備1件10万円、エネルギー管理システム12件42万3千円である。

○ ふるさと寄附金の目的別件数と寄附金額は。

△ 令和6年度の寄附総額は8,288万9千円で、目的別については、ふるさとさかきの未来を担う元気な子どもたちを応援が2,181件2,988万8千円。歴史・文化を次世代に引き継ぐふるさとさかきを応援が341件463万8千円。花と緑ばらっぱいのふるさとさかきを応援が383件472万6千円。ふるさとさかきのまちづくりを応援が2,970件4,363万7千円である。

○ 複合施設建設に向け実施したワークショップは、どの分野から参加されたのか。

△ ワークショップは、身体・精神・知的の障がい者団体の代表者を含むグループ、シニアクラブ連合会役員を含むグループ、介護予防や子どもの見守りなどのボランティアグループ、子育て支援センターで活動をしている子育てグループの四つの分野でそれぞれ実施した。

○ ワイン文化推進補助金の補助先と坂城駅前葡萄酒祭への出店数は。

△ ワイン文化推進補助金は、坂城駅前葡萄酒祭開催に係る補助金で、株式会社坂城町振興公社に交付した。また、坂城駅前葡萄酒祭へ出店した事業者は、ワイナリー12店、ブルワリー1店、日本酒1店、その他飲食20店である。

○ 戸別受信機設置工事の内容と件数は。また、戸別受信機の配布台数は。

△ 令和6年度は、本局等に係る改修・修繕が6件、戸別受信機の設置・不具合対応が31件、そのうち戸別受信機の新設に係るものは9件である。

戸別受信機の配布台数については、個人宅、事業所、公共施設を含めて現在5,028台である。

(商工農林課)

○ 長野地域若者就職促進協議会事業である就職情報サイトおしごとながのの活用の状況と、坂城町へのUIJターンの状況は。

△ おしごとながのでは、町内企業9社を含む長野地域の企業情報と求人情報を掲載し、若者のUIJターンの促進を図っている。情報を掲載している坂城町の企業に、今年4月、県外在住者10名が入社された。

○ 企業の職場環境の改善や労務管理を支援するため、労働基準監督署と連携してどのような事業を行っているか。

△ 町が事務局を担当する坂城町労務管理協議会の事業として、労働基準監督署と連携して安全衛生に係る講習会を開催しているほか、毎年、7月の全国安全週間と10月の全国労働衛生週間に合わせて、監督署職員と会員企業の担当者が実際に企業を訪問して労働安全衛生に係るパトロールを行っている。他社の優良事例を参考に、自社の労働安全衛生対策に役立てるなどの取組も行われている。

○ 農地活性化奨励金の交付実績は。

△ 農地の有効利用と中核的農家への農地集約・規模拡大を目的に、利用権設定を結んだ認定農業者または認定新規就農者に対して、利用権設定面積と期間に応じて奨励金を交付するもので、6年度は2法人与4名の中核的農家の計6経営体に奨励金を交付した。

○ 新規就農者確保に向けて、どのような取組を行ったか。

△ 随時、長野農業農村支援センターと連携して就農相談を行ったほか、昨年は東京都で開催された長野県内市町村・JA合同の就農相談会に参加したり、名古屋市において町単独の就農相談会を開催した。

新規就農者については、ここ数年、世代交代で親から経営を承継するために就農するというケースが多いが、県外での就農相談会を契機とした相談案件も出てきているので、今後も就農相談会などの取組を通して、新規就農者を確保していきたい。

○ ファミリー農園の利用者数は。

△ 6園、75区画のうち51区画を貸し出しており、29名と自治区1区が利用している。

○ 6年度の有害鳥獣の捕獲実績は。

△ ニホンジカ75頭、イノシシ55頭、ハクビシン5頭、アナグマ5頭、タヌキ5頭、キツネ10頭、熊5頭、合計160頭である。

○ 集落で設置する侵入防止柵の事業概要と6年度の取組状況は。

△ この事業は、各区で組織された協議会が、町が提供したトタンや金網などの資材を使って有害獣の侵入防止柵を設置する事業であり、6年度は金井地区で500メートル（同日「540メートル」に訂正あり）設置を行った。

○ 繰越しで行った四つの事業について、内容と繰越しの理由は。

△ 繰越 農道等基盤整備町単独事業では、令和5年度に発生した前田川の排水ゲートが停電により自動で作動せず周辺に溢水被害をもたらしたことに伴い、前田川放流ゲート等に無停電電

源装置を設置した。装置の製作に時間を要したため、繰越しにて実施した。

繰越 農地一般経費については、県営かんがい排水事業の六ヶ郷地区で行った水門5基の自動化工事に対する町の負担金であるが、県営事業が2か年での工事となったため、負担金も一部は令和5年度に支出したが、残りは繰越しをして6年度での支出となった。

繰越 農村地域防災減災事業については、土井の入2号の池、入田の池、入横尾の池の耐性評価を行ったものであるが、国の予算の関係上、1年前倒しで事業実施となったため調査及び解析に時間を要し繰越しでの実施となった。

繰越 農業水路等長寿命化防災減災事業については、会地排水門の自動化工事を行ったが、電源をソーラーに変更したこと及び国道の占用協議に時間を要したため繰越しでの施工となった。

- 里山の現状は手入れがされておらず、有害獣の住みかとなっているが、整備の状況は。
- △ 元年度から交付されている森林環境譲与税を活用して、林班ごとに順位づけをし、優先順位の高い林班から森林所有者に意向調査を行った後に三者協定を締結し、順次森林の整備を進めている。今後は森林の境界明確化も検討しており、境界を明確にすることにより森林所有者の管理意識の向上を図りたい。
- レンタサイクルの利用状況は。
- △ 6年度は、新たに電動アシスト付自転車を10台導入するなどの取組を行い、44件の利用があった。5年度と比較すると約3倍の利用件数となり、今後も引き続き利用促進に努めていく。
- 鉄の展示館ホームページ作成等委託の内容は。
- △ 鉄の展示館ホームページのリニューアルを行い、デザイン等を一新するとともに、刀匠の紹介や所蔵品の紹介などコンテンツを拡充した。また、多言語対応やスマートフォン対応も行った。

(建設課)

- 合併処理浄化槽設置は全体で何件か。
- △ 令和6年度末で465件である。
- 町道A01号線の南条小学校から谷川の道路整備の完成の目途は。
- △ 金井工区については、令和8年度末には完了する予定である。
- 昭和橋の工事完了予定は。
- △ 令和8年度末に完了予定である。
- 町単補助工事の各区補助金にばらつきがあり、バランスが取れるよう一律にできないか。また、箇所や補助金額はどのように決定しているのか。
- △ 工事の規模や新規か継続かなどを考慮する中、各区のバランスを取って決定しているため、

補助金額の一律は難しい。また、箇所や補助金額は、区の申請に基づいて現場立会いを行い決定している。

- 住宅リフォーム補助金により実施されたリフォームの内容は。
 - △ トイレ改修8件のほか、風呂、廊下・床の改修が2件ずつ、玄関、給水設備、キッチン、給湯器の改修が1件ずつ、老朽化したブロック塀の撤去が3件であった。
 - 空き家バンクのこれまでの実績は。
 - △ 延べ88件が空き家バンクに登録され、このうち48件が成約となっている。成約の内訳は、売買が33件、賃貸が15件である。
 - 令和6年度の和平公園の利用状況は。
 - △ 有料利用分は山の家が17件156人、バンガローが23件78人、減免利用分は山の家が3件75人であった。また、無料で利用できるテント泊等については、申請件数として126件302人であった。
 - 令和6年度の乗り合いタクシーの利用実績は。
 - △ 登録者数が390人、利用者数は延べ3,354人である。
 - 村上小学校と坂城小学校のマンホールトイレの設置数は。
 - △ それぞれ5基設置している。
- (議会事務局)
- 議員年金の受給者数は。
 - △ 現在、退職年金9名、遺族年金5名、計14名が受給している。
 - 政務活動費の利用状況は。
 - △ 年間78万円支給したうち、議員1名から4,996円の返還金があった。

以上で質疑を終結し、討論を省略、挙手による採決の結果、議案第35号「令和6年度坂城町一般会計歳入歳出決算」のうち、総務産業常任委員会に審査を付託されました各事項について、全員の賛成をもって原案のとおり認定することに決定いたしました。

以上で総務産業常任委員会の審査報告といたします。

失礼しました。一部数字が間違っていましたので、訂正させていただきます。商工農林課のところの集落で設置する侵入防止柵の事業概要と6年度の取組はというところで、6年度は金井地区で500メートルと言ってしまったようなんですが、540メートルでした。失礼しました。

議長（中嶋君） 大変失礼いたしました。正式にやっぱり報告をしなければいけなかったもので、再度確認いたしまして、今、委員長に訂正をさせました。以上であります。

ここで委員長報告が終わりました。

委員長報告に対する質疑に入ります。

(進行の声あり)

議長（中嶋君） これにて質疑を終結いたします。

次に、社会文教常任委員長の審査報告を求めます。

社会文教常任副委員長（宮入君） 社会文教常任委員会の審査報告を申し上げます。

去る9月11日の本会議において、社会文教常任委員会に審査を付託されました議案第35号「令和6年度坂城町一般会計歳入歳出決算」のうち、歳出の款2総務費のうち項1総務管理費中、目11防犯対策費、目12交通安全対策費、目13消費生活費、項3戸籍住民基本台帳費、款3民生費のうち項1社会福祉費中、目5人権同和推進費、目6隣保館運営費を除く民生費、款4衛生費のうち項1保健衛生費中、目9上水道費、目10合併処理浄化槽設置費を除く衛生費、款9消防費のうち項1消防費中、目4水防費、目5防災費を除く消防費、款10教育費のうち項2小学校費、目1小学校総務費中、災害用マンホールトイレ整備事業を除く教育費の各項目について、9月12日、16日の2日間にわたり、12日は委員全員の出席、16日は委員1名欠席の下、委員会を開き、審査にあたっては、町長、副町長及び教育長の出席を得て、説明員として住民環境課長、福祉健康課長、教育文化課長、生涯学習推進幹、子ども支援室長、食育・学校給食センター所長、図書館長、公民館長、保健センター所長、各保育園園長、子育て支援センター所長及び各担当の係長等の出席を求めて、所管による関係資料を得る中で、慎重かつ詳細に審査を実施いたしました。

以下、委員会において審査された概要についてご報告申し上げます。

〈歳出〉

(住民環境課)

- 昨年度中の特殊詐欺被害認知件数6件の被害内容は。
- △ オレオレ詐欺・架空請求が4件、SNS型投資詐欺が2件である。
- 特殊詐欺件数が前年度より増加しているが、今後の対策は。
- △ 防犯協会、消費者の会と連携して、金融機関で特殊詐欺の手口を記載したチラシの配布や、ホームページ、すぐメールなどで啓発を図っていく。また、特殊詐欺防止装置取付費補助金についても周知し、設置を促進していく。
- 交通安全施設清掃等委託の委託先と内容は。
- △ 千曲坂城交通安全協会坂城支部に委託し、町内全27区において、カーブミラー等の清掃や停止線の白線引き等を実施している。
- 狂犬病予防注射について、74頭の注射未接種犬にはどのような対応をしているのか。
- △ 未接種犬については、獣医師会埴科支部から督促通知の発送や、電話による督促を実施し、接種を促している。
- 不法投棄の収集箇所数及び可燃ごみ、不燃ごみの収集量の推移は。

- △ シルバー人材センターに委託を行い月2回から3回、決まったルートで実施している。収集量について、令和6年度は可燃ごみが1,650キログラム、不燃ごみが1,050キログラムとなっており、令和5年度に比べ減少している。
 - ごみ収集庫整備補助事業について、前年に比べ金額が増加している理由は。
 - △ 令和6年度については、収集所の新設が1件あり、上限額の15万円の補助があったため、金額が増額となった。
 - リサイクルセンターが完成することによる葛尾組合負担金について、変化はあるか。
 - △ 令和9年度に新しい製品プラスチックのリサイクルセンターが稼働することにより、運営費が発生する。また、建設費用の償還分が増額となる見込みである。
 - 不燃物処理場が千曲市から坂城町に移動することで負担金の割合が変わることはあるか。
 - △ 千曲市と坂城町の人口比率及び処理量によって負担金を決定しているため、場所が変わることにより負担金の割合が変わることはない。
 - 消防団における防災士登録人数は。
 - △ 平成29年度から令和6年度までで、消防団本部及び分団長以上の階級を経験した99人が登録されている。
 - 地域防災計画の更新の際に、防災士に意見を聞くことはあるのか。
 - △ 地域防災計画の更新の際は、各区に意見をいただく中で、防災士に意見を聞くこともあったと考えられる。
- (福祉健康課)
- 民生委員が受けた相談支援の内容と対応方法は。
 - △ 主な相談は、日常的な支援や介護・福祉サービスなど、高齢者に関することであるが、民生委員は、住民と行政をつなぐ役割を担っており、相談内容に応じて町行政へつないでいただいているほか、困難事例については、毎月の定例会において情報共有をしている。
 - 民生委員のなり手不足について、確保の考えは。
 - △ なり手不足については承知している。定年延長などにより、若年層のなり手がいないのは全国的な傾向である。区長の推薦による選出以外の方法も検討が必要と考えている。
 - 更埴地域シルバー人材センターの年齢構成と作業内容は。
 - △ 町の会員は、60歳から64歳が4名、65歳から69歳が24名、70歳から74歳が48名、75歳以上が81名、合計157名である。作業内容は、清掃業務や敷地内の整備など、民間事業者からの委託が半数以上を占めている。
 - シニア大学の受講者数は。
 - △ シニア大学全体では93名、うち町は13名である。
 - 町内に放課後等デイサービスの事業所は何か所あるか。

- △ 坂城・南条・村上地区にそれぞれ1か所ずつ、計3か所である。
- 福祉タクシー事業の周知方法は。
- △ 身体障害者手帳や特別児童扶養手当など、新規で対象となった方には、窓口において案内するとともに、毎年3月には該当者に申請書を送付している。
- あんしん電話の対象者と設置手順は。
- △ 対象は一人暮らし台帳に登録されている高齢者の方で、希望者には約3週間程度で設置できる。申請後に自宅を確認し警備会社が設置を行う仕組みになっている。
- 精神保健福祉事業のこころの健康相談、こころのリハビリ教室の内容は。
- △ こころの健康相談は、精神面の悩みについて精神科医師や精神保健福祉士が相談に応じるもので、年5回開催している。こころのリハビリ教室は、精神疾患によって途切れがちな社会とのつながりを維持するための教室で毎月開催している。
- 子育てアプリの利用状況は。
- △ 9月8日時点で458名の登録がある。乳幼児健診や予防接種に関するお知らせに加え、よりタイムリーな情報発信に努めている。
- アピアランスケア助成事業の実績は。
- △ 頭髪のウィッグに対して、2名に助成した。
- 食育・健康づくり推進事業の児童館食育健康教室の内容は。
- △ 夏休み中に3館の児童館に管理栄養士が出向き、子どもたちに体の成長と野菜の必要性など食に関する話や、試食体験を行っている。

(教育文化課)

- 保育園のエアコンの設置状況は。
- △ 給食調理室を含む、保育室、リズム室、事務室など全ての部屋に設置している。
- 保育園におけるデジタル化の状況は。
- △ 昨年度から、園からの一斉連絡アプリを導入した。今後も、遅刻・早退等の連絡のデジタル化を検討するなど、保育士や保護者の負担軽減を図っていく。
- 坂城保育園の園舎施設工事の内容は。
- △ 主に、坂城保育園園舎の水害対策として、延長30メートルの水路改修工事を実施した。
- 児童館のエアコンの設置状況は。
- △ 遊戯室を含む集会室、図書室、事務室など全ての部屋にエアコンを設置している。
- 放課後児童健全育成事業の登録は何年生までできるか。
- △ 保護者が就労等により、日中家庭にいない小学1年生から6年生までの児童が登録可能である。
- 子育て支援センターの主な相談内容は。

△ 主な相談内容としては、子どもの発達相談、家庭の経済的な悩みや夫婦関係などの家庭相談、虐待相談などがある。

○ 奨学金について、受給対象の基準と人数は。

△ 受給できる条件として、坂城町在住であることや、能力があるにもかかわらず経済的理由によって就学が困難な学生または生徒であることなどがある。令和6年度は、高校生6名、大学生1名、計7名が利用した。

○ 学校図書館の選書方法は。

△ 司書を中心に、児童生徒の意見を取り入れながら行っている。

○ 中学校総務一般経費の施設改修工事の内訳は。

△ 中学校のテニスコートの人工芝張り替え、体育館のトイレ洋式化、給食室エアコン設置工事、正面玄関の時計修理工事を実施した。

○ 生涯学習推進審議会の活動内容は。

△ 生涯学習基本構想の具体化を目指し、総合的な視点による生涯学習事業を推進するにあたり、生涯学習審議会を設置している。年1回年度末に会議を開催し、翌年度の活動方針等を審議している。

○ 分館施設整備事業補助金の内容は。

△ 各分館施設の新築、増改築、修繕、附帯工事等の工事費に対し補助し、20万円以上を対象としている。申請方法は、年末の分館長会議で各分館からの要望箇所をお聞きし、翌年度に予算計上を行っている。

○ 図書館における年間の利用者数は。

△ 令和6年度の図書館貸出利用者数は1万5,811人で、1日平均52.4人の利用である。

○ 文化財センターの見学者数は。

△ 令和6年度の見学者数は、118名である。

○ 育成会で管理している公園の箇所数及び遊具の数は。また、遊園地遊具管理等補助金の内容は。

△ 遊具を管理する育成会は14育成会、遊具は16か所84基である。補助金の対象となるのは、育成会で管理している公園遊具の点検や新設、撤去、修繕等の管理費用で、事業費の2分の1を補助し、補助金の上限額は5万円である。

○ 学校給食における町内産の野菜の使用量は。

△ 野菜全体の約12%が町内産である。

以上で質疑を終結し、討論を省略、挙手による採決の結果、議案第35号「令和6年度坂城町一般会計歳入歳出決算」のうち、社会文教常任委員会に審査を付託されました各事項について、全員の賛成をもって原案のとおり認定することといたしました。

以上で社会文教常任委員会の審査報告といたします。

議長（中嶋君） 委員長報告が終わりました。

委員長報告に対する質疑に入ります。

（進行の声あり）

議長（中嶋君） これにて質疑を終結いたします。

ここで10分間休憩いたします。

（休憩 午前10時56分～再開 午前11時06分）

議長（中嶋君） 再開いたします。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対の方の発言を許します。

（進行の声あり）

議長（中嶋君） 次に、原案に賛成の方の発言を許します。

2番（大日向君） 議案第35号「令和6年度坂城町一般会計歳入歳出決算の認定について」賛成の立場から討論をします。

令和6年度は、坂城町第6次長期総合計画に沿った事業を中心に様々な施策が展開し、その中でも特にデジタル変革への取組を推進するための事業が行われました。

来年度は、10年で計画されている長期総合計画の半分が経過し、後半の5年間に実施する計画の見直しが現在行われております。よりよい施策が展開されることに期待をしております。

昨今のエネルギー価格の高騰や円安等による物価高が町内の企業活動に影響を及ぼしております。ロシアによるウクライナ侵攻は、いまだ終えんが見えず、加えて米国のトランプ政権による関税政策により、今後の先行きも不透明な状況となっております。私たちの生活を支える社会情勢や環境の変化に迅速に対応できるよう、今後も様々な情報に敏感でいていただきたいと思っております。

それでは、町の令和6年度一般会計歳入歳出決算について。歳入総額は82億2,021万8千円、歳出総額は81億5,466万1千円となっております。

まず、歳入のうち自主財源の根幹をなす町税について。令和6年度は30億9,100万円となっており、前年度に対し約4億2,100万円増。その要因の一つとして、町内企業の業績が好調に推移されたことによる法人町民税の増収が大きく関係しております。

町税の収入未済額について。年々未済を行う件数の減少が見られております。今後も地方税滞納整理機構などとも積極的に連携し、収入未済ゼロを目標に努めていただくよう要望します。

また、地方交付税については、普通交付税において算定の基礎となる基準財政収入額が増額算定されたことにより、前年度に対しマイナス2.4%、特別交付税を含めた交付税全体では約4,100万円の減額となりました。地方交付税は、一定の行政サービスを提供するための

財源として保障されなければならない。引き続き、その安定確保については、国・県等に対し強く働きかけをお願いいたします。

国庫支出金については、書かない窓口、公共施設予約システム導入等に係るデジタル化事業の交付金や定額減税、物価高騰への支援に係る地方創生臨時交付金等が交付されました。

繰入金について。テクノセンターの施設ZEB化改修の支援に伴う工業振興施設等整備基金の活用など、目的に応じた特定目的基金からの財源充当が行われました。

また、今後の様々な行政需要に備え、それぞれの目的に沿った基金に積立てを行うなど、さらなる財政運営の健全化に向け、今後も一層の計画的かつ的確な基金の運用をお願いします。

町債について。道路改良、橋梁修繕事業や、文化センター、びんぐし湯さん館の太陽光発電設備整備事業等に係る起債を行い、年度末の起債残高も、前年度に比べ大幅に減少しています。

地方債の活用においては、有益性等を考慮する中で、将来負担を見据えた計画的な借入れをお願いしたい。

次に、歳出について。令和6年度のハード事業については、施設の老朽化に伴い令和5年度から着手した文化センター耐震補強・大規模改修事業が完了しました。町体育館を含め、町民の皆様がより利用しやすい施設へと生まれ変わりました。

また、文化センターの周辺に整備を予定している新複合施設については、令和5年度に策定した構想・計画を基に、基本設計がまとめられました。今年度は実施設計を行い、8年度からの建設に向け準備が進められています。この施設は、老人福祉センター、保健センターを統合し、子育て支援センターや図書館機能などを併せ持つことから、赤ちゃんからお年寄りまであらゆる世代の交流の拠点として期待しています。

その他の事業としましては、地域の中核避難所となる小中学校体育館のトイレ改修が行われた。特に村上小学校については、マンホールトイレの整備を行った。マンホールトイレについては、順次各小中学校に整備される計画であり、災害に強いまちづくりが進められています。

また、町内の道路、橋梁に対する基盤整備と長寿命化対策として、継続事業である昭和橋などの橋梁修繕、A01号線道路改良、道路舗装の修繕事業などが実施され、町民生活に密接に関わる基盤の整備が行われた。

ソフト事業について。高校生のタイ国研修事業や、アメリカ合衆国への中学生派遣事業が実施され、グローバル社会が進展する中、未来を担う子どもたちにとって国際感覚を養う貴重な体験を得ることができた。

また、児童手当の支給拡充に加え、小中学校の学校給食費の無償化を行った。これからは物価高が続く中、子育て世代の経済負担を軽減するものと考えております。

その他の事業として、生活習慣病、がん等の予防、早期発見を図るため、各種検診等の実施のほか、新たに、がん患者へのアピアランスケア助成事業、胃内視鏡検診事業を実施し、町民

の皆様の健康増進が図られています。

最後に、財政健全化法に基づく健全化判断指標について。全ての指標において早期健全化基準を下回り、健全な状況で推移されている。今後も起債残高等に留意し、より一層の健全化に向けた取組をお願いします。

以上、第6次長期総合計画に掲げた町の将来像「輝く未来を奏でるまち」を目指し、時代の変化と多様化する町民ニーズに的確に対応したまちづくりが進められていかれることを期待し、私は議案第35号「令和6年度坂城町一般会計歳入歳出決算の認定について」賛成をします。

議長（中嶋君） 次に、原案に反対の方の発言を許します。

（進行の声あり）

議長（中嶋君） 次に、原案に賛成の方の発言を許します。

8番（玉川君） 私は、議案第35号「令和6年度坂城町一般会計歳入歳出決算の認定について」賛成の立場から討論をします。

ちょうど1年前の9月議会の賛成討論でも、与党の総裁選挙について冒頭にお話をさせていただきました。今回も同じことをまた繰り返しています。全く進歩していないということではないでしょうか。

さきの参院選で少数与党となった党の総裁選挙の行方ばかりがメディアによって報道されている状況も同じで、総裁選は総選挙の事前活動としか見えません。唯一違うのは、参院選で消費税減税または廃止を公約にして当選した野党議員が多数を占めたことで、ぜひ消費税減税とインボイス制度の廃止を実現してほしいと考えます。

それでは、決算の主な内容について見ていきます。2024年、令和6年度一般会計の決算について。

歳入総額は、82億2,021万8千円、前年度比5億3,011万3千円の増で、プラス6.9%となりました。

歳出総額は81億5,466万1千円、前年度比9億9,942万2千円の増、プラス14.0%となりました。

自主財源が前年度より5億7,916万8千円増で、47億5,456万3千円となり、構成比では54.3%から57.8%に増額しました。

財政力指数では、単年度でプラス0.008%増の0.615%、3年平均で0.621%から0.629%と上昇しました。

歳入については、自主財源の町税ですが、町民税については、個人分においてプラス17.4%、法人分においてはプラス76.4%と、町民、企業の皆さんの努力はもちろん、行政の支援の成果が表れており、前年、令和5年度に比べてプラス38%、総額で16億690万2千円となっています。

町税全体では、令和5年度比プラス15.8%、4億2,097万2千円増の30億9,083万1千円となっています。

町税の現年課税分と滞納繰越分では、歳入全体での未済額が9,763万7,354円となっており、前年比74万4,719円の減となりました。収入率が令和5年度比0.5ポイントを向上したことと、滞納処分によるものと監査報告があります。徴収の努力を評価します。引き続き現年課税分の滞納を出さないようお願いいたします。

また、不納欠損が781万1,470円となっており、前年比133万1,882円の増となりました。極力不納欠損にならないよう対応をお願いいたします。

次に、歳出についてです。歳出総額は81億5,466万1千円、前年度比9億9,942万2千円の増、プラス14%、予算現額に対する執行率は97.5%となりました。

主な事業について見ていきます。企画、温泉管理事業として、びんぐし湯さん館に太陽光発電施設を整備。また、持続的運営のため、燃料価格高騰の対策として、持続化負担金約1,296万円を交付。さらに、町民への優待事業経費の2分の1、430万円を負担しました。

ふるさと納税事業として、信州さかきふるさと寄附金について、約4,158万円の経費で寄附受付体制を整え、坂城町の魅力発信により地域産業の振興をし、寄附件数5,875件、寄附金額約8,289万円のご寄附をいただきました。

住環として、消費生活一般経費として、高齢者を特殊詐欺や悪質商法等の被害から守るために、特殊詐欺防止装置取付費補助金として、被害防止機能付きの電話機などの購入・設置の補助をしました。件数は29件。

戸籍住民基本台帳一般経費として、住民票の写し、印鑑証明書、戸籍全部事項証明書等のコンビニ交付を行い、利用件数は戸籍関係が前年比マイナス50件の285件、住民関係がプラス142件の1,108件、印鑑証明関係がプラス143件の722件でした。

福祉として、社会福祉一般経費として、福祉委員（民生児童委員）さん39名による相談・支援活動は319回、委員1人当たり相談支援が8件、活動日数が67日、訪問回数が75回であり、地域に根づいた福祉政策を実施しました。

民生児童委員さんの後継者問題は、相変わらず大変であります。町も協力を引き続きお願いしたいと思います。

社会福祉協議会補助事業として、町社会福祉協議会の活動に補助金を支出し、地域福祉の推進をしました。心配ごと相談は87件、結婚相談は118件。心身障がい者町単事業として、腎臓機能障がい者通院費補助、障がい施設等通所費等補助、重度心身障がい者福祉年金支給、難病等患者見舞金支給、精神障がい者入院医療費助成などで、延べ829人に補助を行いました。予算と決算額の差が大きな項目があります。引き続き利用者さんやご家族との意見交換を

活発にして、利用できる条件等の拡大をお願いしたいと思います。

教育で、子育て支援センター事業として、センターの利用者数は7,516人、センターや各保育園で専門スタッフが1,580人の相談を受けました。相談を受けるスタッフの数が少なく、増加する相談への対応が大変だと以前からお聞きしています。町としても、対策の検討をお願いしたいと思います。

出産・子育て応援交付金事業として、全ての妊婦・子育て家庭への伴走型の相談支援と応援給付金による経済的支援をしました。3回の相談支援は、妊娠届出時、妊娠8か月頃、赤ちゃん訪問時。2回の経済支援の実績は、妊娠届出時5万円が59人、赤ちゃん訪問時5万円が56人です。

住環で、環境保全対策一般経費として、飼い主のいない猫の不妊去勢手術補助金により、雌45頭、雄39頭、合計で84頭の処置ができました。地域猫手術支援団体など、相談できる体制ができて、成果も上がっています。活動の中心的な支援団体が無理なく活動が続けられるように、経済そして人的な支えを考えていってほしいと思います。

商工関係で、有害鳥獣対策事業として約933万円、坂城町猟友会への駆除委託、集落で設置する侵入防止柵の原材料支給、農業者が設置する被害防止柵への補助を実施しました。

町単補助事業として500万円、各地区が行う、農道・農業用水路等土地改良施設の補修・改良工事に対して、12地区に補助を行いました。

坂城テクノセンター支援事業のうち約8,841万円を施設改修補助金として、開館30周年を契機とした、センター建物のCO₂削減のためのNearl y ZEB化改修工事に補助を行いました。

建設で、町単補助事業として21区24か所への補助をしました。やはり1千万円の予算は増額をお願いしたいと思います。

住宅リフォーム補助事業として93万7千円、住宅環境の向上のため、費用の一部を補助しました。19件です。

教育で、教育振興事業として、坂城町奨学金が高校生、大学生7名に84万円。6年度からは、月5千円から1万円となり、町の姿勢を大いに評価します。

学校給食費の無償化に伴うアレルギーのための弁当持参25名、町外学校児童生徒15名への補助が約122万円です。どこに行っても胸を張れるこの制度、無償化、引き続き安心でおいしい給食をお願いしたいと思います。

就学援助費等として、経済的理由で就学が困難な児童生徒への就学援助費、特別支援教育学級の児童生徒への就学奨励費として、131名に支給しました。経済的な理由で就学を悩むことのないように支え続けていってください。

図書館一般経費として、開館日数が302日、図書貸出人数が1万5,811名、学習室利

用者数が1,382名、1日平均の図書貸出人数が52.4名、貸出冊数が234.1冊、年間町民1人当たり5.1冊、蔵書は約13万6千冊。66回開催された図書館講座等には683人が参加しています。デジとしょ信州登録者は、令和7年3月時点で135人で、さらに便利に使っていただいています。

以上、賛成の評価をさせていただきましたが、以下は、見直しまたは検討を強く求める事項です。

保育園の保育士は、およそ半数近くが会計年度任用職員となっています。極力正規保育士を配置すべきです。来年度から子ども誰でも通園制度が始まりますが、今ですら、3園の一時預かりの延べ人数が392人です。新制度になれば、現在の保育体制と慣れない子どもの預かりで在園児に混乱を来すことが心配されます。新制度に対応するには、保育士の増員などの対応が求められます。

松くい虫被害防止対策については、住民説明会を開催し、住民の健康に対する配慮を図り、例年どおりの総合的な防除対策が行われました。身体の不調や蜜蜂への影響の事例も報告されていないとのことですが、使用される薬剤の人体への影響が心配され、しかも年月がたつてから影響が現れるというものですので、安全性が完全に保障されていない以上は、広範な散布を避けるため、従来空中散布は中止するよう要望します。何よりも子どもたちの健康を守ることを優先した対応をお願いしたい、そう思います。

人権同和推進一般経費についてです。部落解放同盟坂城町協議会に対しては、80万円が補助金交付されました。毎年同じ意見を述べていますけれども、自治体が特定の運動団体に補助金を出すことはやめるべきです。公平、公正な施策の執行の上でも、人権を守る上でもやめるべきです。

また、同和地区新築等貸付事業について、調定額約2,461万円に対し、収入済額が約19万7千円となっています。借主が返済できないときは、保証人にその責任を果たしていただく、厳正な対応も必要です。滞納額の減少に、より一層の努力をお願いします。

人権政策確立支援事業についてですが、人権政策については、日本国憲法に基づく人権関連を扱う法律が幾つもあります。また、坂城町においても、坂城町差別撤廃人権擁護に関する条例や人権・同和教育基本方針、犯罪被害者等支援条例などがあります。具体的に何を目標としているか明確ではないこの事業に関する補助金は、やめるべきだと考えます。

消防団員の手当について。団員の労苦に報い、士気の向上のため、国も団員への直接支払いの徹底を要請しています。しかし、坂城町では団への支払いが今までどおり続いています。直接支払いを行うべきです。分団の運営費が出ていますが、足りなければ引き上げるべきではないでしょうか。

自主防災会強化について。自主防災会は、自助・共助の基本的組織ですが、ほとんどの地域

では、毎年役員の交代があり、経験に基づく訓練の蓄積が振出しに戻ってしまいます。しかし、町の防災計画には自主防災会の強化の記述がありますので、町が自主防災会強化のために各区に赴き、自主防災会と一緒に防災教育、訓練等を実施することを求めます。

以上、前進面を評価し、見直しを求める点を指摘して、議案第35号「令和6年度坂城町一般会計歳入歳出決算の認定について」の賛成討論といたします。

議長（中嶋君） 次に、原案に反対の方の発言を許します。

（進行の声あり）

議長（中嶋君） 次に、原案に賛成の方の発言を許します。

（進行の声あり）

議長（中嶋君） これにて討論を終結いたします。

これより採決いたします。

本案を原案のとおり認定することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（中嶋君） 起立全員。よって、本案は原案のとおり認定することに決定いたしました。

◎日程第3「議案第36号 令和6年度坂城町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について」

議長（中嶋君） 社会文教常任委員長の審査報告を求めます。

社会文教常任副委員長（宮入君） 去る9月11日の本会議において、社会文教常任委員会に審査を付託されました議案第36号「令和6年度坂城町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について」、9月12日の委員会において、説明員として福祉健康課長、収納対策推進幹、保健センター所長、各担当の係長等の出席を求め、慎重に審査を実施いたしました。

以下その概要についてご報告申し上げます。

〈歳入〉

- 滞納繰越分の人数と最高額、各最長期間は。
- △ 医療給付費分は123人、最高額167万5,760円、最長は平成6年度。
後期高齢者支援金分は118人、最高額59万4,109円、最長は平成20年度。
介護納付金分は72人、最高額60万431円、最長は平成12年度である。
- 不納欠損の人数、最高額と最長期間、またその理由は。
- △ 医療給付費分は9人、最高額46万5,700円、最長は平成9年度。
後期高齢者支援金分は8人、最高額1万8,762円、最長は平成22年度。
介護納付金分は7人、最高額1万7,490円、最長は平成22年度である。
不納欠損の主な理由は、処分する財産がないことや経済的困窮である。

- 滞納者の所得階層は。
- △ 普通徴収の世帯主の所得額では、500万円以上は0人、400万円以上500万円未満は2人、300万円以上400万円未満は5人、200万円以上300万円未満は20人、100万円以上200万円未満は21人、100万円未満は29人、所得なしは20人、不明(町外・未申告者)は93名である。

〈歳出〉

- 令和6年度1人当たり医療費の金額と県内順位は。
- △ 速報値では、1人当たり医療費41万1,353円で、高いほうから40番目である。
- 出産育児一時金の該当者は。
- △ 令和6年度2名である。
- 人間ドックの補助金の件数は。
- △ 日帰りは41件で、1泊2日は2件である。
- 令和6年度特定健診受診率は。
- △ 速報値で57.7%である。

以上で質疑を終結し、討論を省略、挙手による採決の結果、議案第36号「令和6年度坂城町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について」、賛成多数により原案のとおり認定することに決定いたしました。

以上で社会文教常任委員会の審査報告といたします。

議長（中嶋君） 委員長報告が終わりました。委員長報告に対する質疑に入ります。

(進行の声あり)

議長（中嶋君） これにて質疑を終結いたします。

会議の途中ではありますが、ここで昼食のため、午後1時30分まで休憩いたします。

(休憩 午前11時40分～再開 午後 1時30分)

議長（中嶋君） 再開いたします。

引き続き討論に入ります。まず、原案に反対の方の発言を許します。

13番（大森君） 私は、議案第36号「令和6年度坂城町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について」反対の討論を行います。

歳入決算は12億2,996万円、歳出決算は12億2,445万2千円でした。令和6年度の国保加入者は、年度平均で1,678世帯、2,475人、町全体の世帯数に対する加入率は26.9%、人口比では17.8%の加入となっています。また、令和7年、今年の3月末時点加入者数2,391人のうち、65歳以上が1,196人、70歳以上が681人、合わせて全体の78.5%を占めています。さらに、失業された方や非正規、年金者などの所得がない方が含まれます。

加入者の所得別では、所得ゼロが273世帯、100万円以下が516世帯、200万円以下が418世帯で、この3月31日時点の加入者1,733世帯のうち、200万円以下が1,207世帯で、実に69.64%、約7割の世帯となっています。

国保中央会が2024年、令和6年11月発行の「国保のすがた」のパンフレットによれば、4年度の3月末の各医療保険の加入者は、主に中小企業の従業員とその被扶養者が入る協会けんぽが4,040万人、32.4%、次いで大企業などの従業員とその被扶養者が加入する健保組合が2,838万人、22.8%、市町村国保が2,413万人、19.3%です。

国保は、制度創設以来、国民医療の最後のとりで、セーフティーネットとして国民皆保険制度の根幹を支え、地域医療の確保や地域住民の健康の維持、増進に貢献してきています。

しかし、市町村国保は被用者保険と比べて加入者の平均年齢が高く、1人当たりの医療費水準が高いという特徴があります。加えて、無職の人や年金生活の人など負担能力が弱い加入者が多いため、保険税の負担が重くなるという構造的な問題があります。

全国の市町村が国保を実施することが法律で義務づけられました国民皆保険体制が確立した1961年、昭和36年は、農林水産業者が44.7%を占めていましたが、令和4年には95.3%減となり、2.1%にまで落ち込んでいます。同様に、自営業者も24.2%から16.5%となりました。一方で、無職の方や被用者の割合は、同年比で大きく増加し、令和4年度には無職の人が45.3%、被用者の方が32.0%となっています。

国保は、一般的に自営業者などが加入する国保と表現されますが、農林水産業者と自営業者が大きく減少し、無職の人や被用者の割合が増加している現状では、自営業者などが加入する国保との表現は、国保を形容する言葉としては適当とは言えない、このように明言しています。

町の国保では、滞納している人は現年度の医療分が117人、支援金分が117人、介護分が66人です。これまで一生懸命やりくりして、滞納しないよう頑張ってきた人が新たに滞納せざるを得なくなる。現年分でそういう滞納があった方々であります。一旦滞納が始まると、完納するのは難しくなります。

また、払うことが大変な人に対して軽減措置もあります。均等割と平等割で7割、5割、2割のそれぞれの軽減があります。三つの軽減策で、医療分で1,301人、支援分で1,301人、介護分が382人となっています。

過年度の滞納者は、一般被保険者と退職被保険者を合わせて、医療分で130人、支援金分で123人、介護分が78人です。このように、払いたくても払うことができない人になっています。

また、国保と違う他の医療保険は、現役世代が主で、健康な人々が多く加入する医療保険があります。世帯に家族が増えても、所得によって保険料が決まっています。一方、国保では家族が増えると、均等割で1人当たり3万7,100円が加算されます。未就学児はその半額に

なりますが、子が小学校1年生になる保護者に対して、町は、ご入学おめでとうございます。均等割の軽減がなくなりますので、大人と同じ額を払ってくださいと、このようにお祝いの言葉をかけるのでしょうか。

この8月24日、しんぶん赤旗によれば、任意であるマイナ保険証に関し、矢継ぎ早に追加を繰り返し、今では期限切れ保険証の安定的な運用を含め、9種類も混在しています。医療機関の読み取り機の増設や窓口対応の煩雑さを強めています。

一つは初期のマイナ保険証、二つに顔認証マイナ保険証、三つに1歳未満の顔なしマイナ保険証、四つ目に資格情報のお知らせ、五つ目に資格確認書、六つ目にマイナポータルPDF、七つ目に被保険者資格申立書、八つ目にスマートフォン、九つ目に従来の保険証。医療にかかるのに、制度がいろんな状態になっています。複雑になってきています。

また、2024年、令和6年6月に成立した子ども・子育て支援金が公的医療保険に上乗せの形で徴収が来年度から始まります。医療保険制度に少子化対策なのか、子育て支援なのか不明確なものであります。目的が明確ではありません。

さらに、国保加入者がこの支援金を払えないばかりに国保税の滞納者になります。こんなむちゃなやり方は許すことができません。国民に負担なしとだまし、制度の違うところに潜り込ませることは、制度違反ではないでしょうか。本気で少子化対策や子育てをやるなら、財源を見直し、子ども・子育て支援の財源を生み出していくことではないでしょうか。

国保加入者が払える国保にするために、以下の点を町に提案いたします。

一つ目は、公的医療保険に子ども・子育て支援の財源を求めないよう、国に働きかけること。

二つ目に、国庫負担の増額を国に要求すること。

三つ目に、一般会計から法定外繰入れを行うこと。

四つ目に、均等割の未就学児の半額を、町が子どもの医療費の無料化をしたように、国保の均等割も18歳まで引き上げること。以上です。

憲法第25条では、全ての国民が健康で文化的な最低限度の生活を保障するために、国や地方自治体には福祉などの社会保障を充実させる義務を定めています。自己責任にするのではなく、国の責任で、そして町の責任で国民皆保険制度を守ることが必要です。

以上、問題点を指摘し、改善の提案をいたしまして、議案第36号「令和6年度坂城町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について、反対の討論といたします。

議長（中嶋君） 次に、原案に賛成の方の発言を許します。

5番（宮入君） 私は、議案第36号「令和6年度坂城町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について」賛成の立場から討論させていただきます。

国民健康保険は、加入者が安心して医療の提供を受け、健康な暮らしを支える重要な制度であります。町の国保加入状況は、年々減少し半数以上は65歳以上となっておりますが、適切

な医療の提供とともに、健康の維持・増進に向けた保健事業を積極的に実施することにより、地域住民の福祉の向上に大きく貢献しております。

このような中、国の制度改正により、令和6年12月2日以降、マイナ保険証を基本とする仕組みに移行しましたが、医療機関の窓口では、健康保険証として登録したマイナンバーカードによる受診や、資格確認書等の提示により、大きな混乱もなく安心して医療を受けていただける状態であります。

一方、町は、国保運営に係る資格管理、保険税の賦課・徴収、各種保健事業などを適切に進めていく必要があります。

歳入の柱である国保税収の確保に向けては、個別相談のほか、電話や臨戸による徴収等、年間を通じての滞納整理により、現年度分の徴収率は0.85%向上しております。

また、歳出におきましては、保険給付費で支払額全体が前年度比1.7%減となる8億6,383万円で、平成20年度から実施されている特定健診・特定保健指導により生活習慣病の予防や重症化予防の取組がなされた結果と受け止めております。

ほかにも、健診結果報告会や様々な学習会など、健康づくり事業を推進し、医療費を抑制していくための事業も展開されており、健全な制度運営に向けた取組が図られているものとなっております。

国保財政の安定的な運営のため、引き続き国保税の適正な課税、徴収により被保険者の負担の公平を図るとともに、被保険者の健康事業の推進と医療費の抑制におきましても、さらなる取組をお願いいたしまして、議案第36号「令和6年度坂城町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について」、私の賛成討論といたします。

議長（中嶋君） 次に、原案に反対の方の発言を許します。

（進行の声あり）

議長（中嶋君） 次に、原案に賛成の方の発言を許します。

（進行の声あり）

議長（中嶋君） これにて討論を終結いたします。

これより採決いたします。

本案を原案のとおり認定することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンをそれぞれ押してください。押し忘れはございませんか。

押し忘れなしと見て、これにて採決を確定いたします。

賛成多数。

よって、本案は原案のとおり認定することに決定いたしました。

◎日程第4「議案第37号 令和6年度坂城町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について」

て」

議長（中嶋君） 社会文教常任委員長の審査報告を求めます。

社会文教常任副委員長（宮入君） 去る9月11日の本会議において、社会文教常任委員会に審査を付託されました議案第37号「令和6年度坂城町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について」、9月12日の委員会において、説明員として福祉健康課長、収納対策推進幹、各担当の係長等の出席を求め、慎重に審査を実施いたしました。

以下、その概要についてご報告申し上げます。

〈歳入〉

- 現年度分と滞納繰越分のそれぞれの滞納者数は。また重複者はいるか。
- △ 現年度分は20人、滞納繰越分は48名で、重複者もいる。

〈歳出〉

- 一般介護予防事業費の地域住民グループ支援事業のグループ数は。
- △ 地域で自主的に介護予防に取り組むグループは、14グループである。
- 地域介護予防活動支援事業、高齢者把握事業のそれぞれの内容は。
- △ 地域介護予防活動支援事業は、地域住民グループや生きがい活動の場に、有資格者を派遣し様々な活動につなげている。高齢者把握事業は、高齢者の実情把握と円滑な事業利用を結びつけるものである。
- 地域住民グループ支援事業と生きがいと健康づくり推進事業の違いは。
- △ 地域住民グループ支援は、地域にグループがない地区の新たなグループの立ち上げやグループの継続支援をするもので、生きがいと健康づくり推進事業は、シニアクラブが主体となり、高齢者の生きがいづくりや健康づくりに取り組んでいるものである。

以上で質疑を終結し、討論を省略、挙手による採決の結果、議案第37号「令和6年度坂城町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について」、全員の賛成により原案のとおり認定することに決定いたしました。

以上で、社会文教常任委員会の審査報告といたします。

議長（中嶋君） 委員長報告が終わりました。

「質疑、討論なく（原案賛成、電子採決、全員賛成により）認定」

◎日程第5「議案第38号 令和6年度坂城町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について」

議長（中嶋君） 社会文教常任委員長の審査報告を求めます。

社会文教常任副委員長（宮入君） 去る9月11日の本会議において、社会文教常任委員会に審査を付託されました議案第38号「令和6年度坂城町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の

認定について」、9月12日の委員会において、説明員として福祉健康課長、各担当の係長等の出席を求め、慎重に審査を実施いたしました。

以下、その概要についてご報告申し上げます。

〈歳入〉

- 普通徴収保険料の収入未済額の人数は。
- △ 2名である。

〈歳出〉

- 後期高齢者医療広域連合納付金326万2千円の減額理由は。
- △ 後期高齢者基盤安定事業の負担金を計上しているもので、予算は軽減対象人数によって変動し、見込みより少なかったことから減額補正をした。

以上で質疑を終結し、討論を省略、挙手による採決の結果、議案第38号「令和6年度坂城町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について」、全員の賛成により原案どおり認定することに決定いたしました。

以上で、社会文教常任委員会の審査報告といたします。

議長（中嶋君） 委員長報告が終わりました。

「質疑、討論なく（原案賛成、電子採決、全員賛成により）認定」

◎日程第6「議案第39号 令和6年度坂城町下水道事業会計決算の認定について」

議長（中嶋君） 総務産業常任委員長の審査報告を求めます。

総務産業常任委員長（玉川君） 坂城町下水道事業会計決算の審査報告を申し上げます。去る

9月11日の本会議において、総務産業常任委員会に審査を付託されました議案第39号「令和6年度坂城町下水道事業会計決算の認定について」、9月12日の委員会において、説明員として、建設課長、担当係長の出席を求め、慎重に審査を実施いたしました。

以下、その概要についてご報告申し上げます。

〈歳入歳出一括〉

- 県外で下水道の事故があったが、町内で同様の事故が発生する可能性はあるのか。
- △ 業者委託による点検及び職員の日視点検を行ったが、現状問題はなかった。
- 下水道接続率は。
- △ 下水道区域内人口のうち下水道に接続している人口の割合は70.4%である。
- 下水道整備率はどのような状況か。
- △ 下水道整備率は95.3%であるが、令和7年度から令和8年度に葛尾組合及びインター工業団地の工事を予定しており、面的な整備はおおむね完了する見込みである。

以上で質疑を終結し、討論を省略、挙手による採決の結果、議案第39号「令和6年度坂城

町下水道事業会計決算の認定について」、全員の賛成により原案のとおり認定することに決定いたしました。

以上で、総務産業常任委員会の審査報告といたします。

議長（中嶋君） 委員長報告が終わりました。

「質疑、討論なく（原案賛成、電子採決、全員賛成により）認定」

◎日程第7「議案第40号 坂城町職員の勤務時間及び休暇等に関する条例の一部を改正する条例について」

「質疑、討論なく（原案賛成、電子採決、全員賛成により）可決」

◎日程第8「議案第41号 坂城町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について」

「質疑、討論なく（原案賛成、電子採決、全員賛成により）可決」

◎日程第9「議案第42号 令和7年度坂城町一般会計補正予算（第3号）について」

「質疑、討論なく（原案賛成、電子採決、全員賛成により）可決」

◎日程第10「議案第43号 令和7年度坂城町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について」

「質疑、討論なく（原案賛成、電子採決、全員賛成により）可決」

◎日程第11「議案第44号 令和7年度坂城町介護保険特別会計補正予算（第1号）について」

「質疑、討論なく（原案賛成、電子採決、全員賛成により）可決」

◎日程第12「議案第45号 令和7年度坂城町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について」

「質疑、討論なく（原案賛成、電子採決、全員賛成により）可決」

◎日程第13「議案第46号 町道路線の廃止について」

「質疑、討論なく（原案賛成、電子採決、全員賛成により）可決」

◎日程第14「議案第47号 坂城町の特定の事務を取り扱う郵便局の指定について」

議長（中嶋君） これより質疑に入ります。

13番（大森君） 項目は全部で3項目あって、一番最後の取扱期間ですけれども、この11月から来年の3月末までということで、一旦はそこで期間満了ですけれども、特別問題がなければこのまま継続すると、1年間継続して、そのままずっと続けていくということなんですが、これまでいろんな法令違反を繰り返してきています。そして、こういう法令違反が直接マイナ保険の更新と関係なければ継続していくということですか。それとも、そういう違反があった場合には、この事務取扱いは中止するというふうにするんですか。これを中止する場合の理由は、どんなふうになりますか。

住民環境課長（山下君） ただいまのご質問にお答えいたします。

今回の指定につきましては、郵便局と委託契約を結ぶことになっており、その契約の中の延長についての条文につきましては、本契約の期間満了の3か月前までに本契約の延長についての協議を必ず行うということでございます。本契約の期間満了の3か月前までに協議を開始し、本契約の期間満了日の1か月前までに本契約の延長に合意した場合に限り、延長期間をさらに1年延長するというように書いてございますので、通常でいきますと1年間。必ず1年後には延長についての協議を行うということになっております。

また、それにつきましては、別途期間の変更契約を締結するということになっておりますので、通常でいきますと毎年必ず協議を行うということになっております。

また、それ以外にも本契約の条項に定めのないものについては、甲と乙が必ず協議して定めるとなっておりますので、万が一事故が発生した場合には、その都度必ず協議をするということになっておりますので、そのとおりに契約をしていきたいと考えております。

13番（大森君） 今のお話ですと、ちょっと主体性がない。一応こういう事例のときには中止するというのは、前もって打合せもあるんじゃないか。しておかないといけないんじゃないですか。そのようなことにならないようにということで、この契約を結ぶ。そういう補償をちゃんとするということの確約をやっぱり取るべきだと思うんですけれども。

これは、坂城郵便局と南条郵便局だけで問題を起こしたということじゃなくて、全国的に全体として会社が法令違反をするわけですから、やっぱりその点についてきちんと主体的な判断は一応持っていく必要があると思うんですが、そういう点はされているんでしょうか。

住民環境課長（山下君） ただいまのご質問にお答えいたします。

ただいまのお話の中で、法令違反等があった場合ということでございますが、こういった具体的な内容というよりは、契約書の中には当然秘密情報の保持だとか個人情報の保護、そういったところの条文について必ずうたっております。当然ここに違反するようなことが起きれば、それは先ほど言ったように事務の取扱に関する必要な事項ということで、甲と乙がその都度協議して決めるという形になっておりますので、条文の中には今の秘密情報、それから個

個人情報の保護についての条項は盛り込んであるということでご理解いただきたいと思います。

13番（大森君） 秘密の保持ということで、これは守られるかもしれませんが、法令違反はこれではなくて、飲酒についてのチェックを会社全体としてやっていなかったとか、あるいは車の点呼がきちんとできていない。こういう法令違反がもう出ているわけですよ。もう軽の配達車も取りやめといますか、使えなくなるとか、バイクは一応法令の中に入っていないから、バイクのほうはいいというようなことがあるんですよ。だから、法令自体、遵守というのはここで書かれているだけじゃなくて、やっぱり社会的常識としての違反ですので、このことについては、やっぱりしっかりとした町の見解を持って、郵便局と契約を結ぶべきではないです。国がやるからということで、安易に結ぶべきことではないと思います。その点について、いかがでしょうか。

住民環境課長（山下君） ただいまのご質問にお答えいたします。

この取扱いに関する委託契約におきましては、当然、町と郵便局の信頼に基づく公正な取引関係を確立するとともに、地域住民の利便増進を図ることを目的とするという形で結んでおり、また、この契約に基づく法律、地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する法律ということで、法律に従って行っております。具体的に先ほどの話を盛り込むということではなく、先ほどの答弁でも申し上げましたが、その都度、事案等が発生した場合には互いに協議していくということで、事務のほうを進めていきたいと考えております。

「質疑終結、討論なく（原案賛成、電子採決、賛成多数により）可決」

議長（中嶋君） 次に、追加議案の審議に入ります。

追加日程第1「発委第1号 高額療養費の自己負担上限額を引き上げないことを求める意見書について」から追加日程第3「発議第4号 カリキュラム・オーバーロードの改善を求める意見書について」までの3件を一括議題とし、議決の運びまでいたします。

職員に議案を朗読させます。

（議会事務局長朗読）

議長（中嶋君） 朗読が終わりました。

次に、趣旨説明を求めます。

5番（宮入君） 私からは、発委第1号「高額療養費の自己負担上限額を引き上げないことを求める意見書について」趣旨説明を行います。

意見書の朗読をもって趣旨説明に代えさせていただきます。

医療機関等での患者の自己負担が一月当たりの上限額を超えた際に、その超過分を支給する高額療養費制度は、患者の経済的負担を軽減し、国民が必要な医療を受けられるよう保障するセーフティーネットとしての役割を果たしている。

令和7年度政府予算案には、高額療養費の自己負担上限額を8月から段階的に引き上げる「見直し」が盛り込まれていた。

しかし、政府はがん患者団体や国民の声を受けて引き上げを見送り、秋までに改めて方針を検討し、決定すると表明した。高額療養費は、がん患者をはじめ重篤な疾患の患者にとって、まさに命綱である。自己負担上限額の引き上げは、受診抑制や治療継続の断念につながりかねない。

高額な医療が必要となる可能性は、世代を問わず誰にでもある。国の責任において財源を確保し、持続可能で安心できる公的医療制度を維持・充実させることこそが求められている。

よって国においては、誰もが安心して必要な医療が受診できるよう、高額療養費の自己負担上限額を引き上げないことを強く求める。

以上、よろしくご審議の上、ご協賛賜りますようお願い申し上げまして、趣旨説明といたします。

議長（中嶋君） 12番 滝沢議員。

12番（滝沢君） 暫時休憩をお願いいたします。

議長（中嶋君） 暫時休憩といたします。

（休憩 午後 2時30分～再開 午後 2時37分）

議長（中嶋君） 先ほどは、滝沢議員のほうから暫時休憩を求められまして、議長判断で決定いたしました。本来でしたら暫時休憩のときには賛同者を得なければいけないということになっております。誠に議長は勉強不足で皆さんにご迷惑をおかけしたことを、ここでお許し願えればありがたい。

それでは、再開いたします。

趣旨説明が終わりました。

続いて、趣旨説明を求めます。

10番（柁津さん） 私からは、発議第3号「地方財政の充実・強化に関する意見書について」趣旨説明を行います。

意見書の朗読をもって趣旨説明に代えさせていただきます。

政府は令和7年6月に「経済財政運営と改革の基本方針2025」を閣議決定し、賃上げを起点とした成長型経済の実現や、中長期的に持続可能な経済社会の構築を目指している。

人口減少が加速する中で、これからの施策は極めて重要であり、地方自治体においても同様の対応が求められている。

当町においても、人口減少や少子高齢化の進行が顕著であり、機械・金属加工を中心とする中小製造業の人員不足や都市部との賃金格差、原材料費高騰など課題が深刻化している。

さらに、社会保障需要の増大、防災・減災、脱炭素化、公共交通の維持、デジタル化推進な

ど、地方自治体が担う役割は一段と広がっており、そのための財政基盤の強化は喫緊の課題である。

またこの度、全国知事会においても「現場から日本を動かす」との理念のもと、地方自治体の実情を踏まえた施策推進が一層進むことを期待している。こうした流れと歩調を合わせ十分な配慮と財政措置を講じられるよう下記の事項について強く要望する。

記

- 1 人口減少・少子高齢化、産業人材不足、社会保障の充実、防災・減災、脱炭素化、公共交通の維持、デジタル化など、増大する地方の財政需要を的確に把握し対応するため、現行水準を超える地方財政の充実を図ること。
- 2 物価上昇を上回る賃金上昇を普及・定着させ、地域産業の人材確保と持続可能な経済基盤の形成を支援すること。
- 3 官民連携による投資拡大を地方自治体にも広げ、地域の活性化につなげること。
- 4 子ども、医療、介護、少子化対策など社会保障の充実を着実に進め、必要な専門人材の育成・確保を支援すること。
- 5 防災・減災や国際情勢の変化に対応できる強靱な経済構造を構築すること。
- 6 「地方創生推進費」については、1兆円を超える十分な予算を恒久的に確保し、持続可能な地域社会の維持に直結する施策に重点的に活用すること。

以上、よろしくご審議の上、ご協賛賜りますようお願い申し上げまして、趣旨説明といたします。

議長（中嶋君） 趣旨説明が終わりました。

続いて、趣旨説明を求めます。

3番（塚田さん） 私からは、発議第4号「「カリキュラム・オーバーロード」の改善を求める意見書について」趣旨説明を行います。

意見書の朗読をもって、趣旨説明に代えさせていただきます。

近年、学校教育現場において、教育内容の増加と教員不足が重なり、授業や業務が過密化する「カリキュラム・オーバーロード」の問題が全国的に深刻化している。

小学校においては、平成23年に「外国語活動」が必修化、平成30年「外国語（英語）」が教科化に向かい、平成30年「道徳」の教科化、令和2年「プログラミング教育」の必修化、などが追加され、既存の授業時数の中に新しい科目が組み込まれてきた。

高等学校では令和4年「情報Ⅰ」を必修化し、教育内容が拡大する一方で、授業時間は限られ、進度の加密化を招いている。

I C Tの活用は将来的に効果を発揮する一方で、現場では機器の管理や操作指導、教材準備の二重化などで時間的負担が増しているのが実態である。さらに、教員の長時間労働の要因と

して、授業準備や校務分掌に加え、部活動指導（地域移行が進んでいない地域では特に顕著）が大きな比重を占めている。

令和4年度文部科学省調査では、公立学校教員の在校等時間は小中学校ともに週50時間超が多数を占め、週60時間以上は小学校14.2%、中学校36.6%に達している。

また、精神疾患による休職者は令和5年度に7,119人と過去最多となり、教員不足を一層深刻化させている。こうした状況は、教育の質の低下や、子ども一人ひとりに丁寧に向き合う時間の減少を招いている。

教育の質を確保し、子どもたちの健やかな成長を支えるためには、教育内容の精選と業務の適正化を進め、教員が持続可能な形で職務を果たせる体制を構築することが急務である。単に授業量の調整にとどまらず、教員の資質向上を支えるための環境整備や人的支援、待遇改善など、多角的な負担軽減策を講じることが不可欠である。

よって、国においては次の事項を早急を実施するよう強く求める。

記

1 学習指導要領を見直し、外国語やプログラミングなど新規科目導入後に生じた過密な授業進度を是正するため、教育内容の精選・重点化を行うこと。あわせて、授業改善を支える人的支援や教育現場の体制強化を進めること。

2 義務教育の授業時数を前提としつつ、学校現場の実情に応じて教育内容を整理・調整できる仕組みを制度化すること。

3 新たな教育施策を導入する際には、既存業務を精査し、総業務量が増加しないよう調整すること。

4 教員定数の改善や部活動地域移行の加速などを通じ、教員の長時間労働を是正し、持続可能な教育体制を構築すること。あわせて、教員の資質向上を支える環境・待遇の改善にも取り組むこと。

以上、よろしくご審議の上、ご協賛賜りますようお願い申し上げます、趣旨説明といたします。

議長（中嶋君） 趣旨説明が終わりました。

ここで、議案調査のため10分間休憩いたします。

（休憩 午後 2時46分～再開 午後 2時56分）

議長（中嶋君） 再開いたします。

ここで先ほどの審議の中で、議員の中からちょっと審議の仕方がちょっとおかしいのではないかというようなご意見が出ましたので、ここで議会運営委員会を開きます。そこできちっとした細かなお話をいたしまして、そこで結論が出ましたら本議会へ持ってきてご報告すると。そういうように決定いたしましたので、度々で申し訳ございませんが、ここで暫時休憩を取って、なおかつ議会運営委員会を開いていただきたいと思います。以上であります。

(休憩 午後 2時58分～再開 午後 3時15分)

議長（中嶋君） 再開いたします。

議長の不手際がございまして、大分、町側の皆さん、そして議員の皆さんに貴重なお時間を頂戴いたしましたことに対して敬意を表するとともに、感謝をしております。

ここで、そうは言いましても何で暫時休憩を取ったのかと、ちょっとその中で議員のほうからちょっとおかしいのではないかというような話があったんですが、早速ですね、協力をいただきまして、議会運営委員会を開かさせていただきました。手短でよろしゅうございますので、中村議会運営委員長より、このたびの件に関してご説明をしていただきたいと思っております。

議会運営委員長（中村君） 議会運営委員長の中村です。ただいまは、貴重なお時間をいただきまして、議運についてご説明させていただきます。

今回の議事の進め方について疑義が生じたので、議事の進行、進め方の確認に時間を要した次第です。誠に申し訳ありませんでした。

議長（中嶋君） 手短ということでありましたので、議運の委員長には、まさに手短にでございました。大変ご迷惑をおかけいたしました。私からも、皆さんにご迷惑をおかけしたことに對して申し訳なく思っておりますので、引き続き議会を再開していきたいと思っております。大変失礼いたしました。

それでは、再開をしていきます。

◎追加日程第1「発委第1号 高額療養費の自己負担上限額を引き上げないことを求める意見書について」

議長（中嶋君） これより質疑に入ります。

(進行の声あり)

議長（中嶋君） これより討論に入ります。

まず、原案に反対の方の発言を許します。

4番（水出君） 私は反対の立場で討論させていただきます。発議第1号「高額療養費の自己負担額上限額を引き上げないことを求める意見書について」。令和7年度政府予算案は、高額医療費の自己負担額上限額を8月から段階的に引き上げると見直しが盛り込まれていたことは事実でございます。そして、政府は、がん患者団体や国民の声を受けて引上げを見送り、秋までに改めて方針を検討し決定すると表明して、取り下げております。そして、高額医療費については、がん患者はもとより、特殊な傷病の重篤な患者の皆さんにとって生命線であることも十分自覚するところでございます。

しかしながら、現在そういった方々をこれからもっと救うためにも、そして我々の国民生活をより充実させるためにも、社会福祉や子育て、そういったところへの見直しも検討されるところでございまして、その中で、高額医療費だけを先に値上げを反対するというところで形づ

けてしまうことはいかなるものかと思えます。

全体的に我々国民の社会福祉の増進につながる検討を政府としては行っていただくために、今回のこの高額療養費の自己負担額上限額を引き上げないことを求める検証については、反対とさせていただきます。

以上です。

議長（中嶋君） 次に、原案に賛成の方の発言を許します。

（進行の声あり）

議長（中嶋君） 次に、原案に反対の方の発言を許します。

（進行の声あり）

議長（中嶋君） 次に、原案に賛成の方の発言を許します。

（進行の声あり）

議長（中嶋君） これにて討論を終結いたします。

これより採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンをそれぞれ押してください。押し忘れはございませんか。

押し忘れなしと見て、これにて採決を確定いたします。

賛成多数。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

◎追加日程第2「発議第3号 地方財政の充実・強化に関する意見書について」

「質疑、討論なく（原案賛成、電子採決、全員賛成により）可決」

◎追加日程第3「発議第4号 「カリキュラム・オーバーロード」の改善を求める意見書について」

「質疑、討論なく（原案賛成、電子採決、全員賛成により）可決」

◎追加日程第4「閉会中の委員会継続審査申し出について」

議長（中嶋君） 各委員長から、会議規則第75条の規定による閉会中の委員会継続審査、調査の申出がありました。

お手元に配付のとおりであります。

各委員長からの申出のとおり閉会中の継続審査、調査とすることにご異議ございませんか。

（異議なしの声あり）

議長（中嶋君） 異議なしと認めます。

よって、各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査、調査とすることに決定をいたしました。

議長（中嶋君） 以上で本日の議事日程は終了いたしました。

ここで町長から閉会の挨拶があります。

町長（山村君） 令和7年第3回坂城町議会定例会の閉会にあたりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

本定例会は9月1日に開会され、本日までの22日間にわたりご審議をいただきました。提案いたしました専決報告、人事案件、令和6年度一般会計・特別会計・公営企業会計決算の認定、条例の一部改正、令和7年度一般会計及び特別会計補正予算、町道路線の廃止、町の特定の事務を取り扱う郵便局の指定と、全ての議案に対しまして原案どおりご決定を賜り、誠にありがとうございました。

さて、介護予防施設ふれあいセンターでは、ボイラー設備故障により、6月中旬から浴室の利用を休止しておりましたが、補修工事が完了し、先週16日から再開いたしました。工事期間中は、町内福祉施設のご厚意により入浴室をお借りし、介助風呂を必要とされている方への対応を行うことができました。この間のご協力に対し、関係各位に心より感謝申し上げます。今後もより使いやすい施設として、適切な運営に努めてまいります。

次に、充電式電池を原因とする発火事故が全国的に多発している状況を踏まえ、毎月第1、第3日曜日に実施しておりますサンデーリサイクルにおきまして、今月から、リチウムイオン電池、ニッケル水素電池、ニカド電池など発火の危険性がある充電式電池の回収を開始いたしました。これらが可燃ごみやプラスチック資源物に誤って混入すると大事故につながりかねませんので、適切な分別・排出にご協力をお願い申し上げます。

さて、9月下旬とはいえ、まだいまだに夏日となる日が続いておりますが、これからの秋本番に向け、文化やスポーツなど多くのイベントや事業が予定されております。

坂城中学校では、今週26日と27日に大峰祭が開催されます。ふだん出せないそれぞれの輝きを大峰祭で出そうという生徒たちの思いから決定しました「スパークル」をテーマに、クラブ発表や展示の公開、音楽会などのほか、昨年度末の中学生海外派遣事業により米国カリフォルニア州での研修に参加した生徒による報告も行われます。きらきらと輝く生徒の姿を地域の皆様にご覧いただければと存じます。

また、「モノづくりのまちさかき」を象徴する展示会、「2025さかきモノづくり展」が、10月3日、4日の2日間を会期に、公益財団法人さかきテクノセンター主催、坂城町商工会、テクノハート坂城協同組合、坂城町の共催により開催されます。町内企業各社が誇る技術・製品の展示に加え、実演や体験など工夫を凝らしたブース出展が準備されていると伺っております。

すので、大勢の皆様にご来場いただきたいと考えております。

また、モノづくり展と併せまして、町商工会工業部会を中心とした実行委員会主催による「さかきオープンファクトリー」の開催も計画されています。町内企業18社が参加し、各社の工場を会場として、工場見学やワークショップなどの体験プログラムが用意されていると伺っておりますので、こちらもぜひ多くの皆様にご参加いただきたいと存じます。

次に、10月4日には鼠橋運動公園マレットゴルフ場を会場に、「秋のスポーツ大会」を開催いたします。爽やかな秋空の下、多くの皆様にご参加いただき、マレットゴルフを通じて、世代を超えた交流と地域の活性化、町民の健康増進につながる大会となることを期待しております。

また、町内保育園の運動会は、10月11日が南条保育園、12日が坂城保育園と村上保育園での開催を予定しております。暑い日が続く中、熱中症対策を講じながら練習に励んできた子どもたちの頑張る姿を、保護者の皆様にご覧いただきたいと存じます。

次に、10月18日には、ステキさかき観光協会が主体となり、ONSEN・ガストロノミーウォーキングが開催されます。食や自然、歴史文化、温泉など、その土地ならではの魅力を総合的に体験できる全国的なイベントであり、坂城町では初めての開催となります。坂城駅をスタートし、鉄の展示館、農産物直売所あいさい、さかき千曲川バラ公園を經由して、ゴールのびんぐし湯さん館を目指す約9キロのコースを設定し、飲食（ガストロノミー）ポイントでは、おしぼりうどん、ワイン、ブドウ、スイーツなど当町的美食を堪能していただけます。このイベント開催により、全国各地から多くの方々が当町を訪れ、町の魅力を体感していただくことで、観光振興と交流人口の増加につながることを期待するところであります。

また、同日の午後2時から、町商工会主催の「さかきまちのど自慢大会」がB. Iプラザ駐車場で開催されます。生演奏をバックに、事前応募の18組の皆さんが自慢の歌声を披露するほか、焼き鳥、フランクフルト、生ビールなどの販売も予定されております。秋のひととき、大勢の町民の皆様のご来場をお待ちしております。

続いて、10月25日と26日には、「第53回文化祭」を開催いたします。今年度は、展示を南条小学校体育館、芸能公演を南条小学校音楽堂に移し、お茶席は例年どおり文化の館で行います。

また、文化祭に併せ、25日午後には南条小学校音楽堂で、ピアノとお箏の音色にアロマを用いたバラの香りを添える「ばら祭り20回記念コンサート」を開催いたします。ばら公園の映像とともに、音楽を通して町花バラを感じていただける催しとなっておりますので、ぜひ多くの皆様にお越しいただきたいと存じます。

なお、文化祭の開祭式に先立ち、「町表彰式」及び「WAZAパワーアップ事業表彰式」を挙行いたします。長年、町の発展にご尽力いただいた皆様にご感謝を申し上げますとともに、もの

づくりに係る卓越した技能、技術の高度化及び人材育成に寄与された優秀な技術者等を表彰いたします。

また、文化祭2日目と同日の26日は、坂城駅前多目的広場及び中心市街地コミュニティセンターにおいて「第6回鉄道フェスタ in さかき」を開催いたします。169系電車保存会との共催により、当日は、記念硬券、硬い切符ですね。記念切符の無料配布、ボンネットバスの無料周遊乗車、鉄道模型・ジオラマの走行展示、クラシックカーの展示撮影会に加え、町内事業者の物販や、しなの鉄道によるグッズ販売も予定しております。鉄道ファンのみならず、町内外多くの皆様にご来場いただければと存じております。

月が変わって11月6日には、文化センターにおきまして、さきの大戦で犠牲となられた当町の戦没者に哀悼の誠をささげる「戦没者追悼式」を執り行います。一般の方にもご参列いただける形での開催を予定しております。戦没者を追悼し、恒久的な平和を祈念するため、より多くの方にご参列いただきたいと考えております。

続きまして、国道18号バイパスの整備促進に向けてであります。10月後半に「坂城町国道バイパス、県道整備促進期成同盟会」として、町関係機関の代表の皆様とともに、国土交通省、財務省、そして県選出国會議員に対する要望活動を予定しており、現在、関係機関を通じて日程調整を行っているところであります。地域住民の思いをつなぐ国道バイパスでありますので、今後も坂城町区間の早期整備について、機会を捉えて積極的に要望してまいりたいと考えております。

さて、今年は5年に一度行われる国勢調査の年であり、10月1日を基準日として全国一斉に調査が実施されます。調査の回答にあたっては、個人情報の保護や24時間いつでも回答できる利便性と安全性の観点から、インターネット回答が推奨されております。今月下旬から来月にかけて、調査員が各世帯に伺いますので、町民の皆様のご協力をお願いいたします。

また、日没時間の早まりとともに夕暮れ時や夜間における交通事故の危険が高まってまいります。運転者、歩行者、自転車の利用者それぞれが交通ルールを遵守し、正しい交通マナーを実践していただくよう呼びかけ、交通事故の防止を図ることを目的として、昨日21日から30日までの10日間、「秋の交通安全運動」を実施しております。「信濃路は みんなの笑顔 つなぐ道」のスローガンの下、より一層の啓発に努めてまいります。町民の皆様におかれましても、交通安全へのご協力をお願いいたします。

また、9月に入りインフルエンザの患者数が増え始めており、県は今日10日に「長野県がインフルエンザの流行期に入った」と発表しました。これは昨年より2か月ほど早い流行期入りとなります。町では、来月からインフルエンザ予防接種の助成を開始し、65歳以上の方は1千円の自己負担で接種ができるほか、中学生以下のお子さんには1回の接種につき1千円を助成いたします。ご自身やご家族の予防のため、早めの接種をお願いいたします。

今年は酷暑が続きましたが、朝夕は次第に涼しくなり、間もなく秋本番を迎えます。議員各におかれましては、健康に十分留意され、ご活躍されますことを祈念申し上げまして、閉会の挨拶とさせていただきます。

議長（中嶋君） これにて令和7年第3回坂城町議会定例会を閉会いたします。

お疲れさまでございました。

（閉会 午後 3時36分）

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

坂城町議会議員 中 嶋 登

坂城町議会議員 朝 倉 国 勝

坂城町議会議員 滝 沢 幸 映

坂城町議会議員 大 森 茂 彦

一般質問通告一覧表

発言順位	要 旨	通 告 者	答弁を求める者
1	1. 町民の命を守るために イ. 自主防災会の強化育成は ロ. 避難所の安全対策は ハ. 危機管理部署の設置を 2. 安心して子育てをするために イ. 産後ケアの現状は 3. 高齢者がいつまでも元気に イ. シニアクラブの現状は 4. 子どもの権利条約に触れて イ. 子どもの意見表明の尊重を	13番 大森茂彦	町 長 教 育 長 担 当 課 長
2	1. 防災力強化について イ. 防災訓練について ロ. 各自治区の強化と支援について ハ. 災害時の連携について ニ. 自主避難について	2番 大日向進也	町 長 担 当 課 長
3	1. 2025さかきモノづくり展について イ. 2025さかきモノづくり展の目的や取り組みなど について 2. 「ユースセンター」について イ. 「ユースセンター」の設置について	6番 中村忠靖	町 長 教 育 長 担 当 課 長
4	1. ヤングケアラー支援について イ. 町の状況について ロ. 認識について ハ. 今後について	3番 塚田舞	町 長 教 育 長 担 当 課 長
5	1. 熱中症対策について イ. 住民への対策について ロ. 学校（小・中学校）での対策について 2. DX推進について イ. これまでの事業について ロ. 現在の事業について ハ. 今後の事業計画について	5番 宮入健誠	町 長 教 育 長 担 当 課 長

発言順位	要 旨	通 告 者	答弁を求める者
6	1. 教育について イ. 子どもの権利と町の理念について ロ. 教育大綱について 2. 教室の断熱改修について イ. 学びの場として ロ. 避難所として	10番 衿 津 明 子	町 長 教 育 長 担 当 課 長
7	1. 健康保持増進について イ. 小中学生の生活習慣病予防について ロ. 保健事業の推進状況について 2. 福祉避難所について イ. 町内要配慮者の避難所について	4 番 水 出 康 成	町 長 担 当 課 長

高額療養費の自己負担上限額を引き上げないことを求める意見書

医療機関等での患者の自己負担が一月当たりの上限額を超えた際に、その超過分を支給する高額療養費制度は、患者の経済的負担を軽減し、国民が必要な医療を受けられるよう保障するセーフティーネットとしての役割を果たしている。

令和7年度政府予算案には、高額療養費の自己負担上限額を8月から段階的に引き上げる「見直し」が盛り込まれていた。

しかし、政府はがん患者団体や国民の声を受けて引き上げを見送り、秋までに改めて方針を検討し決定すると表明した。高額療養費は、がん患者をはじめ重篤な疾患の患者にとって、まさに命綱である。自己負担上限額の引き上げは、受診抑制や治療継続の断念につながりかねない。

高額な医療が必要となる可能性は、世代を問わず誰にでもある。国の責任において財源を確保し、持続可能で安心できる公的医療制度を維持・充実させることこそが求められている。

よって国においては、誰もが安心して必要な医療が受診できるよう、高額療養費の自己負担上限額を引き上げないことを強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和7年9月 日

長野県埴科郡

坂城町議会議長 中 嶋 登

内閣総理大臣 石 破 茂 殿

財 務 大 臣 加 藤 勝 信 殿

厚生労働大臣 福 岡 資 麿 殿

地方財政の充実・強化に関する意見書

政府は令和7年6月に「経済財政運営と改革の基本方針2025」を閣議決定し、賃上げを起点とした成長型経済の実現や、中長期的に持続可能な経済社会の構築を目指している。

人口減少が加速する中で、これからの施策は極めて重要であり、地方自治体においても同様の対応が求められている。

当町においても、人口減少や少子高齢化の進行が顕著であり、機械・金属加工を中心とする中小製造業の人員不足や都市部との賃金格差、原材料費高騰など課題が深刻化している。

さらに、社会保障需要の増大、防災・減災、脱炭素化、公共交通の維持、デジタル化推進など、地方自治体が担う役割は一段と広がっており、そのための財政基盤の強化は喫緊の課題である。

またこの度、全国知事会においても「現場から日本を動かす」との理念のもと、地方自治体の実情を踏まえた施策推進が一層進むことを期待している。こうした流れと歩調を合わせ十分な配慮と財政措置を講じられるよう下記の事項について強く要望する。

記

- 1 人口減少・少子高齢化、産業人材不足、社会保障の充実、防災・減災、脱炭素化、公共交通の維持、デジタル化など、増大する地方の財政需要を的確に把握し対応するため、現行水準を超える地方財源の充実を図ること。
- 2 物価上昇を上回る賃金上昇を普及・定着させ、地域産業の人材確保と持続可能な経済基盤の形成を支援すること。
- 3 官民連携による投資拡大を地方自治体にも広げ、地域の活性化につなげること。
- 4 子ども、医療、介護、少子化対策など社会保障の充実を着実に進め、必要な専門人材の育成・確保を支援すること。
- 5 防災・減災や国際情勢の変化に対応できる強靱な経済構造を構築すること。
- 6 「地方創生推進費」については、1兆円を超える十分な予算を恒久的に確保し、持続可能な地域社会の維持に直結する施策に重点的に活用すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和7年9月 日

長野県埴科郡

坂城町議会議長 中 嶋 登

衆議院議長	額 賀 福志郎	殿
参議院議長	関 口 昌 一	殿
内閣総理大臣	石 破 茂	殿
総務大臣	村 上 誠一郎	殿
財務大臣	加 藤 勝 信	殿
厚生労働大臣	福 岡 資 麿	殿
国土交通大臣	中 野 洋 昌	殿
デジタル大臣	平 将 明	殿
内閣府特命担当大臣	三 原 じゅん子	殿

(こども政策 少子化対策 若者活躍 男女共同参画)

「カリキュラム・オーバーロード」の改善を求める意見書

近年、学校教育現場において、教育内容の増加と教員不足が重なり、授業や業務が過密化する「カリキュラム・オーバーロード」の問題が全国的に深刻化している。

小学校においては、平成23年（2011年）に「外国語活動」が必修化、平成30年（2018年）「外国語（英語）」が教科化に向かい、平成30年（2018年）「道徳」の教科化、令和2年（2020年）「プログラミング教育」の必修化、などが追加され、既存の授業時数の中に新しい科目が組み込まれてきた。

高等学校では令和4年（2022年）「情報Ⅰ」を必修化し、教育内容が拡大する一方で、授業時間は限られ、進度の過密化を招いている。

ICTの活用は将来的に効果を発揮する一方で、現場では機器の管理や操作指導、教材準備の二重化などで時間的負担が増しているのが実態である。さらに、教員の長時間労働の要因として、授業準備や校務分掌に加え、部活動指導（地域移行が進んでいない地域では特に顕著）が大きな比重を占めている。

令和4年度（2022年度）文部科学省調査では、公立学校教員の在校等時間は小中学校ともに週50時間超が多数を占め、週60時間以上は小学校14.2%、中学校36.6%に達している。

また、精神疾患による休職者は令和5年度（2023年度）に7,119人と過去最多となり、教員不足を一層深刻化させている。こうした状況は、教育の質の低下や、子ども一人ひとりに丁寧に向き合う時間の減少を招いている。

教育の質を確保し、子どもたちの健やかな成長を支えるためには、教育内容の精選と業務の適正化を進め、教員が持続可能な形で職務を果たせる体制を構築することが急務である。単に授業量の調整にとどまらず、教員の資質向上を支えるための環境整備や人的支援、待遇改善など、多角的な負担軽減策を講じることが不可欠である。

よって、国においては次の事項を早急に実施するよう強く求める。

記

- 1 学習指導要領を見直し、外国語やプログラミングなど新規科目導入後に生じた過密な授業進度を是正するため、教育内容の精選・重点化を行うこと。あわせて、授業改善を支える人的支援や教育現場の体制強化を進めること。
- 2 義務教育の授業時数を前提としつつ、学校現場の実情に応じて教育内容を整理・調整できる仕組みを制度化すること。

- 3 新たな教育施策を導入する際には、既存業務を精査し、総業務量が増加しないよう調整すること。
- 4 教員定数の改善や部活動地域移行の加速などを通じ、教員の長時間労働を是正し、持続可能な教育体制を構築すること。あわせて、教員の資質向上を支える環境・待遇の改善にも取り組むこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和7年9月 日

長野県埴科郡

坂城町議会議長 中 嶋 登

衆議院議長	額 賀 福志郎	殿
参議院議長	関 口 昌 一	殿
内閣総理大臣	石 破 茂	殿
総務大臣	村 上 誠一郎	殿
財務大臣	加 藤 勝 信	殿
文部科学大臣	阿 部 俊 子	殿